朝鮮

一月號

朝鮮總督府朝鮮史編修會編

朝鮮史

菊判天金總クロス裝
各卷五百餘頁
コロタイプ圖版入
一部 定價 百五十圓
送料實費

編	卷	定價	内容	本文	圖版
第一編（新羅統一以前）	第一卷	四圓	朝鮮史料	本文七三[illegible]頁	圖版九葉
	第二卷	四圓	日本史料	本文[illegible]五二頁	圖版九葉
	第三卷	六圓	支那史料	本文八〇八頁	圖版十三葉
第二編（新羅統一時代）	全一卷	四圓	自己巳新羅文武王九年 至乙未高麗太祖十八年	本文[illegible]五七頁	圖版八葉
第三編（高麗時代）	第一卷	四圓	自丙申高麗太祖十九年 至癸亥高麗[illegible]宗[illegible]年	本文[illegible]三〇頁	圖版九葉
	第二卷	四圓	自甲子高麗[illegible]宗[illegible]年 至丙寅高麗毅宗元年	本文[illegible]〇〇頁	圖版九葉
	第三卷	四圓	自丁卯高麗毅宗二年 至壬午高麗高宗十年	本文五八一頁	圖版九葉
	第四卷	四圓	自癸未高麗高宗十一年 至戊寅高麗忠烈王五年	本文五五〇頁	圖版十葉
	第五卷	四圓	自己卯高麗忠烈王六年 至庚午高麗忠惠王元年	本文五四三頁	圖版六葉
	第六卷	四圓	自辛未高麗忠惠王二年 至甲寅高麗廢王元年	本文四七九頁	圖版十葉
	第七卷	四圓	自乙卯高麗廢王二年 至壬申高麗恭讓王四年	本文四八三頁	圖版九葉
第四編（朝鮮時代前期 自太祖朝 至宣祖朝）	第一卷	四圓	自壬申朝鮮太祖元年 至庚寅朝鮮太宗十年	本文五五六頁	圖版十葉
	第二卷	四圓	自辛卯朝鮮太宗十一年 至癸卯朝鮮世宗五年	本文五一六頁	圖版六葉
	第三卷	四圓	自甲辰朝鮮世宗六年 至壬戌朝鮮世宗廿四年	本文六八三頁	圖版八葉
	第四卷	四圓	自癸亥朝鮮世宗廿五年 至丙戌朝鮮世祖十二年	本文七二六頁	圖版十三葉
	第五卷	六圓	自丁亥世祖十三年 至丁巳燕山君三年	本文一〇三八頁	圖版十四葉
	第六卷	四圓	自戊午朝鮮燕山君四年 至乙亥朝鮮中宗十年	本文五六三頁	圖版十葉
	第七卷	四圓	自丙子朝鮮中宗十一年 至庚子朝鮮中宗卅五年	本文六一五頁	圖版十一葉
	第八卷	六圓	自辛丑朝鮮中宗卅十六年 至辛未朝鮮宣祖四年	本文七七六頁	圖版十二葉
	第九卷	四圓	自壬申朝鮮宣祖五年 至壬辰朝鮮宣祖廿五年	本文六八二頁	圖版十四葉
	第十卷	六圓	自戊戌朝鮮宣祖廿六年 至丁未朝鮮宣祖四十年	本文一二一八頁	圖版十八葉
第五編（朝鮮時代中期 自光海君朝 至英祖朝）	第一卷	四圓	自戊申朝鮮光海君卽位元年 至乙丑朝鮮仁祖三年	本文五三七頁	圖版十二葉
	第二卷	四圓	自丙寅朝鮮仁祖四年 至丁丑朝鮮仁祖十五年	本文四八二頁	圖版十二葉
	第三卷	四圓	自戊寅朝鮮仁祖十六年 至丁酉朝鮮孝宗八年	本文五八四頁	圖版十二葉
	第四卷	四圓	自戊戌朝鮮孝宗九年 至癸丑朝鮮顯宗十四年	本文五四六頁	圖版八葉
	第五卷	四圓	自甲寅朝鮮顯宗十五年 至己巳朝鮮肅宗十五年	本文六三四頁	圖版九葉
	第六卷	六圓	自庚午朝鮮肅宗十六年 至庚寅朝鮮肅宗卅六年	本文八一〇頁	圖版九葉
	第七卷	六圓	自辛卯朝鮮肅宗卅七年 至丙午朝鮮英祖二年	本文八五二頁	圖版十一葉
	第八卷	六圓	自丁未朝鮮英祖三年 至己巳朝鮮英祖廿五年	本文一〇四六頁	圖版十葉
	第九卷	六圓	自庚午朝鮮英祖廿六年 至乙未朝鮮英祖五十一年	本文七七八頁	圖版十一葉
	第十卷	六圓	自丙申朝鮮英祖五十二年 至庚申朝鮮正宗廿四年	本文一〇二〇頁	圖版九葉
第六編（朝鮮時代後期 自純祖朝 至李太王朝）	第一卷	四圓	自庚申朝鮮純祖卽位年 至庚辰朝鮮純祖二十年	本文七二〇頁	圖版九葉
	第二卷	四圓	自辛巳朝鮮純祖廿一年 至庚子朝鮮憲宗六年	本文七一〇頁	圖版九葉
	第三卷	四圓	自辛丑朝鮮憲宗七年 至癸亥朝鮮哲宗十四年	本文七〇一頁	圖版九葉
	第四卷	六圓	自甲子朝鮮李太王元年 至甲午朝鮮李太王卅一年	本文一一〇三頁	圖版二十三葉

發賣元 京城府蓬萊町三丁目六十二 朝鮮印刷株式會社 振替口座京城四〇番

朝鮮總督府及京城帝國大學發行叢書

叢書	書名	附	體裁	製本	定價	送料
朝鮮史料叢刊第一	高麗史節要	附解説	一部二十四册 寫眞製版	和綴全三帙	定價二十八圓	送料實費
朝鮮史料叢刊第二	海東諸國記	附解説	一部一册 寫眞製版	和綴帙入	定價三圓八十錢	送料實費
朝鮮史料叢刊第三	軍門謄錄	附解説	一部一册 寫眞製版	和綴帙入	定價三圓二十錢	送料實費
朝鮮史料叢刊第十	鎭管官兵編	附解説	一部一册 寫眞製版	和綴帙入	定價五圓	送料實費
朝鮮史料叢刊第十二	制勝法略	附解説	一部一册 寫眞製版	和綴帙入	定價三圓五十錢	送料實費
奎章閣叢書第一	瀋陽狀啓	附、附錄	一册	總クロース製本 菊版六八〇餘頁	定價五圓	送料實費
奎章閣叢書第二	大東輿地圖	附別册索引	一部二十三層 寫眞製版	菊版	定價七圓	送料實費

京城府蓬萊町三丁目六十二
發賣元 朝鮮印刷株式會社
振替口座京城四〇番

一月四日朝鮮警察官の始式を擧行

元旦早朝朝鮮神宮で盲人の武運長久祈願

たゞ戰ひ拔かん

朝鮮總督　南　次郎

世界大改造戰酣なる中に光輝ある昭和第十七の新春を迎ふ。山川の曙色自ら瑞祥に充ち、磅礴たる正氣を現ずるに似たり。玆に疆内官民諸君と共に　聖壽の萬歳を壽ぎ奉ると共に皇運の無窮と赫々大稜威を頌し奉り併せて年頭の覺悟を俱にせんと思ふ。

過ぐる第一次世界大戰に際し、我が帝國は日英同盟の情誼を重んじて之に參戰し、東亞安定勢力たるの地位を確保し大戰を終局に導く爲多大の貢獻を爲したるに關らず、何等酬ひらるゝ處なかりしは今尙ほ我等の記憶に新たなる處なり、而も戰後に於ける米英アングロサクソンの世界制覇機構は我日本に對する壓迫と東亞の經濟的、政治的侵略とに其の全力を傾注せり。

惟ふに前大戰後、米英兩國の東洋市場に於ける政治及經濟的侵略行爲は極めて熾烈にして其目的遂行のた

めに彼等は緊密に聯繫合作し、或は華府會議による日英米主力艦の比率制限、或は日英同盟の廢棄、或は支那の門戶開放、機會均等を規定する九ケ國條約或は倫敦會議等に於て我が帝國の自主的活動力を緊縛し、他面彼等自らの經濟ブロックに據つて日本の輸出貿易を牽制しつゝ、蔣介石の民國統一援助に名を藉つて排日運動を激成せしむる等、陰險惡辣なる方法を講じて日本の抑壓と支那の植民地化とを企圖し來つたのであつた。

滿洲事變は實に斯くの如き東亞情勢の雰圍氣の所產であり、滿洲帝國は東亞民族國民が英米の禍心を反撥する意思の表現であつたが這般支那事變も亦英米の煽動と支援によつて發生し繼續し、今や當然の發展形態として大東亞戰の勃發に至るも偶々歐洲に於ても米英金權に依り多年の壓迫を被り來りたる獨伊兩國民を奮起せしめ玆に第二次世界大戰を誘發せしめたるものにして其責任者が彼等ユダヤ人的金權主義を以て全世界を壟斷し他の犧牲に於て飽くなき物慾の生活を營まんとした英米アングロサクソン國民であることは世界周知の事である。

然れども由來好事魔多くして奢る者は久しからず、天道は正に與して邪は永きを保つを得ない。過去數世紀に亙り弱國異民種に對して貪婪を恣にしたる彼等も今や自ら作爲し挑發したる大戰によつて嚴かなる歷史

の審判を其の積惡に對して受けんとして居る。今や武士道日本の毅然たる蹶起により大東亞に義戰の旗は翻へり、緒戰以來連戰連勝の皇軍威力と脆くも慘敗の迹を戰史に印しつゝある彼等の命路とを對比すれば、大東亞に、歐洲に、人類の企求して已まぬ共存共榮の道義世界は次第に其の姿を現はさんとするのである。世界史大轉換の意義は正に日獨伊三國民と其の與國々民との奉ずる新しき道德的世界觀の、英米の唯物的世界觀に對する勝利に依つて明かとなるべきであり、今次世界大戰の眞の性格も亦この一點にあることは爭ふの餘地を見ない。

大東亞戰爭は彼我共に國家の總力を擧げて戰ひ且つ、其の戰場極めて廣大なる爲め長期戰に移行するものと覺悟せざる可らず、從て我等一億國民は其の胸臆に燃ゆる必勝不敗の信念と、臣道實踐による總力の發揮とに依り不信不義なる驕傲米英を屈服せしめ之を東亞の天地より驅逐し世界新秩序建設の偉業を完遂せざる可らず。

既往を懷ひ將來を按ずれば眞に千載にして一遇の秋なり、生を昭和の盛世に享け、肇國の理想を世界に行ひ大東亞十億民衆のために永代の福祉を頒たんとする我等の使命は何物にも譬へ難き感激にあらずして何であらう歟、私は疆内官民と共に、誠心誠意　聖旨を奉戴して銃後の戰を戰ひ拔かんことを期するものである。

大東亞戰爭と朝鮮及び朝鮮經濟

鈴木武雄

目次

一、はしがき——大東亞經濟戰爭

我々は、いまその名も雄渾な大東亞戰爭の眞只中にある。世界人類、就中アジア十億民衆の公敵たる米英をその多年の王座から驅逐すべき世界史轉換の一大戰爭の眞只中にあるのである。

畏くも、宣戰の　大詔には

朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ違算ナカラムコトヲ期セヨ

と宣はせられ、更に、忝き極みなが　朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シと迄仰せられた。何と云ふ光榮であり、何と云ふ感激であらう。日本人として　陛下のかくまでの御信倚を忝うして、感激勇奮せざる者があらうか。玆に、銃前銃後を貫く國民總動員、國家總力戰體制の原動力が盛り上るのである。而して　陛下の御信倚を忝うした「有衆」の中には、言ふ迄もなく、半島二千四百萬の同胞が含まれてゐることを想ふとき、朝鮮にある我々臣民は、一層臣責の重大なることを痛感せざるを得ないのである。

大東亞戰爭勃發以來未だ三旬を經ないが、緒戰以來既に皇軍の威武は、陸海空に連戰連勝の大戰果を擧げ、就中、米太平洋艦隊の全滅、英極東艦隊主力の覆滅、香港及びマニラの攻略の如きは全世界を驚倒せしむる大戰果であり、米英がアジア支配の據點と恃むは、殘るところたゞシンガポール一つとなつたが、そのシンガポールの陷落も最早時日の問題に過ぎず、グアム、ウエーキ等のアメリカ太平洋進攻基地竝に英領ボルネオは既に日章旗の下におかれるに至つた。皇軍の必勝不敗は、豫てから國民の確信するところであつたが、かくの如き大戰果を前にして、國民のこの確信は愈々確固不動のものとなつた。こと武力戰に關する限り、我々は、正直なところ米英を最早呑んでかゝつてゐることを告白せざるを得ない。

併しながら、近代戰が國家總力戰と言はれる所以のものは、武力戰と並行して思想戰、經濟戰が重要な役割を荷つてゐるが故に他ならない。而して、總力戰に於ける銃後國民の戰野は、主としてこの思想戰、經濟戰に

あり、これに勝ち抜くことが第一線の武力戰と同様絶對に必要であることは茲に更めて言ふ迄もないところである。それ故に、南總督も、開戰に際して發した諭告の中に

上ニ皇祖皇宗ノ神靈ト聖上ノ大稜威在スアリ、無敵皇軍ノ奮鬪克ク必勝ノ戰果ヲ生ムヲ疑ハスト雖、銃後國民ノ大任亦甚タ加重セルヲ自覺セサルヘカラス

と戒めてゐるのである。我々は、武力戰の戰果に徒に醉ふことなく、經濟戰の戰士としても大東亞戰爭の完遂に粉骨碎身、以て忠良なる臣民たらねばならない。

二、大東亞經濟戰爭と二つの謬れる極端論

經濟戰爭としての大東亞戰爭に關しては、私は、二つの謬れる極端論があると見てゐるのである。

その一つは、武力戰に關する限り必勝不敗の確信をもつが、經濟戰に關しては、何と云つても世界の二大富强國米英を敵に廻してゐるのであるから、並々ならぬ苦戰に追ひ込まれるであらうと云ふ見解である。

その二は、太平洋の武力的制覇によつて、資源の世界的寶庫が我が國の支配に歸するから、今迄の持てる國米英は、一變して持たざる國に轉落し、かくて經濟戰爭も亦容易に我が方の勝利に歸するであらうと云ふ見解である。

これら二つの見解は、私見に依れば、何れも謬つてゐる。何故謬つてゐるか。先づ前者の見解に就いて言へば、支那事變に伴ふ戰時經濟を既に四年有半も續けて來た我が國が、此の上更に米英を向ふに廻して、長期

經濟戰を遂行することは我が戰時經濟を愈々益々深刻化するであらうと考へるのは、或る意味に於ては、無理からぬことではあるが、併しながら、過去四年有半の支那事變に伴ふ我が戰時經濟をば深刻困難たらしめたものは、實に米英の執拗な妨害であつて、而もこの妨害を武力的に排除する途が與へられず、事毎に對米英國際關係が考慮されねばならなかつた不自由にあるのである。言ひ換へれば、米英を武力的に撃滅する大東亞決戰戰爭は、去る十二月八日を以て火蓋が切られたのではあるが、併し我が國の米英に對する經濟戰爭卽ち大東亞經濟戰爭は既に支那事變勃發當初より開始されてゐたのであり、而も米英は、東亞の至る所に——皇軍占據下の支那大陸に於てすら——植民地、租借地、租界その他各種の權益と云ふあらゆる形に於ける經濟的トーチカを確保して居り、これに據つて我が東亞共榮經濟圈の建設を妨害し來つたのであるから、このやうなトーチカを其の儘にして、否、出來るだけそれを傷けないやうにして、進まなければならなかつた我が國が如何に對米英經濟戰爭に於て苦戰の立場におかれたかは當然のことゝ言はなければならない。從つて、若し過去の我が戰時經濟に於て幾多の苦難があつたとすれば、それは蔣介石に對する武力戰爭に基く消耗が莫大であつたためではなく、實に米英のこの經濟的攻勢をジツと堪え忍びながら、國防力增强、生產力擴充の長期建設的經濟を大規模に營んで行かなければならなかつたことにあるのである。その極まる所、資產凍結令の適用となり、經濟斷交となり、そして遂に　聖斷は下つたのである。最早米英に對して何の顧慮する必要もない。彼の妨害は武力を以て排除するのみ、彼の經濟封鎖線は武力を以て突破するのみ、而して彼の經濟的トーチカは武力を以てまたこれを奪取するのみ、かくて我が戰時經濟は、何時果つべしとも知れなかつた迷路より出でて、假令その

途は長くとも、ハツキリと目的地に通ずる大道を進むやうになつたとでも言ふべきであつて、從つて、支那事變が大東亞戰爭に發展したことによつて、我が戰時經濟がより一層の苦難の段階に入ると考へるのは謬りである。戰爭そのものが比較にならぬ程大規模なものに擴大したのであるから、戰時經濟も亦それに伴つて生易しいものでなくなることは勿論ではあるが、併し經濟戰爭に於ける我が國の立場が苦戰に陷ると考へるべき理由は最早少しも存在しないのである。

かやうな意味に於て、前述第二の見解はまた一面の眞理を傳へてゐる。蓋し大東亞戰爭こそは、我が國にとり「戰ひつゝ肥り、肥りつゝ戰ふ」ところの戰爭に相違ないからである。石油も、ゴムも、錫も、麻も、キニーネも、其の他我が國にとつて必要不可缺な原料資源が我が支配下におかれ、反對に米英は、從來東亞に依存してゐた戰略的原料の供給を斷たれて、反對に逆封鎖の立場におかれるのである。この傾向は、皇軍の相次ぐ輝かしい戰果に依つて益々確實視されるに至つた。併しながら、これを以て對米英經濟戰爭は容易に我が國の勝利に歸すると考へることは大きな謬りである。

成る程所謂A・B・C・D包圍陣は見事に突破された。軈て間もなく完全に崩壞するであらう。偉大なる皇軍の武力は間違なく早晚それを實現して吳れるであらう。そして南方圈をも含めた大東亞共榮圈は形成せられるであらう。併しながら、實現せられたこの大東亞共榮圈を、眞の共榮圈としていつまでも維持し發展せしめて行くのは經濟戰士の任務であり、若しそれが出來ないで、折角共榮圈の一員となつたものを脫落せしむるやうなことがあれば、それは經濟戰に於て敗れることに他ならない。成る程資源は豐富である。而も今迄それを壟斷し獨

占してゐた米英を驅逐して、我々の支配下におくのであるから、これは素晴しいことには相違ないが、こゝで注意しなければならぬことは、それらの資源が米英の獨占から我々の支配に移されたと云つても、我々はそれらの資源を無償で奪取するのでは決してないと云ふことである。でなかつたならば、それは凡そ共榮圏の趣旨と相反する。然らば、如何にするか。それだけの價値あるものを、共榮圏諸民族の欲する物資の形に於て、我が國より供給してやらなければならぬ。また、共榮圏内に於て産出するこれらの豐富な原料物資は、これを買取つた我が國に於て充分に工業的に消化されねばならぬ。それが出來ないで、共榮圏諸地域にそれら原料物資の滯貨の山を餘儀なくせしめるやうでは、これまた共榮圏の共榮圏たる所以に反することになる。かくて、何れにしても、中心指導國たる我が國に於ける經濟力の飛躍的躍進が絶對的に必要である。大東亞戰爭は慥かに資源戰爭としての性格を有してはゐるが、その資源を生かすか生かさないかは專ら我が經濟力の進展如何にかゝつてゐる。このやうな意味に於て、對米英經濟戰爭は容易に我が國の勝利に歸するとする手放しの樂觀論も亦謬つてゐると私は思ふのである。

そこで、日本戰時經濟は、大東亞戰爭を轉機として寧ろ有利な段階に入り、支那事變當時の如き謂はゞ守勢的態勢から攻勢的態勢に轉じ從つて前途明朗化するに至つたと言ふべきであるが、それは飽く迄も我が經濟力の飛躍的前進あつてのことであつて、この意味に於て銃後經濟の任務は一層加重されたと言はなければならぬのである。

然らば、朝鮮經濟は、この大東亞經濟戰爭下にあつて如何なる經濟戰略的役割を荷はねばならぬであらう

か。

三、大東亞共榮圏の核心――「內鮮一體」

我々は、今更めて、大東亞共榮圏に於ける朝鮮の地位を省察しなければならないが、私は、今日程「內鮮一體」の眞義が淸新且つ深遠な意味を以て再確認せられねばならぬ時はないと信ずる。抑々東亞新秩序と云ひ或は大東亞共榮圏と云ふも、その中心的主體が飽く迄も我が皇國日本であり、我が皇國日本の指導的實力を根本的前提となすものであることは今更言ふ迄もないところである。若し、並列的、平板的な東亞諸國乃至東亞諸民族の聯合乃至聯盟と云つたやうなことを考へるならば、それは、過般政府が斷乎たる警告を發した「皇國の主權を晦冥ならしむるが如き」惧れある東亞聯盟論的な考へに他ならないばかりでなく、おそらくは東亞新秩序の建設を單なる觀念的空語に終らしむる非實際的な抽象論に他ならぬと私は考へる。東亞新秩序の建設を具體的に考へ且つ一歩一歩その實踐を踏みしめて行かうとする者にとつては、先づ第一に、その中心的主體たる日本の、國家としての强力性を更に一層彌が上にも希求せざるを得ない。謂ふ所の東亞新秩序なるものが英米の搾取主義乃至共產主義をアジアから排除することにある以上、これは當然のことでなければならない。

扨て、東亞新秩序乃至大東亞共榮圏の建設には日本が飽く迄もその中心的主體とならねばならぬこと前述の如くであるが、然らば、主體たるべき日本を中心として見た場合、謂はゞ客體たるべき大東亞共榮圏內の諸民族は、譬へて見れば主體たる日本が圓の中心にあつて、その中心から同じ半徑の距離をもつ圓周上に並列する

と云つた關係にあるのであらうか。併しこれも極めて抽象的な考へ方と言はなければならぬ。

私見に依れば、東亞共榮圏が大東亞共榮圏に擴大せられることが理想から現實となつた今日に於ても、更にそれがアジア全體に擴大せられることがあり得る場合に於ても、その中心は飽く迄も日本であると同時に、その樞軸は飽く迄も日滿支の互助連環關係でなければならぬと思ふ。日滿支がその互助連環關係を鞏固に確立し發展せしむるのでなければ、大東亞共榮圏も將又如何なるヨリ擴大せられた共榮圏もその建設を言ふことは空語に歸するであらう。これに就いても餘り多くを言ふ必要はないと信ずる。

然らば、日滿一億一心關係は、この日滿支關係の更にヨリ深いところに結ばれてゐる不可分關係であること今更言ふ迄も無いところであるから、日滿不可分關係こそは、大東亞共榮圏或は如何なるヨリ大いなる共榮圏に擴大發展するも、その根基的樞軸たるべきことが確認せられねばならぬ。

このやうに、飽く迄も具體的、現實的に物事を考へて行く者にとつては、如何なる遠大の理想も、空中に樓閣を築くのではなくして、先づその基礎工事を鞏固にかため、次いで一階、二階、三階と一歩一歩高きに積み重ねて行くことが必要なのである。基礎を輕視し、一階、二階を忽にしては如何なる大廈高樓と雖もそれは見せかけに過ぎない。かゝる意味に於て、我々は、大東亞共榮圏の結合樣式は、主體的中心が皇國日本にあることを强調するばかりでなく、またそれ故にこそ、一歩進めて、この主體的中心より發して漸次結合の强度を異にする段階的、階梯的なものでなければならぬことを主張するのである。大東亞共榮圏は、その構成諸民族が何れも、主體的中心から等距離の半徑を以て描かれた周圍の上に並列する圓形にも似た平板的なものではなく

て、謂はゞ時計の發條(ゼンマイ)のやうに、中心に行く程强靱な引き締りをもち、而もそれ故にこそ驚くべき伸張力を以て絶えず與へられた圓周を擴大せんとしてゐる立體的、發展的なものでなければならない。

このやうに、日滿不可分關係が大東亞共榮圏の根基的樞軸でなければならぬとすれば、私は更に一歩を深めて、それよりも尙一層の深部に「內鮮一體」が嚴存してゐると云ふことを更めて確認して貰ひ度いと思ふのである。そして、こゝに言ふ「內鮮一體」とは必ずしも精神的なるもののみを意味してゐるのではなく、精神的なるものと共に、經濟的なるものをもそれは意味してゐるのである。「內鮮一體」は大陸に於ける、延いて大東亞に於ける皇國の姿に他ならないと私は信じてゐる。

この「內鮮一體」の嚴然たる關係は、朝鮮に住む內鮮人は勿論のこと、內地に於ても滿洲に於ても支那に於ても將又大東亞共榮圏の如何なる地域に於ても、全日本人がこれを完成すべく益々努力しなければならないのであつて、滿洲事變、支那事變、更に大東亞戰爭と發展して、次々に共榮圏が擴大されて行つても、否擴大されて行けば行く程益々この中核的紐帶は强靱化せられねばならないのである。大稜威南方アジアに及び、南方への關心が日本人を捕へることは洵に當然であり、南方發展への熱情を全日本人に要求しなければならぬことは勿論であるが、併しながら、それだからと云つて「朝鮮は忘れてしまつてもよい」のでは斷じてないのである。

大東亞戰爭下、この曠古未曾有の大膨脹期にあつて、私は殊更にこのことを强調しなければならないと信ずるのである。

四、アジア解放運動の主體たる半島同胞

右に關聯して、附言しなければならぬことは、半島二千四百萬同胞がおかれてゐる立場である。今更言ふ迄もないことであるが、半島二千四百萬同胞は日本人であり、內地人と共に大東亞共榮圈の指導者たる榮譽と責任を荷ふものである。大東亞戰爭は、當然にアジア民族の解放戰爭でなければならず、東亞新秩序建設の意義はまさにそこにあらねばならないが、併しながら、こゝに注意しなければならぬことは、この大東亞聖戰によつてアジア民族が解放せられねばならぬところのその東亞舊秩序なるものは、米英を中心とする西洋的勢力のアジア諸民族に對する植民地的支配だと云ふことである。

然るに、我が半島同胞は、歐米人の植民地的支配を未だ曾て知らないのである。それは、支那や泰が從來さうであつたやうに歐米人の所謂「半植民地」でさへもなかつたのである。若し、日淸戰爭がなかつたなら、朝鮮は淸國に對する宗主關係を通じて、或は半植民地支那の一部分從つて歐米の半植民地的支配下におかれるやうになつたかも知れず、また若し日露戰爭がなかつたならば、ロシアの直接支配下にある植民地となつてゐたかも知れないのである。併しながら、日淸、日露の兩役は、朝鮮が西洋的勢力の植民地乃至半植民地となることを救つた。嘗て大同江に米船シャーマン號を擊攘し、江華島に佛軍を破つた朝鮮の名譽は日本によつて完全に維持されたのである。

このやうに、アジアにあつて西洋的勢力の植民地的乃至半植民地的支配におかれ歷史をもたない朝鮮こそは

假令日韓併合のことがなかつたとしても、日本と手を携へてアジア民族解放運動の指導者たるべき立派な資格を有してゐると言はなければならぬのであるが、況んや日韓併合の大業成り、到る處歐米の植民地乃至半植地ならざるはないアジアの東に於て、未だ曾てその汚れを知らぬ內鮮が眞に一體となり大日本人として起ち上つた以後は、このことは愈々益々然りと言はなければならぬ。

それ故に、半島二千四百萬の同胞こそは、大東亞戰爭下アジア民族解放運動の指導者たり主體たるの榮譽を荷ふのであつて、支那人や泰人やマレー人やフイリツピン人の如く解放さるべき客體では斷じてないのである。このことは、大多數の半島同胞に對しては今更言ふべき筋のものではないが、アジア民族解放の機運が澎湃として昂まりつゝあるこの際、一部少數の偏狹な民族思想の所有者にして、この解放運動の方向をとり違へ朝鮮竝に朝鮮同胞のアジアに於ける高き位置を否定し、自らを敢て被壓迫民族となして半島をば日本帝國主義の植民地たることから解放することを以て半島大衆の幸福であると誤信する者が皆無ではないが故の苦言に他ならず、またそれと共に、何等の深い省察なくして、たゞ漫然と朝鮮を植民地と呼んで憚らないところの一部輕卒なる內地人に對する忠言に他ならないのである。

このやうに考へて來ると、この大東亞戰爭下に於て、またこの戰爭と共に進行する大東亞共榮圈の確立擴大過程に於て、「內鮮一體」の八紘一宇的意義は愈々大いなる重要性を以て確認せられなければならず、且つより一層の實踐的前進を必要とするのである。

五、大東亞共榮圏に於ける朝鮮經濟の比重

大東亞戰爭の戰果擴大によつて、各種資源の豐富な南方圏が現實に大東亞共榮圏に編入されて行くに伴ひ、人或は朝鮮經濟の前途に對して一抹の寂寥感を抱く者が無いでも無いやうである。甚だしきに至つては、「大陸前進兵站基地」としての朝鮮の使命が多少共その重要性を減少したかの如く考へる者が無いでも無い。併しながら、私見に依れば、それは大きな誤謬である。

先づ第一に明確にしておかなければならぬことは、朝鮮經濟が日本經濟にとつて如何に大きな比重をもつてゐるか、從つて日本を中心とする大東亞共榮圏經濟に於て如何に重要な存在であるか、と云ふことである。

朝鮮經濟は、日本經濟の一部分であり、日本國民經濟の一地方經濟ではあるが、いま便宜上、朝鮮經濟を内地經濟と切離し、臺灣も同樣にして、卽ち朝鮮臺灣等の外地を一應外國と看做して、これらを含めた諸外國に對する日本内地の經濟關係を商品貿易の比重に於て見ると、左表の如く、内地より見て朝鮮は、アメリカにも滿洲國にも其の他何國にもまさる世界中最大の商員供給地であり、また資產凍結前のアメリカには劣るが、その他の如何なる國よりもまさる世界第二の商品需要地であることが知られるのである。因に、左表は昭和十四年の貿易統計より算出したものであつて、資產凍結は勿論、第三國貿易もまた比較的順調であつた謂はゞ貿易正常時代の計數であるが、その時代にして既にこのやうな比重を占めてゐた事實は、一層の注目に値するのである。

內地總輸移出額中對朝鮮移出の占める比重

	千円	%
內地總輸移出額	五、一九二、六〇九	一〇〇・〇
對朝鮮	**一、二二九、四一七**(第一位)	**二三・七**
關東州	七五五、九四三	一四・六
北米合衆國	六四一、五〇九	一二・四
滿洲國	五三五、六八一	一〇・三
中華民國	四五五、四七九	八・八
臺灣	三五七、六〇八	六・九
英領印度	二一〇、九九五	四・一
蘭領印度	一三七、八〇二	二・七
英吉利	一三二、〇八五	二・五

(一億圓以下省略)

內地總輸移入額中對朝鮮移入の占むる比重

	千円	%
內地總輸移入額	四、二〇九、五三九	一〇〇・〇
對北米合衆國	一、〇〇二、三八四	二三・八
朝鮮	**七三六、八八二**(第二位)	**一七・五**
臺灣	五〇九、七四四	一二・一
滿洲國	四〇五、五六一	九・六
中華民國	二一五、六六二	五・一
英領印度	一八二、二六三	四・三
獨逸	一四一、〇〇三	三・三

(一億圓以下省略)

備考――昭和十四年度。內地には樺太を含む。總輸移出入額には南洋のみ昭和十三年の移出入額を加算。

卽ち朝鮮が內地にとつて如何に重要なる經濟的關係にあるかは、右表を一瞥しただけで最早充分である。そして、このことは、アメリカもイギリスも我が通商關係から脫落した今後の大東亞共榮圈に於て、朝鮮經濟が如何に大きな比重をもつものであるかを示すのである。

六、朝鮮工業化の深遠なる意義

朝鮮經濟がこのやうな大きな比重をもつてゐると云ふことは、朝鮮經濟が大東亞共榮圈の如何なる地域の經

業先進國たる内地に近接しつゝあると云ふことに他ならない。朝鮮工業化が素晴らしい進展を來たした事實についてては玆に更めて言ふ迄もないことであるが、この工業化については、私は、深奥な意義が汲み取られねばならないと考へる。

抑々アジアには工業、就中重工業が起り得ない環境を强制せられてゐたのである。その環境を打破した工業日本が、自國内地のみならず、外地たる朝鮮や盟邦滿洲國をも工業化せんとしてゐることは、アジアに對する西洋の帝國主義的な經濟支配――アジアを永久に西洋工業の販賣市場として運命づけんと欲する――への本質的な反抗であり、それ自體東亞新秩序の深遠なる意義を有するものと解すべきであらう。何幹之の『支那の經濟機構』と云ふ本は、支那經濟が如何に半封建的であり、半植民地的であるかを論じた揚句「支那には燃料工業、鋼鐵工業、機械工業等の重工業の基礎がない。僅かながらその基礎をもつてゐる輕工業もこれを他の第一流第二流の國家と比較するならば、まことに憐むべき狀態にある。かくの如き國家が果して一つの現代的國家と云ひ得るであらうか？　また一つの獨立國家と云ひ得るであらうか？」（邦譯、岩波新書版四一頁）と慨歎してゐる。東亞舊秩序に於ては、支那のやうな形式上は立派な獨立國でも、歐米資本の經濟的な支配下におかれると、實質上はその植民地と少しも違はないものであることをこの支那人の言葉はよく言ひあらはしてゐると思ふのであるが、然るに朝鮮に於ては、輕工業は勿論のこと「燃料工業、鋼鐵工業、機械工業等の商工業の基礎」も今や素晴らしい勢で擴大せられつゝあるのである。これを單純に内地資本の進出、制覇としか見ない

で、日本を中心とするアジアに於ける近代經濟の發展竝にその高度化と云ふことに先づ何よりも大きな意味を汲み取らうとしないものは、私をして言はしむれば、未だ大東亞戰爭の深遠なる意義に徹せざる西洋的公式主義のとりこでしかないであらう。

七、經濟の「內鮮一體」化——大東亞共榮圈の工業中心たるべき朝鮮

かくて、この工業發達を中心として急速に內地化しつゝある朝鮮經濟、言ひ換へれば經濟的にも「內鮮一體」化しつゝある朝鮮が、大東亞共榮圈經濟の中心的位置に座すべきことは言ふ迄もないところであらう。內地及び朝鮮は、大東亞共榮圈の最も經濟的密度の高い工業中心、工業地帶であり、またさうあらねばならないのである。さきにも述べたやうに、大東亞共榮圈を維持し發展せしめて行くためには、圈內の豐富な原料資源を充分に消化し得るだけの高き工業生產力竝にこれら原料資源と交換に各種完成品を充分に供給し得るだけのこれまた高き工業生產力が中心指導國たる日本に充實してゐなければならぬ。そしてそれは內地だけでは到底不充分なのであつて、且つまた內地全土を擧げて悉く工場地帶となし一寸の耕地をも殘さず、內地全生產人口を擧げて悉く工業人口となし一人の農業人口をも殘さないと云ふことは國土計畫的にも許されないことであるから、茲に於て、經濟的發達程度より見て第二の內地たる朝鮮の工業に期待されるところ頗る大いなるものがあり、從つて現在進行しつゝある朝鮮工業化の傾向は、更に一層拍車づけられねばならぬと信ずるのである。而も、豐富なる水力電氣、內地と較べては遙かに豐富な、そして共榮圈の他の諸地域と較べては豐富低廉さに

於ては劣るかも知れないが、教育普及、國語の理解、皇國臣民化の程度に於ては最も内地人に近接してゐる勞働力、三面海を繞らして、大東亞共榮圈を結合する上に最も重要な要件たる海上運輸に於ける有望な立地條件そして就中治安、風俗、氣候其の他あらゆる環境が最も内地に近接してゐると云ふこの自然的及び社會的立地條件——凡そ「大陸前進兵站基地」としての使命を荷ふに適するとせられた朝鮮のこのやうな立地諸條件は、すべてそのまゝ大東亞共榮圈の工業中心たるべき朝鮮についても當嵌まるのである。

かく考へ來るとき、大東亞經濟戰爭に於ける朝鮮の使命また重い哉と言はざるを得ないのである。

八、「大陸前進兵站基地」たるの使命は益々加重される

扨て當面の問題に就いて言へば、「大陸前進兵站基地」としての朝鮮の役割は、私がかね〴〵大東亞戰爭勃發以前より强調し來つた如く、新しい局面の展開せられた今日に於ても何等修正の必要を見ないのである。

卽ち、大陸前進兵站基地論は、支那事變勃發當初、東亞共榮圈の範圍がまだ大陸部分而も北方圈にのみ限られてゐた時代から半島の主張して來たところであるが、東亞共榮圈が大東亞共榮圈に擴大せられ、蘭印、比律賓の如き海洋部分或は佛印、泰、マレーの如く海洋と切離しては考へることの出來ぬ大陸南方部分が包擁せられ、從つて共榮圈の重心が大陸から海洋へ、北方圈から南方圈へ移行した今日に於ても、半島の大陸前進兵站基地としての重要性には何等の變化がなく、否一層その重要性を增して來たと考へられるのである。

その重要性に何等の變化がないと云ふことは、大東亞共榮圈の北方圈乃至大陸部分がまだ建設の過程にあり

この部分に對する半島の經濟的關係の重要性は、從前と何等の變化がなく、重心が假令南方に移行したと云つても既成の北方圏を放棄するものでは斷じてない以上、大陸兵站基地としての半島の使命は決して終りを告げたものとは言ひ得ないからである。加之、大東亞戰爭既に勃發した今日に於ては、繁忙を極むる内地經濟に代つて、大陸は出來るだけ朝鮮が引受け、内地をして後顧の憂なくその全姿勢を太平洋の方に向けしめることが何としても必要なのである。

その重要性が一層加重されると云ふのは、大東亞戰爭勃發後は、太平洋が作戰舞臺となり、内地が作戰直接背後地となるのであるから、産業經濟的に第二の内地として大陸にある朝鮮は、進んで内地の後方兵站基地たる役割を果たさねばならないからである。

大陸前進兵站基地と云ふ言葉は、臺灣が南進基地だと謂はれるのと必ずしも同じやうな意味をもつてゐるのではない。勿論、朝鮮は北進基地であり、大陸へ前進する基地ではあるが、さうした意味と共に、また本來内地にあるべき兵站基地が海を越えて大陸の一角に迄前進位置してゐると云ふ意味をもつてゐるのである。即ち大陸前進兵站基地の「大陸」と云ふのは前進の方向を示してゐるが、また兵站基地そのものがそこまで前進して來てゐると云ふその位置をも示してゐるのである。從つて、極めて大雜把に言へば、それは大陸に迄前進してゐる内地經濟と云ふことに他ならないのである。大陸前進兵站基地は、物的に見た内鮮一體だと私が言ふのはその意味である。

このやうに考へて來ると、大東亞戰爭下の今日、前進の方向が南方に重點がおかれる場合にも大陸前進兵站基地としての朝鮮の使命の重要性には何等の變化がなく、否一層その重要性が加重されたと言はなければなら

ないのである。

九、洋々たる朝鮮經濟の前途

勿論、大東亞共榮圈の確立が動かすべからざる現實となつた今日、日本の產業構造は、從前の原料資源梗塞に卽應した編成を更めて再編成しなければならず、それに關聯して個々の產業、個々の企業にとつての盛衰は慥かに免れ得ないであらう。併しながら、國防的見地から考へても、一概に代用原料に依る工業が捨て去られるとは考へられず（例へば石炭液化、カーバイト、礬土頁岩等に依るアルミ工業等）また同種原料資源に就いても豐富な南方資源の前に全然存在價値を喪失してしまうとも考へられない。例へば米の如きは、輸送と國民嗜好の點から鮮米增產の必要は決して滅じないであらうし、また產金の如きは南方作戰の擴大に應じて益々必要となるであらう。このことは、特に輸送問題を考慮した場合、朝鮮の如く南方圈とは比較的遠く隔り而も氣候その他の關係に於て南方圈とは多くの異る生產條件を有する地域に於ては、特に然りと言ふべきであらう。

かくて、朝鮮經濟の前途は益々洋々たるものがあり、益々重要性を增大する。南方發展時代となるから朝鮮の前途は寂寥たるものがあらうなどと考へるのは大變な間違である。併しながら、例へば資金の如きは、南方開發のため今後幾らあつても足りない位であるから、從來の如く朝鮮がその資金の大部分を內地に依存してる た狀態については大いに考へなければならぬと思ふ。卽ち地場蓄積が今後非常に大きな役割をもつべきであつてそのためには現狀の如き貯蓄實踐を以てしては到底問題にならないと思ふ。今よりして半島は、將來の大飛躍のため、消費を節して大いに資金の蓄積に精進すべきであらう。要するに、我々は、明るい希望を以て一層經濟總力の發揮に努力しなければならない。

厚生局の誕生に際して

石田千太郎

輝やく戰捷の新春に際り聖壽の萬歲と寶祚の無窮を壽ほぎ奉ると共に御稜威の下雄渾限りなき大作戰に依り、驕傲、尊大にして而も暴戾飽くなき米英をして、一擧慴伏せしめ、其の赫々たる戰果は全世界を驚倒せしめつゝある皇軍將兵の武運長久と護國の英靈に對する感謝の禱を捧げる次第である。

顧みれば、大陸兵站基地たる我朝鮮に於ては、肇國二千六百第一年初、既に各種國民運動を國策の線に統合歸一せしめ活潑なる總力運動を展開すべく國民總力聯盟の確立を見更に這般半島施政上特筆大書せらるべき、總督府機構の大改革を斷行せられ、茲に國民組織の再編成と、官廳新體制の布陣成り、皇軍盤石の備へと相俟つて、軍官民一體の搖ぎなき決戰體制の全き完成を見るに至つた次第である。

茲に、本府の機構改革に伴ふ厚生局の開設に際り、不肖初代厚生局長の重責に任ずるの光榮を辱ふしたるを機會とし、所管行政に關し所懷の一端を開陳して一層の御理解と御協力を御願ひする次第である。

今次の機構改革の趣旨、目的竝新機構の運營に關する根本方針等に關しては、既に總督訓示竝政務總監談によつて示された如く、有史以來未曾有の難局に際會し、各種對策の確立と施設の急速實現を要するものあるに鑑み、之が積極的推進を圖り以つて高度國防國家體制を確立し、聖戰完遂を期し、大陸兵站基地半島の使命を全ふせんとするにあるのであるが要するに人的資源の確保と國民動員の圓滑を期するにある。而して大東亞戰爭の完遂を期し東亞共榮圏を確立して其の指導勢力を以つて任じなければならない。今日ならびに明日の我國としては國家活動力の根基たる人的國力の培養增强を圖るこ

とは刻下喫緊の要務であると信ずる、之が施設對策の如何は直に以つて現前の大東亞戰下國民生活の安定、生産力の擴充勞務の供給源涵養並に其の需給調整等に由々敷影響を齎らすであらうことは疑を容れない、從つて以下概述するが如き案件に對しては、戰時財政の能ふ限り、難きを排し果斷實行をモットーとして、夫々積極的に推進を期する所存である。

一、國民體位の向上施設

高度國防國家體制の確立を期するの急務なるに鑑み速に國民體力令を制定し國民體力の檢査を實施、體力增强の指導、特殊有病者の療養指導及體力檢査結果に基き將來の保健、衞生對策の資料たらしむると共に、體力章檢定制度を實施し一般體力の向上に資する。

二、國民體育運動團體の一元化

皇國內外の情勢に鑑み、體育運動の積極的振興を圖る爲、朝鮮體育協會並各地の體育團體を一元的に指導統制するため之を發展的に解消せしめ、新に設置すべき、朝鮮體育振興會に歸一せしめ體育運動を通じて優秀なる皇國臣民を錬成し、有事生命奉還に備へしめんことを期する。

三、結核癩及花柳病對策

戰時下並に戰後經營の情勢を考覈し結核、癩、花柳病の豫防撲滅方策の促進を期する。

四、醫療機關の一元的活動の促進

昭和十六年中概ね其の設立を見たる、各道醫師會を打つて一丸とする朝鮮聯合醫師會を結成せしめ、之が一元的に且つ有機的活動に便ならしめ以て戰時下醫療救護の非常事態に備へしむる。

五、醫藥品對策の强化徹底

時局下醫藥品の需給調整事務倍々繁激化しつゝあるに鑑み之が統制運用に一段の力を用ゆると共に速に藥事關係法令の改廢、制定を斷行し以て銃後醫藥品行政の健全なる運營を促進する。

六、軍事援護事業の强化

出征、應召軍人及遺家族並傷痍軍人等に對する生活扶助、生業掩護、敎化、慰問、療養等決戰體制下極めて緊要なるに鑑み之が施設に付一段の强化を期する。

七、社會事業體制の整備

決戰體制下、要扶掖者を優强國民に轉換せしむるの方途を講ずると共に、轉失業者對策を確立し一人の食を得ざる者、一人の業を得ざる者なきを期する。

八、人的資源の增强

大東亞建設の根基たる人的資源の增强を圖るの緊要なるに鑑み積極的に結婚の獎勵と出產の增加を圖ると共に母性、乳幼兒保護施設の整備充實を期する。

九、住宅營團の增資及住宅建設

戰時下住宅難對策として、住宅營團の增資並住宅建設の積極的方途を講ずると共に、貸家組合令の制定を圖り、貸家供給の圓滑を期する。

一〇、勞務者の徵用並供出

生產力の擴充並特殊要員等勞務者の徵用並に供出は大戰下愈々緊切の度を加ふるに至りたるを以つて從來の事業主に依る募集の方法を廢して官の斡旋制度となし、昭和十七年一月より勤勞報國隊を以てする量質共に優良なる者の斡旋を期する。

一一、鮮內勞務者の需給調整

戰時下半島勞務者の鮮外供出漸く多きを加へ爲に鮮內に於ける產業要員の確保に困難を豫想せらるゝ情勢なるに鑑み、一段と國民皆勞精神の昂揚を圖り、勤勞報國隊の活動を促進すると共に官による斡旋制度の强化を期し又勞働者募集方法の簡易化を圖る等之が需給の圓滑を期する。

國威八紘に光被する決戰の年に際し以上の如き施策の達成を顧念しつゝ職域奉公の誠を竭さんことを誓ふ次第である。

朝鮮産業界の展望

御手洗攝之郎

一

過去三十年間に亘る我が朝鮮産業界を通觀するに、農業朝鮮より工業の朝鮮を經て、農工併進、次いで大陸兵站基地朝鮮への逞しき成長の跡が窺へるのである。又之を立地的に見れば農業時代には主として半島西南部が産業地帶であつたが、爾後二十年を經て産業は平野地帶より半島の東北山岳地帶へと擴大され、其後急速度に全鮮に亙つて普遍的に發達する樣になつた。之を統計的に見ても今日の半島總生産額は日韓併合當時の數十倍にも上り、朝鮮の實力を如實に示して居る。

今や我國が亞細亞民族の爲め、更に進んで永遠なる世界平和確立の爲め、決然起つて大日本を盟主とする大東亞共榮圈完成の大業に向ひ歩一歩猛進して居る秋に當つて、我が朝鮮經濟界が此の大業に貢獻する所は蓋し大きなものがあると共に、將來吾々の弟分と成る可き亞細亞諸民族の爲め是非とも半島は最善を盡さねばならない。

以下朝鮮産業界の發展過程並に其現狀を概觀しやう。

二

過去三十年間の朝鮮産業界は大體次の四期に分つことが出來ると思ふ。

第一期（明治四十三年――大正九年）

明治四十三年日韓併合なるや朝鮮は內地事業家の積極的に進出を要する地域となつたが、內鮮間の資本、商品の流通は極めて不活潑にして、內鮮ブロック經濟は未だ準備期であつ

た。尚、此期間は農業の改良振興に重點が置かれ、今日我國の米倉たる朝鮮の基礎が固められつゝあつた。

第二期（大正九年――昭和五年頃）

第一次世界大戰勃發後の内地經濟界の未曾有の好況は、其の資本と商品とを滔々と半島に送り込み、玆に内鮮ブロック經濟の成立を見せたのである。

第三期（昭和五年――昭和十二年頃）

朝鮮は前二期約二十年間に農業朝鮮として内地へ多大の貢獻を爲し來つたのであるが、此の期に入るに及んで近代工業化の朝鮮へと躍進し始めた。卽ち

(一) 電力の開發

朝鮮は雨量少く河水乏しき爲め、内地の如く水力電氣は得られぬと考へられて居たが、專門家の苦心研究の結果堰堤式が採用せられ、赴戰江の發電を初めとして其後續々發電事業が起された。

(二) 重要鑛產資源の開發

昭和六、七年頃產金奬勵が叫ばるゝや、朝鮮は其重要部門を擔當し更に產金事業の勃興は一般地下資源開發を助長し產金と並んで重要鑛產物が續々發見せられた。

(三) 重要產業統制法が内地にのみ施行せられ、朝鮮は自由なる立場に置かれたので、總督府の内地工場誘致に伴れて内地各種企業の朝鮮進出は頗る多くなつた。

(四) 朝鮮產米增殖計畫の中止に伴ひ、從來の朝鮮農業中心主義を廢して工業化に拍車を掛けた。

以上の如くにして朝鮮の農業中心主義は漸次工業化へと移行し工業が總生產額（指數を一〇〇とす）中に占める比重も明治四十三年の五より、大正九年には一二、昭和五年二二、昭和十二年には三二へと急激に上昇し、昭和十五年末には總生產額の過半を占めんとする實勢となり、早くも工業は半島產業の中心となるべき勢を示すに至つた。

第四期（昭和十二年――現在）

其の後、前期に於けるが如き工業化政策は多少修正されることゝなつた。と云ふのは日本は愈々準戰時經濟體制に突入すると共に戰時食糧確保の政策が大きくクローズアップされ、一方、全日本的な經濟統制の進行に依つて朝鮮にも重要產業統制法が實施されたので、漸く從來の政策に再檢討が加

へられ「農工併進」なる指針が與へられた。

次いで支那事變勃發するや、東亞大陸の一部を成す半島朝鮮は大陸前進基地として、兵站基地として帝國の穀倉として鑛物資源地として、廣域國防計畫上頗る重大なる任務を課せられるに至つたのである。

去る十二月八日、帝國は隱忍の緒を切つて英米の非望を排除して世界平和の基調を畫し東亞新秩序の建設に邁進すべき聖戰を興すや、我が大陸兵站基地朝鮮は更に一步を進めて大東亞共榮圈建設に於ける食糧基地として、産業基地の一環として、其の責務や一段と重大性を增したことを痛感する。

朝鮮は豐富なる自然に惠まれて居る。即ち土地に於いて、水力に於いて、地下資源に於いて、環海に於いて、將又勞働力に於いて實に潛在的經濟力は豐富である。翻つて南方圈を向けば、物資は半島の何十倍とも云ふべき程實に豐富に溢れて居り、南方資源を含めた我が經濟の前途は全く希望に滿ち滿ちて居る。而して今や吾々に課せられたる責務は南方交戰地域の治安回復と共に漸次吾人の利用圈内に入るべき無限とも稱すべき此等南方資源を如何に朝鮮に取り入れ以て朝鮮産業の發展に寄與せしむべきかにあり、吾々は飽く迄も此立場を認識し大東亞共榮圈の一翼としての責務を果さねばならぬ。

以下朝鮮産業の現狀を南方圈物資との關聯に於いて一瞥しやう。

三

前述の如く、大東亞共榮圈確立の爲めに朝鮮産業界の果すべき任務は各方面に亙つて極めて重大性を增して來たが、先づ食糧基地としての朝鮮を第一に擧げやう。

(一) 農　業

聖戰既に五年、食糧基地としての朝鮮が果して來た役割は蓋し大なるものがあるが、今後佛印泰及緬甸等南方の大農産地が吾が共榮圈内に入る場合を考慮するも穀倉半島の役割は一向輕減せざるのみならず現在の産米增産計畫の如き或は倉庫設備の增設計畫の如き着々實行に移し以つて食糧基地朝鮮の責務を果すべき必要ありと思ふ。蓋し共榮圈内の人口の自然增加或は南方より輸送すべき莫大なる物資と之が船腹の關係或は又萬々一海上輸送路の遮斷せらるべき危險性等を考慮する時少くとも内地滿洲及び北支方面に於ける食糧供給源としては依然朝鮮が之を分擔すべき立場に在る事明らかにして穀倉としての朝鮮の使命も亦甚だ重大なりと云ふべきなり。

幸にして朝鮮の米穀は日韓併合以來官民一致の協力に依り現在多量の移出が可能であるが、總督府に於いては更に新規增米十箇年計畫に依つて、一千萬石の增産を期し、大規模の土地改良、作付反別の增加、耕地法の改善、勞力配給の調整等に依り增産を圖られ居る事は前記使命に添ふものと云ふべきなり。

之と共に本府に於いては麥增産五箇年計畫を樹立して穀倉半島の眞價を發揮せしむる樣努力せられつゝあるが如きも當を得て居ると思ふ。要之朝鮮としては南方の新狀勢に對し農業地朝鮮の重要性を一層認識し大東亞共榮圈內食糧政策に遺憾なからしむることこそ半島の最大義務である。

又朝鮮に於いては苹果（林檎）を初め梨、葡萄、桃等果樹及び蔬菜類を多額に産出する。之等は戰時の榮養食糧であり又現在の對滿支向輸出に加ふるに將來加工に依つて南方圈への輸出が期待される。

(二)　水　産　業

朝鮮水産業も亦戰時下帝國の食糧補給源として、尙一層の重要性を加へ來つた。卽ち軍需食糧の供給、軍需品原料の確保、國民體位の向上等と云ふ見地よりして、朝鮮水産界の責務と使命とは重大である。

半島水産業は朝鮮の自然的條件が極めて良好なること、魚類の棲息豐富なること、加之、多年の官民協力とに依り近年に至り長足の躍進を遂げて居るが、之を數字的に見るも昨年度生産高は始政當時の實に四十倍、昭和十年の三倍半の巨額に達して居る。朝鮮で採れる海産魚類は鰮、明太、鰊、鯖等を始め蝦等であるが、就中朝鮮東海岸の鰮漁業を以つて水産界の大宗とする。鰮漁業に付いては今玆に改めて言ふ必要はないとは思ふが、玆々近々十年間に飛躍的に發達し、一昨年度之が加工製品の朝鮮水産總製造高中に占める割合は五五％以上に達して居る。鰮は一部を煮干、鹽藏物、罐詰として榮養食料となす外、大部分は非食料品として鰮油（硬化油原料として其の用途頗る廣し）肥料用として搾粕等になるのであつて、東亞戰爭遂行上の軍需資材として、戰時下食料確保上の肥料として其の眞面目を發揮して居る。

尙、南方圈への各種加工品の輸出の如きも將來南方より罐詰用原材料たるブリキ板等の資材が將來どし／＼入手されるに於いては、期して俟つべきであらう。

(四)　工　鑛　業

大東亞共榮圈に於ける帝國の工業補給基地朝鮮は其の豐富なる電源の利用と半島獨特の資源とを以つて、從來滿支の原

料を一部吸收消化し來つたが、更に將來南方資源をそれに結び付けて益々發展の可能性がある。

先づ鑛産資源を基礎とする事業につき觀るに朝鮮の鑛物資源は實に多種多樣にして、今日迄に判明してゐるもののみにて二百九種に及んで居る。卽ち金、鐵、石炭、タングステンモリブデン、マグネサイト、明礬石及び礬土頁岩、鉛、亞鉛重晶石、螢石、黑鉛、雲母、硫化鐵、石灰石を初め特殊鋼の主要原料たるコバルト並にバナジユウムの産出も有ると云はれて居る。而も之等鑛産物の內、數種を除けば他の大部分は內地に乏しいか或は全然賦存せぬものである。此の事は大東亞戰完遂上極めて重大なる意義を有するものであり、內地に最も近き朝鮮鑛業界の使命亦重大であると云ふべきである。

將來之等の地下資源と南洋圈資源の錫、ボーキサイト、銅鑛及びクローム鑛等と朝鮮電力とを結合させれば、輕金屬工業、特殊製鋼業並に精錬事業等を益々發達せしむるであらう。

次に工業方面の實情を觀るに併合當初の朝鮮工業は機業、皮革業釀造業等の家內工業あるのみで、産額又僅少、製品頗る粗惡にして、日常必需品の多くは之を移輸入に俟つ狀態であつたが、總督府不斷の育成指導と半島人技術の向上とに依り之等在來工業品の品質漸く改善されると共に産額又漸增して來た。殊に昭和六、七年の朝鮮産業革命に依り、量的にも質的にも劃期的飛躍を見せて其後は內地大資本の投下益々增大し、工業の全産業中に占むる比重は昭和五年の二二%より昭和十年には三〇%昭和十五年には四〇%と加速度的に上昇した。而も目下建設及計畫中の豐富なる水力電源の完成と內地大資本の一層積極的進出を見んか今後の工業發達は更に期待し得べし。

時恰も昨年に於ける世紀の偉業、鴨綠江水電の發電を見たことは從來北鮮に偏して居た電氣化學工業及び重工業の西鮮に於ける發展を約束するものである。

以上朝鮮産業の展望を終るに當つて、我が半島の農業、水産業、鑛業、工業が帝國の躍進に與へた功績は蓋し偉大なるものがあると共に、半島が食糧基地として、工業基地として大東亞共榮圈完成に對する使命と責務とは今後益々增大するを以つて一層の努力が必要である。特に南方資源との交流に依る朝鮮産業界の前途は洵に洋々として輝しきものありと信ずる。

朝鮮音樂界を語る

大場勇之助

所謂洋式音樂問題と朝鮮

朝鮮の文化を語るには、先づ内地のそれと稍狀態の異なつた所謂特異性の存在することを前提とせねばならない。それは二千萬の半島同胞と、百萬の内地同胞の兩生地帶であつて、その對照に稍複雜性を持つてゐるからである。古きを逆れば、ともに異なる文化の溫床に育くまれ、今にして尙その香りの懷しさから互ひにぬけ切れない何物かを持つて居り、分けて音樂の如きその感を深くするものがある、内鮮音樂の交流の如きも、言ひ易く行ひ難きその尤なるものであるかも知れない。

然しながら今や半島同胞は、鴻大無邊一視同仁の御恩澤によつて、畏くも陛下の赤子としての感激を持ち、共に手を携へて大東亞建設に邁進すべき希望に瞳を輝かし、倶に共通の文化の惠澤に浴することになつたのである。若し夫れ、半島同胞が、眞に内地同胞と共通なる文化を享受し、分けて共通なる音樂を感受してこれを娛しむことゝもなれば、夫れこそ更に〱精神上の結合を見ることが極めて明らかなことゝ信ずる。

然るにその實情に於ては、日本音樂は半島同胞の心奧の絃に觸れる能はず、朝鮮音樂は徒らに内地同胞の耳朶を掠めるのみであつて、ともにその間、相隔たるものゝ存在することは未だ如何んともすることが出來ない。故にそのいづれを以て共通のものとするか、或はその二つを兩用するが如きことは或は望むべからざる夢想事かも知れない。然らば玆にいかなる音樂を推奬し、いかなる音樂を與へるかゞ當面の問題に

なつて來る。茲に登場して來るのが卽ち洋式音樂である。洋式音樂こそは内鮮共通なる感覺の元に感受し或は共通なる心理的内容を持つことが出來る。

我が日本に於ては、明治初年既に、學校教育に音樂教育を採り入れたのであるが、今唱歌に例をとれば、歌詞こそは日本語であつたとは言へ、樂曲その他教授の樣式はすべて西洋流であつたことは人の知るところである。故に現在日本に行はるゝ近代的音樂（洋樂器使用）の濫觴は實にこの期に始まつたのであつて、凡そ明治時代より今日にいたるまで學校教育を受けたほどのものは、何れもこの樣式によつて大なり小なりの音樂教育を受けないものはないのである。故に、譬へそれが、洋式であるにせよ、最早やこの歴史の中には、又生活の中には、既に我々の血が通つてゐるのである。かの〝螢の光〟や〝庭の千草〟などの歌が、實は西洋而かも現在の敵國系スコットランドから輸入されたのであるが、是等を外國音樂として片付け、我々の心の中から消滅させるには餘りにも日本人の心の奥に深く入り過ぎてゐる。言はゞ今日の近代的音樂は我國教育の所産であるのであつて、今日の發展隆昌を見るのは蓋し當然なることゝ考へる。

朝鮮に於ても多少發足の形態を異にしたとは云へ、日本内地と同樣の經過を辿り、所謂近代的音樂のみが燃えさかつてゐるやうな現在である。殊に明日を擔ふ青年層の感覺の中に沁々と喰ひ入り、もはや消さんとして消されぬまでに發達伸張してゐる點から考へ、朝鮮に於ける内鮮共通の音樂はこの洋式音樂を措いて他に索めることが出來ないと考へられる。

爲政者は宜しくこの點に特別の注意を拂ひ、健全なる音樂の發達を助長育成することに着眼することが極めて緊要なることゝ信ずるものである。

朝鮮の社會音樂

社會音樂とは、一般社會に行はれてゐる音樂を指したのである。

朝鮮には古きを誇る雅樂がある。雅樂ありと雖も、徒ろに秘苑深く秘するに過ぎない觀がある、又雅樂の本質上、これに社會性を要求するのも無理な注文であらう。最も社會性に富むものは民謠であつて幾多の古謠が存在し、その浸潤意想

外なものがある。然しながらこれとても昔懷かしい香りを殘すのみであつて、既に發展性を失ひ、創造力が停止してゐることを否むことが出來ない。稍發展性を望み得るものは近代人の感覺によつて現代音樂化された民謠位なものであらう。時代は進む。文化も亦進む。朝鮮在來の音樂は或はこの進路から取り殘された一つの骨董的存在に外ならないのではあるまいか。

一方近代的音樂卽ち洋式音樂のみが、恰も燎原の火の如き勢ひを以て社會に君臨し、生成發展停止するところを知らざる狀態で、將に朝鮮の樂壇は黎明を走るの觀を呈してゐる。

元來朝鮮に於ける近代的音樂發生の根源は外國宣敎師に負ふ所が多い。然し彼等は決して正當なる音樂の育成を目的としたのでなく、布敎上の一手段に過ぎなかつたのであつて、嚴格に云へば、寧ろアブノーマルな音樂を扶植したとも謂ひ得る。その證據には今尙半島同胞中には、所謂敎會節の誤つた唱法が著しく殘つてゐることである。卽ち專門的に云へば誤つたポルタメントの亂用である。是れによつても、彼等宣敎師の感化が、如何に大きいかを窺ふことが出來る。然し今や正道に立脚した音樂が既に確立され器樂方面にも聲樂方面にも優秀なる樂人が簇出し、夫れ〴〵社會の第一線に活躍してゐる。內地樂壇にも知られる樂人が年々多くなつたことは慶賀すべきことである。

次に驚異に價ひすることは半島同胞に聲樂的に優れた美聲の持ち主が多いことである。實に朝鮮は〝歌の國〟であると誰かゞ謂つてゐたが、實際左樣な感を持つのである。早朝南山の頂上から素晴らしいテナーの歌聲が聞えたり、或は夜間丁稚小僧と覺しきものが專門家のやうな美しい聲で歌ひ流すのを聞くことなどが珍らしくない。筆者は、歌手コンクールに三度程審査員として出席したことがある。應募者は勿論專門家を除いたもので正式に音樂敎育を受けないもの許りだ、がその聲の好さには何時も三歎せざるを得なかつた。この點かの伊太利を彷彿させるものがある。

更に最近目覺ましく發達したものは輕音樂である。幾多の樂劇團が簇出し孰れも大衆に呼びかけ、將に大衆娛樂の中心とならんとしてゐたが、今次大東亞戰爭勃發を見、是等樂劇團の演出內容に一大痛棒を加へられ、是等の樂團は將に急角

度の轉換をせねばならぬ破目に陷つた。元來この輕音樂といふのはアメリカのジャヅ音樂が基調をなしたものであつて所謂、アメリカイズムの亞流を吸んだものである。

然し、今日我等が彼等米國人を不倶戴天の仇として世界の列から、根こそぎに排擊しやうといふ矢先だから蓋し當然なる歸決である、要は是等樂劇團はよく時代の趨勢を洞察し、國策線に添ふやうに更生すべきであらう。

斯くして朝鮮の社會音樂はあらゆる角度より、ぐん／＼社會の各層に浸潤透徹の一路を辿つてゐるが、唯悲しいことには未だ一の交響樂團を所有してゐないことである。過ぐる二ケ年に亙り、東京の新交響樂團の來演を見て朝鮮の樂壇に對しては最高最深の刺戟とはなつたが、軈て我が朝鮮にも誕生することが遠くはあるまい。

朝鮮の教育音樂

朝鮮に於ける教育音樂も亦、社會音樂の濫觴と同じく、外國宣教師の開拓に俟つものが多い。彼等は先づ教會を建て、學校を建て、病院を設け、これによつて半島同胞の全身全靈を收攬せんと企圖したことが容易に看視することが出來る。學校教育に於ては、特に音樂を重んじ、公立學校よりは一段高いものと考へてゐた。然るに併合以來總督政治の徹底强化に隨つて、漸次その光と力を失ふやうになつたが、彼等が約一世紀の長きに亙つて蒔いた種子がさう簡單に刈り盡されやう筈はない。音樂の如きも、彼等の息のかゝつた學校は、暫し尙ミツションスクール風の名殘りが消えやらなかつたが、昭和十二年の朝鮮教育令の大改革で半島同胞の總ての學校は全然內地同樣の制度となつた‥(僅かの特殊性はあるが)‥加ふるに支那事變の勃發となり、日本と相容れざる外國宣教師は朝鮮全土に亙り、約一世紀の歷史を抛つて總退却の餘儀なきに立ち至つたのである。斯くして教會も病院も學校も凡て半島同胞の手に返納した譯であるが、其れがため朝鮮統治上に著しく明朗性が加はり、總督政治の大眼目たる內鮮一體、皇民化運動に一大拍車をかけることが出來た。教育の如きも大日本國民教育方針一本で行けるやうになつたことは目出度き限りである。其の結果として從來、諺文か英語の唱歌しか歌はなかつた彼等經營のミツションスクールも、凡てが日本

語の唱歌を歌ふやうになり、音樂上の內鮮一體は疾風的に强化されて來たのである。過去十六回に亙つて行はるゝ府內女子中等學校聯合會音樂會に例を取るも、數年前までは參加校僅かに八、九校に過ぎず、ミッションスクールの面皮をかぶつた學校は殆んど參加を拒み、我關せず焉の態度で白眼視してゐたものだ。稀に參加すれば諺文唱歌か英語唱歌を歌つて得々としてゐたものであつた。然るにこゝ數年は逐年參加校を增し、昨年の如きは十四校、今年の申込は十六校と聞く、而かも、昔ミッションスクールといつた女學校も一の除外例なく凡てが日本語の唱歌を歌ふやうになつたことは、半島同胞の皇民化が如實に成果を結びつゝあるかを物語るものである。この事實は斯くの如き音樂會等に出入りせぬ世の多くの識者達に、大いに知つて貰ひたいところである。

更に如上の敎育令改正の結果、男子中等學校（實業學校も含む）に音樂を必須課目として、一年より最高學年まで一律に加設されたことは、朝鮮文化史上特筆すべきことであつて總督府の一大英斷として內地に先んじた快施設である。是れがため音樂科敎員の大不足を來し校長連が眼を丸くして音樂敎師を物色せねばならなくなつたことなどは愉快な風景である。玆に當然問題になつて來ることは音樂敎員養成機關設置の必要であるが、當局は此の點に關し猶一般の着目が望ましいところである。

加之昨年朝鮮にも國民學校令の施行により藝能科音樂の重要性が頓に强化され、國民的情操敎育の重要なる科目と認識された今日、敎育家も、一般人も、音樂に對する觀方を根本的に建て直さねばなるまい。

あとがき

以上は朝鮮に於ける音樂界の槪觀を記したに過ぎない。又本文に於ては主として半島同胞を對照として論じて來たが、半島には尙百萬の內地同胞が在住してゐることを忘れてはならない。是等內地同胞は今や祖國を離れたといふやうな、或は出稼ぎといふやうな觀念も今や昔の夢事である。子弟の敎育も大學までの過程を居ながらにして受け得られ、其の他有ゆる文化方面の惠澤も殆ど內地同樣のものを持ち得る狀態でその多くは朝鮮を墳墓の地として安住してゐるのである。而して筆者が先に主張した內鮮共通文化享受を如實に營まんと努めてゐる。音樂の如きも共通享受の場面が漸次擴大され、名實共に內鮮一體の實が結實されんことを希ふは獨り、筆者のみであるまい。

半島の映畫界を語る

池田國雄

一

半島の映畫界に就て述べるに當つては必然的に日本全體の映畫界に觸れない譯にゆかない。何となれば映畫に關しては半島と內地とは切り離しては考へられもしないし又存在しないからである。

日本の映畫界は周知の如く約四十年歷史を有する。その間幾多の變遷を經て、映畫界は進步してきたと斷ずる事が出來る。映畫の製作技術に於ては歐米一流の標準の域に達する迄には至らないとしても、投下資本、設備の比較の點よりすれば、必ずしもそう見劣りのする程のものでないと信ずる。又上映館數と人口の比率の點から見れば、これ又必ずしも、多いといふ事は出來ないが、立遲れて發足した日本映畫界としては、相當の發展たること勿論である。かくして近來映畫が一般大衆に一つの娛樂としてその搖ぎなき地位を占め來つたことは何人も否む事は出來ないであらう。かく大衆娛樂としての搖ぎなき映畫の地位が、國民に對して果して如何なる娛樂と影響とを與へ來つたかを、近年に於ける映畫の持つ力の偉大さに目醒めた當局者が、眞劍になつて考慮を拂ひ出した時に當つて、支那事變が發生したのである。

支那事變の勃發を契機として、國民生活の凡ての面に於て一大轉換が行はれた事は論を待たない處であるが、この間所謂大衆娛樂も亦他の面に於ける以上著しい轉換を經たのである。この大衆娛樂面の相貌の變化は、事變頭初に於ては勿論戰爭が齎した心的作用であつたのであるが、これ

は單にそれだけで解釋出來るものでなく、極めて複雜微妙なる關係が存することを見逃してはならぬ。卽ちそれは我が國を貫いて流れる時代的潮流である。國民的精神の昂揚といふ事である。私經濟的營利主義を原則とする自由主義的、個人主義的潮流に對して、新しい國民意識的、全體主義的、統制主義的潮流が、非常時意識の高揚と共に、遂に今次支那事變の發生の段階に於て、その具體的な、一層明瞭な指導的立場を取るに至つたことと、大衆の娛樂との交錯を考へなければ、將來に於ける、その展開の見透しは出來ないではなからうか。映畫、演劇、レコードその他凡ゆる娛樂面はかゝる見地に立つて、檢討さるべきであつて、國民娛樂として將來發展すべき線は、自肅自戒せる眞に國民協同的意識を根抵とせる規律と統制の中に求めなければならぬと信ずる。

二

かくの如き情勢の中に內地に於ける映畫法は生れたのである。朝鮮に於ても、その精神をそのまゝ受取り、朝鮮映畫令が公布された。この法令を生んだ時代精神は前述の通りであるが、しかもこの法令を以てしても、過去數十年間に亘つて築き上げられた。營利を目的とする娛樂營利業者の「自由性」と「牙城」に對して早急なる效果を擧げることは容易でなかつた。だがこの法令に根據を置いて、初めて積年にわたつて蓄積された映畫界の癌に對して、メスを入れ得る準備が完成されたことは、日本の映畫史上特筆さるべき事であつたのである。斯くて「國民文化ノ進展ニ資スル爲映畫ノ質的向上ヲ促シ映畫事業ノ健全ナル發達ヲ圖ルコトヲ目的」とする映畫法が、最初に映畫製作業者竝びに映畫配給業者に對して許可制を實施したのである。日本映畫の質的向上を目的とする限りに於ては、映畫製作機構の根幹に斧を入れ統制を斷行せずして、その目的は達せられないことは、識者の一致した論であつた。又製作機構の改善と統制とは必然的に配給機構の統制をもたらす。何故なら現在の配給は、製作の下に隷屬してゐるからである。製作と配給との統制は必然的に上映機構の整備調整を齎らさないで置かないであらう。

三

支那事變を契機とした我が國の映畫界は、映畫法に依つて、初めて國民娯樂としての新しい目的に向つて發足したのであるが、事變の長期化は、歐洲に於ける世界情勢の變轉と相俟つて、こゝに再ひ日本は重大時局に直面するに至り、我が國の映畫界も急速度に、臨戰體制に入ることを餘儀なくされたのである。

政府當局は本年（昭和十六年）八月映畫業者に對し電擊的に臨戰體制に入ることを通告し、政府案を示したる上、その答申を求めた。業者は、今更の如く時局重大化を認識し各自の立場を放棄して大局に立ち、映畫事業をして眞に國家目的に沿はしめるため、眞劍なる論議が行はれた結果政府案に對し、答申案を作成したのである。今政府案の根本を爲す精神を一口に言へば、優秀なる映畫を少く作つてより多くの人に見せるといふ事にあるのであつて、從來の拙劣なる映畫の濫作に依る質的低下の弊害を斷乎として革新せんとするにあつた。その爲製作は營利事業として認めるが、配給は公益事業とする。卽ち製作部門と配給部門とを切離し、同時に資材確保（主として生フィルム）のため、製作本數に極度の制限を加へ、合理的な製作配給統制を行ひ、映畫の質的向上を企圖したものであつた。この政府案に對する業者側の答申案は、極めて短時日の間に作成され兩者間に於て愼重なる論議檢討が加へられたる結果、日本映畫界に於て今迄企圖されながら遂に實現を見なかつた業界の一大革新案が最後に決定されるに至つたのである。今その最後的決定を示すと

（イ）劇映畫製作者は營利法人として三社に集約する。その製作本數は三社を通じて一箇月六本。プリント數は各々三十本。

（ロ）文化映畫製作者は營利法人として一社とする。

（ハ）公益法人たる日本映畫社は改組擴大を斷行し文化映畫は月四本、プリント五十本。尙日本映畫社は政府の意圖する啓發宣傳映畫及び時事（ニュース）映畫を製作する。（日本ニュース）

（ニ）配給機構は公益法人とし一元化し、これは前記五社

（劇三社、文化、日映）の出資による。劇、文化、啓發宣傳、時事映畫の配給をこれに移し外國劇映畫も原則としてこれに移す。

（ホ）映畫館には步合制をしき、非營利性上映には一本貸制を設く。

（ヘ）興行機構は高度の公益性を以て國家目的に卽應する樣指導する。

（ト）官廳映畫は陸海軍以外は之を廢止する。

といふに在る。之を見ても政府の斷乎たる決意を知ることが出來ると同時に、又從來の營利主義的觀念の是正を餘儀なくされた業者側の協力的態度も察知することが出來る。經濟新體制の促進に依り、他の凡ゆる產業面に於て企業統制が行はれつゝある現在、不急不用の事業として、その統制に洩れてゐた映畫も今やその自由主義經濟機構の殼を叩き破られる時代が到來したのである。戰時下國民生活に缺ぐべからざる娛樂であると同時に國策遂行上の有力なる武器としての映畫は、今はその事業としても重要產業の一つとして、眞面目を發揮すべき時が來たのである。

四

以上の如き內地映畫界の新體制は、依存關係にある朝鮮映畫界に大なる衝動を與へた。朝鮮に於ける製作業は、その規模設備、その他凡ゆる點に於て內地と比較し得べくもないが、製作合同問題は、國際情勢の緊迫に伴つて生フィルムの割當配給の制限を實施された當時に於て擡頭してゐたのである。その後この合同問題は遲々として進步せず、停滯狀態であつたが、內地政府案の統制方針に刺戟されて急速に具體的形態を採るに至つたものであるが、本府としては、將來之等製作業者を一元化したる上は、映畫の企畫審議會を設置し、製作企畫に十分なる檢討を加へ、從來の如き自由なる製作を認めず、飽く迄高度國防國家の要求に沿へるもののみを重點的に製作せしめる方針である。

配給の統制に就ては、根本的に內地と種々なる點に於て事情を異にしてゐる關係上、數年前から朝鮮獨自の配給統制を考慮し、着々研究を進めてゐたのであるが、今回の內地新體制に依る配給一元化問題が發生するに及んで、當然

朝鮮としても、この問題に就ては再檢討を餘儀なくされ、目下內地との間に、朝鮮獨自の配給機關を設置すべきが至當であるか、それとも內地の延長機關のみの手に委ねた方が至當であるか等の根本的問題に就て折衝中である。從つてこの問題に就ては詳しく述べる自由を持たない。いづれにしても、大局的に見て國家の爲に映畫の效用を最大限度に發揮せしめることが主要なる目的であるから、朝鮮の事情に照して最も合理的なる組織機構が生れて來ることを信じて疑はぬ次第である。

五

次に昭和十六年に於ける檢閲室を通じて見たる映畫の動きに就て觸れて見る。最近目立つて映畫の本數が減少してゐるが、これは今度の新體制案に依る具體的な統制を見る迄生フイルムの配給を一時的に停止されてゐる關係上各社共製作本數が減少してゐること、も一つは大東亞戰爭勃發に依り米英敵國映畫の上映が全面的に禁止になつたこと、或いは又獨、佛の映畫は勿論、國産映畫と雖も內容の輕兆浮薄なものに對しては嚴重なる處分を採つてゐること等のためである。映畫の內容の點からいへば當局がその製作內容に對して事前檢閲等に依つて積極的指導を行つてゐる關係もあつて、著しく良心的になりつゝあることは爭へない事實であるが、その反面又新體制映畫は一般的に面白くないといふ非難が多い。かうした傾向はしかし漸次改善せられて來なければならぬのであつて、映畫の本質が飽く迄娛樂である以上面白くないといふ事は何處かに缺陷がなければならぬ。製作業者の悩みも恐らく其の點にあるだらうが指導する當局者の立場も亦難いといはねばならぬ。將來かうした缺點を除去し質的改善を計る爲に、企畫審議會といつたものが設けられて積極的な活動を初めることになる筈である。

かうしたあらゆる困難な條件の中に於て新體制映畫として、然も娛樂としての條件を備へた數本の映畫が現れた。

卽ち① 馬　(東寶映畫)　四月
② 潜水艦一號　(日活映畫)　六月
③ 愛の一家　(日活映畫)　七月
④ 指導物語　(東寶映畫)　十月
⑤ 航空基地　(松竹映畫)　十一月

⑥土に生きる（東寶映畫）十一月
⑦君と僕（軍報導部）十一月
⑧朝鮮農業報國青年隊（總督府製作）十二月
⑨元祿忠臣藏（松竹映畫）十二月

之等の映畫は内容健實にして國民娯樂として時局下に於て推薦に價すると認められたものであるが、將來かゝる健康なる映畫は單に推薦のみに止まらず、之を普及徹底する方策が必要であると思ふ次第である。尙文化映畫の中にも優秀なるものがあり、國民の知識を啓發し教化宣傳に役立つものが相當あつたのであるが、中でも『日本の實力』の如きは特に朝鮮民衆に對する啓發宣傳上適當と認められたので映畫令に依る强制上映を行つた事例もある。

かゝる優秀映畫が將來續々として現れて來るであらうことは想像されるところであるが、現在配給されてゐる映畫の中には依然として尙舊體制のものが殘つてゐることは否定出來ない。これは一旦檢閱に合格したものは普通三箇年の有效期間を持つてゐるので、その間情勢の變化に依つて自然陶汰されるものもあるにしても、映畫不足の折柄、尙いかがはしいものが存在し得る餘地がある譯である。その點當局としても十分の注意を拂ひ、内容を再檢討して、積極性のない時局に不適當のものはどし〳〵上映差止めの處置を採りつゝある狀況であつて、本年度に於ても三十本を下らない。大東亞戰爭に依つて敵國となつた英・米製映畫の上映禁止は勿論當然のことであるが、これら以外の諸國の映畫、例へば獨逸、フランス、イタリー映畫にあつてもその內容に依つては上映を不適當と認められるものがありたし、又將來もあるであらうと思ふ。世界の情勢の變化に依り檢閱の態度もそれらの情勢につれて微妙に變化して行くことは、映畫の民衆に及ぼす影響が大きいだけ當然の事といはねばならぬ。

六

最後に朝鮮映畫に就て見るなれば、本年度に於ける製作本數十一本であつて、こゝ數年になり大量生産の年であつて、その中でも高麗映畫の『家なき天使』と軍報導部製作の『君と僕』はどちらも問題作となつた。特殊な事情の下にある朝鮮映畫に就ては幾多論議さるべきものがあるのであるが、近く成立を見る筈である製作機構の統制と相俟つて、將來益々健全なる發展を約束されてゐると信ずる次第である。

昭和十六年の半島文學の回顧

金聲均

一

昭和十六年は實に多事多難な歳であつた。肇國以來嘗て逢着したことのない難局に直面したのである。國民は一億一心物的人的の總力をあげて、難局打開に邁進し以て大東亞建設に身命をさゝげなければならなかつたのである。

如斯な總力戰體制下の難局に處して内地文學の歸趨が盛んに議論され世間の注目を惹いたと同樣、帝國文學の一翼を以て自任してゐる半島文學も轉換の岐路に佇立彷徨せざるを得なかつたのである。春早々から新聞雜誌を通じて各方面から「國民文學」「理想的文學」或は「國策文學」又は「時代を背景とせる文學」等々の標題の下に議論を交はし意見を述べて彷徨を續ける半島文學に光明と指針を與へられ來つたが、文學自體に宿る宿命的特殊性の爲か、或は讀者の低級な趣向に唯々阿諛迎合しやうとする舊殼から脱し得ないといふ樣ないろ〳〵の理由からか、今猶落着かずに彷徨を續けてゐるやうに窺はれる。然らば半島文學の現狀は何うであるか？　一瞥を投げて見やう。

二

昭和十四年の半島文壇は「文章」と「人文評論」の出現に依つて俄かに活氣を帶びた。翌十五年は其の反動のせいか、質量共に稍々疲勞の色を見せて來たが歲かはつて十六年に入るや、新らしく「春秋」「新時代」等の同志的競爭者を迎へて急に活氣をもり返へして來た。新春の毎日新報や、人文評論の二、三月號に掲載された新春創作評を見て

も感付く如く量に質に相當の働きを見せて來たのである。

參考迄に左に昭和十六年中の主なる雜誌の文藝欄の樣子を披瀝し、創作の主なるものを拖出して愚評を加へて見やう。

春秋

二月號（一月號ハ發行セズ）

若キ妻　兪鎭午
近日　蔡萬植
妻　金南天

三月號

女人　李箕永
原州宅　李無影
稻　安懷南
扶桑館ノ春　鄭人澤

四月號

母　金東仁
世路　韓雪野
善花公主　玄鎭健
〝シナリオ〟蒼空　朱永涉

五月號

山峽　李孝石
春　朴魯甲
（善花公主）

六月號

愛犬家ノ手記　李石薰
家　蔡萬植
路　玄卿駿
（善花公主）

七月號

晩餐　趙容萬
白夜記　崔貞熙
〝戲曲〟鸚鵡　金松

八月號

財運　朴泰遠
（善花公主）

九月號

夜ガ明ケタラ　李根榮
（善花公主）

十月號

動物集　安懷南

十一月號

他心　朴魯甲

浦人　石仁海

十二月號

古キ子守歌　金廷漢
"シナリオ"海風　朱永渉

新時代

一月號

二十歲　林季淳
晩香玉　南山壽
彼等ノ愛　李光洙
四季ト男妹　朴泰遠

二月號

懸賞時代　朴俊榮
太平洋ノ荒鷲　安田敏
（四季ト男妹）
（彼等ノ愛）
殘燭　金東仁

三月號

兄　安懐南
移民部隊　安田敏
（彼等ノ愛）
（殘燭）

四月號

賭博　李無影
（殘燭）
（彼等ノ愛）

五月號

戀愛禁令　金永壽
三圓志　朴泰遠
（殘燭）

六月號

猫　張德祚
（殘燭）
（三國志）

七月號

血戰　蔡萬植
（殘燭）
（三國志）

八月號

禮帽ト人生　朴榮俊
（三國志）
（殘燭）

九月號

春ノ唄　李光洙
（三國誌）
（殘燭）

十月號

鬪フ副團長　安田敏
（春ノ唄）
（三國志）
（殘燭）

十一月號

（鬪フ副團長）
（春ノ唄）
（三國志）

十二月號（十一月號ト同ジ）

人文評論

一月號

白茂線　尹世重
春　李箕永
山彥　俞鎭午
車輪　趙成鎬
浪費　金南天

二月號

星　黃順元
新婚　金永錫
雪降リシ夜　朴魯甲

三月號

春來タラバ　安懷南
杜鵑　韓雪野
勝負　李無影
〃戲曲〃舞衣島紀行　咸世德
〃同〃滿月　金松
〃同〃晩雷　朴英鎬

文章

一月號

旅愁　鄭人澤
愛ノ冒險　任英彬
百年今日　朴魯甲
北京ノ記憶　趙容萬
範疇　金永壽
魚山琴　許民

二月號

家屋仲媒人　金東仁
或ル聖誕祭　任英彬

車窓　李圭憙
四號段　蔡萬植
老人　安懷南
前妻記　朴玉仁
心園ノ挿話　咸世德
故鄕ノ人々　李根榮
未完說　朴魯甲
海愁　石仁海
離叛　桂鎔默
短章　鄭人澤
再出發　李石薫
無花地　朴榮濬
ラオコオエンー後裔　李孝石
寫生帖　玄卿駿
兄弟　金永錫
繪畵　金南天
新作路　郭夏信
留置場デ逢ッタ男　金史良
少年　金東里
山ノ人達　崔泰應
弄談　兪恒林

鍾　李箕永
銀杏樹　方仁根
崔基成氏　金永壽
姉ノ家々　李無影
旅程　趙容萬
馬車　兪鎭午
閑郊記　金治葉
蠶　姜鷺鄕
習作室デ　許俊
兎ノ話　李泰俊

三月號

滯鄕抄　池河連
果樹園　朴贊謨
產　林玉仁
德性　任西河

四月號

流轉　韓雪野
張三李四　崔明翊
文身　石仁海
墓地　朴魯甲
債家　朴泰遠

桑ノ實　金南天
"戯曲" 泗沘樓ノ月夜　李石薫
妻ノ爲ニ(海外小說)　金尙鎔

朝光

一月號

怪岩城　金來成
前夜　朴鍾和
落照　金史良
偸盜　朴泰遠

二月號

亞細亞ノ黎明　朴泰遠
大首陽　金東仁
(前夜)
(怪岩城)

三月號

(怪岩城)
(前夜)
(大首陽)

四月號

區域誌　鄭人澤
(怪岩城)
(前夜)
(大首陽)

五月號

開化風景　金南天
(怪岩城)
(前夜)
(大首陽)

六月號

路次(滿洲國語)　李陸史譯
(怪岩城)
(大首陽)

七月號

病ガ癒ツタラ　蔡萬植

八月號

心月(掌篇)　桂容默
谷間(同)　朴魯甲
割耕(同)　石仁海
(前夜)
(大首陽)

九月號

淸流(掌篇)　金治葉

猫（同）　任西河
雞登（同）　鄭飛石
夏服（同）　金永錫
（怪岩城）
（前夜）
（大首陽）

十月號

姉夫　趙容萬
（前夜）
（大首陽）

十一月號

秋　池連河
（大首陽）

十二月號

（大首陽）

三千里

子　韓雪野
天脈　崔貞熙
チケミ　金史良
山花　石仁海
〃戲曲〃放浪詩人「金笠」　宋影

戰爭小說「メルシエ」ノ死　李軒求譯

國民文學

薊の章　李孝石
月は東に　田中英光
靜かな嵐　李石薰
清涼里界隈　鄭人澤
父の足をさげて　宮崎清太郎

文藝街・新世紀等

醉
解職辭令
龍子小傳
洪水ニ流失サレタ村
妻　張赫宙作
三角形
回避牌
憂愁ノ庭
人虫沙漠　嚴興變作
殘香
愛情
幸福
麥浪　朴魯甲作

春雨　李善姫作
春ノ晩ニ來タ男　李曙郷作
〃戯曲〃カモメ　朴英鎬
〃シナリオ〃母　朱永渉
備考　題號ニ括弧ヲ付ケタノハ連載ヲ示スタメデアル

三

本年中に發表された作品の主なものは大體右に羅列しておいた積りである。昭和十七年を迎へた半島文壇が早春早々から前年の沈滯から起ち返つた如く、急に活氣を呈して來たことは既に一言したのであるが、文章や人文評論の飛躍に加へて、「春秋」が金南天氏の巨作「麥」を發表したに對し「朝光」が朴泰遠氏の作中篇「偸盗」を載せて之に應酬するかと思へば「新時代」は亦是朴泰遠氏の作中篇「四季と男妹」を以て助勢し出た。前記の如く昭和十六年の上半期は例にない半島文壇の豐穰さを見せてゐるが、量的增加を見たのは「文章」が「三十四人集」二月號を發刊した事が大いにあづかつて力あつた事は稍々肯づけられることである。處が下半期に入るや、時局の進展緊迫化に伴ふ言論統壹の必要性と用紙不足の要請は依然たる群誌の割據を許さず「文章」や「人文評論」等の純文藝誌は自然廢刊を餘儀なくされ。「春秋」「新時代」「三千里」等の綜合誌も之に刺戟されてか？　文藝面を縮少乃至制限し前記目錄を見ても解るやうに創作に代へて歷史、小說、野談、飜譯物、其他俗ぽい大衆讀物を以て置きかへるやうになり、半島文壇は下半期に於いては實に蕭條寂寞たる觀を呈してゐるやうだ。冬に入つて「人文評論」の後身として「國民文學」が顏を出し他の各誌も新春を控へて多少活氣を見せてはゐるが、まだ〳〵の事である。それで左に述べやうとする創作の白眉篇も主に上半期の所產であつて下半期には鄭人澤氏の「淸凉里界隈」以外は殆んど之と云はれる程のものは見當らない。

本年中の作品の中で稍々優秀であつたと思はれるものを指摘すれば、先づ石仁海氏の「山花」「文身」「海愁」等を擧げる事が出來る。「山花」にしろ「海愁」にしろ淳朴な原始生活を經に愛慾の煩惱を緯として何處となく鄕土の芳香を漂はせて呉れる實によい作品である。彼は描寫が堪能で

あり觀察が緻微である。眼のつけ方が他の作家とは異るやうに見える。彼の「山魔」も仲々の佳作であるとの評判であるが讀む機會のなかつたのを殘念に思ふ。

次に崔明翊氏の「張三李四」は仲々老練な作品である。李石薫氏の（綠旗十二月號）紹介に依れば崔氏は石仁海氏と同じく新人ではあるが力量と云ひ年配と云ひ堂々たる中堅作家であつて腰が据はり眼に狂ひのない人で寡作である代りに佳作家だとの話である。

中堅作家の作品としては蔡萬植氏の「家」や、旣に一言した金南天氏の「麥」、朴泰遠氏の「偸盜」や「四季と男妹」及び李無影氏の「原州宅」、李孝石氏の「山峽」、李泰俊氏の「兎の話」、俞鎭午氏の「馬車」、鄭人澤氏の「淸凉里界隈」、朴魯甲氏の「未完說」、韓雪野氏の「流轉」、李根榮氏の「故鄕の人々」や「夜が明けたら」、黃順元氏の「星」、咸世德氏の「心園の插畫」等々石崔兩氏の作品と竝んで本年度の白眉篇である。

蔡氏は半島文壇の儼然たる存在であり確乎不動の中堅作家であつて、彼の饒說緻巧さは自他共に認めてゐる處であるが氏の特徵は作を追うて益々光つて來るやうに見える。李泰俊氏は叙情詩的な作家であつて語彙の美麗を以て廣く知られてゐる。氏が每日新報に「思想の月夜」を連載したさうだが不幸にして讀む暇のなかつたのを遺憾に思つてゐる。氏の短篇としては「兎の話」以外には見當らないが調査の不行屆かも知らない。俞鎭午氏は「馬車」を發表したきり沈默を守つてゐるが、明日の飛躍への準備ではなからうか？

朴魯甲氏の「秋風引」は仲々の佳作であるとの評判であるが、未だ讀んでゐないから批評は次の機會に延ばさう。金廷漢氏の「古き子守歌」や、安懷南氏の「動物集」や「稻」、李石薫氏の「愛犬家の手記」等も可成り面白く描寫されてゐる好作品である。

四

以上は主として上半期の作品である。本年の白眉篇と云はれるものも殆んど上半期の作品であつて、下半期には鄭人澤氏の「淸凉里界隈」の外には之と云ふ程のものは見當

らない。極めて貧弱であつて寂寞の感がある。

然らば上半期の殷盛に對蹠して下半期は何が故にかく急轉直下的に沈滯し來たのであるか？　或る人は時局の進展に伴う言論の統制と用紙の不足に依る發表機關の自然的廢滅（例へば「文章」や「人文評論」等の廢刊を指す）と此等の環境に刺戟された殘存各誌の文藝面の萎縮に其の責任を負はせやうとしてゐる。勿論此等外界の出來事が刺戟を與へ影響を及ぼしてゐることは否めない事實ではあるが、私は寧ろ下半期に於ける半島文壇の不振の原因は他にあるやうに思はれる。といふのは小說は人間の精神的所產である。現實に立脚しつゝ而も現實を超越した人間の理想と想像の結晶である。故に本來作家は時代の現實を直觀して、うそ僞はりがあつてはならない筈である。時局は進展する。時代性を缺く文學は其の存立を失ふに至るであらう。

そして作家程時代の動きを銳敏に感知するものはなからう。認識して居ればこそ、新春早々から每日新報紙上に於いて朴英熙氏は「國家大理想文學」、蔡萬植氏は「時代を背景とせる文學」、鄭寅燮氏は「國策文學の樹立」、金東煥氏は「國民文學の創建」等々雄篇が續々と發表され半島文學の進むべき方向を指摘してゐる。然しかゝる理想的な方向を指示した作品は未だ澤山現はれてゐない。半島の文學は今猶彷徨してゐるのではないかと考へられるので何故であらうか？　それは小說の商品化的傾向に起因するのではあるまいか。

從來作家は唯々讀者の機嫌を伺ひ讀者の趣向に追隨迎合して來た嫌ひがないではない。ところが我が國が當面せる歷史的重要段階の現在に於ては、內地は勿論、朝鮮でも作家に對して讀者指導の役割を要請してゐるのである。半島の作家は舊套を脫すべき時運に際會してゐると見てよからう。

陽動の新春を控へて作家諸賢の健鬪を祈ると共に讀者への追隨迎合の舊殼を脫ぎすてて反對に讀者を牽引指導する新生面を開かれん事を期待して止まないのである。

（十六・十二）

朝鮮燈火史話

―火・ともし火・信仰―

岸　謙

山神獻燈之圖

ギリシャの神話として傳へられる處によれば、プロメシウスは或る時、人間等の世界に下り洞窟内に住んで見ると内部を照らす光もなく、又その身を温め食物を炙る火なども持つてゐない實に哀れな有樣であるので、ゼウスの神に『願はくばあの人間達に光と熱を與へられます樣に』との意味を御願申上げた。然るにゼウスの神樣は『それは結構であるが、さうして人間の知識が向上すると、遂には神に近づき、神を畏れることがなくなり、純眞な心を失ふ樣になるから與へるわけに行かぬ』との御言葉であつた。そこでプロメシウスは計略を考へ出し、或る日海岸へ下り、生ひ茂つた葦の一本を折つて、恰も飛鳥の如き神通力を以て天上に飛び、葦の莖に太陽の火を受けて地上に歸り、人類に分け與へた。又ニュージーランドのマオリ族の傳說ではマウイと云ふ英雄が地下から地獄の火を持つて來て人間に與へたとせられ、何れも人類の進步がこれ

より始まるとなすものである。ペルシヤのパーシイ教に於ける神殿の『みあかし』が永劫不滅の神の火として禮拜せられ、印度でも火そのものを神聖視してそれを波羅門教のシヴア神に捧げたのである。斯の如く火は得難いものであり燃え盛る火の神秘な有樣が神に關聯して考へられ崇火の傳說や風俗が今日迄傳へられてゐることも故なきことではないと考へられる。

佛教でも梵天王や帝釋天に燈を捧げた功德により福德圓滿の果を得たことなど數多の例を引いて傳へられてゐる。佛說譬諭經の中には寺に押入つた盜人が佛前の燈の消えさうになつてゐるのを弓の箭でかき立てると忽ち佛陀の威光により靈感を得て盜みを止め善人となつた。況んや『心より生じて以て佛前に燈を燃ずるものは福德圓滿量り難きなり』と述べられてある。又、佛說燈指經にも佛前に燈を捧げた功德が數多く述べてある。斯くして獻燈は佛教信者の最も尊むべき行であり佛前の燈を永久に保存することが善根功德の第一步であると考へられてゐるのである。

長明燈の一例

高麗時代に出來た益齋集と云ふ本の櫟翁稗說後集二の項に文眞公李藏用が三角山文殊寺（今の北漢山、文殊庵）に題する長篇の詩の一節に『鍾梵聲中一燈赤し。羅氏の路は史に人を載するにあり。家火を改めずして五世に至る。其の火色正に赤くして皿の如し』云々とあるがこれは寺の本堂の前の長明燈（石燈籠）即ち佛前に捧げた燈が五代も續いて點ぜられ火の色が眞紅であることを指すもので當時の文殊庵の燈火は今日果して傳へられてゐるかどうかは分らぬが私共が北漢山に登れば必ず休息するこの寺の何處かにこの記錄に云ふ處

の長明燈が殘つてゐないか一度注意して調べたいものである。

内地でも昔から火を大切にした事は現在でも火繼の神事があり、神饌を調進する『別火』を保存する爲に忌火屋殿が設けられたり、又、出雲大社の宮司は一生涯普通人の使ふ以外の所謂『別火』で調理した食物の外は一切口にしない習慣があつたりした事でも窺ひ知られるのである。手近い例では朝鮮神宮に於ても神官は交代で別殿に參籠せられることになつて居り毎日の御神事は前夜別殿に參籠し身心淸らかな神官によつて執り行はせられるのであつて、その際用ひられる火は總て別火に外ならない。又江戸時代から現代でも行はれてゐることであるが、職人や俠客又は花街方面などではその外出の際『すり火』と云つて火を切つて淸めたり、入嫁の際、花嫁が門を入る前に『すり火』を行ふ習慣があるのである。これも崇火習俗の一つであらう。

朝鮮でも大理石や陶製の小器（燈盞—内地ではカハラケと云ふ）に胡麻油を注ぎ綿を細くより合せて燈心として火を點じた『インツン』（引燈）と稱するものを佛前や巫覡の神堂に供へ晝夜絶えず油注しの番人をつけて百日の間、點じ續ける習慣がある。『インツン』とは神聖なる御祈りのともしびと云ふことである。そして火そのものを神聖視する結果、全く淸淨な香氣を有する胡麻油以外のものは使はぬことになつてゐるのである。

又、舊來の習俗的信仰では火事は火の神の怒りに觸れたから起るものである。然るにその火が罪のない近所に延燒する事は誠に迷惑至極であるから、これを避ける爲には逸早く屋根に上つて女の下着の汚れたものを高く上げて打ち振ると、聖なる火の神はこれを避けて行くと云ふことは内地でもよく聞く話であるが、現代の朝鮮でも田舍では今尙繰返されてゐる由である。

曾て、京城帝大の朝鮮歷史を擔當せらるゝ某教授の研究室に於て座談の際、朝鮮語の「火」と「村」は古音が同じで而も今日はその意味は全く異る。内地に於ても神社の火は數百年來傳へられた火で、村の人達は鎭守の社へ火を分けて貰ひに行つたのではあるまいかなどの事が話題となり、朝鮮ではこれに關聯して一戶二戶と數へる代りに戶數

を一照二照と呼んだことが古文獻に見られる由である。即ち一世帶二世帶と云ふのと同じことを意味したものである。これは家の『かまど』を照明の用にも供したものであることが分るとの說であつた。

之等のことから考へても古代に於ては火は到底得難く又一旦之を得ても保存することは容易でない。從つて村のある處にはその中心に火を保存する役目を有するものが必要になる。火は神秘なもの、尊いもので且つ又經濟生活上からも貴重なものであるから日本では神社でこれを保存したものではあるまいか。從つて村の者が神社に於て火を分けていただくと云ふことは一つの尊い神事であつたに相違ない。紀元二千六百年祭典の時、朝日新聞社の行事の一つに御神火繼走の事があり、又祭典の神事に用ひられる御神火が内地から朝鮮神宮にも捧げ傳へられた事は今尙記憶に新なる處であらう。

古代朝鮮に於ても火を司るものが村の頭であり大にしては國王であつたのであらう。卽ち新羅の始祖と稱せられる朴赫居世と云ふ王の諱も光り輝くと云ふ意味で火を象徵し又高句麗の始祖東明王も「東」「明」共に光明に極めて關係の深い字であることも面白い。然るにこの時代の王は今日の所謂巫覡に近き事も司つたと傳へられてゐるが、その巫覡の神堂に於ては今日でも尙晝夜絕えず燈火を保ち續ける行事のある事も一奇とすべきであらう。

朝鮮の佛寺の本堂前、中央にある唯一基の石燈籠は何を意味するか。又日本内地の古い神社でも社殿正面に一基の石燈籠のみを有する所があり之等はその昔、燈火を永久に保ち續ける目的の下に設置せられたものではあるまいか。

斯樣に光を求め火を畏れ尊び、而も一面に於て光と熱の使用を普遍的にしやうとした人類の努力は恰も人間生活が、より高き理想を追求して進み來つた道と同じではなかつたか。かのミルトンが不朽の作『失樂園』にも見られる光明讃美の詩は今一度意義深く讀み直してもよいのではあるまいか。ゲーテが臨終に當つて「もつと光を」とかすかに云つてことぎれたとのことはゲーテ研究者により樣々に解釋せられるであらうが、それが燈火のことであつたか、魂の上でのことであつたかは分らぬことにして置い

て、過去十年來、朝鮮の古燈器に就て資料蒐集に當つてゐる私共としては何かの必要に應じこれを興味深く解釋したいものである。こゝに「朝鮮燈火史話」と題して繼續的に朝鮮古來の燈火に關する史實と遺品に就て語るに際し緒言の意味で火・燈火とその信仰に就て思ひつく儘を述べたのである。尚、少しばかりの餘白をかりて正月の燈火に關する行事に就て述べやう。

舊正月十五日を上元節として、月を迎へる祭は古くから行はれた事であるが、朝鮮では今日でも尚、素朴な村人によつてその風俗が傳へられてゐる。卽ち朝鮮語で달마중と稱し、毎年正月望日（舊の十五日）黃昏時になると萩などの灌木で大きなたいまつを作り、村一番の高い山に登り、その年の最初の滿月を迎へ『身數安過太平』と云ふ。一番先に月を見たものが大吉で、百姓なら收穫が多く、官吏なら昇官、總角なら結婚が出來るし、子なきものは生れ、學生なら科擧に登第すると云ふ。或は又燃え殘りのたいまつを以て隣村の若者となぐり合をなして火傷するものもある。そして勝つ村が豐年となると云ふ。（今村鞆氏著、朝鮮風俗集による）又その月光の强弱などによりその年の雨の多寡を占ふこともある。次に「身數安過太平」と云ふのは漢字に直した迎月の語であるが、普通は『달님달님절합니다』（お月樣、お月樣、あなたを拜み奉る）と幾度も幾度も繰り返して云ふのださうである。そして男はたいまつを上下に動かしながら拜むし、婦人はたいまつを地上に打ち立てゝ拜むこともある。又この際、父母の長壽や家内中の安全、無病息災をも祈る習慣になつてゐる。

元宵迎月に用ふるたいまつ

高麗時代には支那の古例に從つて上元節又は二月十五日には王が寺に行幸せられて燃燈會を催された記事が高麗史を繙くと實に百七十箇所に現はれて來る次第であつて毎年如何に盛に行はれたかと云ふことが分る。

高麗時代に出來た「破閑集」と云ふ本の上卷に『元宵鼇座の前、絳紗の燈籠を設く、翰林院に命じて燈籠の詩を製して進呈せしむ。工人をして金箔を用ひ字を剪りて之れに帖せしむ。皆元宵の景致を賦す。明王の時、僕(破閑集の著者李仁老を指す)入りて玉堂に侍す。卽ち製進して曰く・・

風は細やかに金をして燼落せしめず

更に長くして漸く玉蟲の生ずるを見る

須く知るべし一片の丹心あるを

重瞳日月の明を助けんと欲す

上大に稱賞を加ふ。この後皆燈を詠ずるは僕より始まれり』と。

觀燈會の燈籠

李仁老は高麗の明宗王の時卽ち約七百六十年前、元宵迎月の燈籠に題する詩を作つたが、自分はこの當時、燈を詠ずる詩作の創始者であると大に誇つてゐる。

李朝になると高麗時代に於けるが如き國家的な年中行事としての燃燈會は佛教排斥の關係上高麗時代程盛ではなかつたが、その式名も觀燈會と改められ毎年舊の四月八日に各地で行はれて今日に至つてゐる。

右の破閑集の記事にも見られる絳紗の燈籠に金箔を字の形に切り拔いて貼り付けたとしてあるのは今日でも觀燈會の前日になると鍾路邊で賣つてゐる燈籠と少しも變りのないものと考へ

られるのである。（前頁寫眞參照）唯眞實の金箔の代りに金色や銀色の紙を用ひ福、壽、康、寧等の文字を切り拔いて張り付けてゐるだけの相違に過ぎない。

斯の如き佛教の信仰から來る燈火の年中行事と共に、正月に於ける巫覡の年中行事の一つとして「インツン」がある。これは燈火占の迷信から毎年正月になると各家庭ではその家族の數だけの燈盞に點燈せしめて巫家の祭壇に具へ巫女は終夜これを監視して、その火の形によつて各人の其年に於ける運勢を占ふことをする由である。燈火占の事は支那にもあり內地でも江戸時代に既に廣く行はれてゐたらしく、「萬事秘訣、燈火占」などの如き木版の本も刊行せられてゐた。

巫女引燈之圖

後記　京城電氣株式會社圖書室に於て武者專務の命により總督府學務局加藤灌覺氏の御盡力により朝鮮古燈器類の蒐集を開始して以來十二年を經過した。現在內外古燈器、燈火關係浮世繪、文獻類は無慮二千點を超過し陳列室も狹隘を告げる有樣である。又朝鮮古燈器圖錄や燈火史の編纂も企圖せられてゐるがその一過程に於て一般的な讀物として本稿を草した次第である。寫眞は圖錄の爲に山澤三造氏に依囑して撮影したものゝ中より採擇したものである。

彙　報

御用始式に於ける
總　督　訓　示

戰捷に輝く昭和十七年の總督府御用始式は四日午前十時より第一會議室において判任官以上千名參集の下に行はれ、國民儀禮の後、總督より施政に對する決意を倶にすべきことを闡明せる左の如き訓示あり、これに對し宮本法務局長より〃總督の意を體し、決戰體制下、各自の職域奉公に邁進せんことを誓ふ〃旨の答辭あり、同十一時終了した。

戰捷の光榮に輝く本年の御用始式に當り、閣下竝に諸君の壯容に接し施政に對する決意を倶にすることを欣快と致します。

大東亞戰爭勃發以來茲に漸く一箇月を閲したるに拘らず既に太平洋上の米英艦隊の主力を殲滅し、多數の敵據點を屠り、西太平洋、南支那海、ボルネオ海等に亙る制海、制空の兩權を把握し且つ馬來半島、フイリツピン、英領ボルネオの上陸作戰に成功して雄大無比なる大戰果を擧げ早くも戰勝の基礎を確定致したることは、御稜威の下皇軍將兵の捨身の奮鬪によるものでありまして、洵に感激に堪へざる所であります。茲に各位と共に皇軍將兵の勞苦及び戰歿者の英靈に深謝の誠を捧ぐる次第であります。

抑も本年は如何なる年柄であるかといへばそれは『世界決戰の年である』といふ一語に盡きるといふ。我々國民の本戰爭に對する覺悟は英米以下の聯合勢力と日獨伊以下の樞軸側勢力とが互に相手を倒さゞればやまざる大決戰なることの認識に立つのでありまして、彼我兩者は絕對に相容れざる世界觀と世界觀とを以て鬪ひつゝあるのである。換言すれば他國搾取の舊體制を維持して世界を制覇せんとする侵略主義に基く不信不義なる國家群と各國をして各その處を得せしめ兆民をして盡くその堵に安ぜしめんとする正義を基調とする國家群との鬪ひである。

我帝國の世界觀は肇國の大精神に由來し、明治開國以後常に東洋の平和を確立せんとし時に或は異端者を討ち時に或は歐米の侵略を阻止せんとし遂に日清、日露、滿洲事變に遭遇するの餘儀なきに至り、父子、兄弟その遺業を繼承して現下の大東亞戰爭に至つたものであつて、その由來する處深遠洵に已を得ざるに出づ、從つていかなる犧牲と勞苦とを拂ふも斷じて本戰爭に必勝して東洋平和の實現を期せねば已まぬ不退轉の世界觀であります今や我々は大東亞十億の民生を結集して大規模の共存共榮體を創造し、永遠の福祉と光輝ある大文化とを建設せんがために、數世紀に亙り東亞を搾取壓迫し來つた米英アングロ・サクソンを東亞の地域より放逐し、進んで地球の表面より逃走せしめねばならぬのであります。

開戰幾何もなく皇軍緒戰の大戰果により、米英の敗色蔽ひ難く、勝敗の大勢は既に決定せりと思はれますが、彼等には猶相當の戰力と、軍備の再建を可能ならしむる財力と資源力とを有してをるに加ふに戰場區域の廣大無邊なると、執拗なる彼等の世界支配の慾望とは彼等をして或は無限の長期戰を計畫せしめるやも測り難いのであります。殊に日獨伊三國は過般新なる締盟をもつて米英を倒す迄は斷じてどの一國も單獨講和を行はざることを約したのでありますから、帝國が大東亞の天地より米英の勢力を驅逐し終つた場合においても歐洲に對米英戰の存する限り、戰爭狀態

の存續することは當然であります。

　故に我々は何處までも長期戰を戰ひ拔くの覺悟が必要であります。然れども長期戰に依つて困難を增加するものは我々に非ずして敵にあることを國民は明確に認識して深く肝銘し置かばならぬのであります。其の理由は作戰上の諸情勢が太平洋及び其の沿岸に關する限り總てに於て斷然我帝國に有利であること竝に經濟及び物資の上に於て我帝國は時日と共に太り行くに拘らず敵國は之と反對に痩せ細りつゝ困難の程度を增加するからであります。

　抑も本戰爭の特徴は一面戰爭、一面建設の特殊性を有することであります。敵國が資產凍結に依つて經濟戰、資源戰を宣告したる自然の結果として、樞軸國側は自給、自衞の經濟活動を起して戰力の增强を企圖することゝなり、我帝國は、大東亞生命圈において諸種の食糧資源を初め、石油、ゴム、麻、鐵、石炭、マンガン、タングステン、その他重要需要資源開發利用の可能が戰果に隨つて日に月に增大し來つた反面、敵國側に於て日に月に必要資源の獲得困難となりつゝある事實は、天の配劑誠に妙なりと申さねばなりませぬ。

此の點に於て日獨伊は極めて有利の地歩に立つて、長期戰に寧ろ有利と爲し得ることは天意に依る我等の强味とする所であります。

　然れども此の强味は決して徒爾に與へらるゝものではなく、我國民の忍苦事に耐へ義勇公に奉ずる强烈なる精神と不斷の努力に依つて確保し得らるゝものであつて眼前の成功に陶醉し再び自由主義體制への復歸を心密に希念するが如き陋態は斷じて之を警めねばならぬのであります。本戰爭の前途は光明赫燿たるものでありますが、我等國民は常に遠大なる志を以て大局を把握しつゝ細心の注意を以て足許の現實を處理し歩一歩堅實な基礎を築き上げて行くの用意を必要とするのであります。

　特に朝鮮においては内鮮一體、一億一心の高度國防國家體制を以て今後の進展膨脹國策を決定する基本條件となすべきことを銘心し朝鮮における皇國臣民錬成が半島同胞の將來に大なる幸福をもたらすべき所以を深く留意し、内鮮一體の徹底を期する絶好の機緣として時局を有効に活用せねばならぬと思ふ次第であります。これを要するに大東亞戰爭の長期性とこれに伴ふ共榮圈内各地の建設性は朝鮮施政に一段の重要度を加重さるゝに至りしを以て、閣下、各位の心構へに更に着想の高邁と意思堅確とを加へられたるに期待し、決戰體制下の本年を見事に突破せられんことを切望する次第である。

十七年度本府豫算額發表

昭和十七年度朝鮮總督府特別會計豫算は舊臘來、大野政務總監、水田財務局長が東上、大藏省を初め關係當局と折衝を續けて來たが本府の決戰豫算は本豫算十億一千四百九十四萬圓に決定、七日財務局よりその概要が發表された、十七年度本豫算は十六年度本豫算に比し一千八百二十二萬圓の增となつてをり、十六年度本豫算及び追加豫算合計に對しては三千九百三十七萬圓の減となつてゐる。

項目	金額
昭和十七年度本變算（歳入出共）	一〇一、四九四萬圓
昭和十六年度本變算（歳入出共）	九九、六七二萬圓
差引增	一、八二二萬圓
昭和十六年度本變算及追加豫算計	一〇五、四三一萬圓

昭和十七年度本豫算は右に比し減　三、九三七萬圓

勞務調整令公布で　局長談發表

國家總動員法に基く勞務調整令は從來の青少年雇入制限令、從業者移動防止令を廢止され兩令を一本にして內外地同時に十日から實施することになり、同日附官報で總督府令及び告示等が發布されたが新法令は從前の兩法令より制限範圍の職業が擴大されたるため朝鮮においても男子從業者の獲得は一層窮屈となつたので石田厚生局長は十日左の談話を發表して勞務調整令の運用について一般が萬遺漏なきを期するところがあつた。

石田厚生局長談

今回國家總動員法に基く青少年雇入制限令及從業者移動防止令が廢止せられ、之に代り新に勞務調整令發布せられ、一月十日より內外地同時に實施せらるゝことゝなり、同日附總督府令及び告示を以て施行規則及び關係指定等發布せられたので、玆に其の概要を申述べ、之が圓滑なる運用に御協力を得たいと存ずるのである。

第一、從業者の解雇退職の制限

國防上又は時局上最も重要なる事業に從事する從業者に付ては國家的立場に於て其の解雇、退職を統制せんとするものであつて卽ち朝鮮總督の指定する最も重要なる工場事業場等に勤務する從業者に付ては其の全部のもの、又は工場事業場等は指定せらるゝ程度でなくとも特に其の從業者中朝鮮總督の指定する範圍のものゝ解雇及び退職に付ては原則としの府尹、郡守又は島司の認可を要することゝせられたのであるが、此の制限を及ぼすべきものゝ指定は今後事業の重要度及勞務管理の狀況を勘案して隨時必要の都度指定せらるゝのである。

第二、從業者の雇入就職及使用の制限

(一)技能者の雇入及び就職の制限　一定の技術、技能又は學識經驗を有する者は其の有する技術、技能又は學識經驗を最も有効に活用出來る部門に配置せんとするのであつて年齡十四年以上六十年未滿の男子にして朝鮮總督の指定する者の雇入就職に付ては原則として府尹、郡守又は島司の認可を要することゝなつたのである斯る制限は從業者移動防止令に於ても實施せられたのであるが、從業者移動防止令に於ては工場、事業場等に於ける雇入の場合のみ統制したるに反し今回は工場、事業場のみに限らず卽ち農業、商業其の他總ての方面に於ける雇入、就職と雖も認可を要することゝなつたのである。尙ほ此の技能者として制限を受くる者は朝鮮總督の指定する職業に三月以上從事する者竝に其の職業を罷めたる日より一年を經過せざる者及び工鑛業特別の學歷を有する者又は特定の試驗、檢定、免許等を受けた者であつて之等は大體國民職業能力申告令に於て指定せられたものと同種類のものに付指定せられたのであるが職業に付ては其の一部を除き他の必要なるものを加へて一五〇種に付指定せられて居る。

(二)男子青壯年の雇入、就職の制限　活動力最も旺盛の時期に在る者及今後其の時期に入らんとするのであつて年齡十二年以上四十年未滿の男子にして技能者にあらざる者の雇入、就職に付ては原則として府尹、郡守又は島司の認可を受けたる定員の範圍內に於て之を爲すべきことゝ

せられた。從前の青少年雇入制限令に於ては定員の認可の外一般に昭和十五年七月末日現在に於ける青少年雇傭員數の七割迄の雇入は之は自由とし更に朝鮮總督の指定したる事業を營む者にして道知事の認可を受けたる場合は爾後員數に關係なく雇入を爲すことを得、尙又農林、畜產、養蠶、水產業等に對しては全然之が適用し以て一層勞務の適正なる配置を期することゝしたのである。但し本令施行と同時に直に新なる規制を行ふことは困難な事情もあるので現在青少年雇入制限令に依り認められたる範圍に於ては本令施行後六十日を限り本令に依り認可を受けずして雇入、就職を爲し得ることゝなつてゐる。

(三)勞務供給による從業者使用の制限　事業主と雇傭關係を生ずる從業者の雇入、就職の統制と關聯して常時勞務供給業者より供給を受け男子青壯年を使用するもの及び勞務供給により技能者を使用せんとするときは府尹、郡守又は島司の認可を要することゝなつたのであるが技能者以外の男子青壯年の使用については現在使用中の向も在ることゝ思はれるので、本年四月一日より使用につき認可を要することゝなつてゐる。

以上各事項に亙り規制せらるゝのであるがなほ特別の場合においては例外として府尹、郡守又は島司の認可を要せずして解雇、退職をなし又は雇入、就職をなし得る場合を認められてゐるのである。例へば男子青壯年の日々雇入及び就職の場合とか三十日以內の男子青壯年の雇入、就職の如きは自由とせられてゐるのであるが、從前青少年雇入制限令及び從業者移動防止令共何れも雇傭主側の從業者雇入關係についてのみ規制せられたるに比し勞務調整令においては從業者の就職關係についても規制せらるゝことゝなつたので、これに違反した場合雇傭主從業者共に國家總動員法により處罰せらるゝことゝなるのである。

本令の概要大體以上の通であつて、本令の施行に依り種々煩瑣な手續も增加し、尙又男子從業者の獲得は一段と窮屈を感ぜらるゝが時局下勞務の重要性に深く思を致され且又內地に於ては技能者及び一般青壯年共男子のみならず女子に對しても適用せられ、其の統制も國民職業指導所の計畫的割當紹介を主とする等非常に強度の規制を加へられて居るのに比し朝鮮に於ては統制の程度も概して內地より遙かに緩和せられ、殊に女子の雇入は全く自由として居るので、今後事業主に於かれては能ふ限り男子從業者の雇入を節約し女子の雇入に依り之が代替を圖り以て活動力旺盛なる男子之を重要產業部門の需要に振り向けしめらるゝやう願ひたいのである。又從業者に於ても自己の有する全力を擧げて國家の最も必要とする部門に進出するやう心掛け一身の利害に捉はれ妄りに職場を轉々するが如きことなき樣特に切望して已まぬ次第である。

十七年度より實施の增徵案發表

政府は戰時財政の强化に努むると共に、購買力を吸收し戰時經濟の適正なる運營に資するため直接稅を中心とする增稅を行ひ、昭和十七年度より實施することに閣議決定したが朝鮮においても中央政府の方針に順應し、直接稅を中心とする增稅を行ふことに決定、中央政府との間に種々折衝を進めた結果一月十二日の閣議決定をまち、十四日總督府よりその增徵案が發表された。

一、所得税

（一）第一種所得税に付ては税率を百分の二十一程度（現行百分の十五）に引上ぐること。

（二）第二種所得税に付ては税率を左記程度に引上ぐるとゝもに新に有價證券の淸算取引等に因る所得に對し課税すること。

國債の利子　百分の四（現行百分の一）

國債以外の公債の利子　百分の六（現行百分の三）

其の他　百分の七（現行百分の四）

（三）第三種所得税　第三種所得税に付ては左記各號の措置を講ずるとゝもに三割程度の增額を行ふこと。

イ、扶養家族控除を全所得者（現行は所得三千圓以下の者）に付適用することゝし尙扶養家中に妻を加へ控除額を一人に付五十圓とすること。

ロ、生命保險料に付ては年額二百四十圓（現行二百圓）以內に於て控除を認むること。

ハ、新に二百圓の基礎控除を認むること但し獨身者に付ては之を半額とすること。

ニ、免税額を五百圓（現行八百圓）に引下ぐること。

ホ、税率の最高は五十萬圓、百分の四十八程度（現行百分の三七）に止むることゝし税率適用區分を一部改むること。

ヘ、第三種所得税の源泉選擇課税による税率を百分の二十五程度（現行百分の十五）に引上ぐること。

二、特別法人税

特別法人税に付ては税率を百分の一〇・五程度（現行百分の五）に引上ぐること。

三、臨時利得税

（一）法人の臨時利得税に付ては税率を百分の三十五乃至百分の七十五（現行百分の二十五乃至百分の六十五）に引上ぐること。

（二）個人臨時利得税に付ては普通利得に對する税率を百分の三十程度（現行百分の二十五）に引上ぐること。

（三）讓渡利得に對する税率を相當程度引上ぐると共に新に不動產の讓渡利得に對し課税すること。

四、地税

地税に付ては税率を千分の十七程度（現行千分の十五）に引上ぐること。

五、營業税

營業税に付ては税率を平均二割程度引上ぐるとゝもに新に課税範圍を擴張すること。

六、資本利子税

資本利子税に付ては税率を左記程度に引上ぐること。

國債の利子　百分の五（現行百分の三）

その他　百分の六（現行百分の四）

七、相續税

（一）總税額において大體二割程度の增徵を行ふこと。

（二）新に二千圓の基礎控除を認むること、但し家族扶養控除を受けざる者に付ては・これを半額とすること。

八、物品税

物品税中燐寸に付ては税率を千本に付十錢（現行五錢）に引上ぐること。

九、印紙税

印紙税に付ては物品切手を除き總税額に於て七割程度の增徵（印紙税法改正に依る）を行ふこと。

十、電氣瓦斯税

電氣瓦斯税を創設し工業用等以外の電氣瓦

斯の消費にして料金が一月三圓以上のものに對し料金の百分の十の税率を以て課税すること。

十一、廣　告　税

廣告税を創設し各種の廣告に對し料金の百分の十又は一定額の税率を以て課税すること。

十二、馬　券　税

馬券税を創設し勝馬投票券を購買する者に對し相當の税率を以て課税すること。

十三、臨時租税措置

(一)個人の長期預金、一定期間据置きたる登錄公社債等の利子につき所得税の税率を輕減すること。

(二)新規拂込の株式の配當金にして配當率一定以下のものに對する資本利子税を或る程度輕減すること。

(三)政府保證社債の利子に對する所得税の税率は地方債の場合と同一とすること。

(四)金融機關相互間の預金にして一定條件を具備するものに付ては所得税を免除すること。

(五)一定の金融機關の保有する供託公社債又は登錄公社債の利子に對する所得税の税率を相當程度輕減すること。

(六)會社が留保所得を以て設備の擴張又は國債等の買入に充てたる場合における所得税輕減の制度を擴張すること。

(七)時局の要請に基き企業の合同整理をなしたる場合における所得税及び登錄税に付輕減又は免除をなすこと。

(八)一定の價格平衡資金に關する課税標準の計算につき特例を設くること。

(九)法人の寄附金にして一定限度を超ゆるものは軍に對するものを除き課税標準の計算上これを損金に算入せざること。

(十)固定資產減價償却年限の適正化をはかること。

十四、戰時災害國税減免

戰時災害被害者に對する所得税、營業税等につき輕減又は免除をなすこと。

十五、日滿二重課税防止

日滿二重課税防止に關する制度を設くること。

水田財務局長談

増税の大體方針としては所得税に於て相當程度(內地は現在の四割六分程度増徴の見込なるに對し朝鮮は現在の三割程度増徴の見込の増徴を行ふことになりますが、唯公社債及預金利子等の所得に付ては內外地間の税制の連絡上密接な關係もありますので此等の所得に對しては內地と同額の増徴を行ふことになります。其の他所得税に付ては家族扶養費の控除や生命保險料の控除の規定の改正及之に關聯する二、三の規定の改正を見ることになります臨時利得税は個人の税率が內地に比し稍低率である外は全く內地と同一の制度でありますので之は內地と同樣の増額を行ふことになります。

収益税に付ては補充税たる地位及地方財源として重要なる租税なる點に鑑み比較的低率なる増徴に止むることに考慮を拂つたのでありますが、資本利子税に付ては第二種所得税の負擔と併て內地の所得税負擔との調和を考慮する必要がありますので之は相當の増徴を見ることになります。

相續税燐寸に對する物品税及び印紙税については內地と同一割合の増徴をすることゝし(相續税は現行が內地より相當低率でありますので自然絶對額は內地より低くなります)新に創設せらるゝ電氣、瓦斯税、廣告税は事變税として新に創設せらるゝものでありまして朝鮮としてもこれ等の新税を創設し事變費の一部を進んで分擔することは當然のことゝ考へますので內地の方針に順應することに致した次第であります。

生產力の擴充、貯蓄の増強その他戰時下緊要なる經濟諸政策の圓滑なる遂行に資するための租税減免の措置については內地と全く同一の方針を採用することに致します。

（自昭和十六年十一月十七日 至昭和十六年十二月十五日）

十一月十七日 農村再編成對策實施事務打合會開催さる（於本府第三會議室）

十一月十八日 氣象臺官制中改正公布（勅令九百六十一號）

十一月十九日 電氣事業及瓦斯事業の監督に關する事務並に發電水力に關する事務の移管に伴ふ瓦斯事業取締規則等の規定の整理等に關する件發布（府令第三百四號）

十一月二十日 許可認可行政事務處理簡捷令公布（勅令第九百六十七號）

港灣防護協議會開催さる（於本府第二會議室）

十一月二十二日 陸運統制令公布（勅令第九百七十號）

十一月二十四日 朝鮮總督府官制中改正公布（勅令九百八十號）

朝鮮總督府調査官特別任用に關する件公布（勅令第九百八十三號）

朝鮮總督府部內臨時職員設置制中改正の件公布（勅令第九百八十四號）

十一月二十五日 國民總力指導委員會開催さる（於本府第三會議室）

十一月二十八日 朝鮮に於て配達すべき別配達郵便物は當分の內之が取扱を爲さゞる旨發布（府令第三百五號）

郵便區市外に宛てたる小包郵便物は當分の內到着郵便官署に留置き受取人の出頭を待ちて之を交付する旨發布（府令第三百六號）

朝鮮に於て配達すべき電報の別配達は當分の中之が取扱を爲さゞる旨發布（但し電信官署に於て特に必要ありと認めたる場合は此の限に非ず）（府令第三百七號）

十一月二十九日 郵便貯金利率令公布（勅令第九百九十號）

學校卒業者使用制限令中改正公布（勅令第九百九十六號）

經濟警察事務打合會開催さる（於本府第二會議室）

朝鮮物品税令施行規則中改正發布（府令第三百九號）

昭和十六年制令第三十二號中朝鮮淸涼飲料税令及砂糖消費税令に關する改正規定施行に關する件發布（府令第三百八號）

朝鮮遊興飲食税令施行規則中改正發布（府令第三百十號）

朝鮮建築税令施行規則中改正發布（府令第三百十一號）

朝鮮出港税令施行規則中改正發布（府令第三百十二號）

十二月一日 國民勤勞報國協力令公布（勅令第九百九十五號）

國民勤勞報國協力令施行規則發布（府令第三百十三號）

十二月二日 朝鮮總督府鐵道局職員旅費規則中改正發布（府令第三百十五號）

十二月三日　朝鮮總督府官制中改正公布（勅令第千三號）

陸運統制令施行規則制定發布（府令第三百十六號）

各道地方課長及國民總力課長打合會開催さる（於本府第二會議室）

十二月四日　朝鮮簡易生命保險審査會規程中改正公布（勅令第千四號）

十二月五日　石炭價格協議會開催さる（於本府第二會議室）

税務監督局長關税部長會議開催さる（於本府第三會議室）

十二月六日　朝鮮總督府穀物檢査所官制中改正公布（勅令千二十四號）

朝鮮商業組合中央會の設立に關する件制定發布（府令第三百十七號）

十二月八日　私設無線電信無線電話規則中改正發布（府令第三百十九號）

防空本部開催打合會開催さる（於本府第一會議室）

工業調査及商業調査打合會開催さる（於本府第二會議室）

十二月十日　朝鮮所得税令規則中改正發布（府令第三百二十號）

朝鮮資本利子税令施行規則中改正發布（府令第三百二十一號）

臨時外國人旅行等制限規則制定發布（府令第三百二十二號）

道家畜防疫主任技術者並移出牛檢疫所長事務打合會開催さる（於本府第二會議室）

十二月十一日　防空法中改正公布（法律第九十一號）

十二月十二日　外國爲替管理法に基き外國爲替管理法施行規則、外國爲替管理法施行特別規則又は外國人關係取引取締規則の規定に依り許可の失効に關する件制定發布（府令第三百二十三號）

十二月十五日　大學總長豫科部長專門學校長打合會開催さる（於本府第三會議室）

編輯を終へて

人類三千年の歴史に於て、平和を樂しみ得たのは僅か二百年に過ぎなかつた。そして二千八百年間は世界のどこかで戰爭が繰りひろげられてゐたのである。戰爭は人類にとつて悲慘事にちがひない。だが歴史はそれを宿命なりと敎へてゐるやうだ。

○

かやうに觀じ來るとき所謂「治に居て亂を忘れず」といふ生活哲學に徹してゐる國民のみ、永遠の繁榮が約束され、そして、諸民族の指導者たる資格を享受することができると考へられる。

○

大東亞戰爭の勃發以來、我が陸海軍のもたらした大戰果は勿論御稜威の然らしむところであらう。だが一方に於ては如上の生活哲學に基づいての猛訓練の賜とみることができやう。かくて、我が帝國の將來には大いなる希望と、反面重大責務が附加されつゝある光榮を思ふのである。

○

大東亞戰爭は近き將來に於て、建設段階に入ることは必至である。かやうな場合南方共榮圈と朝鮮經濟の關聯性が必然的に重要問題として取りあげられねばならない。すでに財界有力者間に於ても、亦官民合同懇談會に於ても活潑に論議されたと聞く。

○

依て本月號は、鈴木敎授にこの方面に對する蘊蓄を披攊していただいた。朝鮮經濟の前途に對し、一讀忽ち私共は非常に明るい氣持をもつに至るであらう。

○

その他、本月號は、最近誕生を見た厚生局の役割について闡明にしていただき、尙ほ一箇年の決算尻といふ意味から過去一箇年の産業文化諸様相の展望をそれ〴〵の立場からお願ひした。岸謙氏の朝鮮燈火史話は爐邊讀物として好箇のものであらう。

『朝鮮』特約販賣店

京城 日韓書房	金泉 立川書五
同 丸善支店	釜山 博文堂
同 盛文堂	居昌 興田ナカ
同 大阪屋號書店	羅州 朴昌鎭
永登浦 村田喜一	平壤 脇坂喜之助
水原 清光堂書店	鎭南浦 至誠堂
大田 鈴木書店	新義州 島田德之助
清州 稻垣豐	義州 鈴木運次郎
群山 川部政太郎	春川 桑木佐市
木浦 如藤光三	元山 岸野富次郎
大邱 王村書店	清津 今村竹風堂
永川 古田季松	羅南 大崎政善

昭和十六年十二月二十八日印刷
昭和十七年一月一日發行

發行人 朝鮮總督府總督官房文書課長
發行所 朝鮮總督府
印刷所 京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地 朝鮮印刷株式會社

一手賣捌所 京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地 朝鮮印刷株式會社
振替口座京城四〇

久重和吉著

題字　川岸、高木、小林三將軍直筆版
四六版　二三〇頁　實費送料共七拾錢
口繪　四頁　十部以上一割引
挿圖畫　二二葉　官公署共三箇月々賦

本書ハ小説ニ非ズ、從軍記ニモ非ズ實戰記ナリ

今次事變勃發するや、逸早く朝鮮部隊の急派を見たるは周知のところ、**初陣行**の著者は、その一部隊長として**河北、山西**に轉戰奮鬪せられたる**勇將**にして、或は堅壘、牙城に居り、或は絶壁に蟠居せる頑敵を勦討する等一として苦戰の颶風を展開せざるものなく、時には糧食彈藥の缺乏を告げ、時には嚴寒、酷暑、櫛風、沐雨、荒天に惱ませらるゝ等殆んど想像だも及ばざる困苦を嘗めつゝ、日夜敵中に起臥せるにも拘らず、**我聖軍**は至るところ、宣撫の手を差延べ、**民衆愛撫の工作に**餘念なき記述と、皇軍上下心を一にして**親子も及ばざる敬愛**に終始し、而も**命令一下水火を意とせざる場面**に至りては、涙なくては讀下し得ざるべく、躬自ら陣中に在ざれば、**到底得難き取材**を以て、隊の行動を叙し、之に加ふるに著者が現場に於て眼底に直映せる**寫生自作畫と要圖**及び赤塚主計中尉が砲煙彈雨の戰場に於て撮影せられたる實寫とを挿入して戰況の描寫全く眞に迫るものあり。

同部隊長は、山西南部の激戰に於て、遂に敵彈を受けられたるを以て、第一線直後の衛生部隊の活躍竝に野戰病院にて體驗せられたる**實感**と、後方部隊の辛苦、將又慰問文、慰問袋の感想等大に味ふべき記事を盛れる附錄は亦本書の**異彩**として推奬するに充分なりとす。

元來本書は著者が戰線に於ける日誌を整理せられ、**生死を共にした勇士竝に其遺族**等に出征中の轉戰死鬪の實況を展示すべく**綴**られたる**戰蹟記**なるも、弊社は特に著者の許諾を得て、我半島大衆が最も密接なる關心を有つ、朝鮮部隊の動靜を知悉し、且つ我軍隊が如何に困苦缺乏に堪へ、敵を擊滅するに死力を盡したるかを一般に會得せしめて、銃後の**長期戰に對處する結束**を益々强固にせんとするの**微意**に外ならず、是非御一讀あらんことを乞ふ。

印刷報國

本社全景

創立明治三十七年

京城府蓬萊町三丁目六十二ノ三番地

朝鮮印刷株式會社

電話本局②｛〇二三〇番 五五三一番 五五三二番
振替口座京城四〇番

營業種目

- 活版、石版、凸版、凹版
- 寫眞製版、三色版
- グラビヤ印刷
- オフセット版
- CPプロセス製版
- コロタイプ版
- ジンク版等の製版
- 印刷、和洋帳簿製本
- 圖書出版
- 活字鑄造販賣
- 竝和洋紙類販賣

明治四十四年六月二十日第三種郵便物認可
昭和十七年[illegible]月一日發行（毎月一回一日發行）
『朝鮮』第三百二十[illegible]號

朝鮮 二月號 目次 第三百二十一號

口繪

編輯を終へて

あがる世紀の歡呼！（一）

總督府玄關前に於けるシンガポール陷落奉祝式（二月十八日）

あがる世紀の歡呼！（二）

總督府に於ける祝盃

⇨軍司令部に於ける祝盃

⇨感激の日の丸、海軍武官府に殺到

⇨奉祝花電車

産金政策について

大野政務總監談

産金事業の重要性に關しては昨年八月總督閣下に於て聲明を發せられ關係官民の奮起を促されるところあり、又昨秋臨時議會に於ては商工大臣より金の重要性と産金政策の不變を說明せられるところがありたる爲當時動もすれば金の重要性に疑念と不安を抱かしむるが如き謬說を爲すものありたるも此の種の言動は其の後霧散して影をひそめた觀があつた。

然るに今次大東亞戰爭の勃發を見るに及び眼前の世相に視野を奪はれ再び金の必要性につき精神的動搖を招くが如き風說を爲すものありと聞くは謬れるも甚しいものと謂はねばならぬ。

この時局この世況に於ては尙更に金を必要とすることに變りなく、今後戰果擴大し、大東亞共榮の實を擧ぐる爲には共榮圈確立の途上及確立の曉に於て帝國が大東亞の盟主として共榮圈內及圈外に對し經濟調整の中心として極めて豐富なる金の準備を必要とする事は容易に想到し得られ、この事態に備ふる爲には更に一層産金事業の振興を圖らねばならぬ事に官民共に深く心を致さねばならぬ。

茲に於て本府に於ては第一次産金五箇年計畫に引續き第二次産金計畫を樹立する必要に迫られ既に大體其の完了を見たので此の第二次計畫と睨み合せ明年度に於ける産金奬勵方針を豫算化すべく昨年末以來關係方面と協議を重ねつゝあつたのであるが、何分既往の産金五箇年計畫遂行の爲既に豫定經費の殆どを放出した今日更に多額の經費を豫算に盛ることは財源的に極めて難色があつたのであるが、叙上の産金の重要性に鑑み明年度産金關係豫算としては大約一千二百萬圓を計上し從來通り探鑛奬勵、乾式製錬補助、金山道路、産金送電施設等を存續せしむることに內定すると共に、割增金制度も引續き實施する方針に變りなく、從て其の費額に於ては實質上昨年以上に上る狀態である。

豫算に於て斯くの如き方針の內定を見、之を實行に移すに當り極力效率的ならしむる爲に必要とする物資に付ても別途物動計畫を樹立して計畫的檢討を加へ、近く中央政府に折衝する豫定であるが、更に之と併行して日本産金振興會社を中心とする金山金融に付ても第二次産金計畫の目的達成上適正なる運營を圖る爲篤と檢討を加へて齟齬なきを期する外、勞働力の充足に付ても今後は勞務員の奮起に愬へて量より質の改善向上を圖ることに依り、當面の需要を充す計畫にして産金政策は依然として一定不變、毫も案ずる要はないのである。

何れにしても今次大戰の目的完遂の爲には鑛業戰士も宣戰の大詔を渙發あらせられたる聖旨を奉戴して光榮ある職場に全智全能を結集、一意報國の熱意に燃ゆるならば資源的に惠まれたる半島金鑛業の前途は誠に刮目に値するものあるを信じ又斯くあることを切望してやまぬ次第である。

世界經濟に於ける金の重要性と朝鮮の任務

金光昭直

目次

一、緒言

金本位制度がイギリスに於いて一八一六年先づ確立せられ一九三一年離脱するまで幾多の變遷を經たとしても、一世紀以上の長きに亙る歷史を持ち世界の貨幣制度史上不朽の役割を果して來たのである。然るに、弊履の如く見棄て去られ一顧の價さへもなきが如き言論を爲すことは、歷史の流れを遮斷せんとする餘りにも現世的態度であり、歷史は飛躍せざることを解しないものと云はねばならない。然し、今更、古典的な金本位制への復歸を想見しつゝ自由主義的な機構の恢復の可能性を檢討することも、餘りにも歷史の流れに對する盲目な態度であり歷史の移り行くことを知らざるものと云はねばならぬ。寔に歷史は飛躍せざると同時に、歷史はまた移り行くものである。この意味に於いて、今後の國際貨幣制度が

如何なる形態をとるかを論ずる場合、必ず金本位制度の關門をくゞらねばならぬとすれば、われ／＼は謙虚な態度で金本位制の發展傾向を探り、その積極的意義を顧みるのもあながち徒爾ではないと云はねばならない。

次に、今後の國際貨幣制度が如何なる形態をもつて現れるかを論ずるには、世界經濟機構の變遷に對する本質觀照的な凝視と適確なる將來への見透に依つて初めて可能であつて、到底筆者如きものゝ能く爲す處ではない。唯、消極的に世界經濟の現段階に於いては今後尚、金の重要性は喪はれないことを云はんとするに過ぎない。

然らば、金の重要性を如何なる觀點から突くべきか。金の問題を解決するものは世界の問題を解決するものだと云つても決して過言でない程、實に困難なことであつて數頁字の用紙に結論を引出すことの大膽さを意識しないものでもない。然し乍ら、現今の支配的現象たるブロック經濟と通貨管理に關聯せしめつゝ、ソヴィエット社會主義計畫經濟と世界產金量が實際的に如何なるものであるかを考察し、金の重要性が未だ喪はれぬことを眺めようとするのも、些やかながら一つの試みであると云へよう。そして、國家百年の大計から見て產金朝鮮の任務も重大であると結論しようと思ふ。

二、金本位制の意義とその變遷

自由放任經濟時代に於いては强力な國家的經濟統制が存しなかつた。否むしろ、國家權力の干渉は自由なる經濟發展に障害を與へるものとして除外され否定された。從つて、社會經濟の秩序の規律は價格法則による自働的調節作用に依つてのみなされた。而して、國際貿易に關しては自由貿易論對保護貿易論の論爭が展開されたが、一方、未開拓の資源が世界の到るところに無限に存在し、他方、產業革命が歐洲大陸に進展し工業生產力が異常なる發達を遂げるや自由貿易論が謳歌されるに至つたのも當時の趨勢であつた。當時は寔に「爲すに任せよ、行くに任せよ。世界は自ら運行する」（Laissez-faire et laissez-Passer; le monde va dlluimême）が世界の支配原理であつたのである。

斯かる自由主義的世界經濟の要請に應ずる貨幣制度が則ち金本位制であつた。卽ち、金本位制に於いては一國の貨幣を

金の一定量に結び付けることによつて、貨幣流通額を取引の正當な需要に制限する最も有効な手段であり、又廣く世界の繁榮の基礎となるべき國際貿易の發達の爲に爲替の安定を保證するものであつたのである。當時に於ける金本位制の存在理由を二點から見ることが出來よう。一は貨幣造出の統制であり、他は國際的決濟の必要である。

先づ、紙幣本位制の下に於いては通貨の造出に對して何ら外部的制約條件が存しない。通貨の供給が當局者の意圖如何に依るため、貨幣價値の安定、從つて、物價の安定は期せられず夫々の經濟主體が何らかの保證なしに商品を貨幣化する安全感を得ることが出來なかつた。のみならず、國家の經濟統制權力が否定された自由主義經濟機構によつては一層然りと云はねばならない。

然るに、金本位制によつては貨幣の供給が金の一定量に結び付けられる故に、貨幣供給の調節が攪亂されることがなく金の價値の安定に比例して貨幣價値の安定、從つて、物價の安定が期せられる。蓋し、貨幣の價値が金に結び付けられてゐるから兩者の等價關係に適應しない通貨數量の增減があると金の自由鑄造、自由鑄潰、自由輸出入が認められる以上、金の國內的及び國外的移動が生じその移動の結果通貨數量が前と反對の方向へ調節する。金に斯かる自然的統制の役割を附與することによつて、少くとも貨幣側からの貨幣價値の安定並に物價の安定を攪亂する作用を阻止し得るのである。尤も金自體に起るべき價値變動を考へねばならないが、金の舊來の累積高が巨額であるのと、年々の金產額がそれに比して僅少であることが比較的に價値變動が微少なるものと認められたのである。

次に、金本位制によつては一國貨幣の對外價値の安定が期せられる。一國貨幣と他國貨幣の交換比率たる爲替相場が金の法定平價を中心として安定する。卽ち、正貨輸送點と正貨輸入點との間(法定平價と現送費(運賃、保險料其他)との間)の狹い限界內に於いてのみ變動し、若し、その限界外にまで變動すれば忽ち金の流出又は流入を惹起して再び爲替相場は右の限界內に引戻される。而してまた、斯かる金の機能は關係諸國間に金が移動することに依つて諸國內の通貨數量、物價の變動を統制し金本位制諸國の物價の間に近密なる相關關

係を樹立させる。かくして、一國のみが物價の相對的高騰又は低落を維持し得ず、金本位制諸國の物價は安定すると共に一國物價標準を世界物價平準に基礎を置くことが出來る。

以上の如く、金の對內的、對外的機能に於いて、金本位制は自由主義的世界經濟の要請に端的に相應するものであつた。一八一六年當時優勢なる商業國であつた英國が金本位制を採用し、次いで一八七三年獨逸が銀本位制より金本位制に移り、續いて各國とも之に倣つた。而して佛蘭西を中心とするラテン貨幣同盟も亦兩本位制を棄てゝ金跛行本位制を採るに至つて金本位制度は世界の支配的貨幣制度となつたのである。

然し乍ら、自由主義經濟はそれ自身の運動の方向として獨占經濟の段階へと發展し、やがては國家による經濟統制を不可避ならしめるに至つたのみならず、貨幣の流通手段としての機能の本質から補助貨幣の出現を可能ならしむると同樣の理論に基いて一國經濟の現實の流通過程から金を排除して紙幣が之に代ることを可能ならしむる。かくして、金本位制は對內的機能よりも對外的機能にその重點を移すに至つた。金本位制自體の發展の跡を辿ることによつて、その機能の特性を認めることが出來る。

一八一六年英國が歐洲諸國に率先して金本位制を確立した時の形式は所謂金貨本位制であつた。卽ち、現實に金貨を鑄造して國內に價値安定せる通貨を流通せしむることにあつたのである。而して英國に例つて金本位制を採用せる諸國もこの形式を採れるものであつて、金本位制初期の態樣である。

然し乍ら、十九世紀の末に於いて銀本位國より金本位國に移らんとした國々がとつた形式は金爲替本位制と云はれるもので從來の形態と異るものであつた。卽ち、從來の金貨本位制は金貨を鑄造して現實的なる授受を意圖したものであつたが、事實金貨は必ずしも流通して居なかつたのであり、むしろ、金貨の流通は金本位制の本質的なるものでないことを知つたのである。玆に於いて、國內には金貨の流通しない本位制であり、唯、對外的支拂に供する爲め金資金を國外に維持し國內に於いて金爲替を賣却する方法が印度に於いて先づ採用せられた。

然るに歐洲大戰によつて總ての通貨制度は一樣に不換紙幣

の狀態となり、其後一九二五年英國が金へ復歸したが此の場合に採用せられた制度は又從來の金本位制の態樣と異るものであつた。卽ち、所謂金地金本位制であつて國内に於いて金貨の鑄造をなさず、從つて流通を意圖せざるものである。而して、その兌換の必要ある場合には一定の値段を以て金地金を賣却する方法により金と通貨の連絡を計るものであつて、こゝに於ける金の機能は全く國内的ではなく對外的支拂の爲めである。

斯くして、歐洲の通貨制度は戰後金本位制全盛の時代を劃したが、この傾向は他方金の缺乏の狀態を現出した。玆に於いて、この金本位制の基礎たるべき金の不足を補はんが爲に準備中に確實なる金本位國の金爲替を以て一部金に代ふる制度が一般化するに至つた。之は從來の印度に於いて見る如き金爲替本位制と異り、その兌換に當つて金貨、金地金、金爲替のいづれによるかは全く銀行の意思によつて決定するものである點に於いて既存の金爲替本位とも異り所謂金爲替準備制と呼ばるべきものである。

以上の金本位制の諸形態を觀るに、第一の金貨本位制は金貨の流通する金本位制であり、金爲替本位制は金貨を流通せざる（銀本位制を採れる國が金本位制へ移る過程の形態なる故國内的には銀貨が流通してゐた）金本位制であり、金地金本位制は金貨を流通せしめざる金本位制であり、金爲替準備制は金を排除せんとする金本位制であると云ひ得る。

この金本位の發展形態は斯うして金本位制に於ける金の機能が國内的であつたものから漸次對外的機能に移り行けることを示してゐる。卽ち、一方に於いて、金本位制の本質の變化を示すものであると同時に、他方、金本位制の發展傾向を暗示するものである。

然し乍ら、かゝる發展過程を辿つた金本位制も第一次世界大戰後の經濟恐慌と國際經濟の不安の爲に、一九三一年九月英國が先づ金本位を離脫し、次いで各國も之に從ひ、我國も同年十二月金輸出再禁止の止むなきに至らしめた。かくして、一九三三年三月米國が離脫するに及び世界は正に金本位制の弔鐘が鳴り渡つたのである。然し、玆に注意すべきことは、金本位の停止が全く對外的原因に基くといふことである。例を英國に需むる時には全くオーストラリアに於ける大

銀行の破綻に端を發する獨逸金融恐慌に原因する英國金融市場に對する國際的取り付けによる所有金の減少と云ふ現實の問題に因るものであつて、國際的金の缺乏に依る止む得ざる停止であり、從つて對外的であつたのである。又、次に、注意すべきことは金本位制に於ける金の意義はそれが金本位の基礎たるの故にその保有を必要とすることは疑なき處ではあるが、その確實性は必ずしも金保有の大小を以て論じられないといふことである。英國は一九三一年六月八億六千五百萬弗の大なる金保有をなしながら同年九月には金本位停止の止むなきに至つたし、米國は一九三二年末四十億五千萬弗の保有高を維持して居るにも拘らず、打ち續く銀行休業による金融界の不安は貨幣退藏の現象となり遂に翌年三月停止を見るに至つたのであるが、その原因の一半はフランス竝にオランダ等の資金引揚がドル貨の不安を助長したことにある。從つて、金本位制に於ける金保有の意義はその集中による增大政策にあらずして、これが必要限度の維持方策に存するのであつて、玆に國際協調といふ觀點から金本位制の將來に對して一つの示唆を與へるものであると云へる。

三、金本位制の今後の方向

前述の如く、金の排除化の過程を觀れば、現代の如く金本位を各國が離脫せる場合、紙幣本位制が到來し金本位制の時代は永久に去つたものと云はねばならぬか。

物品貨幣、鑄造貨幣、補助貨幣、紙幣へと一連の貨幣發展の方向を觀れば貨幣が實質より抽象への發展過程があり、他方、貨幣制度に於いて雜種貨幣、金銀兩本位制、金本位制へと發展して金屬單一化の傾向をとり、而も最後段階にある金本位制自體に於いても前述の如く金の廢除傾向が看取され得るとすれば、將來に於いて、完全に金屬排除の時代の到來すべきことは否定し得ないかも知れぬであらう。然し乍ら、今日の現象を以て直に其の時機と觀ることは尙早急と云はねばならぬ。

然らば、金本位制の積極的論據が如何なる點にあるか。貨幣制度の理想は貨幣價值從つて物價の安定にあることは云ふまでもない。而して、國內貨幣價值の安定といふ點から見る時は、自由主義經濟から統制經濟更に計畫經濟に移つた現在

に於いては金本位制の積極的論據は持ち得ず管理通貨を以てしても國內貨幣價値の安定は充分可能と云へる。卽ち、不換紙幣の發行額をその國の必要なる範圍內に止め、その數量を制限し之を嚴重に管理して濫發に陷らしめず、その適當なる限度に止める時には、その貨幣價値は完全に維持せらるべく對外關係よりの影響を除外して考へる時には、充分その目的を達し得ると云へる。玆に於いては、金本位制は信用の統制といふ消極的機能を營むに過ぎなく積極的論據は持ち得ない。

併し、現在の如き國際交通が非常に密接になつてゐる時代に於いては單に國內問題としてのみ、國內物價の安定、國內的通貨價値の安定といふことを解決することは出來ない。それは國內的に通貨の數量を限定し國內的に物價の安定を圖るとしても對外的爲替相場の變動と云ふものは常に國內的影響を及ぼす。全くの國家主義をとつて自給自足の經濟が完全に出來、對外的關係を考慮する必要のない場合はいざ知らず（尙進んでブロック經濟が完全なるアウタルキーをその本質としないことは後述の如くである）現在の如き自由なる國家間の交通を前提とする社會、換言すれば、世界經濟に進んでゐる時代に於いては對外關係を度外視して一國の物價の安全を計ると云ふことは空論に過ぎない。對外的爲替相場の消長は統制經濟の段階にあつて强力なる貿易統制を施行する場合は、直に國內的に影響するとは考へられないが、何らかの形に於いて直接間接に影響を免れぬものと云はねばならぬ。從つて、對外的價値の安定がなければ國內的貨幣價値の安定も期し得ないと云へる。

現實に國際間の取引決濟の方法を觀ると、歐洲諸國は皆金を以て決濟手段としてゐる。現今、金本位制を離脫せるものにも國際收支の殘高は結局金の形態をとつて、その國より流出入するのであつて、この意味に於いては金は國際的貨幣とも稱すべく、之れ金のもつ一つの特性である。勿論、國際取引に於ける金は國際貨幣と云ふ一つの商品として授受せられるのであり、從つて、吾々が國內に於いて見る如き形式の統一せる共通貨幣ではない。各國が金以外の商品の輸出入に際してその對價として金なる一つの商品を共通に授受するといふに止まる。從つて、この共通なる基礎の上に貨幣制度を建

て金に結び付けることは對外支拂に於いて金なる國際的貨幣を以てすることであるが故に、各國と同一手段を採ることを意味する。かくして、各國間の貨幣價値の相對的價値關係を一定比率に保ち得るならば對內價値への影響なく、尙、國內的通貨政策にして完全ならば物價の安定を達し、國民の經濟生活の安定を期し得ることが出來る。金本位制の對內的機能から對外的機能への發展傾向を併せ考へるならば此の點に金本位の積極的なる理論根據を見出すのである。

然し乍ら、金本位制の將來は、荒木教授も云はれる如く、國際協調を要するものであり、また、國際協調によつて金本位制が採用される場合に當つても既存の形式に於ける金本位制の恢復といふことは到底考へることは出來ぬ。金が國際決濟用としての對外的機能を營むといふ點に着眼して從來よりも一層發展せる形式に於いて、具體化せられるであらうと、少くとも、云へるのではなからうか。

然らば、實際の問題として、吾々は何故に金を以て國際的支拂手段とし國際貨幣の基礎となさねばならぬのであるか。それは一つの歷史的事實である。吾々は金に對して非常なる執着をもち、ゴールドラッシュはいつの世にも同じ事實である。從來、他に諸種の金屬があるに拘らず、金を用ひたのは單なる經濟的な問題でなく趣味の問題であり、金のもつ種々なる性質（物理的、化學的分量等の關係）から生ずる一つの人を魅する力に依つてである。中には金本位があるが故に吾々は金に對して執着があり之を廢めれば有難味は感ぜぬだらうと議論するものもあるがどうであらうか。何故なれば金本位制は決して故意に出來たものではない。吾々が金を貨幣の基礎として用ひる事は素材として金を用ひようといふ契約も合意もなかつた。漸次他の金屬が淘汰された結果である。金のもつ特殊性が欲望に對して特殊な作用を持つて居つた爲めで、之が自然的の條件に依つて漸次用ひられ金本位制が確立したのである。故に金本位制を廢めても吾々の金に對する執着が消滅する譯ではない。各國は夫々金を集中し（ロシアを見れば判る）金塊を抱いて（今日の獨逸の如き）ゐながら金本位制の缺點を罵り金を排除せんとする。こゝにも人間として捨て難き金への執着と金の魅力が窺はれるのである。而して、吾々が斯の如き金と吾人との關係を認める時、國際收支

決濟用としての金の機能は事實の問題として今日之を否定し得ざるものと云はねばならぬ。この點については尙後述するであらう。かく觀じて來るならば積極的なる理論根據をもつ金本位制が單なる過去の遺物とのみ見ることは斷定出ないであらう。尤も、之は今後の國際貨幣制度を如何にするかといふ點に關聯する問題であり、而も、世界經濟の機構が變化して止まない今日に於いて、直に舊來の形態の儘で存在することは許されないが、今後の國際協調の如何によつて、金の偏在過程を除整し節約的に金を利用する何らかの發展的形態が起用されるであらうといふことを、今後の國際貨幣制度と關聯して謙虛に考へねばならぬではなからうか。

四、ブロック經濟と金の役割

經濟ブロックは實際的には世界恐慌の對策として形成されたものである。卽ち、一九三二年九月のオツタワ會議の結果として英本國とその屬領との間に結ばれた特惠制度に依る連繫によつて具體化せられた。イギリス帝國は世界恐慌の結果として金本位を離脫せざるを得ない狀態に置かれその救治策としてブロック政策を考案したのである。この事は當然に自國の經濟的領域から他國の經濟的進出を閉鎖することになり、玆に諸國をして自國の殖民地、新しく獲得した領域、または自國と特殊關係を有する國家との間にブロック關係を創定せんとすることに努力せしめた。これはまづ貿易政策の上に現はれて特惠關稅政策、割當政策となり求償貿易政策となつて現はれたのである。これによつて自國產業の必要とする原料を獲得すると同時に自國の生產品の販路を獲得せんとしたのである。かくして、國際經濟關係に於ける自由通商性は奪はれ、自給自足の經濟的要求と軍事的要請から世界はブロック經濟への方向を辿つて今日に至つたのである。

然し乍ら、斯の如くして形成され行くブロック經濟の理想的本質がブロック地域內に於ける自給自足にあると云へるか。それは二つの方面から現在のところ不可能と云つてよい。

その一は、世界の資源的分布狀態を異にするといふことにある。現在形成せられ、また、形成されようとする經濟ブロックを英米ブロック、ソ聯ブロック、獨伊ブロック、東亞ブ

ロックに大別し得るであらうが、そのいづれを見ても資源的に充分なものをもつてゐない。從つて、極めて現實的に考へられた經濟ブロックに於いてはブロック內の自給自足は不可能である。

その二は、ブロック內に於いて必要なる資源の獲得がよし充分に可能であるとしても、多量に生産せられる諸種の商品のブロック內消化が問題である。何となれば、現在に於けるブロック構成は一中樞國家とそれの衞星的地域との連繫であり、衞星的地域は資本主義の未發達狀態にある農業地域であるが相當に資本主義の發達してゐるところでも、中樞的資本主義國に對して附隨的意義しか持たないところの地域である。從つて、中樞的資本主義國がそのブロック經濟地域から自由に資源を獲得し得たにしても、それによる生産品のすべてをこの地域內だけで消化することは殆ど不可能であると云ひ得る。

從つて、ブロック經濟の設定も封鎖的本質に徹することが出來ない現狀にある。卽ち、ブロックの設定もまた世界經濟の條件の下に於いてのみ可能である。それはブロック內の自給自足を目標とすべきでなく、進んで國際分業の原則を再建せんとするところにその積極的意義を認むべきである。尤も軍備を中心にして云へば、ブロック經濟は一應戰ふ形の完備を目指すものには違ひないが、同時に戰ふ形の中には次の平和への動向を持つものでなければならぬ。

ブロック經濟の本質を以上の如く觀じ來るならば、今次の歐洲戰爭に於いて獨逸が如何に占領地域を擴大してもヨーロッパ大陸に籠城する文字通りのアウタルキー經濟が實現し得ないと云はねばならないし、フンク經濟相の歐洲經濟新秩序の聲明に於いても、この點を明かにしてゐる。從つて、戰後世界貿易の秩序が回復した曉には他のブロック經濟圈との活潑なる物資の交流は容易に想到し得るのである。

然らば、かゝる物資の交流が世界の貨幣商品たる金の媒介なしに充分に成し遂げ得るであらうか。玆に、ブロック間の貿易尻の決濟手段として金の重要性を率直に認識し直さねばならない。これを次の二點から考察して見よう。

先づ、世界貿易に於いて、金の國際的移動、或はその更に發展した形態としての外國爲替に依らずして財貨の交易を行

ふ方法として、最も單純な形態は財貨と財貨の直接的交換、即ち、物々交換制度であり更にその複雜化した形態としては爲替淸算制度がある。フンク經濟相の第一次聲明に於いて、歐洲外部の他のブロック國との貿易はなるべく歐洲を一括した國策的貿易機關を通じて行はれ金の使用を避けて爲替淸算制度を活用工夫すべきことを述べてゐるが如きものである。然し乍ら、かゝる制度は多くの技術的困難を伴ふと共に、また如何に多くの雙務協定を基礎とした多角的淸算貿易をやつても、結局貿易差額の均衡は維持し得ず決濟尻は餘すといふ點である。

そもそも爲替淸算制度は從來各國殊に金融的に虛弱な國に於ける通貨制度擁護のための一聯の爲替政策と各國間の不可避的な貿易關係、世界經濟的關係との矛盾を克服する手段として發生したものである。それは次の如き形態をとる。一國の輸入業者はその輸入代金を相手國の輸出業者に支拂はずに、それと同額の輸出を行ふ自國の輸出業者に對して自國貨幣を以て支拂ふ。同時に相手國輸出業者に對しては自國輸出業者の輸出商品を輸入せる者より代金を受取る樣に協定を行ふのである。而して、實際的運用の困難を除去する爲に淸算機關が設けられ貿易業者に對して取組人の發見を容易にし、取組人間の通貨移動を圓滑ならしめる樣にする。かくして、取引の決濟事務を全く淸算機關に委託され、淸算機關によつて帳簿上の振替の形式で行はれる樣な仕組である。

かゝる爲替淸算制度に依つて國際貿易が營まれる限り爲替取引の必要は全くなく、國際間に何等の通貨移動を伴はずして貿易關係を維持することが出來る。然し乍ら、兩國間の貿易が均衡して貿易がバーター的關係にあるのは寧ろ稀で一定期間後相互の輸出入に於いて淸算されない部分が生じ、何れかの側の淸算機關に淸算尻が殘存する。此の淸算尻、云ひかへれば、淸算後殘存する債務關係を如何に處分するかゞ重要問題となる。尤も、この場合更にもう一國を加へて債務關係を處分することが考へられよう。卽ち、一國は協定國よりの輸入を協定國に對する輸出のみならず、第三國への輸出を以て決濟し得るのである。換言すると、三國間の協定に依り協定國は相互に貿易のバランスを振替へ個別的に存在する淸算勘定の順調と逆調とを相殺することが出來る。然し、この場

合と雖も、相手國と第三國間に淸算尻が移轉されたに過ぎないのであつて、之を相殺する如き逆の債務關係、又は淸算尻がその相手國と第三國との間に存在せざる限り兩國の間に尙解決すべき淸算殘高が殘る。依然として、その三國間の淸算尻が他の何等かの方法で處分しなければならないのである。この場合、從來國際決濟に於ける金使用の慣習と金の對外的機能から見て當然金の使用が問題とならねばならぬ。

次に、ブロック經濟内に於いては指導的中樞國家の綜合的經濟統制が必然性をもち、然らざればブロック經濟の有機的構成は困難となる。從つて、換言すれば、從來の經濟原則によつては大體開發し盡され今後はそこに計畫的轉換が必要とされつゝある事情にあつては、經濟圈内の經濟力を全體として最全に發達せしめ、最も有利なる組合せを作り調和を圖ることが本質的內容となるからである。從つて、ブロック經濟は大體に於いて計畫經濟の方向に進み、對外的貿易關係に於いて綜合的貿易計畫が中樞國家によつて爲される。その場合、國際貨幣商品としての金の對外的機能から見てブロック内の保有金を指導的中樞國家に集中して、決濟尻の淸算に使用されるものと見なければならぬ。英米ブロックの巨大な金保有量は云ふまでもなくソ聯も着々金の政府集中政策をとつており年々巨額の產金量を出してゐる。世界經濟から金を排除せんと稱せられた獨逸に於いてすら、現に四〇億弗といふ杉大な金を保有するに至つたと云はれてゐる。而して、フンク經濟相も最近に於いて對經濟圈との貿易尻の決濟に金の使用を是認するに至つた動向を看過してはならない。かくして、從來金の偏在が唱へられ、分散的な世界諸國家が金準備の不足によつて金本位を離脱し、通貨制度擁護のための極度の爲替管理と世界經濟からの完全なる孤立の不可能との間に二律背反的な苦惱が、ブロック經濟の建設による中樞國家の綜合的貿易計畫と圈内諸國の金の動員集中とに依つて、從來よりも、より有利に節約された形態に於いて金の活用が企圖されるものと云はねばならぬ。この意味に於いて今後の世界經濟に於いて金の重要性は決して喪はれたりと斷言することは出來ないのである。

斯く觀じ來る時は、東亞共榮圈の指導的中樞國家たる我國に於いて來るべき世界經濟の通商體制に應じ得べき相當量の

金の保有を有せねばならぬことも當然と云はねばならぬ。今次の日本銀行發券制度の全面的改正により管理通貨制を採るに至つたのは、從來實質的に不換紙幣制度になつてゐたのを制度化したものであり、後述の如く國內の計畫經濟に對應する當然の措置であつて、之を以て直に金の排除を企圖するものと速斷することは許されない。

然かのみならず、東亞共榮圏が圓ブロックである以上、中心的通貨たる圓が對圏外關係に於いて價値の安定を維持せねばならず、また、圓貨を基準として圏內諸國の通貨價値を統制し安定せしめる爲めにも金の重要性は有する。卽ち、經濟ブロックの紐帶が商品及び貨幣の流通關係にある。然して、貨幣側から見ると圏內諸國の貨幣制度確立及び連繫、並に資本の融通が共榮圏紐帶の根幹を成す。その場合圓系通貨の對內價値を維持するために通貨の反面たる物資を綜合的計畫のもとに圏內交流と統制按配を圖らねばならないが、他方、圓系通貨に對して外貨取得の能力、換言すれば對外價値を附與せねばならない。圓系通貨が殆ど外貨兌換を行はず貿易通貨としての資格が全く缺き第三國に對する對外價値をもたない通貨であるならば、原始的封鎖的狀態に存しない限り通貨としての信頼を獲ることが困難である。かくの如き事情が前述の如き對圏外貿易に於ける金の機能から見て却つてブロック圏內に對しても指導的中樞國家に金の保有を必要ならしむるものである。

五、管理通貨―ソ聯計畫經濟と金

元來、管理通貨論は第一次世界大戰後金本位制に復歸すべきや否やの幾多の論議を惹起せしめた時、反對論として一九二五年ケーンズが「貨幣改革案」なる著書に於いて唱へ出したものである。今、玆にその概要を見れば、從來の金本位制のもとに於いては貨幣の對外價値の安定を主とし對內價値の安定を從とするものであるが故に金本位制のもとに於いては決して一國物價の安定は期し得ない。從つて、若し國內物價と外國爲替の安定とが兩立しない場合には後者を犧牲にしても前者の安定を維持すべきであるとするのである。而して、金本位制は單に爲替の充分なる安定を期し得るに過ぎないと述べ、金本位制をもつて「野蠻時代の遺物」なりと極言し、

以て將來の通貨政策は管理通貨（Managed Currency）に依るべきことを述べた。

その案の內容は通貨及び信用の供給調節と外國爲替の供給調節とによつて貨幣價値の維持を圖るにある。換言すれば、對內的には、一方、先づ中央銀行の割引政策と公開市場政策とにより市中銀行の準備を統制し、他方、銀行劵發行に關し最高額制限法をもつて中央銀行を統制し金準備と紙幣發行との關係を全く分離せしめるのである。かくて通貨は金より離れて中央銀行の通貨政策により物價を標準としてなるべく安定する樣に通貨管理が行はるべきであるとする。而して、次に對外的統制、卽ち、爲替管理に就いては中央銀行の金の賣買値段の變改、割引政策、金の先物賣買をもつてせんことを述べ、若し、國際收支の一時的逆調の場合には金の輸送により速かにその影響を矯めるべきであるとなすのである。最後に「讀者はこの制度の上に於いて尙金の重要なる役目を殘してゐることに氣付かれるであらう。最後の保障として又突然の需要に對する準備として今尙金に優る手段はないからである。然乍ら、金自身の激變し易い性質とその實際上の購買力の豫見すべからざる變動とに無分別に追從する樣に法貨を約束せずして金の長所を利用することが出來得ると云ふことを切言せんとするものである」と結んでゐる。

以上がケーンズの管理通貨論の大要であるが、その所論に見る如く、金は國內的には最早何らの役割を演じないが、然し、國際的には尙爲替の短期の動搖を防ぐ目的に使用されてゐる。從つて、管理通貨制と雖も金を全然除外せんとするものではなく、むしろ、金が演ずべき長所を把えて利用し唯紙幣價値の規定者としての役割を金より奪はんとするのである。

然乍ら、ともかく、大戰後の金本位制に復歸すべきや否やの贊否交々の裡に遂に一九二六年イギリスが金本位制に先づ復歸し列國も之に倣ふ樣になつてケーンズの主張たる管理通貨制は實際的に否定されたのである。

第一次大戰時代の戰時經濟と其の後の經濟合理化運動を通じて戰前からの獨占資本主義が一層の高度化の過程を辿つた。のみならず、戰後の國際通商の自由性は極度に拒否され、一國經濟の國內的國外的の經濟的、政治的、並に、社會

的不安は强力なる國家統制の方向を必然ならしめた。世界がかゝる傾向にある時、一九三一年五月墺太利のクレヂット・アンシュタルトの破綻を通じて端しなくも英國は再び金本位を停止したのを初めとして、列國も之に從ひ、而も一九三三年米國が金本位を離脫するに及んで世界は金本位制終焉の弔鐘を打ち鳴らさねばならなかつた。尤も滔々たる金本位制の離脫のある一方に佛國を中心とする金ブロックが存在して之に拮抗したのであるが、一國の通貨制度は金本位離脫により兌換は停止され實質的に紙幣本位制度となつたのである。

自由主義的資本主義經濟が獨占資本主義經濟の段階になり價格法則による自然的調節作用がその意義を喪ふと共に、從來恐慌を通じての景氣變動の作用も最早經濟そのものゝ自働性による回復力が失はれるに至つた。玆に一九二九年の米國の金融市場から起つた農業恐慌、次いで工業恐慌と一般化されて行つた恐慌狀態は決定的意味を世界各國に投げ與へずには置かなかつた。かゝる經濟恐慌が自働的恢復力を喪失したことにより必然的に强力なる國家權力による經濟統制を前面に推し進め、政治的社會的不安は國家の統制力を凡ゆる部面に浸透せしめねばならなかつたのである。次に、國際政局の不安による戰爭の危機は刻々とその深刻度を增して恐慌對策としての經濟統制は戰時經濟體制への移行を不可避ならしめ經濟統制はその强力性をいやが上にも强めて行つた。恐慌並に戰時體制を目標とする經濟統制は經濟現象間の均衡作用、或は、函數關係により經濟に對する部面的統制は當然に他の部面の統制となつて現はれる。斯くして統制は統制を生ぜしめ結局經濟の全面的統制となり計畫經濟とならねばならぬのである。

この計畫經濟の段階に於ける通貨制度は統制通貨乃至管理通貨の性格を帶びる。計畫經濟が一面產業全體の調整であると共に他面個別經濟の生產活動に對する統制、計畫化である故に是等に適合するやうに金融を統制し計畫化する處に通貨を如何に管理するかの基本原則が見出される。卽ち、國家目的に相應して物資と資金の流通を統制し計畫化すると同時に物資の流通と表裏一體をなすところの通貨を統制し計畫しなければならぬのである。この意味に於いて計畫經濟下に於ける通貨は管理通貨であると云へる。換言すれば、自由主義經

濟時代に於ける貨幣價値の安定者たりし金の役割が强力な國家統制機關の下に技術的操作を通じて遂行される通貨政策によつて代置され貨幣價値を一定の物價水準に維持せんとする不換紙幣なのである。かゝる管理通貨制が金本位離脱後の諸國に於いて實質的に紙幣本位制となるや其の一歩を踏み出したものと云はねばならぬ。

以上に觀たる如く計畫經濟下の管理通貨制の下に於いては一國通貨の觀點から見て、從來の金の役割は全く否定されやがては世界經濟からも金は全くその存在意義が喪はれたるが如く見える。然らば果して、然りと云へるであらうか。

これに對する有力な解答として、われ〳〵は計畫經濟並に管理通貨の典型的なるものとしてのソヴイエト社會主義經濟に於いては金は如何なる方向を辿りつゝあるかを考察しよう

社會主義計畫經濟に於ても貨幣と金との關係は資本主義計畫經濟に於ける關係と異らない。そも〳〵社會主義經濟制度は固定資本に對する公有財產制を基礎とする經濟組織であると云つても、貨幣經濟から脫脚して實物經濟となることは出來ない。貨幣が交換經濟を規則化する手段であるとすれば如何なる經濟社會にあつてもその存在は否定されない。換言すれば、如何なる經濟制度に於いても貨幣の本質には差別がないのである。貨幣が資本主義と社會主義とに於いて、又は自由經濟と計畫經濟とに於いて異るものがあるとすれば、それは貨幣の本質上問題に關するものではなく貨幣が政治及び經濟組織の制約を受けて、その機能上一定の變化を蒙むるに過ぎない。社會主義經濟に於いては、その社會經濟制度の特質、即ち固定資本に對する公有財產制を基礎とする經濟組織といふ點からして個人間に於ける固定資本の賣買が原則として許されない。從つて、個人が貨幣を使用し得る範圍が消費を目的とする商品の購入に向けられ貨幣が個人にとつては資本とならない。ソヴイエト經濟學者コズロフの云ふ如く現在の社會主義經濟に於いては通貨が資本化されることはないのである。かくの如く、ソヴイエト經濟制度が個人に對して資本の所有を許容しないことが貨幣の流通關係に影響するに止まり貨幣そのものゝ本質に於いては一般資本主義經濟の貨幣と異らない。この意味に於いて貨幣と金の關係の問題は社會主義計畫經濟と資本主義計畫經濟とによつて異らぬ。

レーニンは共產主義社會が實現すれば金を以て便所を建てることが出來ると迄極論し、スターリンは我々の勝利が世界的となるとき我々は世界に於ける若干の最大都市の街路上に金で出來た公衆慰安所を配置するであらうと云つてゐる。是は從來の資本主義經濟に於ける拜金思想を罵倒して共產主義社會を讃美した彼等一流の譬喩たるに過ぎないとするならば兎も角、假に共產主義社會が實現したと想定しても他の財貨と比較して金の特殊的地位が喪失されるか否かを輕々に斷定することは出來ないのみならず、果して、ソヴエト・ロシアの經濟的實踐は如何なるものであつたらうか。玆にソヴィエト聯邦中央銀行の金準備の方向と產金狀態を眺めよう。

ソヴィエト聯邦中央銀行の確定準備額（金準備とその他の貴金屬、外國通貨及び外國爲替）は次表に見る如く一九二八年十月一日現在二億八千二百二十三萬留であつたものが、一九三四年一月一日現在では八億六千百九十四萬二千三百留に增加してゐる。四分の一法定比例準備率から見れば前者の準備率は二五・九パーセントであり、後者は二五・一パーセンである。この二つの時期の間に本店(Main Office)に移管された銀行紙幣の增加率が二一四パーセントであつたのに比較すると確實準備の二〇五パーセントの增加率は稍低位（準備率二五・九パーセントに對して二五・一パーセント）であるが、この兩期間中の各年度中は全體的に見れば準備率は四分の一法定準備率二五パーセントに極めて接近してゐる。而して、一九三五年に於いては次表の如く漸次減少過程にあつたが、翌年の一九三六年四月一日現在では十五億一千七百七十二萬八千五百五十留（このうち十四億九千十六萬三千三百四十留は金貨並に金塊）に飛躍し法定準備率を超えるに至つてゐる。

（單位百萬留）

第一表

	本店ニ移管サレタ銀行券	確實準備總高	割合 %
1928. 1. 1	1,044.0	285.5	27.3
1928.10. 1	1,090.1	282.2	25.9
1929. 1. 1	1,122.6	304.1	27.1
1929.10. 1	1,466.3	372.0	25.4
1930. 1. 1	1,536.3	391.1	25.5
1930.10. 1	2,145.6	557.9	26.0
1931. 1. 1	2,100.4	561.0	26.7
1931.10. 1	2,527.1	644.3	25.5
1932. 1. 1	2,784.8	707.2	25.4
1933. 7. 1	3,356.2	821.7	24.5
1933.10. 1	3,387.4	858.6	23.3
1934. 1. 1	3,432.5	861.9	25.1
1935. 1. 1	3,838.4	896.6	23.3
1935. 4. 1	3,978.0	904.8	22.7
1935.10. 1	4,998.5	1,005.5	20.1
1936. 4. 1	5,935.0	1,517.7	25.5

然らば國立銀行の金準備の相當額の增加は何處から捻出されたのであらうか。これは退藏金の沒收、貴金屬の賣却其他の金の政府集中政策と産金獎勵政策とによる。殊にソヴィエト聯邦が世界最大の産金國の一つであり、南アフリカからその王座を奪取すべき目標に着々邁進しおつたことを想起せねばならぬ。

第二表

（單位瓩）

	ロシア産金量	世界産金量	%
1933年	82,958	789,918	10.5
1934年	132,590	864,573	15.3
1935年	181,371	964,731	18.8
1936年	226,719	1,092,737	20.7
1937年	242,271	1,179,624	20.5

上表の如く、ミネラル・インダストリー四卷の報ずる處に依れば一九三三年に八二瓲九五八瓩であつたものが年々累增して一九三七年（昭和十二年）には二四二瓲二七一瓩になつており、實に三倍の增加を示してゐる。世界産金量とのパーセンテージから見れば約一〇パーセントから約二一パーセントとなり世界産金額の五分の一を占むるに至つたのである。

以上の如き、ソ聯社會主義計畫經濟に於いて、一方、年々の巨大な銀行券の膨脹に拘らず金準備が法定準備率に維持してゐる方向を辿つてゐるといふ事實と、他方、産金政策の獎勵、金の政府集中の如き事實とは果して何を物語るものであるか。二點から見よう。

先づ、資本主義計畫經濟に於けるよりも、より强力なる國家統制のもとに實質的に管理通貨制を採つてゐると云はれるソヴィエト聯邦に於いて、第一表に見る如き百分の二十五法定準備率の固持を見出すことは我々に重要な論證を提起するものである。

然し、ソ聯の如く紙幣の兌換は許されず物價は世界物價によつて何等影響を蒙らず、且又、金の國外流出を防止してゐる國家では斯くの如き比率は大して重要性を有しないものゝ如く見えるであらうし、更に又、スターリンが一九三三年一月七日の共産黨中央委員會議の席上で「ソヴィエトの留貨の安定性は何よりも先づ國家の掌中にあり、且つ安定せる價格で流通せしめられてゐる夥しい商品量に依つて保證せられる。ソヴィエト聯邦にのみ存在するかゝる保證は如何なる金準備よりも通貨の安定性によつてより實際的保證であることを如何なる經濟學者が否定することが出來るであらうか。」と

述べてゐる如く留貨の購買力は金準備とは無關係に安定せしめられてゐることを明かにしたものとも云へるであらう。かゝる場合所謂四分の一比例準備制なる現今の保障準備はネップ時代（一九二一年新經濟政策時代）の遺物と稱してよいであらうか。

然乍ら、スターリンの斯かる說明がソヴィエト社會主義計畫經濟下に於いて不換紙幣たる留紙幣が强制通用力を持ち、且つ商品價格の決定が悉く政府の掌中にあつて充分な統制が行はれ、留紙幣と商品とが直接的な關係をもつ管理通貨の特質を述べてゐるに他ならない。而も、斯かる管理通貨の下に於いても政府の通貨政策に對して國民の信賴の少い時は留貨の安定は期し得られるものではなく、その場合には金か又は其他の手段を以て貨幣價値の安定を保證する方法を講じなければならぬ。この意味に於いて、前述の準備率の維持が何を物語るものであるかを我々は理解せねばならないし、從つてまた、四分の一比例準備制の保證を單なるネップ時代の遺物とのみ斷言することは出來ないのである。

次に、一國經濟の立場から觀て、純粹なる形態の管理通貨が流通する國家に於いては金は全く貨幣との因緣を離れて、他の財貨と同樣交換經濟に於ける純粹なる商品として取扱はれるに至るであらう。併乍ら、一國經濟の立場から觀て純粹なる形態の管理通貨が實現したとしても、未だ世界經濟全體が統一的計畫經濟の段階になきときは金の對外的特殊な地位は喪はれるものと云ふことは出來ない。この點に於いて、貿易の國家的管理を實施してゐるソヴィエト聯邦に何故に産金奬勵政策を行ひ南アフリカに次ぐ巨額の産金量を見るに至つたかを理解せねばならぬ。同じくスターリンの演說たる一九二一年十二月全國ソヴィエト大會に於いて「一九一四――一八年の大自由戰爭に於いて、卽ち、ブレストかヴエルサイユかその何れの平和がより惡いかといふ大問題が解決されねばならなかつた處の戰爭に於いて一千萬人の人が殺され三千萬人の人が傷ついたのは金の爲めであつたこと、……この間（今後二十年一層廣い規模で努力することによつて共産主義の勝利が世界となる間――筆者註）は我々の金に對する特別の注意を拂ひ金を充分貴重なものとして取扱はねばならぬ。諸君が狼と共に生活するときは狼のやうに吠へねばならぬ。」と述

べてゐる。これは、とりもなほさず、金の國際性に對する關心を端的に示したものに他ならない。國内的に管理通貨制を採り金による保證を必要とせざるに至るとしても、國際的貨幣商品としての金が不可決と考へる處に第二表に見た如き巨額の産金量を見るに至つたと云はねばならぬ。

今や列國に於ける貨幣現象の大部分は或程度管理通貨の段階に達してゐる。兌換の停止、金地金の輸出禁止は管理通貨への初歩であつた。或國に於いては更に强力なる物價統制、分配統制が行はれてゐる。然乍ら、未だ貨幣が金の壓力から完く解放されてはゐない。貨幣は直接的に金から分離したが間接的に金から種々の拘束を受けてゐる。ソ聯に於ける産金政策の奬勵、金の政府集中の如きは此事實を明瞭に立證してゐると云はねばならぬし、後述の世界産金量の増大によつても窺はれる。

六　世界産金量と産金朝鮮の任務

吾々は上述に於いて、金本位制の自由主義經濟機構における意義と世界經濟機構の變遷につれて金本位制そのものゝ變容し行く過程に一瞥を投じ、今後の國際貨幣制度の問題に關聯して理論的並に實際的存在根據をもつ金本位制が尙多くの問題を投げかけてゐることに觸れて來た。而して、また、吾々は國際貨幣制度の問題から離れても現今の支配的現象たるブロック經濟と管理通貨制に於いて尙金の重要性が喪失されぬことを考察して來た。

次に、吾々は以上の如き所論の實際的裏付けの意味で最近までの世界産金量が如何なる方途を辿り來つたかを眺めねばならない。

前の歐洲大戰は凡ゆる方面に變革を齎した。貨幣制度に於いては殆ど世界を擧げて不換紙幣の國たらしめ、金兌換の停止、金輸出自由の喪失等、直接間接に金本位制の本質は失はれた。その結果として、戰後に於ける通貨問題の第一に擧げられたものは通貨制度の建直しであつて、多くの論爭を生だのも此の時であつた。金本位制への恢復を意圖するもの、或は紙幣本位制を維持せんとするもの、或は又、全然新しき方策のもとに國際通貨を創らんとするもの等々、通貨問題は世界の各方面にその興味の中心となつてゐた。然し、現實問題

に於いて各國は金本位制へと急いたのであつた。從來金本位制を確立してゐた國は云ふまでもなく、異れる本位制を採れる國々も相次いで金本位制を採用するに至つたことは前にも觸れた如くである。爲めに、俄然金に對する急激なる需要增加となり當然に金の相對的不足となつて、金本位制を採れる國々の貨幣の購買力に影響し貨幣購買力の上昇と物價の下落といふ現象を惹起せしめた。

かくして、戰後の世界的不況の原因が世界の金産出の減少と其の偏在とによる金の不足に歸せられ、將來の金の供給が重大問題となつたのである。玆に、國際聯盟財政委員會は世界の諸國から專門家を集め有名な金委員會 (The Gold Delegation of the Financial Comitee) を設け、この問題を調査せしめた。一九三〇年九月第一回中間報告に於いて一九三〇年－一九四〇年間の推計産金額を左の如く發表した。

金生産推計額（單位百萬ドル）

年次＼大陸別	南阿	カナダ	米國	濠洲	印度	其他	總計	キチン氏の推計
一九三〇	二二一・七	四〇・三	四二・八	一一・八	七・六	九一	四一五	四〇四
一九三一	二〇七・三	四〇・九	四三・二	一三・四	七・五	九一	四〇一	四〇二
一九三二	二二三・二	四一・五	四一・五	一三・二	七・四	九一	四〇七	四一〇
一九三三	二〇六・八	四二・一	四一・〇	一一・九	七・三	九〇	三九九	四〇七
一九三四	一九八・一	四二・八	四〇・三	一一・七	七・三	九〇	三九〇	四〇三
一九三五	一八九・八	四三・四	三八・九	一一・四	七・二	九〇	三八一	三九八
一九三六	一六六・七	四四・〇	三七・三	一一・二	七・一	九〇	三五六	三九七
一九三七	一六七・四	四四・七	三六・七	一〇・九	七・〇	九〇	三五七	三九二
一九三八	一六七・四	四五・三	三六・五	一〇・七	七・〇	九〇	三五七	三八四
一九三九	一三三・三	四五・九	三六・三	一〇・五	六・九	九〇	三三三	三七〇
一九四〇	一三四・一	四六・五	三六・一	一〇・二	六・八	九〇	三一四	三七〇

この金委員會の中間報告に於ける推計とキチン（Kitchin Joseph）氏の推計との間には多少の差異はあつても、要するに世界産金量が漸次減少の傾向を示してゐる。

然るに、金は貨幣金としての外に、工業用に用ひられ、また印度其他の國に於いて尠からざる額が貯藏用に供せられる。從つて此等の非貨幣用金の額については種々の推定が行はれてはゐるが、國際聯盟の發表するところによれば、大體一年に約一八〇・百萬ドル乃至二〇〇・百萬ドルと稱せられる。之を要するに大略に於いて平均一年の金産額約四〇〇・百萬ドル中、貨幣用金と非貨幣用金とは夫々その半ばを占めてゐると云へる。然らば、將來は如何と云ふに、今世界に於ける推定産金額をば高くキチンの統計によるとし、更に非貨幣用金需要額をば低く一八〇・百萬ドルと見積り爾後この需要額は年一パーセントづつ増加するものとする。又、金準備率を夫々三三パーセント及び四〇パーセントとし、最後にその増加率を年二パーセント及び三パーセントとするときは一九三〇年—一九四〇年間推定貨幣金需要高、並に其の過不足を國際聯盟は次表の如く發表した。

世界推定貨幣金需要高表（單位百萬ドル）（金使用節約が行はれざる場合）

年別	推定生産高	非貨幣用金需要高	貨幣用金	金準備豫想増加額 三三%		金準備豫想増加額 四〇%		對豫想増加供給過不足 三三%		對豫想増加供給過不足 四〇%	
				二%	三%	二%	三%	二%	三%	二%	三%
一九三〇	四〇四	一八〇	二二四	一六七	二五三	二〇〇	三〇三	(+)五七	(−)二九	(+)二四	(−)七九
一九三一	四〇二	一八二	二二〇	一七〇	二六〇	二〇四	三一三	(+)五〇	(−)四〇	(+)一六	(−)九三
一九三二	四一〇	一八四	二二六	一七四	二六九	二〇九	三二三	(+)五二	(−)四三	(+)一七	(−)九七
一九三三	四〇七	一八六	二二一	一七八	二七六	二一三	三三二	(+)四三	(−)五五	(+)八	(−)一一一
一九三四	四〇三	一八八	二一五	一八〇	二八五	二一七	三四一	(+)三五	(−)七〇	(−)一	(−)一二六
一九三五	三九八	一九〇	二〇八	一八四	二九四	二二一	三五一	(+)二四	(−)八六	(−)一三	(−)一四四

一九三六	三九七	一九二	二〇五	一八八	三〇一	三一六	三六三	(+)一七	(−)九七	(−)二一	(−)一五八
一九三七	三九二	一九四	一九八	一九二	三一一	二五〇	三七三	(+)六一	(−)一一三	(−)三三	(−)一七五
一九三八	三八四	一九六	一八八	一九六	三三一	二三五	三八五	(−)八	(−)一三三	(−)四七	(−)一九七
一九三九	三七〇	一九八	一七三	二〇〇	三三〇	二四〇	三九六	(−)二六	(−)一五八	(−)六八	(−)二三四
一九四〇	三七〇	二〇〇	一七〇	二〇四	三四〇	二二四	四〇八	(−)三四	(−)一七〇	(−)七四	(−)二三八

右表に見る如く、推定世界産金額に對し、貨幣用金も漸次不足の傾向を示してゐる。かくの如き悲觀的狀態は金委員會に於いて、國內流通に對する金貨使用の廢止、國際協力による準備率の低減等の救濟手段を結論するに至つた。

上述の如く、金委員會の中間報告に於ける推計並にキチン氏の推計は世界産金高が漸次減少の傾向を辿るといふ極めて悲觀的なものであつた。然るに、一九三一年英國の金本位離脫を轉機として世界諸國は不換紙幣國となるに至つたのにも拘らず、其後の世界産金額は事實如何なる狀態を示したか。

世界産金量（單位百萬弗）

年次	米國政府資産額	キチン氏の推計
一九三〇	(一) 四三〇・七	四〇四
一九三一	(一) 四六一・六	四〇三
一九三二	(一) 四九九・二	四一〇
一九三三	(一) 五二四・四	四〇七
一九三四	(二) 八二三・〇	六八二 (四〇三)
一九三五	(二) 八八二・五	六七四 (三九八)
一九三六	(二) 九七一・五	六七二 (三九七)
一九三七	(二) 一、〇四一・六	六六四 (三九二)
一九三八	(二) 一、一三六・四	六五〇 (三八四)
一九三九	(二) 一、二二三・八	六三六 (三七〇)
一九四〇	(二) 一、二七五・七	六二六 (三七〇)

備考 (一) 一九三三年までは純金一オンス二〇弗六七の計算
(二) 一九三四年以降は純金一オンス三五弗の計算

右表に見る如く、米國政府の推計に依れば一九四〇年の世界産金額は十二億七千五百萬弗を超え、キチン氏推算の實に二倍を遙かに突破した。のみならず、一九三〇年—一九四〇年間の年々の産金高は減少傾向を裏切つて却つて累增の傾向

をとつたのである。この事實は金本位離脱後も金の對外的機能が喪失されなかつたことを物語るものに他ならぬ。

然らば、我國の産金量が世界産金量に對する比率は如何と云ふに、ミネラル・インダストリー第四六巻より計算すれば次の如くである。

（單位瓩）

年次	一九三七年（昭和十二年）	一九三六年（昭和十一年）	一九三五年（昭和十年）	一九三四年（昭和九年）	一九三三年（昭和八年）
世界産金量	一、一七五、八〇四	一、〇九二、七三七	九六四、七三一	八六四、五七三	七八九、九一八
日本（外地ヲ含ム）産金量	？	四一、〇一九	三四、一八七	二八、六二〇	二五、八八九
%	？	三・七五	三・五四	三・三一	三・三三

我國の産金量は昭和十二年以降は發表禁止なる故、玆にその比率を見ることは出來ない。右表に見る如く、昭和八年より昭和十一年まで增加の傾向にあるが、昭和十一年に於いてさへ世界産金量に對して三・七五パーセントを示すに過ぎない。如何に我國産金量が世界産金量に對して微弱なる地位を占むるに過ぎないかが判るのである。

次に、ブロック經濟の立場から見て東亞共榮圈内の産金量が世界産金量並に他のブロック經濟圏と對比して如何なる地位にあるか。次表に見る如く、一九三五年（昭和十年）に於いて世界産金量（前表と多少異る）九四六瓲一一四瓩に對し、アジア（日本、支那、蘭印、フイリッピン、印度――このうちフイリッピンの躍進ぶりは注目に價する）の産金高は五九瓲であつて單に六・二三パーセントを占むるに過ぎない。尤も、東亞共榮圈の範圍がどこまでかは問題である故、多少の增減があらう。然し其の微弱なる地位は否定し得ない。而して、世界最大の産金地帶たるアフリカ大陸の中ベルギー領コンゴを除けば他は全部イギリス領であり、アメリカ大陸（カナダ及びアメリカ合衆國が主要産地）の巨大な産金量を入れて考へれば英米ブロックが最も大なる産金地帶を保有し次にヨーロッパブロックであり、東亞ブロックが最小産金量を占むる狀態になる

かく觀て來る時、豐富なる産金地帶を有し、既に巨額の金を保有するに至つた英米ブロック、ヨーロッパブロックが國際貿易に當つて金による清算尻決濟を容易に拋棄するものと考へることは出來ない。その場合、我國が共榮圈内の金を吸收して節約的に利用し得るとしても、世界産金量に比して微

各國金生産 1929—1935 (單位瓩)

	1929	1933	1934	1935
ユーゴー	575	2,194	2,305	2,445
フランス	1,795	2,930	3,157	?
ルーマニア	2,213	3,732	3,468	3,509
ソ聯	33,760	114,600	132,600	175,000
スウェーデン	900	8,978	7,673	5,600
ヨーロッパ	**40,000**	**136,500**	**149,700**	**191,300**
白領コンゴ	5,377	9,794	11,672	13,000
ローデシア	17,465	20,064	21,563	22,600
タンガニイカ	282	1,230	1,325	1,550
南阿	323,860	342,565	325,960	335,109
黄金海岸	6,465	9,551	10,190	11,050
アフリカ	**354,000**	**280,000**	**373,800**	**393,000**
カナダ	59,977	91,736	92,443	102,351
合衆國	64,042	71,653	86,430	98,484
メキシコ	20,274	19,836	20,572	21,223
中米	1,655	2,708	4,043	4,666
ブラジル	3,415	3,919	3,449	3,706
チリー	1,028	4,526	7,392	8,562
コロムビア	4,268	9,277	10,704	10,233
エクアドル	2,094	1,887	2,066	2,177
佛領ギアナ	1,522	1,498	1,476	1,555
ペルー	3,734	3,010	3,075	3,421
ヴェネズエラ	1,446	2,977	3,392	3,577
アメリカ	**163,848**	**215,421**	**237,878**	**261,614**
支那	2,700	4,666	?	?
日本及ビ屬領	16,437	26,814	28,618	?
印度	11,318	10,954	10,018	10,100
蘭印	3,412	2,452	2,232	2,120
フイリッピン	4,976	9,215	10,585	13,400
アジア	**39,700**	**51,000**	**54,100**[1]	**59,000**[1]
濠洲	13,286	25,824	27,577	28,530
ニュージーランド	3,500	5,136	7,065	8,290
パプア	1,420	4,098	4,084	?
大洋洲	**18,206**	**35,958**	**39,480**	**41,200**
世界	**615,754**	**817,979**	**859,898**[1]	**946,114**[1]

(1) 支那の生産を含まず

弱なる地位を免れぬ現狀に於いては金生産の重要性は依然喪はれるものではない。

産金朝鮮の任務

以上に於いて見たる如く、金の重要性は決して喪はれたるものでなく、我國に於いて最も豊富なる産金地帶として識られたる産金朝鮮の任務は增々重大なるものがある。

（單位瓩）

年	産金量	年	産金量
明治四三年	三、七四六	昭和六年	九、四四七
大正四年	六、一一二	同 七年	一〇、四六五
同 五年	六、九三七	同 八年	一三、二五六
同 九年	三、三三三	同 九年	一三、三三八
同 一一年	三、三三五	同 一〇年	一六、八一五
同 一四年	四、六九二	同 一一年	二〇、二八〇
昭和五年	六、一八六		

註 昭和五年以後ハ移出金鑛石ヲ含マズ
昭和六年以降ハ移出金鑛石ヲ含ム

朝鮮に於ける産金量は上表に見る如く大正九年の恐慌以後一時減産の傾向にあつたが、一般に累增の過程を辿つて來た。然し、朝鮮に於ける産金事業が本格的活動に入り劃期的な増産を擧げ、內地産金額に比し優位を占むるに至つたのは昭和十二年に樹立した産金增産五ヶ年計劃以後の事である。

官營工場を中心として發達し政府の保護助長のもとに發展した我國の資本主義經濟組織が第一次世界大戰の時に未曾有の膨脹期を劃し、大正九年の恐慌と昭和五年の金解禁を通じて我國經濟は合理化と獨占化の方向を辿り、遂に昭和六年の金輸出再禁止以後世界貿易が擧げて萎縮の一路を辿るとき、我國の貿易のみが躍進を續けた。然るに、昭和十一年の入超が七千七十萬圓であつたものが、昭和十二年には一躍して六億八百萬圓といふ巨額の輸入超過となつた。而も同年より日支事變の段階に入つて軍需並に生産擴充のための物資の輸入は不可避にあつた。かゝる狀態に於いて正金銀行の外貨資金枯渇は爲替の前途が不安となり、十二年三月爲替管理の强化と金の現送となつて現はれ、其後の外貨獲得の必要と相俟つて産金增産の必要は焦眉の急務となつたのである。

茲に、朝鮮の産金五ヶ年計劃の根本的動機があつた。而も、この計劃が國策上の要請に應ずると共に、從來、自由企業として放任せられてゐた朝鮮の金鑛山に一定の計劃と目標を附與することになり、朝鮮の産金事業は全く新しい一大轉

期を見るに至つたのである。

本計劃遂行上、採れる諸對策に一瞥を投ずれば、産金關係法令に關しては朝鮮産金令を制定して金の增産集中を圖る産金行政の基本法たらしめ、奬勵金制度に關しては從來探鑛奬勵金交付規則、低品位含金鑛物賣鑛奬勵金交付規則があつたのを、前者については更に擴充し新に鑿岩機設備、選鑛設備、製錬設備、砂金採取設備に對する設備費の七割以內の奬勵金を交付すべく鑛業設備奬勵金交付規則が制定された。更に、昭和十四年生産費の補助を目的とする增産金買上規則が確立され、この他に、朝鮮重要鑛物增産令、朝鮮鑛夫勞務規則、朝鮮鑛業警察規則などが制定されて法令の整備充實を圖つたのである。

次に、資金不足の金山に對する金融の途を開く爲めに昭和十三年日本産金振興株式會社が創立されたが、その事業資金の七割强は朝鮮關係であつた。更に多額の金融に應じられない中小金山の救濟手段として、或はまた自ら探鑛能力なき金山の探鑛受託の爲め、其の翌年子會社として朝鮮金山開發會社が設立された。かくして、金山金融の途を拓くと共に、金生産費の遞減を目的として鐵道運賃割引制が十三年度以降更に擴充され、金山道路の改修、産金送電線施設が巨額の費用を投じ繼續事業として遂行されるに至つたのである。其の他勞働力の需給調整、技術者の積極的養成、産金資材の配給圓滑化、外人經營金山の買收等に努める一方、産金報國精神の涵養のため産金懇談會の開催、朝鮮鑛山聯盟の結成、增産强調運動の展開となつて現はれた。

以上は文字通り一瞥を投じたるに過ぎないが、かゝる諸對策は從來朝鮮に於いて見ることの出來なかつた劃期的な意義をもつものであり、産金朝鮮の任務はいやが上にも倍加された。然るに、最近の資産凍結令を廻る第三國貿易の途絶と今次の日本銀行の改正による管理通貨制の確立とは、やゝもすれば、對外的對內的に金の重要性は失はれたものゝ如く見るのは甚だ遺憾と云はねばならぬ。今後に於いて金が如何なる重要性を有するかは先に述べた如くであり、今次管理通貨制を採用しても我國に於いて金の重要性は依然として變らぬことは當局者の說明せるが如くである。

尤も、興亡の非常時局に際會せる今日、資金、資材、勞力に或は窮屈を感ずる樣なことは有り得るとしても、併し、凡ゆる困難と不便を克服しつゝ一路産金報國に邁進することこそ産金朝鮮に附與された重大任務と云はねばならない。

皇國臣民教育再强調論

柏木宏二

緒言

我々は今や偉大なる戰爭を戰ひつゝあると同時に崇嚴なる世界史の大轉換期に直面しつゝある事、敢て識者の解明を俟つ迄もない。實に去る十二月八日布哇に揭げられたるZ旗は帝國のあらゆる方面、分野にも同時に揭げられたものである事、亦云ふ迄もなく教育界も當然大詔と共に火線について米英覆滅へ最善を盡し大東亞の解放を獲得し世界の新秩序建設に向つて專念すべき段階に立つて居るものと思ふ。こゝに於て各々の職域に於て責務を明にするより大なる誠實はなく、教育方面に於ては努むべき目標を把握するより大なる緊急事はない。

× ×

行政の對象としての教育は觀念的な教育ではなく、規定せられて現實に在る教育を云ひ隨つて、その對象たる人は抽象的人間を指すものではなくすべて皇國臣民である。

嘗て教育は學說としての教育、實際の教育、或は行政下の教育等各々の分野を持ち得て雜然たるものがあつた。現代に於て許すべからざる事云ふ迄もない。

今、こゝに改めて行政上の見地からの教育を揚言するものであるが、之こそ一切の教育であり全教育の分野を通じて、卽ち家庭教育たると學校教育たるとを問はず、將又靑年教育も成人教育もすべて是、皇國臣民錬成の日本的教育に歸一統合して如何なる教育とも對立するものではない。卽ち、皇國臣民教育以外の教育あるべしとは考へられぬのである。

× ×

廣義國防國家の建設は廣義教育國家の建設と表裏に在る。東條首相の戰捷の要諦としての說明に據れば「一に人、二に訓練、三に物」とある。一、二、三を均等と見て戰捷の要諦三分の二は人にあると看做されるが、行政上の教育の見地から抽象的な人の存在を認めず總べて皇民なるが故に「一に人、二に訓練」は纏めて皇國臣民の錬成といふことに等しい。皇國臣民の錬成とは皇國臣民教育と同意語と思料されるが故に實に戰捷の要諦の三分の二は皇國臣民教育にある。嘗て、奈破翁は戰捷の因を「一に金、二に金、三に金」と云つた言と對象してそこに時代の變化ではなく東と西との如く遙かなる距離が發見せられると共に、皇道による戰爭觀、政治觀が截然區別せられる事をも見出されるものである。ともあれ我々は首相の至言に鑑み廣義國防國家の建設は實に皇國臣民教育に依存する所多く逆に皇國臣民教育の立場から言つて教育國家の建設こそ

は國防國家の建設上至要の事たるを念はざるを得ない。實に皇國民教育は國防教育を含めて更に大いなるものである。

× ×

當初皇民教育は唯一にして一切であるとの考へとは反して、恰も自由教育その他の所謂銘柄教育と對立し對蹠的であるかの如き奇觀を呈した。

然るに滿洲事變の勃發以來、皇道政治と云ひ、皇道經濟と云ひ皇道に歸一せんとする萬般の試み以外に國の内外に亙る行詰りを打開する道なしと思はれるに至り、教育も又皇道教育、即ち皇國臣民教育を强調するに頗る熱意が加へられ遂には内閣に審議會が置かれ、制度化する企圖へと發展し、結實するに至つた。

國民の多くは當時にあつて滿洲事變によつて果して世界史の物理的轉換が必ず可能であるとの自信があつたとは言はれなかつた。最初の段階に於ける皇民教育も又從つて空漠たるを免れなかつたと言ひ得よう。即ちその内容の充塡が完全ではなかつたやうに思はれる。

大詔は渙發せられ、大東亞戰爭が恰も支那事變を揚棄して勃發する。雷電に打たれたるものゝ如きその日の感激を漸次濾過しつゝ、再三再四大詔を捧讀するに、實に大東亞戰爭たる帝國と民族との自衛の戰であることが明瞭となり、やがてその性格が自存自榮大東亞共榮圏の確立の爲の政治的、經濟的戰爭であることが瞭然たるに至つた。國民も滿洲事變前後とは異り相手が米英兩大國でありながら同時に布哇及馬來に於ける

敵艦隊の撃滅を初め赫々たる戰果とによつて、戰爭前途に甚だ自信を有するに至り、必勝の信念確固たるものあると共に最早世界史の轉換は必然であり、我が日本民族が指導的地位を保ちつゝ大東亞民族の政治的、經濟的、人種的興隆が計られ前途洋々たるものあることが確固不動の信念となるに至つた。

教育が此の段階にあつて、如何に營爲されなければならぬかといふ事は國防國家建設の上から、本次戰爭を勝ちぬく爲に、勝利の歴史を綴る爲に、我が尊嚴なる國體の擁護、深遠なる肇國の皇謨を扶翼する爲に、民族の爲に、將又、大東亞の爲に、緊急此の上ないものであることを念はざるを得ない。皇國臣民教育たる、念佛お題目の如く唱へても何も叩き出されることはない。確固たる信念を以て現實に即し將來を先憂して、茲に廣義教育國家を建設する指標の下に意氣と計畫を以て臨まなければならぬ。今茲に皇民教育が如何なる指標に向つて如何に强調されねばならぬかの極めて常識的な考察を下してみよう。

本　論

一、日本的戰爭觀確立の爲の皇國臣民教育

大東亞戰爭は凡そ舊い戰爭なる概念とは異つて特殊なる樣相にあるが如く考へられる。それは日本の有つ制約の上から、皇道、日本精神とに恪遵して爲される戰爭であるが故に、日本的性格の戰爭である。教育は此の戰爭を通じて幼い、或は若い魂にその血管を通して日本的戰爭觀を會得せしめることが肝要である。特に皇國臣民としての豐富な生活を有たない教育の對象をして、眞に我々と呼吸を等しからしむる爲に努めら

の錬成を心掛けねばならぬ所以は甚だ明らかにして、それが眼前の緊急事たることを思はざるを得ない。

日本帝國が大東亜の安定勢力であり、指導勢力であることは日本民族一人、一人が他民族に對する場合帝國を代表するものであることに思ひを致し、帝國の使命と地位をも考へ合せ民族觀に立脚し、徒に驕慢ならず、而も衿を持する皇國臣民の錬成をなすことが肝要である。歐米の民族觀と日本的民族觀の異同を明らかにし、包容と寛濶なる日本精神の下に充分に衿持ある精神と態度を以て東亜諸民族の指導の任に挑へる日本人の養成こそは皇國臣民教育に課せられた使命でありその再强調せらるべき誘因の大なるものと考へるものである。

三、日本的經濟觀確立の爲の皇國臣民教育

大東亜戰爭の性格は資源確保戰に傾向づけられたと言はれる。米英は經濟包圍を謀略して我より先に宣戰したことは人の知る所であるが、日本は資源の上で豐富でなく特に戰爭に必要なる資源に缺乏してゐることも人の知る所、急速に南方資源を獲得する必要に迫られたことは言を要さない。然るに赫々たる戰果につれて缺乏資源が入手され、之が經濟的處理は全日本の問題であるに止まらない。我が國民は悉く經濟戰士となつて之が解決を計る要諦は、物資觀と經濟觀を確立せしめて之を教育に導入するにある。玆に於て皇國臣民教育は急速に日本的經濟觀確立の面を持たなければならないと思はれる。封建的經濟から所謂資本主義經濟に轉換して漸くその爛熟期を迎へるや一般社會思潮に於て日本本來の「皇道」が見失はれんとした。それより招來した結果に付いては今こゝに再言の要を見ない。

時局は事變に入り世界我が豫見せられるに及び、國家機能の全總力發揮による國防國家建設の緊急なるを思はしめ、國家が經濟界への要請は限りなき增産と國家必要面への蓄積とその消耗であり、しかも一般國民に約束せられたものは最低生活であつて、共に統制經濟より計畫經濟へと除々に或ものは急速に移行したのである。

皇國臣民教育が朝鮮にあつては忍苦鍛錬を取上げた意圖は、最終の目的は經濟的なもの、身體的なものから、宗教的な觀念に迄高められる錬成にあつたことは、日本的な教育として甚だ賢明であつたと言はざるを得ない。

物はすべてこれ生命の爲に人によつて造られ、物によつて穢される生命はあるべきでない。生命をさへ天皇に歸一する臣民が物に執着して魂を穢すことはあるべきでなく、憲法上の自由、私有は皇民としての見解からすれば與へられたものであつて捧げ得ざるものではない。故に要請があれば凡て捧げつくすべきである。況んや缺乏に堪へることは甚だ當然である。

教育に於て抽象的教育が實在しないと同樣、我が國に於ける經濟も皇道精神を基調とせる經濟以外にあり得ないと考へられる。一般に統制なき社會は獨り經濟界のみならず空虛であり、統制經濟生活なき社會は眞實であり得ない。

現下統制經濟に對する國民の心構は右の如きものでなければならぬ。故に統制經濟生活以外に華やかなる自由經濟生活あり、南方資源確得後は意のまゝなる物質生活が出來るといふ自由主義的の殘滓を追求し或は

れなければならぬ。

日本の戰爭は世界最高の頭腦を以て善謀畵策し、類例のない豐富なる經驗によつて指導され、忠孝一本の家族國家日本の一億皇民が指導者と共に翼賛の一念に凝つて總力を擧げ光輝ある國史と尊貴なる生命とを賭けて闘ふものなるが故に、敗戰といふことも絶對にあり得ない。この信念こそは教育に導入すべき日本的戰爭觀の出發點であり更に進んで國家と共に永遠に生きんが爲の死を覺り得る素地を養ひ得しめることは皇國臣民教育に期待しなければならぬ要事であらう。

二、日本的民族觀確立の爲の皇國臣民教育

歐米流の民族觀に惱まされ來つた大東亞が玆に解放されようとする。大東亞諸民族の現實の姿はそれ自身の不甲斐なさ又は東亞同色民族の無自覺より來つたことは否めないが、又歐米人の計畫的な壓迫に依ることが多い。滿洲事變以後聖戰を戰ひつゞけて來た日本國民の目に多くの衰亡しつゝあるか、餘喘を保つに過ぎぬ幾多の民族を見てこゝにも「聖戰」の意義があることを見出し得るであらう。

日本精神の根本に發した日本的民族觀からすれば、そこには所謂歐米流の植民地的統治も地域の設定も行はれないものゝ如くである。即ち日本精神は寛濶をよろこび包容の精神に富む。豐かにして寛やかなる精神は凡ゆるものを同化し、消化し、所謂攝取するに至ることは國史が立證する。これは歐米流儀と甚だ相異るものである。彼等は自由主義、民主主義と稱し乍ら曾ては人種平等案をさへ容れず世界十億の黄色人種を黄色なるが故に排斥して憚らない。即ち彼等の自由主義的、民主主義的平等とは根本は差別觀の上に立つてる

ることが分るのである。肇國の精神はもとより古神道、佛教等によつて養はれた國民精神は歐米流とは反對に、時に差別を表現することがあつてもそれは事情による止むを得ざる措置であつて、根本は實に平等觀の上に立つてゐるのである。

日本民族觀が政治に表はれては二千四百萬朝鮮同胞の問題を內鮮一體觀に據てして解決したのである。この點は今後益々徹底的に具現せらるべきものであり、些かたりとも遲疑逡巡するを許さぬものであり教育のこの部面に課せられたる使命極めて重大なるものであるを念ふものである。

皇國臣民教育がその觸手を民族觀の確立に伸べ之を强調することは大東亞の諸民族の中心勢力としての日本民族錬成が、その個有の民族觀の確立を愈々鞏固ならしめる必要があると思料されるからであり、大東亞戰爭の戰果と蹶然と起てる目的が成就し濟美するや否やの分岐を爲す重要なる點であるからである。

一億の日本人が十億の他民族の指導的地位に立つべきものであるが故に日本人一人一人が精良でなければ遂には戰果を失墜せんことを恐れるものである。

英佛蘭諸國が東亞民族を制して兎も角にも百年或は數百年に亙り得たのはその民族觀に特殊なものがあり、特殊なる植民政策を有したからであり、百年或は數百年にして、我等の眼前に於て崩壞せる所以はその民族觀と植民政策が、差別觀的であり、小乘的であり、利益本位であるが故に他ならないと考察される。日本民族によつて指導される所謂植民開發の諸政策が、日本的性格の民族觀を基底として出發するとき歐米の轍を踏む事はあり得ない。皇國臣民教育が一人一人を精良にならしむる爲には、日本的民族觀に徹した臣民

その願望を恣にすることは日本的な考へ方とは凡そ緣なきものである。

思ふに目下慣熟せんとしつゝある最低生活は高く尊い境地へ開かれた門であり與へられた好機である。即ち物質的生活を制御し、得て第一義に生きんとするものゝ日本的生活に甚だ近いと見られるのである。しかも此の好不況に動搖せず、物資の缺乏に處し、豐富に當つて、生命を害せざる修養を積まれなければならぬ。

大東亞が共存共榮を目標に廣域經濟政策がとられるとき幾多の困難なる問題が生起するであらう。或は却て米英搾取政策或は所謂資本主義の魅力を憶ふ者なしとすまい、實に、皇國臣民の經濟進出は唯、只管に利潤のみの追求を事とし眼中何ものもなしといふ態であつては大東亞の興隆も、民族の向上も、不可能であるのみか日本民族の名譽毀損とそれ自身の衰亡を招來するに過ぎないであらう。

今や大東亞は經濟的にも呼吸を等しくせんとする。その現實を前にして皇民教育が日本的經濟觀に背を向けてゐることは出來ない。最早、一地方、一單位の經濟さへ、辛じて理解し得る程度の民度に於ては到底諒解のできぬ廣域經濟の時代に入つた。一局部の經濟さへ大東亞共存共榮經濟の全體的組織に含められ、その全體の理念の後ならでは運營ができぬ今日となつた。又經濟統制に對する道義感の缺乏が如何に國運に影響するかを眞に理解すべき時代である。その他生產擴充の問題、貯蓄奬勵の問題等現下の諸問題は皆、經濟の一般的理念程度の向上によつてのみ圓滑なるを得るもので、皇國臣民教育が經濟への教養に關心を深くする必要は決して些少ではない。而して物質觀の維新を計り日本的な經濟觀を確立せしめることを最初の企圖と

し最終の目的としなければならぬと考へる。皇國臣民教育は此の點の認識の下に强調せられる段階に至つてゐる。

四、日本的科學觀の確立の爲の皇國臣民教育

近代戰は精神力によつて戰はれることに相違ないが別に思想戰があり、特に科學戰である。大東亞戰が一面戰爭一面建設によつて進行しつゝあるが、建設も戰爭と同樣の要素によつて營まれ、科學に據る部分が多い。我々の戰時、非戰時を貫く日常生活が科學的に處理されることも甚だ望まれ、純粹な經濟的生活とは要するに科學的生活を意味するとさへ思はれる。

世に謂ふ文化財の多くは科學の所産である。文化は高位から低位に流れる如くであるが、皇國の文化水準が高くさへあれば共榮圈内の文化がより高位となり殆ど統一される八紘一宇、皇風光被とは、日本的な文化を八紘に宣揚することゝも思はれるが然らば日本には大いに科學の振興が行はれなければならぬ。その科學たるや日本的なものでなければならぬ事も自明の理である。日本は精神科學に於ては貴重と云ふよりは學ぶべからざるもの丶多くを有して居て學ぶべき點必ずしも多くはないが、所謂物の文化を築くべき唯物的な科學には歐米と競ひ得なかつた時代があつたのであるが、學び得た後迄も心醉の狀態にあつて、日本的な建設を怠る事は歐風に光被されたもので、到底皇風を光被せん事は覺つかない。

米英に代つて指導的地位を獲得した日本が必然的に文化の批判者たる地位にある他民族の前に如何なる文化的建設を爲さんとするかは實に大問題であらう。

彼等の目に映るもの、耳に聽くものすべて歐米のものと同じであるか或は劣ると云ふやうに彼等の耳目に、頭腦に、日本とは歐米の劣位にあるものとの觀測が生じたならば、彼等は文化に於て歐米に傾き、武力に於て日本に服する面從腹背の徒と化し去るを保し難い。聖戰の意圖するところに非るは云ふ迄もない。茲に於て我々はあく迄も日本精神に則つて包容と攝取の作用を旺んにし、日本的のものを顯現するに努め、他面燦然と見ゆる歐米風の文化の中にも日本的なものは斷然光輝を放つものであるとの自信を有つべきであらう。

茲に皇民の文化に對する價値認識力を高める事が科學振興の努力と同じ程度に努められなければならぬと思ふのである。

近時日本科學の方向は政治的行政的な支配を受けて國家に有用な科學であるべしと要請されて居るが、この機會に眞に日本的な科學の建設される事が望ましい。

皇民教育が大東亞戰爭そのものと建設とに寄與せんとするからには、日本的性格の科學觀を確立せしめそれに據つてそれ自身が指導されねばならぬはもとより、その對象たる皇民が日本的性格の科學觀の體得者である事が熱望されるのであり、皇國臣民教育は日本的科學觀の再强調の面を有たねばならぬと云ふ所以である。

結　　言

ナチスはその特有なる世界觀を以て國內統一を完成し武力を出發點として獨乙の再建と覇業の完成に邁進

しつゝある。我等の敢て揚言し得る事は獨乙の世界觀をして、日本のそれと少くとも同一の目的の爲に、同一ならしめたと云ふ點である。卽ち昭和十五年九月、日獨伊三國條約締盟に際し下し給へる大詔「惟フニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシメルハ曠古ノ大業ニシテ」と仰せ給へるが、これ日本的世界觀の基底たるべきものと考へる。同三國條約の前文に於て「萬邦をして各其の所を得しむるを以て恒久平和の先決要件なりと認められたるに依り大東亞及び歐洲の地域に於て各其の地域に於ける當該民族の共存共榮の實を擧ぐるに足るべき新秩序を建設し」とあるは、少くとも獨伊兩國に對しては日本的世界觀を認めしめたものなるは當時その衝に當つた人々の認むる所である。而して日本はその曠古の大業に總力を擧げつゝある。卽ち萬邦をして其の所を得しめて、民族の共存共榮の實を擧ぐべき新秩序建設に武力のみならず總力を擧げつゝあるが此の秋凡ゆるものが此の日本的世界觀に依り指導されなければならぬと思ふ。

皇國臣民教育が日本に於ける唯一の教育と認められる迄は教育界は恰も他の一般社會に於けると同樣何等世界觀を有つことはなく、あらゆる方向に彷徨して居た時期があつた。皇國臣民教育が制度化される迄は或ひはそれに向つての歸納的努力が試みられて居たと見る事が出來るかも知れぬ。然し最早皇國臣民教育は何時迄も群小教育學說その他と渡り合の試みや、創建的努力にのみ低迷して居る事は許されない。今や所謂演繹的なものに決定づけて、百年を一年にする急速度の情勢に後れる事なく、教育國家建設の意氣と內容とを整へなければならぬ。これ皇國臣民教育の現前の段階であらう。而して前述の如く、日本的世界觀が極めて明

瞭になつた今日、その世界觀を幼く或ひは若い魂に注入して、「新秩序」建設に邁進しなければならぬ。こゝに皇國臣民錬成の使命がある。然らば皇國臣民教育の現段階に於て高揚せらるべきものは、皇國臣民教育それ自身の强調であるのみならず、皇國臣民教育に於て强調せらるべき點を明瞭に把握する事でなければならぬ。而して前者に於ては皇國唯一の教育たる事、後者に於ては日本的なものを中核としての世界觀を獲得する人物、卽ち內容あり豐富にして堂々たる皇國臣民を錬成するにある事論を俟たぬ。

茲に世界觀の要素たるべき戰爭民族經濟文化科學の各面に於ける常識的な感想を述べたのであるが、それはとりもなほさず、皇國臣民教育は何故に如何に、再强調さるべきかの考察に他ならないのである。

青年團と皇國臣民教育

森　明　麿

一

朝鮮に於ける青年團は內地青年團と共に、高度國防國家體制確立といふ國家目的に副ふべく、昨年一月十六日の政務總監通牒に依つて全面的に改組せられ、爾後約一箇年今日に至るまで其の形態の整備に努めて來てゐる實狀である。隨つて其の內容の充實に至つては全く今後の努力に俟つべきであるが、併し其の嚮ふべき方向は政務總監通牒の「指導基準」によつて明示されてゐるのであるから、今後に於ける內容的充實は「指導基準」の線に沿ふて爲されてゆくことは言ふ迄もない所である。然らば其の「指導基準」であるが、之は次の如く五項目から成つてゐる。

一、皇國臣民タル性格ノ錬成
二、內鮮一體生活ノ馴致
三、國防國家體制卽應ノ心身鍛錬
四、團體的規律訓練ノ徹底
五、生産力擴充ノ實踐

青年團指導上に於て如何に「皇國臣民教育」が重視されてゐるかは、右の如く「指導基準」の劈頭に「皇國臣民タル性格ノ錬成」の一項が高く掲げられてゐるのを見てもよく分るのである。併し「指導基準」の第一項のみが皇國臣民教育を目指してゐるのではなくて、第二項以下全項目の基調となつてゐる所のものが卽ち皇國臣民教育にあることは今更申す迄もない所である。

二

朝鮮の青年團に於て皇國臣民教育は如何なる點に重點が置かれて行はれつゝあるか。之は昨年青年團改組後間もなく朝

鮮青年團本部で制定した「青年團實踐要綱」の中に明示されてゐるのである。

先づ「皇國臣民タル性格ノ錬成」のために其の實踐要目として八項目が擧げられてゐる。

一、皇國精神ノ體得
二、敬神思想ノ徹底
三、皇國青年タル自覺ノ徹底
四、情操ノ陶冶
五、責任觀念ノ徹底
六、公德心ノ發揚
七、報恩感謝ノ念の啓培
八、軍人精神ノ培養

皇國臣民として必須の德性たるべき責任觀念、公德心、報恩感謝の念など其の根底が皇道に根ざして居ればこそ、其處に生命があるのだから、其の點が右の實踐要目によつて高調されてゐると思はれるのである。大廟奉祀、祓禊、宮城遙拜神社參拜、國旗掲揚等が具體的の「實踐事項」として指示されてゐるのも、其の意は「先づ皇道體得」といふ所にあることは申すまでもないことである。

指導基準第二の「內鮮一體生活ノ馴致」にしても皇國臣民教育の要素を多分に含んでゐるのである。今其の實踐要目を見るに、內鮮一體精神ノ徹底、國語ノ常用、日本的生活への訓致、日本的文化ノ浸徹等であるが、「實踐事項」として最も重視されてゐるのは國語常用である。「青年團員の國語全解運動」は今や全鮮を通じて力強き主流たらんとしつゝある。「國語の常用なくして何の皇國臣民ぞや」との自覺が澎湃として來てゐることは何としても心强さを覺えさせる。

三

指導基準第三の「國防國家體制卽應ノ心身鍛錬」と第四の「團體的規律訓練ノ徹底」とは未だ兵役義務なく、國防の第一線に馳驅することなき半島青年を、時局下皇國臣民として錬成することを目標としたものと云ふべきであらう。其の實踐要目たる國防思想の涵養、忍苦鍛錬の徹底、時局卽應生活の强化、國民總力運動の推進、聖業貫徹の信念强化、更に團體活動の錬成、規律統制の訓練等によつて指示されてゐる方

向を見れば其れは明白に察せられるのである。此の方面で青年團に於て今最も力を致してゐるのは教練、國防競技(各種戰力增强競技)、野營行軍、防空訓練、銃後奉仕活動、各種團體的勤勞作業等である。特に團體的規律訓練の徹底のために教練が重視され、全鮮津々浦々の青年隊(單位青年團)に於て男女青年共颯爽たる意氣を以て教練を受けつゝある樣は時局下一の盛觀である。第五の指導基準「生產力擴充ノ實踐」によつて勤勞精神の涵養、生產報國精神の徹底、增產の遂行資源の愛護活用、開拓心工夫心の涵養等が期せられ、青年團員中一人の無爲徒食の輩なからしめ、皇國臣民としての銃後奉公の本分を完うせしめんとしてゐるのである。現實に於て青年團に於ける共同耕作地の經營は全鮮に於て漸次其の數を增しつゝあり、各種勤勞報國作業の如きも生產力擴充の上に寄與しつゝあるのである。

之を要するに青年團に於ける皇國臣民教育は青年團改組に伴ふ新發足と共に、今や各般に亙りて實施され所期の目的達成に向つて邁進してゐるといふ現狀である。

―(十七・二・三)―

飴を賣りつゝ百里の道

皇軍の勞苦を偲びて獻金の爲の苦難行

チャラリ、チャラリと飴賣る鋏に獻金の赤誠をかたむけ老いの身にはるばる百里の途を飴賣りの杖に託して蔚山から京城までやつと辿りついた二日午後、足に食ひこむ草鞋をひきずりひきずり倭城臺の海軍武官府を訪れ、白銅貨千八百五十枚を獻金したお爺さんがゐる。

慶南蔚山郡方魚津邑方魚里の梁基祚さんは大東亞戰における海軍の赫々たる大戰果にいたく感激し、何とかこの感激を形に現はしたいと思つたが、その日暮しの貧農の身に獻金すべき手だてとてなく、每日悶々の日を送つてゐた梁さんは農閑期を利用して飴を賣つて獻金することを考へ、一月の二日に蔚山を發つた梁さんは京城までの百里の道を、子供たちに飴を賣りながら丁度一箇月目の二日午後京城に辿りついたのだつた。

苦難に滿ちた旅だつた、雪に降りこめられ、吹き荒ふ風に骨まで凍り、ある夜は見知らぬ家の軒下を宿とし、またある晩は寺の緣の下に寒さに寢つかれぬ夜を明かしたこともたびたびであつた。しかし梁さんの火と燃える赤誠は寒さを蹴とばし、苦難に逢ふたびにますます磨かれて行つたのだ。塵がつもるやうに少しづつたまつてゆく一錢貨を掌上に數へながら、梁さんは凍りつくやうな星空を仰いで太平洋を制壓する無敵海軍の幻をいくたびも描いてみた。武官府を訪れた梁さんの泥に塗れた地下足袋は一箇月間の血のにじむやうな辛苦の影を宿してゐた梁さんは不自由な國語で言葉少くな次のやうに語つた。

ほんとに少くてすまないんですが、これも何かのお役に立てばと思つて持つて上りました。皇軍の勞苦のほどを思へば私たちはどんなことをしたつて感謝しつくせません。

大川部落にて

湯淺克衞

海雲臺に一泊、疲れを休める日程だつたところ、驛には房村（創氏）郡守さんをはじめ、面長さんや其他の人々が迎へられてゐたので、翌朝、やはりその郡内の部落を見ることになつてしまつた。もう十日餘り毎日々々の農村歩きだつたし、群山では不二農村を訪ねてゐる間にリユーマチが起き、それをかばひながらの旅だつた。前日慶北永川では荷馬車に積んで貰つて奥にはいつて行き、その日は慶州その通過ぎから蔚山の書院部落を視て、夜遲く海雲臺に着いたのだつた。ゆつくり湯につかつて疲れを休めたかつたのだ。

見て欲しいと云はれた部落は勘辨して貰つて、海雲臺から半里ほどの大川部落と云ふのを訪ねた。

海に近い石ころの多い部落で、計畫的に建てたのか、これまでのごちやごちやと肩をすり合はせた感じの部落と違つて、整然と石垣に圍まれて一塊りになつてゐる。

石ころが多く、土地が瘦せてゐてこれまでになるのは大變でしたと云ふ。これも部落民の氣合ひ一つで、こゝまで來たのですと人達は云つた。

見廻はすと確に荒地だつたに違ひない。まだ整理しきれない石ころが畑の中あちこちに積み上げてあり、濟州島の

海岸づたひを思ひ出した。白くぼこぼこした土で、よくこの土地をどうにかしやうとかゝつたものだと思ふくらいだ。

部落理事長は釜山に野菜か何かを賣りに行つたとのことで、二十二・三の元氣のいゝ青年が、集會所に案内する。木造の、人が二十人ほどはいれる程度の教室のやうな建物。入口正面にはなかなか立派な神棚、右手に黑板。校長先生が使ふやうな、綠のテーブルかけのかゝつた机と、背のついた椅子が一脚。片方生徒の方に、三つ四つ、長い並んで坐れるやうな低い腰かけがかたよせてある。

學校に譬えたけれども、別に學校ではない。部落全員の集會所である。常會をやつたり、女達の夜學會をやる程度のところである。それにしては仲々立派なものだ。今日私を案内しやうとしたところはこれよりずつと大きいのが建つてゐると郡の人が云ふ。しかし私は集會所の大小を問題にしやうとしてゐるのではない。

北の方の或る部落では教室が二つも出來そうな立派な講堂が建つてゐた。それは結構なことだけれども、そんなことを私はちやほやするつもりはない。部落全體の一致の上でさゝやかなものでいゝのだ。それよりも何よりも、皆の氣持が泌み出てゐるものでなければ、どんな施設をしやうと、部落民の負擔になるだけで、他所のものが覗に來て感心するくらいなものだ。

この集會所の壁には樣々な額がかかつたり、紙が張りつけたりしてある。あちこちの部落であればどうした、何處にしまつてある——と總督府農政課の川君が訊いて、いつも慌てゝ皆が探した生産計畫表も額の中にはいつて見易いやうにしてある。本府、道、郡、面、里、部落と、苦心して割當てた計畫表が張つてあつたのは、この前の蔚山の書院部落と、此處だけだつた。

と思ふと、營農七則と云ふのが張出してある。

一、物を作る前に土地を肥やすこと。
一、金を求むる前に仕事を求むること。
一、賣るものを作る前に食糧を滿すこと。

一、出來ざるを喞つ前に協力すること。
一、自分を思ふ前に他人を思ふこと。
一、金を儲ける前に無駄に使はぬこと。
一、言譯をする前に己が務を全ふすること。

誰が書いたのか、仲々立派な文字で印してある。金言以上のものだ。こゝには今後展開するだらう進んだ世の中の典型のやうなことが言ひ出してあるわけだ。

かと思ふと、隣りには、儀禮費用標準表と云ふのがある。二百圓未滿婚費四〇圓、葬費二〇圓、祭費二圓から始まつて、八百圓以上、婚費一〇〇圓、葬費七〇圓、祭費八圓――まで、各資産に應じた費用標準が細かに印してある。すると、その隣りには、農業、男六八人、女九三人とあり、

籾　一、優良種子の交換
　　一、深耕の勵行
　　一、揚床苗代の勵行
　　一、稲の適期刈取

から、大麥、甘藷の營農上の注意書が並ぶと云ふ風である。

その隣りには、「十六年普通賃金表」と云ふのがある。

一、男子	十八歳以上	一圓
同	十五歳以上	七五錢
同	十五歳未滿	五〇錢
女子	十八歳以上	七五錢
同	十五歳以上	六〇錢
同	十五歳未滿	五〇錢

から始まつて、畓、農繁期はいくらいくら、田除草中耕、果實の採取はいくらいくらと云ふ風に細かく書上げてある。他の部落で、私が質問しやうとしたことは大體こゝに書き盡してあるのである。

賃金中　一食　十錢　除去

又――

田植一斗落　一人　一日十時間
除草一斗落　一人　一日十時間

又――

人夫　一人前
牛　一人前
車　一人前

以上は、それに相當する賃金と云ふ意味である。牛を連れて共同作業に來るときには、中部の部落では二人分、車がつけば三人分だと云つてゐた。

皆實行してゐるそうである。

部落振興歌と云ふのが書きつけてあるので、私が讀んでゐると、歌つてみませうかと、先程の元氣のいゝ青年が云つた。

そうですね。歌つてみて下さい。

すると、前の倉庫のまはりに來てゐた若い農夫達を呼んで、七八人になつて、歌つて呉れた。以下はそれを飜譯したものである。

我々の祖先から傳へて來た
このやうに美しい部落に
夜明けだ　君も僕も
一緒に出て働かうぢやないか
(最後の二節繰かへし)

我等の生活が豐になるやうに
荒い土地を耕して
健康な身體を練つて
力を入れやうぢやないか
〳〵

我等の子孫が旺盛になるやうに
禿げたこの山に、着物を着せ
活動の精神を
起さうぢやないか
〳〵

我等の美しい部落に
明るい朝日が昇る

平和な天國を
喚ほうぢやないか
〳〵〳〵

聞いてゐると、まことにのどかな節廻しで、作意らしいものが感じられない。農村振興歌と云つたやうな嚴めしいものではなく、會津盤梯山だの、草津よいとこだの、そういふ民謠の卑俗な、生活に根の生えた、まともな味もありオホデア、ヂングチロダの味もある。微笑ましい狀景である。この歌を歌ひながら、農耕やら、稻扱をやると云ふ。

廻轉脫穀器や、動力になると少しテンポが、緩漫すぎるかも知れない。

こゝに集つた農夫達は、その明朗な青年を除いて殆んど國語が話せない。これは私を驚ろかせた。京畿道で育つた私には、こんな十七八から、二十五、六の屈強な若者が、國語を話せないと云ふことは少し奇怪な氣がするくらいである。しかもこゝは釜山のすぐ近くなのだ。

常會記錄を見てゐると、今すぐ皆を集めて、常會の實況をやつてみませうか——と、その指導者らしい青年は云つて呉れた。

鍾をたゝけばすぐ集ります。

しかし、私はそれを斷はつた。急がしい最中に貴重な時間をそんなに澤山な人に裂いて貰つては氣の毒だし、また演習をして貰つたところで、とても固くなつて、儀式のやうな常會が始まるだけだから。

常會記錄を見てゐると、たとへば、

式擧行　午後八時

七月二十九日　男十六人、女二十二人

と云ふ風に記してある。

こゝでは、式のやうな嚴肅な常會をやつてゐるのだらうか。

一、支那事變四週年記念行事實施の件
二、默禱中の念誦並にその時間に關する件
三、部落常會徹底に關する件

四、國旗に對する聯盟員の認識狀況に關する件

閉　會　十時十分

となつてゐる。

この默禱中の念誦竝にその時間に關する——と云ふのが氣になつたので訊いてみると、何を念じて默禱するのかと云ふことを說明したのだそうである。その時間と云ふのは早く頭を上げる人もあり、いつまでも頭を下げたまゝの者も居る。したがつて何を念じたかと云ふことに歸着したのだ。ぼんやりと頭を下げろと云はれたから下げてゐたのでは何にもならない。それで國土防衛に戰つて呉れてゐる兵隊さん達への感謝と、戰歿將兵への追悼を念じ、自分達の銃後の勤めを誓ふに必要な時間を大體敎へたのだとのことだつた。

そのことは、國旗への認識と云ふことに連つてゐるわけだ。

常會記錄に關する件をやめてもつと親しみ深い國語に改めてはどうだらう。

八日以降はもつぱら、農事の、共出穀類に關する件等になつてゐる。

とにかく、こんなにはつきりした常會記錄をすぐ取出せる場所に常置して置くやうな、部落はあまり無いだらう。

集會所の前には、トタン張の倉庫があつて、籾が大分積上げてあつた。產業組合の一萬何千圓かの利益を部落に還して、六百圓ほどで、この共同倉庫を建てゝ百圓くらいかゝつた計量器を買入れたのだそうだ。仲々自慢のものである。

部落を廻つて見ると、家への入口には、必ず國旗を立てる場所を指定した木が埋めてある。その木に國旗竿を結ぶやうにしてある。庭の入口には必ず、國旗袋がぶらさげてある。

それから家の入口の頭上には神棚がある。

その神棚の下には、刺の生えたさるすべりのやうな木と赤唐辛子が二つ三つ、ぶらさげてある。この木は何かと訊くと、木だと云ふ。木はわかつてゐるが何と云ふ名だと云

ふと、ウンゲナムだと云ふ。高い山から取つて來る珍らしい木だと云ふ。中部の方では、これをオムナムラと云つてゐるところがあつた。魔除けである。

神棚は面の費用で、奉戴させたのだと、案内して呉れた面長さんが云つた。こゝの部落の一戸一戸は、正に内地の生活様式を思はせるところがある。正面が椽、舎廊とは違ふ、椽である。その奥に二部屋、左右に一部屋づゝ。こゝに温突の焚口がある。部屋の中は、二面棚になつてゐて、右手の部屋は、叺に入れた農産物が奇麗に積重ねてある。眞中の部屋にも棚があつて、簞笥の代用をして居り、内地風の簞笥があるところもある。部屋と部屋のしきりは障子である。區長さんの家は、部屋全體に雨戸が入れてあつたが、他の家は、眞中の二部屋の前だけ、レールを敷いて雨戸を立てるやうになつてゐる。雨戸は倉庫の中から出して來る。

これは、海岸に向つてゐて、風雨が直接に當るためかも知れないが、もつて生活様式の一般を知ることが出來ると思ふ。納屋が出來てゐるところもあつて、丁度娘さんが叺織の最中だつた。立派な大きな叺織機である。飛び出して來やうとする娘さんを止めて、そのまゝ織つて貰ふ。

麥の動力脱穀器が、あるところもある。鏡のはいつた立派な簞笥がはいつてゐる家。花筵を敷いた家もある。

こゝあたりで、どれくらいやつてゐるのかと問ふと自作一斗落、小作七斗落だと云ふ。そんなことでこんな清潔な餘裕のありさうな生活が出來るのかと思ふくらいである。

屋根も藁で葺いてゐて、内地の浦の苫屋を思はせる。灰置場と便所とが續いてゐて、清潔だし、永川部落で山名禮二さんが長い間かゝつて説得したと云ふ屋根も、こゝではちやんと便所にかゝつてゐる。臺所もチリ一つない清潔さだ。視察を豫定してのことかと思つても見たが、十二三戸全部廻つてもその通りだつた。家の構造、氣質から見て、この部落の人達はそのやうに清潔なのだらう。任那の故地だけのことはあると思つた。

私は大いに感心して、やはり來てみてよかつたと思つた。それと同時に、内地の村で國語が話せない人に出合つたやうな途まどひも感じた。早く國語を全員が修得して、泌み出すやうな心構へで、神棚に對して貰ふ日を祈る。

朝鮮燈火史話　二

高麗王朝の燃燈會

——開城に於ける年中行事の一、觀燈會の起原——

岸　謙

婦女觀燈風俗圖（一）

高麗國は朝鮮に於て唐との直接交通により佛教の最盛時代を現出した新羅統一時代の餘風を承け繼いで佛教文化爛熟期にあつたとも稱し得られ、其國王親らが三寶の奴となり、王子王孫の中からも剃髮僧籍に入ることを寧ろ名譽と考へてゐた有樣である。從つて其都城内外を初め國内形勝の地には堂塔伽藍が建立せられ、梵唄の響き晝夜を分たず、一大佛教王國の觀を呈した。高麗史や當代の文獻を見るも佛教に關係した記事が甚だ多く佛教上の行事は國家としての最も大きな仕事の一つであつたわけである。

今から一千年前（皇紀一六〇三 西暦九四三）高麗國初代の太祖王二十六年四月、國王は病氣漸く篤く再び起たざるを覺られたものか、内殿に朴述希と云ふ宮内官を召されて訓要を授けられた。卽ち遺言を傳へられたのである。その第一條からして既に「我國家の大業は諸佛護衛に資る故に禪（宗）教

さて高麗史世家の項を續けて面白い記事を捜して見やう。その第十一代文宗王二十一年正月には勅願により十二年を費やして完成した興王寺（常住僧侶一千人と稱す今の開豐郡德積山の附近に巨大な廢址が發見せられてゐる）の爲に燃燈大會が五晝夜に亙つて特設せられた。同書には、『闕庭（王宮の庭）より寺門に至る結綵（五色紙糸・布などを樓門橋道に飾付けること）、輦路（行幸の道筋）左右に燈山、火樹（燈籠・提燈を連ね飾付けたる形容）を作る、光、晝の如し』と說明してある。又、同王の二十七年二月の條には『奉恩寺に特に燃燈會を設け、新造の佛像を慶讃し、街路等に二晝夜に亙り點燈し、その數は三萬燈に及ぶ。宮中の重光殿や各役所にも綵棚、燈山を置き音樂をなし、王は重光殿に出御せられて觀燈の大宴會を催された』

…說明… 四月八日觀燈會の日、開城市街にはこの圖に見られる樣な赤、白、綠の三色に分けて色附した紙を針金の骨に燭座に粘土を固めて蠟燭を立てる樣にしたものにかぶせて提燈（燭籠）としたものを無數に軒先に吊るすのである。

開城に於ける觀燈會の街燈（三）

との記事がある。

この頃から殆んど每年二月には二日間に亙り燃燈會が催され、各時代の王は奉恩寺に行幸されたが、この寺は第一代太祖の追福の爲に第四代光宗の時、創建せられたもので、この燃燈會が最も重く執り行はせられたからではあるまいかと考へられる。

第十六代睿宗王十年二月の燃燈會に於ては王が重光殿に於て歌舞宴會中、崔思諒と云ふ大官が卒倒して死んだので宴をとりやめられたとの記事がある。強い酒を飲み大醉して大に踊り過ぎたものと察せられる。何時の世にもあることと見える。

第十九代明宗王十一年正月（今から七百六十年前）の條を見ると、『燃燈、王、奉

恩寺に行く。翌日大會看樂、夜群臣と酣飲し日晏け（朝になつても）未だ罷めず、軍校（御供の役人等）酒に醉ひ鼓譟し尊卑等無し、（放歌高吟して王様や大臣の前もはばからずに無禮講となつた）王も亦醉ふこと甚し、起つて舞はんとす、左承旨（役人）諫めて之を止む。』と記されてある。これでこの時代の燃燈會が如何に盛大であり、おしまひにはどんちやん騷ぎが如何に甚しかつたかが分るのである。

第二十三代高宗王二十二年二月の條にも『燃燈、王奉恩寺に行く。内侍に命じ花酒を晋陽府に賜ふ。翌日大會亦之の如し。内殿に曲宴す。僕射宋景仁素と善く「處容の戯」（今の李王職にこの遺舞を存す）を爲す。酣に乘じ戯を爲す。略ぼ慚づる色なし』と。處容の芝居と云ふのは新羅の憲康大王の時、開雲浦（今の蔚山・長生浦の附近）に遊ばれた

…說明… 四月八日觀燈會の當日には圖の如き燈籠を家族の數だけ大きな竿にとりつけて立てたさうである。各燈籠に名前を入れて、火を點じその火の形、色の工合により各人の吉凶禍福を占ふことも行はれたさうである。

開城に於ける觀燈會の燈籠（家族用）（四）

處、海上から雲や霧が俄かに起つて歸る道が分らなくなつた。これは東海の龍神の變をなすものであるから、この近くに龍の爲に佛寺を建立して靈を鎭めるがよろしいとの占ひにより勅令を出した處、忽ちにして雲霧消散した。これが爲にこの海岸を開雲浦と名づけた。東海の龍は大に喜び七人の子を連れて王の駕前に現はれ、徳を讃え、舞樂を奏した。その一子「處容」は王の御供をして都に上り王政を輔佐した。王は美女を以て之に妻はし又、級干職を授けられた。その妻は甚だ美人であつたので、疫神が之を慕ひ、人に變じて其家に赴き、云ふに憚る事件が發生するのであるが、處容は寛容な態度で怒を現はさず却つて歌を唱ひ舞などをしたので疫神はその大度量に感じ今後は處容の似顔を見ただけでも

其の門には入らないと誓ひをなして立ち去つた。その後、新羅人は疫病除けの呪ひに處容の似顔を門の處へ貼り付ける慣はしとなつたと云ふ「三國遺事」中の物語である。これを劇に仕組んで王様の前で御覧に入れたものであらうが酒宴中無禮講の席であるから、面白い場面があつたと考へられる。

最後に高麗時代の末期、恭愍王の頃には國内物情も騷然となり、凶年災異相次ぎ燃燈會の儀に行幸のことも途絶え勝ではなかつたかと思はれ史上に現はれてゐない様である。唯、同王の十三年四月の條に『燃燈。殿庭に呼旗の戲を觀る、布を賜ふ。國俗四月八日はこれ釋迦の生日なるを以て、家々燃燈期に先づ數旬、群童、紙を切つて竿に注し旗を作り周ねく城中街里に呼び米布を求めて其の費となす。これを呼旗と云ふ。』との記事があり、燃燈會を四月八日に行ふに先ち町の子供達が旗を以て市中を練り歩き費用を集めたのであるから國家としては寺に對し何程の支出をなしたか疑問と考へられるのである。

…説明… 王宮に用ひられた燈籠は近代は硝子製であるが明代以前には羊の角を薄く延ばして球にした羊角燈や硝子の玉を房にして澤山飾りつけた料絲燈なども用ひられた。

王宮に用ひられし羊角燈（但し硝子製）

以上の如く燃燈會に關する詩や文章は高麗時代の諸文獻を初め高麗史の隨所に現はれるのであるが之等に關し唯單にその全貌を御傳へすることは勿論、更に一歩を進めて宗主國たりし支那に於ける燃燈の由來、その渡來、燃燈の期日、場所の吉凶推占、國恤等に因る變更、燃燈會の規模、儀式の順序、各時代の王の祭文、燃燈會に關する詩歌、其他を系統的に説明すると一層興味もあるわけであらうが、何分にも限りある紙數を以てしては誠に困難であるから本稿に於ては興味本位に極めて一部分を御傳へするに止めた次第である。

彙報

十七年度資金調査規則公布（一月二十八日）

昭和十七年度國內資金調査規則は臨時資金調整法第十六條の規定に基づき發布せられたのでありまして昭和十七年度中における資金の需給狀況に關する事項を調査する爲報告すべき要綱を具體的に規定したものでありますが、右は現下の戰時經濟體制に鑑み戰爭完遂上國內資金の適正なる運用を期する爲に國家の全體としての產業資金計畫樹立上詳細なる調査材料に供すると共に臨時資金調整法に基づく認許可詮議上重要なる資料たらしめんとする趣旨に出でたものでありまして會社たると會社以外の法人又は個人たるとを問はず本調査規則で指定した事業經營者は昭和十七年度中における資金計畫に關して一定の樣式による報告書を提出する義務があるのであります。而して本調査規則で指定した事業即ち本調査規則に所謂別表甲號に揭ぐる事業とは左の通十九種類の業態に亙り殆ど凡ゆる事業を網羅してゐると見てよいのでありまして唯教育、文化、慈善、社會、放送等の事業及び醫療、觀光等の施設が除外されてゐるに過ぎないのであります。

一、採鑛業
二、土石採取業
三、紡織工業
四、金屬工業
五、機械器具工業
六、兵器又は兵器部分品製造業
七、窯業
八、化學工業
九、製材又は木製品工業
十、印刷又は製本業
十一、食料品工業
十二、電氣供給業
十三、瓦斯供給業
十四、その他の工業
十五、農林業
十六、水產業
十七、交通業
十八、商業
十九、雜業

次に本調査規則を家族的にその內容の概略を申述べると左の通りであります。

第一條　は甲號表に揭ぐる事業に關して昭和十七年度中に實施せんとする所要資金五萬圓以上の事業設備の新設、擴張又は改良に關する資金計畫に付報告すべき事項を規定したものでありまして、之が報告義務者は住所が鮮內に在ると鮮外に在るとを問はず又會社たると會社以外の法人、個人又は團體たるとを問はないことになつてゐるのでありまして且現に甲號表所揭の事業を營んでゐなくても昭和十七年度中に新に斯かる事業を開始する計畫を有する場合をも包含してゐるのであります。尙茲で所要資金五萬圓以上といふのは一經營主體の各種の事業設備資金の合計額を指すのでありまして事業設備一件の金額ではないのであります又昭和十七年度中に於ける事業設備の新設擴張又は改良を爲さんとする計畫中には既に臨時資金調整法其の他の法令に依り認許可、免許又は命令等の處分を受け昭和十七年三月三十一日以前に既に工事に着手してゐても同年四月一日以降即ち昭和十七年度中に引續ぎ當該設備の爲に資金を要するものを包含するのであります。尙本條の報告

(宗)の寺院を設け住持を遣はし之に當らせてゐる。寺院は爭つて相互に換奪することを禁ずる』と佛教に關することを述べ、第二條にも（諸寺は皆「道詵」の山水推占により創立したもので今後妄りに何處へでも創立せば地德を損じ實祚の運業を薄くするから後世の國王、王族、朝臣等は願堂などと稱し增建してはならない』と誡めてゐる。そして第六條にも『朕の至願は燃燈會と八關會とにある。燃燈會は佛に事へる最大の祭であり、八關會は天の靈及び五嶽、名山、大川、龍神を祭るものである。共に國家の大事であるから後世みだりに停めたり又は勝手な祭事を附け加へたりしてはならない』と呉々も誡められてある。

斯くて王はその翌月薨去せられ、第二代の惠宗卽位、次で定宗、光宗、景宗、成宗、穆宗と順次卽位せられ、太祖薨去後六十四年も經過したが、此の間如何したことか高麗史世家の條には遺言による（上元）燃燈（每年正月十五日）、或は高麗史明宗二年の條に所謂太祖の舊制に據る二月望日燃燈の行事は記錄殆んどなく、唯、穆宗十二年正月の條に、王が詳故殿に出御し燃燈の行事を觀覽中、燈油の入れてある倉庫から火を失し千秋殿に延燒した。王はその燒跡を御覽になり悲嘆せられたとの記事と、八關會（每年十一月に行はれた）は成宗王の時、停止せられたとあるのみで、多分、遺言通り每年此の種行事が執り行はせられてゐたことと察してよろしいのではあるまいか。第十代靖宗王の頃からは殆んど每年盛大な燃燈會を催されたことが記錄せられてゐる。

第八代顯宗王元年正月には上元道場（燃燈會）が廢止せられることになつたが、その年の閏二月には矢張り、燃燈會を復活せられてゐる。そして翌年二月には北方から契丹の兵が開城に攻め込んで來たので王は淸州の行宮に避難せられ、ここで燃燈會を催されてゐる。これから後は原則として二月十五日に行ふことに決定せられたとの記事がある。

斯の如く燃燈會は佛教王國たりし高麗の國家としては大きな行事の一つであつたから國王は親しく自ら百官を率ゐて式場へ臨御せられ、佛前に嚴肅な儀式が執行せられ、終つて餘興の芝居や奏樂、大宴會が開かれるのであるが、式場は勿論王都開城の寺院は勿論全市を擧げて燈籠、提燈の晝をあざむく明るさの中で文武百官老若男女がその光景を

見んものとひしめき合ふ有様は當代の詩や文章を初め高麗史の隨所に面白く說明せられてゐる。高麗史、志卷、禮の條にその儀式の順序などが說明されてあるがその大要を拔けば次の通りである。

上元燃燈會儀

小會の日坐殿。期に前ち都校署は浮階を康安殿階前に設く。尙舍局其屬を率ゐ王幄を殿上に設け、便次を王幄の東に設く、二獸爐を前楹外に設く。尙衣局は花案を王座の左右楹前に設く。殿中省は燈籠を浮階の上下左右に列す。彩山を殿庭に設く。內庫使尊罍を殿庭左右に列す。其日、王は梔黃衣を服して便次に出御す。(中略、拜禮等の順序)

開城に於ける觀燈會の燈籠(商店用)(二)

次で百戲雜伎次を以て殿庭に入る、逮りに作す。訖つて退く。次に敎坊の奏樂及舞隊の進退具はる、常儀の如し。祖眞に謁するの儀。：：上、馬駕奉恩寺に至る…。樞密福酒を進む。王再拜して飮み訖つて又再拜飮福。：：：大會の日坐殿。王便次に出御す。：：：敎坊禮樂小會の儀の如し。便殿禮畢る茶房果を設け、王座の前に安んず。壽尊の案を左右に花案を南に設く。…：(花酒封藥を賜ふ。)…

そして一千年後の今日でもその遺風を承け繼いだ開城市民は毎年舊四月八日になると寫眞に見らるるが如き數萬個の各種燈籠類を庭內、街路、寺の境内等に連ねて昔を偲び佛を祀り觀燈會を催すのである。

は第一號樣式乃至第三號樣式に依り且第四號樣式（以上各正本一通副本四通）の參考書を添附して二月二十日迄に提出することになつてをります。

第二條　は會社に於ける事業全體の資產計畫に關する報告規定でありまして甲號表に揭ぐる事業を營み且鮮內に本店を有する公稱資本金二十萬圓以上の會社及び昭和十七年度末迄に資本增加に依り公稱資本金二十萬圓以上の會社となるべき計畫を有する會社は全部第五號樣式に依る事業の資金計畫に關する報告書を作成し第四號樣式（以上各正本一通副本四通）の參考書を添附して二月二十日迄に提出しなければならないのでありますが、尙第一號の報告書を提出する場合も本條の報告をも提出しなければならないのであります。

第三條　は昭和十七年度末迄に設立せらるべき公稱資本金二十萬圓以上の會社に於ける事業全體の資金計畫に關する報告規定でありまして報告義務者に會社の發起人の代表者であります。尙ほ報告樣式は第六號樣式に依り之に出資豫定者又は株式引受豫定者並に其の出資額又は引受株式數の豫定に關する資料（以上各正本一通副本四通）を添附し二月二十日迄に提出することになつてをります。

第四條　は本年度新たに設けられた會社の株式拂込計畫に關する報告規定でありまして鮮內に本店を有する公稱資本金二十萬圓以上の會社および昭和十七年度中に資本增加により公稱資本金二十萬圓以上の會社となるべき計畫を有する會社ならびに昭和十七年度末までに設立せらるべき公稱資本金二十萬圓以上の會社の發起人の代表者は各第七號樣式(正本一通副本四通)により株金拂込豫定期日の屬する各四半期（四月一日より六月三十日まで、七月一日より九月三十日まで、十月一日より十二月三十一日までおよび一月一日より三月三十一日までの各期間）の各四十五日前までに報告しなければならないのであります。

第五條　は社債または營團債券の募集計畫に關する報告規定でありまして昭和十七年度中に社債または營團債券の募集をなさんとする計畫を有する會社(發行を除く)または營團は募集地が鮮內たると鮮外たるとを問はず當該社債又は營團債券の拂込豫定期日の屬する各四半期の四十五日前迄に第八號樣式に依る報告書に當該七半期に於ける事業計畫及資金計畫並に各月別の金繰に關する參考書（以上各正本一通副本四通）を添へて提出しなければならないのであります。

第六條　は會社の借入金殘高並に有價證券保有高に關する報告規定で本年度新たに設けられた條項でありまして甲號表に揭ぐる事業を營み且鮮內に本店を有する公稱資本金五十萬圓以上の會社は各四半期の四十五日前迄に第九號樣式及第十號樣式（各正本一通副本四通）に依り報告することになつてをります。

第七條　の規定も本年度新たに設けられた資金計畫の實績報告に關する規定でありまして甲號表に揭ぐる事業を營み且鮮內に本店を有する公稱資本金二十萬圓以上の會社は全部第十一號樣式に依り昭和十六年度中に於ける會社全體の資金計畫の實績に關する報告書を作成し之に貸借對照表、損益計算書株主名簿、利益處分に關する報告書並に保有有價證券明細表等の書類を添附（以上正本一通副本四通）して四月三十日迄に報

告しなければならないのであります。

第八條　の規定も亦本年度新たに設けられた設備資金に關する實績報告に關する規定でありまして昭和十六年度中に朝鮮內において甲號表に揭ぐる事業に關し所要資金五萬圓以上の設備の新設、擴張、又は改良をなし（完成が昭和十七年度以降に及ぶものを含む）たる者は會社たると會社以外の法人個人又は團體たるとを問はず、且つ住所が朝鮮內に在ると否とを問はず總て第十二號樣式により第七條報告同樣四月三十日迄に報告しなければならないのであります。

本調査規則の發布の趣旨及內容は略以上の通でありますが、本年度は新たに設けられた報告事項が多いばかりでなく極めて複雜となり、且報告義務者も公稱資本金二十萬圓以上の會社全部に及ぶ等極めて廣汎に亙ることになつて居りますので、更に本規則の各條項別に報告すべき事項、義務者、樣式、期限等を判り易く表示すると左表の通となります。

尙本規則による報告書の提出期限は第四條以下を除いては昭和十七年二月二十日迄でありまして夫々所定の樣式により必要なる參考書類を添附して直接朝鮮總督府に提出することになつて居りますが、其の期限は如何なる事情があつても必ず嚴守して戴きたいのであります。又本規則は臨時資金調整法第十六條の規定に基いて發布せられたものでありますから報告義務者は期限迄に必ず誠實な報告をしなければならないことは勿論でありまして正當な理由なくして報告書を提出せず、或は虛僞の報告を爲した者は本法上の罰則の適用があるのみならず臨時資金調整法その他特別の法令に基く認許可申請に對し詮議上支障を生じ折角計畫せられた事業も許可せられないこともありますから報告義務を有する向に在りては罰則適用の有無に拘らず調査規則の趣旨を體して誠實にして且正確なる報告を爲し本調査の目的達成に協力せられんことを切望する次第であります。（水田財務局長談）

更生金融制度實施（二月一日）

大野政務總監談

支那事變勃發以來資材方面に於ける重點主義の强化、配給方面に於ける機構の整備、第三國貿易の杜絕、奢侈品の製造又は販賣の制限等に依り中小商工業者の受くる打擊も漸次深刻を加へ來つたのでありまして朝鮮に於ては豫ねてより朝鮮の特殊事情に鑑み極力之が維持育成の方策を講じ來つた結果、朝鮮に於ける中小商工業は全般的には現在迄の所大なる混亂を來しては居らぬのでありますが、猶業態又は業者に依りては廢業又は轉業の已むなき事情にあるものもあり加ふるに大東亞戰爭の勃發に即應し此等廢業又は轉業者に對する措置の萬全を期する必要がありますので、今回內地の國民更生金庫の制度に準じ朝鮮に於ても廢業又は轉業者に對する更生金融制度を實施することゝなつたのであります。御承知の通朝鮮に於ては昭和十四年八月朝鮮中小商工業資金融通、損失補償制度を創設致し爾來中小商工業者の營業繼續資金又は轉業資金の貸付を行ひ之が金融の疏通を圖つて來たのでありまして、之が貸付總額も今や六百萬圓の巨額に上つてゐるのでありますが、從來の轉業資金の貸付は專ら一の中小商工業より他の中小商工業に轉換する業者にのみ貸付けることになつてをり、中小商工業と全然緣を切り勞務方面等に轉換する所謂廢業者に對する貸付の途は未だ開かれてをらなかつたのでありますが、最近の情勢竝に將來に備へる意味においてこの廢業者に對しても資金の融通の

途を開くことが必要になつて參つたのみでなくこの種の廢業者竝に轉業者の一部に對しては單に資金の融通に行ふのみではその目的を圓滑に達成させることが出來ない場合が多いのでありまして、この種の業者が廢業又は轉業をなすに際し最も困難を感じて居る舊業務用の設備、資産の管理及處分を妥當に且圓滑になし得る樣に措置講ずることが必要であるのに鑑みまして今回總督府告示『朝鮮中小商工業資金融通損失補償規程』を改正致し此の種の廢業者又は轉業者の舊業務用の設備、資産の管理及處分を一定の金融機關に於て引受け金融機關は此の管理及處分を引受けたる設備資産を擔保として廢業又は轉業に要する資金を融通する途を開き以て一面に於ては廢業又は轉業者をして不當に廉價に其の設備、資産に處分する餘儀なくされることより救濟すると共に他面に於て此等の設備資産が時局下國家の最も必要とする方面に利用され得る樣措置を講じた樣な次第であります。今回新たに實施する更生金融の特色に付て從來に於ける普通の中小商工業資金融通と比較しつゝ主なる點を擧ぐれば

（一）借受人の資格としては前述の通り中小商工業者中の要廢業又は轉業者にして其の舊業務用の設備、資産の管理及處分を金融機關に委託し廢業又は轉業に要する資金の融通を受けんとする者でありまして、この點において普通の中小金融のやうに單なる轉業者に對する擔保金融と異り

（二）貸付限度は擔保物の評價限度を超えざる限り個人または會社に對しても制限を設けず、唯金融組合の貸付および擔保貸付に附隨して行ふことになつて居るのでありまして普通の中小金融における個人または會社に對する擔保金融の二萬圓の限度は更生金融に關する限り撤廢し

（三）擔保に付ては前述の通り舊業務用設備資産を擔保とすることになつて居るのでありますが要廢業又は轉業者の中には負債等の關係上擔保金融のみにては更生の目的を達することの困難なる者もあるべきことに鑑みまして他に負債整理の方法なくやむを得ざる者に對しては擔保金融に附隨し純然なる無擔保を以て一定限度の貸付を行ふことになつて居るのでありまして、普通の中小金融が原則として最少限度人的擔保を要することゝ異なり

（四）貸付利率は年四分以内とし普通の中小金融の年六分以内より低利となし

（五）擔保物の評價に付ては營業をそ儘繼續するものとして評價することゝし以て普通の中小金融の擔保物評價より寛大にし

（六）元利金の回收に付ては提供したる擔保物以外の財産に對しては法律上の手續は行はず借受人の自發的道義心に俟つことゝしたのでありまして、普通の中小金融に於けるが如き法律上の手續は差控へることゝし

（七）金融機關が更生金融に因り損失を蒙りたる場合の國家の補償は全額を補償する建前になつてゐるのでありまして、普通の中小金融における總貸付額の半額補償よりも限度を擴張したやうな次第であります。

以上が今回朝鮮中小商工業資金損失補償規程の改正により創設した更生金融制度の主なる内容でありますが、本制度は從來の普通の金融に關する觀念より見るときは劃期的な制度でありまして、時局の要請に基き廢業又は

轉業のやむなき人々のために特に設けた本制度の趣旨に鑑み、これが運用に當る金融機關並に關係機關が良く時局下における廢業又は轉業の意義を把握し、之が懇切妥當なる運用を期すると共に之を利用すべき廢業又は轉業者に於ても本制度の意義を諒解し、之が有效なる利用を圖られたいのであります。

今や朝鮮における中小商工業對策も本制度の實施により曩に實施せる商業組合制度、任意組合公認制度、企業許可制度等と相俟て昨春本府において發表致しました對策要綱中の主なるものは一應實施を見たわけでありますが、これらの諸制度の運用は懸つて今後にあり剩へ時局の遷移等に鑑み益々これが對策を活潑强化ならしむる要あるものと認めらるゝのでありまして、この點について關係官民の協力を切望してやまない次第であります。

通行稅引上實施（二月一日）

通行稅令の改正は內地に於ては既に一月一日より寢臺料金につき實施され逐次全般的に實施される豫定であるが、朝鮮に於ては內地と行き方を變へ二月一日より全般に亘り一齊實施されることゝなり、十九日附官報を以て府令の發布を見たが、今回の改正中特に寢臺料金乘合自動車の乘客に對しても新たに課稅されることになつた。その他についても一般的に相當程度の增徵を見ることゝなつたが、改正による增收は本年度八十萬圓を見込まれてゐる。二十三日財務當局では左の如き談話を發表した。

水田財務局長談

曩に酒稅等の增徵等と共に公布せられました朝鮮通行稅令改正規定の施行期日に付ては種々の都合に依り之が施行留保せられて居たのでありますが、去る一月十九日附官報を以て本年二月一日より實施することに府令の發布を見たのであります。改正の要點等に付ては既に改正稅令が公布せられて居るので重ねての說明は之を省略致しますが、唯今回の改正に依り新に汽車、汽船の寢臺料金並に乘合自動車の乘客に對しても通行稅を課稅することゝなり、其の他に付ては一般的に相當程度の增徵を見ることゝなつたのでありますから、通行稅の徵收義務者たる運輸業者就中乘合自動車經營者は勿論一般乘客に於ても戰時財源に充當する爲の通行稅の課稅の趣旨に鑑み、改正稅令施行の上は本稅令の圓滑なる運營に一般の御協力を希望する次第であります。

外國爲替許可事務代行實施（二月一日）

總督府では外國爲替事務の簡捷を圖るため三十一日附官報告示をもつて、外國爲替管理法に基く許可事務の一部を鮮內爲替銀行八行（鮮銀、殖銀、第一、三和、安田、商銀、漢銀、東一）に於て取扱はせることゝし二月一日より實施することにした。その許可事務範圍は

（一）本邦內に於て支拂はるゝ公社債若くは銀行預金の利子、金錢信託の利益、株式配當金を外國に居住する本邦人たる權利者に送るための外國爲替の買入又は外國に於て爲したる委託に基く支拂

（二）外國に在る本邦人家族生活費の送金

（三）外國に居住する本邦人の債務に付擔保提供又は保證を爲す行爲

（四）外國人關係取引取締規則に規定せられて居る行爲中本邦銀行に對する預金、借入金の返濟の銀行よりの借入金返濟に充つる爲の預金の引出等輕徵なもの

(五) 外國爲替管理法施行規則に依る許可證の條項變更中輕微なもの

等であつて、當該取扱銀行を相手方とするものである。この結果一般の便宜は多大なものがある。右につき財務局では次の如き局長談を發表した。

水田財務局長談

取扱ふ許可事務の範圍は一般顧客が爲替銀行を相手方として爲す取引のうち比較的輕微と認められる事項であつて、重要なるものについては從來通朝鮮總督府に於て處理するのであるが、顧客が直接自己の取引銀行について爲替管理に關する許可を受け得ることになつたことは事務簡捷方法として一般に多大の利便を與ふるものと信ずる次第である。外國爲替銀行は從來と雖爲替管理事務の一部を擔任し國策に協力し來つたのであるが、今回の措置に依つて一層公の地位を與へられ國家機關の一つとして許可事務の一部に從事することゝなり、其の責任は益々重要性を加へることになつたのである。各銀行は本制度の趣旨を充分理解せられ公正なる立場に於てこの新しき任務を遂行し良好なる成果を擧げられることを期待する次第である。

青年體力檢査 三月上旬實施

朝鮮青年體力檢査實施について大野總監は二月二十六日左の談話を發表體力檢査施行の目的を明らかにした。

◇…來る三月上旬を期して全鮮一齊に半島青年の一部に就き體力檢査を實施することになつたのであるが、右は半島青年の身體の狀況を調査して今後の情勢に依りては志願兵制度の擴充をなし、或は勞務動員の適正化を圖る上の基礎資料を得んとするに外ならない。

◇…抑々大東亞共榮圈を確立することは我國肇國以來未曾有の聖業にして之を完遂するに非ざれば皇國悠遠の興隆はこれを期すべくもなく、又萬邦各々その所を得て共存共榮の實は之を擧ぐべくもない。今や我國は如何なる犧牲を拂ふとも斷乎として邁進するのみである。これがため多數の內地人たる青壯年は或は直接第一線に銃を執り或は產業勞務動員に挺身奉公しつゝあるのである。而して朝鮮に於ても志願兵の應募、國防器材の獻納、勞務動員等々に於て幾多愛國の赤誠を披瀝しつゝある實情は洵に御同慶に堪へない。

◇…然しながら今後朝鮮として大東亞戰爭完遂のためにより一層寄與貢獻するの途は我國人口の二割四分を占める人的資源を有效適切に動員することにあると信ずる。卽ち今やその惠まれたる人的資源を聖業遂行の上に十二分に發揮し內鮮一體の實を示すべき絕好の時期である。よつてこの際半島青年體力の趨勢を明瞭にすることは今後必要に應じ人的資源の適正なる動員をなす上に缺くべからざる基礎資料たるに鑑み本檢査を實施せんとするものである。

◇…從つて本檢査の結果に依り直に各個人を動員せんとするが如きものではなく差向き滿十八歲（大正十二年三月二日生より大正十三年三月一日生に至る者）及滿十九歲（大正十一年三月二日生より大正十二年三月一日生に至る者）の者のみに就て行ふことゝなつてゐる、叙上の趣旨を一般に諒得せられ年齡該當者は自ら進んで本檢査に參加し皇國の青年として責務を果す上に遺憾の點なきやう留意せらるゝは勿論、官民一致の協力を以て本檢査有終の美を納め以て半島に負荷する重大使命達成上遺策なからんこ

とを切望して已まない次第である。

實施要綱

待望の朝鮮青年體力檢査の實施が發表された。まづ健康と一口にいふが二千四百萬の大人口を擁するわが愛國半島の體位の趨勢は如何總督府厚生局では三月上旬を期して全鮮一齊に體力檢査を實施するが、實施の要領は左の通りである。

一、今回の受檢者は本年三月二日を基準として滿十八歳（大正十二年三月二日生より同十三年三月一日生までの者）及び滿十九歳（大正十一年三月二日生より同十二年三月一日生までの者）の半島人男子に限る。

一、檢査は府廳、郡廳、島廳の所在地で現住地主義で行はれる。

一、該當者には府尹、郡守、または島司、警察署長の連名になる告知書が送達される。この際送達の方法としては愛國班長の手を通じて交付される。

一、告知書は本人の名宛で送られるがその同居の戸主、雇主は本人を出頭せしめる義務がある。

一、居住屆を出してゐない者は愛國班長を通じて屆出ればよく在學中の者は當該校長が取纏めて申告する。

一、該當年齢者で二月二十日までに告知書の送達を受けない場合には愛國班長を通じて屆出でねばならない。

一、檢査は三月上旬施行されるから該當者はこの期間の旅行を見合せ、現に旅行中の者に對しては戸主または雇主、同居主において三月一日までに歸るやう通知されたい。

一、病氣その他已むを得ない事情で受檢不能の者は警察署長または駐在所首席の證明書を添へて府尹または邑面長に屆出でること。

右の手續を怠り當日所定の場所に出頭しない者は處罰されるから本人は勿論、戸主、雇主、同居人なども充分注意が肝要である。

十六年度鮮米實收高增收

農林局發表

（農林局發表）昭和十六年米實收高を調査するに作付反別は水稻粳米百六十一萬二千六町五反歩、糯米二萬二千二百九十町歩、陸稻粳米八千八百三十四町七反歩、糯米二千七百四十六町二反歩、合計百六十四萬五千八百七十七町四反歩にして前年作付反別百六十萬一千七百四十八町五反歩に比し四千百二十八町九反歩(三厘)、昭和十四年を除きたる最近五箇年平均作付反別百六十三萬七百五十八町七反歩に比し一萬五千百十八町七反歩(九厘)の孰れも增加を示し收穫高は水稻粳米二千四百五十萬五千六百七十一石、糯米二十九萬一千百十六石陸稻粳米六萬二千七百九十二石、糯米二萬六千六十三石、合計二千四百八十八萬五千六百四十二石にして第二回豫想收穫高二千四百五十一萬八百十九石に比し三十七萬四千八百二十三石(一分五厘)、前年實收高二千百五十二萬七千三百九十三石に比し三百三十五萬八千二百四十九石(一割五分六厘)、昭和十四年を除きたる最近五箇年平均實收高二千二百八十七萬八千三百八十三石に比し二百萬七千二百五十九石(八分八厘)の共に增收を見るに至れり。次に道別實收高を示せば別表の如し

一、作付反別

道別	水稻（町）	陸稻（町）	合計（町）
京畿	一九五、二〇五・六	五三三・五	一九五、七三九・一
忠北	六八、〇一八・一	一八二・九	六八、二〇一・〇
忠南	一二〇、〇三八・五	五四一・八	一二〇、五八〇・三

道別	水稻	陸稻	合計
全北	一六五、二一九・二	五五九・八	一六五、七七九・〇
全南	一九六、三四四・〇	二、二六四・二	一九八、六〇八・二
慶北	一八五、一五六・三	七四三・八	一八五、九〇〇・一
慶南	一六七、三六八・三	二、二九五・五	一六九、六六三・八
黃海	一四七、五一二・四	一、六一九・九	一四九、一三二・三
平南	八〇、七二九・〇	二、三五三・六	八三、〇八二・六
平北	九四、四四一・四	二六〇・一	九四、七四一・五
江原	八七、三六一・七	八二・二	八七、四四三・九
咸南	六七、五三八・四	一四三・六	六七、六八二・〇
咸北	一九、三三三・六	—	一九、三三三・六
計	一、六三四、二九六・五	一一、五八〇・九	一、六四五、八七七・四

二、收穫高

道別	水稻	陸稻	合計
京畿	三、一一七、八四八石	五、八〇一石	三、一二三、六四九石
忠北	一、一一八、五三〇	一、八〇九	一、一二〇、三三九
忠南	二、五三二、二七七	三、九四六	二、五三六、二二八
全北	二、八二一、三四六	三、六四三	二、八二四、九八九
全南	三、〇四九、〇六五	一三、四七七	三、〇六二、五四二
慶北	二、八九四、七八〇	六、五二〇	二、九〇一、三〇〇
慶南	二、七八八、八二五	一一、八〇三	二、八〇〇、六二八
黃海	二、一七三、二七三	一四、七一七	二、一八七、九九〇
平南	一、〇二二、五八八	一三、七一七	一、〇三六、三〇五
平北	一、四五七、七二六	一、六七三	一、四五九、三九八
江原	一、〇九九、九五八	五七六	一、一〇〇、五三四
咸南	七一六、五七四	一、一七四	七一七、七四八
咸北	三四、〇一二	—	三四、〇一二
計	二四、七九六、七八七	八八、八五五	二四、八八五、六四二

過去五年間の實收高

昭和十六年產米の實收高は二千四百八十八萬五千六百四十二石と發表されたが、之を過去五箇年の實收高に比すれば昭和十二年の二千六百八十萬石には及ばぬが、昭和十三年の實收を突破した實績をなした。即ち次の如し

（單位石）

年	實收高
十一年	一九、四一〇、七六三
十二年	二六、七九六、九五〇
十三年	二四、一三八、八七四
十四年	一四、三五五、七八四
十五年	二一、五二七、三九三
十六年	二四、八八五、六四二

十六年度產繭額減少

農林局發表

昭和十六年夏秋蠶期に於ける飼育戶數は六十九萬九千二百七十九戶にして前年に比し一萬七千八十五戶（一分六厘）の增加となつたが蠶種掃立枚數は四十七萬四千六百八十四枚にして前年に比し一萬四千十三枚（二分九厘）の減少を示し、產繭額に於ては七百四十七萬五百九十三瓩（二四、九〇二〇石、一、九九二、一三八貫）にして前年に比し百八萬五千四百九十八瓩（一割二分七厘）の減少となり、其の價格は一千百四十七萬八千四百七十八圓である

本年の夏秋蠶は全鮮に亘り氣候概ね低溫多濕に終始し、桑田の水害を被りたる所もあり。又降雨の爲桑葉の收量減見越に由る蠶種の掃立を手控へ、或は風水害の爲蠶種の配給に支障を來したる地方もあり、作柄に在りては南鮮は一般に良好なりしも北鮮は稍不良なり、而して產蠶額は忠淸南道を除き各道共減少を見るに至つた。

☆日☆ ☆誌☆

（自昭和十六年十二月十六日 至昭和十七年一月十五日）

十二月十七日　府令第三百二十九號を以て朝鮮商業調査規則府令第三十號を以て朝鮮工業調査規則をそれぐ公布實施

十二月十九日　府令第三百三十二號を以て船員徴用令施行規則中改正十二月二十日より實施す

十二月二十日　勅令第千百三十八號を以て防空法朝鮮施行令中改正　即日實施す

府令第三百三十三號を以て防空法施行規則改正　即日實施す

制令第三十三號を以て鮮滿拓殖株式會社令は廢止と決定

十二月二十二日　府令第三百三十三號を以て鐵製品製造制限規則公布十二月二十五日より實施す

十二月二十三日　勅令第千百七號を以て新聞事業令公布　即日實施す、但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては十二月二十五日より實施す

十二月二十六日　勅令第千八十四號を以て企業許可令公布十二月十三日より實施　朝鮮に於ては十二月二十六日より實施す

制令第三十四號を以て朝鮮臨時保安令公布即日實施す

府令第三百三十九號を以て朝鮮臨時保安令施行規則公布　即日實施す

府令第三百三十八號を以て企業許可令施行規則制定公布　即日實施す

十二月二十九日　法律第九十九號を以て敵産管理法公布　即日實施す

勅令第千百七十九號を以て敵産管理法施行令公布　即日實施す、朝鮮に於ては第十一條の規定を除いて實施

府令第三百四十四號を以て朝鮮鑛石配給統制規則公布　即日實施す

府令第三百四十五號を以て製鋼原鐵製造奬勵金交付規則公布　即日實施す

一月一日　府令第一號を以て許可認可等行政事務處理簡捷令施行規則公布　即日實施す

一月十日　府令第三號を以て勞務調整令施行す

事變以來 半島同胞の赤誠

美談佳話のかずぐを含んで、朝鮮軍愛國部、海軍武官府に押し寄せる獻金部隊の赤誠は日を逐うて熾烈なり。當局を感激させてゐるが、日支事變勃發以來、半島二千四百萬から陸海軍へ寄せられた獻金は、シ港陷落當日二月十五日現在で、二千四百萬圓を突破し、また正式に受けつけた飛行機獻納數は二百十八機に達した。

編輯を終へて

金の問題が今尚相當論議の的になつてゐるやうだ。といふのは我が國は現實に英米依存の經濟を斷ちきり、第三國貿易が止つた結果、國際決濟手段としての金の役割がなくなつた。

○

そして、また新な日本銀行法の制定によつて、兌換制度から管理通貨制となつた爲めと考へられるからである。議會でも是が問題になつたと見へ、商工大臣はわざ〳〵次の趣旨の答辯をしてゐる。

○

即ち「金の重要性については變らざるものと考へる。將來東亞ブロックと他の經濟ブロックとの關係を考へても、また東亞共榮圏内の基準貨幣たる圓系通貨の信用維持の觀點よりするも、金は必要であり、永い年月にわたる人間の金に對する考へ方から見て決濟手段としての金の性質は依然重要である。政府は、內地・朝鮮を通じて一年約二億圓の生產は今後も維持する考へである。產金事業に對する國家の保護助成の方針は從來と變りない」と金の重要性を强調するところがあつた。

○

產金國、朝鮮にとつては一層この問題について關心が深められねばならない。依つて本月號は產金計畫に對する本府の方針を更に徹底する意圖の下に編輯を試み、併せて中央政府の趣旨にも卽應することにしたわけである。

○

今日ほど、個人が國家といふ全體生命の部分として、細胞として、分身として、國家的に生きることを要請されるときはない。かやうな生活態度が生命の最高の具現者たる人間われらの眞に生きる道であると考へられる。

○

教育も如上の理念に基いての新展開が要求される。殊に半島同胞に對する教育に於て然りと思はれる。「皇國臣民教育再强調論」を送つた所以である。

○

シンガポール港遂に墜つ。日本民族三千年に亙る傳統精神の偉大さを感ずるや切である。

昭和十七年一月二十八日印刷
昭和十七年二月一日發行

發行人 朝鮮總督府總督官房文書課長
發行所 朝鮮總督府
印刷所 京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地 朝鮮印刷株式會社
一手賣捌所 京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地 朝鮮印刷株式會社
振替口座京城四〇

久重和吉著

題字　川岸、高木、小林三將軍直筆版
四六版　二三〇頁　實費送料共七拾錢
口　繪　四頁　十部以上一割引
挿圖畫　二二葉　官公署共三箇月々賦

本書ハ小說ニ非ズ、從軍記ニモ非ズ實戰記ナリ

今次事變勃發するや、逸早く朝鮮部隊の急派を見たるは周知のところ、**初陣行**の著者は、その一部隊長として**河北、山西**に轉戰奮鬪せられたる**勇將**にして、或は堅壘、牙城に居り、或は絕壁に蟠居せる頑敵を勦討する等一として苦戰の膽風を展開せざるものなく、時には糧食彈藥の缺乏を告げ、時には嚴寒、酷暑、櫛風、沐雨、荒天に惱ませらるゝ等殆んど想像だも及ばざる困苦を甞めつゝ、日夜敵中に起臥せるにも拘らず、**我聖軍**は至るところ、宣撫の手を差延べ、**民衆愛撫の工作に**餘念なき記述と、皇軍上下心を一にして**親子も及ばざる敬愛**に終始し、而も**命令一下水火を意とせざる場面**に至りては、淚なくては讀下し得ざるべく、躬自ら陣中に在らざれば、**到底得難き取材**を以て、隊の行動を叙し、之に加ふるに著者が現場に於て眼底に直映せる**寫生自作畫と要圖**及び赤塚主計中尉が砲煙彈雨の戰場に於て撮影せられたる實寫とを挿入して戰況の描寫全く眞に迫るものあり。

同部隊長は、山西南部の激戰に於て、遂に敵彈を受けられたるを以て、第一線直後の衛生部隊の**活躍**並に野戰病院にて體驗せられたる**實感**と、後方部隊の辛苦、將又慰問文、慰問袋の感想等大に味ふべき記事を盛れる附錄は亦本書の**異彩**として推奬するに充分なりとす。

元來本書は著者が戰線に於ける日誌を整理せられ、**生死を共にした勇士竝に其遺族**等に出征中の轉戰死鬪の實況を展示すべく綴られたる**戰蹟記**なるも、弊社は特に著者の許諾を得て、我半島大衆が最も密接なる關心を有つ、朝鮮部隊の動靜を知悉し、且つ我軍隊が如何に困苦缺乏に堪へ、敵を擊滅するに死力を盡したるかを一般に會得せしめて、銃後の**長期戰に對處する結束**を益々强固にせんとするの微意に外ならず、是非御一讀あらんことを乞ふ。

發行兼發賣所
京城府蓬萊町三丁目六十二・三番地
朝鮮印刷株式會社
振替口座京城四〇番

朝鮮

三月號

明治四十四年　日 第三種郵便物
昭和十七年三月一日發行（毎月一回一日發行） 第三百二十二號 三月號

朝鮮 三月號 目次 第三百二十二號

三月十日の京城府民館に於ける滿洲建國十周年記念式（壇上は南總督）

在京城滿洲國總領事館の建國十周年記念祝賀

朝鮮青年體力檢査實施狀況

外米問題と朝鮮米

石塚峻

一、はしがき

之れ迄外米は日本の食糧不足の場合は飯米として可成り多量にまた過剰の場合は工業用、酒造用として僅に輸入されたことは過去の實績の示すところである。殊に内地に於ては明治初年より支那事變前迄の間に輸入された外米の數量は實に合計一億石を突破し、其の間一ケ年百萬石以上の輸入をなせる年のみにても三十一ケ年に及び、殊に大正の末期より昭和の初にかけ外米の輸入量は特に多かつた。近年に至り、外地米即ち朝鮮米及臺灣米の急激なる増産趨勢に依り、外米輸入の必要性は著しく減殺さるゝに至つた。加ふるに、昭和二年には内鮮共未曾有の大豐作に際會し、米價愈々惡化の一途を辿つた爲、鮮米の内地移入が内地農村を太く脅威することが問題となり、之が爲、政府は昭和三年には朝鮮にも外米の輸入税増減又は免除を米穀法にて施行することゝなり、又昭和六年更に米穀輸出入許可制度を布き、内外地を通じて輸入米に對しては許

可せぬ方針を採り、僅に國交上泰の碎米丈けの輸入を認めた。

尙輸入米に付ては一石五圓の輸入稅を徵し米價を保護した。此の爲に昭和五年度以降約十ヶ年間は逐年外米の輸入量減少した。然るに今や米穀過剩狀態は一變し、支那事變勃發當時を契機として、特に昭和十四年の朝鮮の大旱魃以來內地は米穀の不足を訴ふるに至り、昭和十五年米穀年度以降再び多量の外米を已むを得ざる手段として其の輸入をなすに至つた。之れ素より一時の便法に過ぎないので帝國食糧政策の本旨ではない。從つて一日も速に外米大量輸入の羈絆を脫すべきであるが、偶々大東亞戰爭の大戰果に依り、外米の大輸出地たる佛印、泰は旣に我が權益下に置かるゝに至り、緬甸も將に我に歸せんとするに至つた爲、玆に極端なる外米依存論も飛び出し、動もすれば國家存立の基礎を危くせんとする自由主義的主張も出て、帝國の食糧問題を繞つて外米が世間から甚だしく注目さるゝに至つてゐる。

二、外米の產地と產額

外米といふのは廣義に解して外國米の總稱であるが、その外國米はどこで生產され、どの位の產額があるか。素より作物には夫々氣候の適應性があることは申す迄もないが、米は氣溫高く、日照も强く、而も降雨の相當潤澤な地帶に良く生產される。それと民族と食糧の關係から地球の北半球大陸の南部に於て最も多くの生產を見る。然し、之れを國別に見ると、その主なる產地は豐葦原の瑞穗の國日本は勿論のこと、日本が

目指す大東亞共榮圏の支那、英領印度、緬甸、佛領印度支那、蘭領印度、泰國、比律賓等であつて、其の他共榮圏內諸領何れも米を産せざるはない。而も最も主食な食糧とされてゐる。而して之等の米産地を總べて包含する大東亞の盟主として立てる日本は、畏くも天照大神より皇孫に稻穗を賜はられた神代から、國民は米を以て主食物となし、狹い國土に多數の强い大和民族を榮えしめて來た。その日本が大東亞の覇者となつて輝しき新大東亞を建設することはどう見ても米に深い緣因のある證據としか思はれない。

今世界に於ける米の産額を地方別に示すことゝする。

世界の米産額（白米）（一九二九年―一九三三年の五ケ年平均）

㈠亞細亞

支那	二九六、八五九、九八〇石
英領印度	一八一、九八〇、二四〇〃
日本	八一、七四三、四〇七〃
緬甸	三三、二二三、四四〇〃
佛領印度支那	二四、三一五、六〇七〃
蘭領印度	二二、六一一、六四四〃
泰國	一九、〇七八、一七〇〃
比律賓	八、八九六、一六八〃

錫蘭	一、二九三、二八一石
英領馬來	一、七八五、一六一〃
波斯	一、四五三、三二七〃
滿洲國	一、三七五、九〇四〃
其の他	三、七〇五、八〇一〃
計	六七八、三二二、一三〇〃
(二)歐羅巴	四、一五二、五一〇〃
(三)北及中央亞米利加	四、一〇六、四三二〃
(四)南亞米利加	六、四九四、〇二七〃
(五)阿弗利加	七、七一〇、九七九〃
(六)大洋洲	一八四、八一一〃
總計	七〇〇、九七〇、八八九〃

卽ち世界の米產額は白米として七億石に上り、其の中六億七千八百萬石は亞細亞に產し、亞細亞以外の地區には大した產額がない。

而して世界全體よりの米輸出額は幾許かといふに總額四千五百萬石でその中約四千萬石は實に亞細亞の米產地より輸出される。然し、米產國の多くは米を主要食糧としてゐながら自國消費多く、寧ろ自國產の米の

みを以てしては不足の國が少くない。自國の需要を充たし、尙且つ國外に多量に輸出する國としては英領印度に屬する緬甸の外泰國及佛領印度支那の三國を數へねばならぬ。朝鮮も亦世界の之れに亞ぐ大移出地であることを知らねばならぬ。朝鮮は別として上記三國の輸出量を見るに年に依り異るも、大體一ヶ年の輸出量は緬甸より貳千萬石内外、佛領印度支那より約壹千萬石、泰國より壹千萬石内外で三國の合計四千萬石内外に達し世界總輸出額四千五百萬石の九割弱に達してゐる。

朝鮮米は外國にこそ輸出さるもの少いが、内地市場に向け移出さる數量は佛領印度支那及泰國にも比敵する量に上り世界の四大米穀輸移出地に數ふべきものである。我國に於て所謂外米と稱するものは右の三大輸出國に產する緬甸米、泰米、西貢米の三つをいふのであつて、就中緬甸を產地とする緬甸米一名蘭貢米は三者中一頭地を拔き輸出が最も多く、世界に於て第一位を占めてゐる。

斯る世界の大米產地にして而も世界の三大米穀輸出國を包含する大東亞が我國の制覇に置かるゝに至り、偶々我國戰時下食糧問題の喧ましき時外米が日本の食糧問題の課題に上るは蓋し偶然ではない。

三、所謂外米の生產狀況と輸出

(一) 緬　甸　米

緬甸米は元は國内消費を目的として生產をなしてゐたが英國との通商開始以來海外との船舶の往復頻繁

となり、米の需要も喚起されて輸出量逐年増加し、米の栽培面積も増加するに至つた。今後の増加は望めない様であるが他作物に比すれば米は斷然作付も産額も多い。一九三〇—三五年の五ヶ年平均の米作付反別は四百八拾萬町步で其の産額は白米として參千萬石である。佛領印度支那の貳千四百萬石に比し六百萬石、泰國の貳千萬石に比し壹千萬石多い。そして緬甸米の輸出量は一ヶ年參百萬噸卽ち貳千萬石内外であるがその中六、七拾萬噸卽ち四百萬石内外は緬甸よりカルカッタ港、ボンベイ港、其の他に輸出され、更に印度内部に、其の殘りの大部分は印度以外の國外に輸出される。

緬甸を離れるときは全部蘭貢港から輸出される譯でなく、バッセン港及モールメイン港からも輸出される。然し兩港共運賃其の他の關係上蘭貢港に比べて不利の地位にあるから從つて輸出も少い。蘭貢港はイルクワデ河に臨みカルカッタ港、ボンベイ港と共に印度洋の良港で名高い。殊に精米業の發達と製油業の勃興とに依り殷盛を極め特に緬甸米の貿易港として名高いので緬甸米は一名蘭貢米として通つてゐる。

(二) 西貢米

佛領印度支那に於ける産業の大宗は米作であつて、之れ以外にゴム、玉蜀黍、甘蔗、胡椒、コーヒー、亞片、茶、棉、椰子、漆等があるが米作に比し微々たるものである。米作は主として交趾支那及東浦寨に於けるメコン河流域及其のデルタ地方に行はれ、その生産米は西貢より輸出せらるゝが爲、西貢米の名がある。ソンコイ河流域の東京平野に産する米は東京米と稱せらる。佛領印度支那に於ける米の栽培面積

は一九三二年—一九三六年の五ヶ年平均に依れば約五百四拾四萬町歩であつて右の内交趾支那約貳百貳拾萬町歩、東京約百參拾萬町歩、柬浦寨六拾八萬町歩、其の他四十三萬町歩である。佛印の總生産額は同年に於て白米として貳千四百五拾參萬石である。其の年輸出額は同五ヶ年平均に於て百五拾萬瓲即ち約一千萬石である。右の中白米九拾參萬瓲即ち六百貳拾萬石を占め、次に碎米は約貳拾六萬瓲即ち約百七拾四萬石、其の他籾、玄米、粉米である。輸出米は大部分交趾支那産米であつて西貢港より輸出せらるゝ所謂西貢米が全輸出米の九十六—七%を占め、東京米は三—四%に過ぎない。

佛領印度支那米の主なる仕向先は佛蘭西本國、其の他の歐洲諸國、支那、香港、海峽植民地等で特に佛蘭西本國への輸出が最も多い。一九三二—三六年の五ヶ年平均の總輸出額百五拾萬瓲即ち壹千萬石の中佛蘭西本國への輸出約六拾八萬五千瓲即ち約四百六拾萬石であつて、次は香港の四拾壹萬瓲約參百萬石、支那へは拾參萬四千瓲即ち九拾萬石である。香港よりは更に北、中、南支、玖瑪、南米、其の他東洋各地に再輸出されるのである。

(三) 泰　米

泰國に於ける經濟の中心は農業であつて國民の八割四分は之に從事し、又總輸出貿易額の六割は農産物で取引、金融、運輸等も農産物を樞軸として動いてゐる。各種農産物中米が主産物で其の栽培の歴史は甚だ古く、支那及印度よりも古いと稱せられ、自然的條件は米作に適してゐる。一九三四—五年の作付反別

參百參拾參萬六千町歩、收穫高白米として貳千萬石なり、其の中約壹千萬石は國內にて消費され、殘り壹千萬石を輸出せらる、主産地はメナム河を中心とする大平野であつて西貢米、蘭貢米と共に世界外米市場に於て三大米として知らるゝ泰米の大部分はこゝより産せらるのである。輸出米は新嘉坡及香港に仕向けらるもの最も多く、こゝより更に積替の上再輸出せらるゝが、新嘉坡よりは主として馬來半島及蘭領印度に向けられ、香港よりは主として廣東及南支沿岸に向けらる。次に英領印度及錫蘭は最近輸入地として重要なる地位を占め其の他支那、西印度諸島、歐洲等に輸出さる。

四、外米の輸出先

次に右の外米が如何樣に各地に輸出せらるゝかを知るは、南方米穀資源の考察上極めて必要のことゝ思料するが故に、左に主要仕向地類別輸出數量の概數を掲ぐることゝする。

仕向地類別輸出數量

	緬甸米(噸)(一九三五—六年)	泰米(瓩)(一九三五—六年)	西貢米(瓩)(一九三四年)	計
(一)歐洲各國市場	四七七、〇〇〇	六二、四四九	七五〇、六一二	一、二九〇、〇六一
(二)西印度、亞弗利加孜瑪等西部諸島	一四七、〇〇〇	二〇五、二二七	一二四、〇八九	四七七、三一六
(三)蘭領印度馬來支那、日本等	三九一、〇〇〇	九六六、三三九	五一四、九七〇	一、八七二、三〇九
(四)印度、錫蘭等	二、〇九六、〇〇〇	二五〇、九五二	一〇四、五四九	二、四五一、五〇一

計	三、一一一、〇〇〇	一、四八四、九六七	一、四九四、二二〇	六、〇九一、一八七

備考　一噸は六石八斗、一瓲六石七斗

之れに依つて見ると歐洲への輸入は年額百萬噸乃至百貳、參拾萬噸で、その中西貢米が佛蘭西本國へ向けらる數量が多い。西印度、亞弗利加、玖瑪等の西部諸島への輸出は最も少く五十萬噸に達しない。蘭印、馬來、支那、日本等は地理的關係と自國船の利用で西貢米及泰米の輸入が多く、殊に泰米の輸入が目立つて多い。之等の諸國への總輸入量は年額貳百萬噸內外である。印度及錫蘭に對しては英領圏內の關係から緬甸米の輸出多く其の輸出量の半數を占め、兩地は他の外米を合せ總量で貳百五拾萬噸に近き輸入をなしてゐる。而して日本への輸入は近年著しく減じ一九三五―六年に於て緬甸米が九千噸、泰米が同年四萬貳千五百參拾七瓲、西貢米が八百五十四瓲で合計五萬貳千參百九十壹瓲である。即ち之を石數にて示せば約參拾五萬石に過ぎない。即ち三地より日本への輸入は總輸出額の一パーセントにも足らざる數量である。日本へ外米輸入の多かりし年に於ても全輸出量の一割程度である。故に日本は外米に對して左して大なる得意先ではないのである。之れ蓋し近年朝鮮米、臺灣米等外地米の增產に依り內地への移出增加し自足自給の域に達せる結果に外ならない。即ち昭和五年頃を契機として外米の輸入は激減し泰國との國交上修好の意味を以て主として泰國より多くは碎米を輸入し以て飯米以外の糊用、飴用、燒酎及ビール用等の用途に供した程度である。然し、昭和十四年の朝鮮に於ける大旱魃は朝鮮米の收穫高が平年に比し壹千萬石の大減收となり、朝鮮より年

額八、九百萬石の移入をなしゐた內地に於て朝鮮米の移入殆んど杜絕したる爲、內地の食糧は俄に窮迫を告げたるに依り、再び外米を一時の切拔策として輸入せざる可からざるに至つた。然し外米の大量輸入が果して今後の日本帝國の食糧需給關係に於て絕對必要なものなるや否やは極めて重大なる問題で玆に再吟味の必要があらうと思ふ。

五、大東亞共榮圈の食糧問題

大東亞共榮圈內に在る諸國は全く歐米とは食糧の樣式を異にし、多くは穀類、就中、米を主食物としてゐる。之れは一つは氣候と作物の關係に因るが他は民族の傳統的食糧慣習に因るのである。尙見逃す可らざるは東亞一脈の通ずる宗教の關係上例へば回々教徒の如き又佛教徒の一部の如き全く肉食を行はざるもあるに因る。

要するに、大東亞共榮圈の民族は穀類を主食物とし、而も米を最も珍重する共通性がある。是れに由て之を觀れば世界の主要米作地帶は大東亞共榮圈であり、米食人種は大東亞民族である。その圈內には緬甸、佛印、泰國の如き或は朝鮮の如き米穀の大輸移地ありて共榮圈を賄ふて更に餘剩を有するのである。卽ち朝鮮を除き東亞の三大米穀輸出國よりは年々總額三千餘萬石の輸出をなし、その七割は大東亞共榮圈に、その約二割卽ち六、七百萬石を歐羅巴に輸出し、又一割卽ち三百萬石は亞弗利加、西印度諸島に輸出され結局共榮圈

外への輸出は二割に達し、綽々たる餘裕を示してゐる。之れ即ち米に關しては東亞共榮圏は毫も憂慮すべき點なきを知るのである。只問題は英米との國交斷絶に依り差當り過剰米を如何にすべきかである。然るに、大東亞には四億の民を有する支那あり、豐凶常なく、年額外米五百萬石乃至一千萬石の輸入をなす外、年々一千萬石の小麥を輸入してゐたのである。小麥の外粟、高粱、玉蜀黍等をも輸入してゐる。外米を除き、小麥其の他の穀類をば主として濠洲、カナダ、アメリカよりの輸入に待つてゐる。即ち上海、北京、天津、青島等の主要都市は支那奥地の農村に依存するよりは寧ろアメリカ、カナダ、濠洲等の大商社を通じ、英米勢力の經濟に依存してゐた。之等敵國家の勢力を驅逐したる今日其の輸入は之を廢め、大東亞に過剰する米を以て有無相通し敵國産小麥其の他と置換すべく、歐米商人との取引制をば變つて東亞の盟主日本人の手に收めることが必要である。又斯くせば過剰外米を東亞以外に輸出の要なく、又日本が過剰外米を引受けざる可らずと憂慮するの要もない。斯くして大東亞に産する米其の他を以て自足自給體制の下に食糧配給を圓滑に行ふべきである。

只大東亞共榮圏の一角に於て帝國の食糧問題が現在比較的火急を告げてゐることの一事に對し、外米依存の論議も惹起されてゐるのである。

帝國食糧問題に斯くの如き變異を來したる潛在的原因は勿論戰時經濟の影響に在るが、一面昭和十四年の朝鮮に於ける大旱魃が、一千萬石の減收を來たし、之が爲十五年度に於て朝鮮より内地へ僅に四十萬石の移

出があつたのみで、殆ど移出杜絶の形となつたこと、之れに加ふるに臺灣米の移出も亦半減せられたことから内地に於ける食糧逼迫の動機を作つたのである。特に内地に於ける大都市は非常な食糧飢饉に陥つたことは事實である。昭和十五年度の創傷は更に十六年度に波及し、十七年度に至つて餘程緩和されてはゐるが未だ常態に復してはゐない。そこで從來帝國の食糧問題は朝鮮がその鎖鑰を握つてゐた過去の狀況に徵し、どうしても之れが根本解決に付ては朝鮮がその重大な役割を買つて出ねばならない。勿論朝鮮内に於ける戰時經濟の生產擴充、生活の向上、人口の增加等に依る鮮内食糧の消費增加をも考慮し、朝鮮としては帝國食糧解決の爲に萬全の策を講じ以て其の重大なる責任を果たさなければならぬ。卽ち鮮米の增產に、鮮内の消費規正に、或は滿洲との雜穀交流に萬全を期せなければならぬ。亦一面暫定的切拔け對策としては必要に應じて最小限度の外米を朝鮮に輸入し朝鮮米を中心に内鮮相互の食糧交流を計ることも考へねばならぬ。

六、外米依存は不可

今日、外米が帝國食糧問題の俎上に上り論議されてゐるのは、大東亞經論を目指す破邪顯正の聖戰下に於て、國内食糧問題に破綻を來たさしめまいとの念慮からである。

大東亞戰爭の赫々たる戰果が南方無盡藏の資源を我が掌中に收め得たる喜びの餘り、外米の輸入に依つて帝國の食糧問題を一擧に解決せんと早合點することは楯の半面のみを見たる錯覺に外ならぬ。勿論大東亞戰

爭の歸趨に依り南方資源が日本の自由になることは事實に相違ないが、戰利品の如く無償で持ち來る譯には行かない。只從來と違つた點は敵性國家の意志が働いてゐないから日本の思ふ儘に買取り輸入が出來る迄のことである。然し之が爲には外貨も支拂はねばならぬ。又長期戰の爲に或は又高度國防國家建設の爲には日本は幾多の重要物資を南方よりも輸入せねばならぬ。然も外貨には限りがある、而も國內で作れば出來るものを好むで外國より買ふ必要は少しもないと思ふ。皇軍將士は一死奉公、炎熱を犯し、瘴癘と鬪ひ、頑强な敵を征服するの勞苦を敢てしてゐる。銃後國民は如何なる勞苦を忍むでも成るものをば作らねばならぬ。食糧に窮寇な苦難から外米の輸入に依つて最も容易に問題を解決しようと思ふことは一應は考へらるゝことではあるが、之れは非常に危險極まることである。外米依存は結局國內農業の自營を傷くるのみならず軈ては國內農業の衰退を招き立國の基礎を根底より覆へすことゝなるのである。英國は食糧及飲料の大部分を國外の供給に仰いだ。嘗て余が視察した當時に於ても需要小麥の四分の三、酪農製品の大部分は之を輸入に待ち金額にて二千萬磅の砂糖と一億八千萬磅の飲料以外の食料とを輸入してゐた。英國農業の不振なのは當然である。農村の人口も著しく減じた。英國の崩壞は農業の衰退に在りと喝破されたのも無理はない。佛蘭西も亦第一次歐洲戰後に於ける農業の狀勢は他產業即ち鑛工業に比し驚くべき衰退を示し、一九一九年には佛國農產物の總生產高は戰前の七割に後退し、就中小麥は四割三分の減少を示した。斯くして農民は他產業の給料高に刺激され、憂欝なる農村より華かなる都會に流入した。安價なる外國小麥の輸入が國內產小麥の價格

を壓迫したことは勿論である。

農村の衰退が國家に如何なる惡結果を齎すべきか。農村は實に都會の不健全なる血液の淨化池であり、强兵の給源地である。尙又日本精神の傳統的培養地である。故に農村の健全なる發達は我が帝國々力發展の淵源といはねばならぬ。故に國家興隆の爲には農村の衰微を招來するが如き鑛工業偏重の政策或は外米依存に依つて國內食糧の解決をなさんとするが如きことは絕對之を避けねばならない。佛蘭西は亡び、七つの海を制した英國は將に累卵の危きに在るを想ふとき外米依存の自由主義的觀念は之を芟除せねばならないのである。

七、外米の輸入經濟と自給經濟

外米の輸入は絕對不可であるとの議論が成り立たないことには肯定するが、然し輸入するとしても已むを得ざる場合の最少限度の量に止めねばならない。之れ迄も必要に應じて外米を輸入して來たのである。然し南方資源獲得の容易となつた機會に於て國內食糧補給に思ふ存分役立たせようと外米に大きな期待を掛けることは、作戰上や輸送上から戰時中は不可能な許りでなく、常時に於ても立國の基礎を無くするものであるから、見合はせねばならぬ。能く迄內外地一貫の自足自給體制の綜合的食糧政策を樹立せねばならぬ。農林大臣も議會で說明された樣に外米の輸入が出來れば之を輸入して凶年及貯藏制度擴充に備へることゝし之を

棚上げし、朝鮮及臺灣からの外地米移入促進を圖つて需給を調整する樣にせねばならぬ。

若し假りに外米を輸入することゝし、その輸入年額七、八百萬石にも達したりとせんか、之が爲に正貨の流失は二億圓を超え、而も年々輸入を繼續するに於てはその金額は積つて實に莫大な額に上る。今、その年々失ふ所の巨額の費用を以て增米を目的とする土地改良並農事改良を行ふに於ては是に劃期的の增産計畫を實行することが出來る。而もその費用は國內資金として撒布さるゝ故少しも外貨を失ふことなくして國內を潤ふすことゝなり一擧兩得の施設となる。總督府に於て計畫せられたる朝鮮土地改良事業は經費七億五千萬圓を以て計畫完成後には年々六百二十萬石の增産を上ぐることゝなる。即ち此の數量に等しき外米を三、四ヶ年に輸入する經費を以て裕に之を支辨し得るのである。然も如何なる時局の推移あるとも、國內にて自足自給の安全なる食糧體制を以て食糧問題の解決が出來る。更に、朝鮮に於て計畫せられた增米計畫に依れば、土地改良計畫の遂行に伴ふて耕種法の改良をも併せ施行することに依り、別に五百二十萬石の增産を上げ、土地改良並に耕種法改良に依る增産を合せ一千百四十萬石を增産確保することが出來る。而も從來氣候の關係上、極めて水利不安全にして豐凶常ならざる朝鮮の危險なる農業を安定せしめ、農村の健全なる發達をなさしむると共に、增産に依り鮮內人口の增加並に生活の向上に備へて尙且つ將來年々八百餘萬石の輸移出をなすことが出來る。之れに因り朝鮮に取得さるゝ金額は三億數千萬圓に上るのである。故に米の增産を圖ることに依り、外米の輸入に因る正貨の流失を減じ、而も帝國の食糧問題を安定せしめ、朝鮮としては其の經

濟培養に最も有力なる資源を得る利益があるのである。

勿論内地又は臺灣に於ける增産と兩々相待ち計畫さるべきであるが、內地に於ける米穀生産の狀況は過去の統計より見るも一進一退將來共大なる增産は期待し得ない。即ち內地生産額を見るに、大正元年より同五年に至る五ヶ年の平均は五千三百萬石、昭和七年より事變前の昭和十一年に至る五ヶ年平均生産額は五千九百萬石である。之れに引換へて內地の消費は、人口の增加と都會地の膨脹に依り年々著しく增加し、內地に於ける大正元年より同五年迄の平均米消費量は五千五百萬石に過ぎなかつたが、昭和七年より同十一年に至る五ヶ年間の平均消費量は七千八十萬石に上つてゐる。大正初期の最初の五ヶ年生産額及消費額指數を各一〇〇とすれば、事變前迄の五ヶ年平均の生産額指數は一一一なるに、消費量指數は一二九となり甚しき不均衡を示してゐる。

朝鮮は幸ひ土地改良の餘地多く又勞力も豐富であり、從來農法が幼稚であつた丈今後增産の餘地は頗る多い。故に重農主義見地から農業の保護政策を實施するならば內地、臺灣に見られざる的確なる增産の實を擧げることが出來る。既に朝鮮總督府は增米計畫を樹立し、本年より新たなる發足をなさんとするは實に意義あることゝ思ふ。

八、朝鮮米の重大使命

臨機の食糧措置は別として常時と非常時とを問はず、一國の食糧政策は徹頭徹尾自足自給を原則とせねばならぬ。英國の如く遠隔の地より海を越えて食糧を輸送するが如きは國家として一大弱點たるを免れない。今日東亞に於て敵國英米勢力を驅逐し、之れに代つて東亞に於ける海上輸送をば日本の責任に於て行はねばならぬ時船腹の不足は如何許りか、察するに餘りある。徒らに定見なき適地適作主義を振り翳し、自國の農業振興を差置いて南方農業の開拓に依つて、他の食糧はいざ知らず、米迄を南方よりの輸入に待たんとするが如きは以ての外である。

抑も食糧の自足自給の基本的觀念は單に食糧確保に重要性がある許りでなく、叙說の如く、國家興廢の根本義にも觸るゝのである。更に朝鮮としては農業の重要性と米作が各種產業の中軸として農家經濟及半島資源の最も重要なるものなることを知るとき朝鮮に於ては益々農業の振興と米作の刷新を計らねばならぬ。

南總督は總督施政の政綱として「農工併進」を以て產業の大方針を明にされた。之れ即ち朝鮮に於て、近年鑛工業の勃興あるも、農業を閑却すべからざる確固不動の信念を表現されたものに外ならない。朝鮮は古來農を以て國本とし、農は產業の中樞をなし、今尙民衆の大部分は農を營み、總人口の七割は實に農業者にして內地の四割四分が農民なるに比して格段の差違がある。尙米作農家は全鮮農家の八割を占めてゐる。而も其の生產は年々同一地に於て行はれ尙盡きることなく、永久の資源である。從つて總督始政以來米作に對しては特に力を用ひ、生產の增加と品質の改良とを圖り、且つ半島內の消費を節して產米の輸移出增加を企

圖し來つた。其の效果見るべきものがあつて始政當時の産額一千萬石より今日に於ては二千四五百萬石に增加し、輸移出額五十萬石より激增して昭和十二年産米の如きは內地への移出一千九十萬石、價額三億數千萬圓の巨額に上り、半島全輸移出貿易額の五割以上を占めたレコードを有つてゐる。之が爲內地は食糧の安泰を得、朝鮮は富を得た。若し夫れ單純なる食糧の緩和、消費者への媚態に依り外米の輸入を猥りに助長し、朝鮮農業に壓迫を加ふるが如き事態を生ぜしめんか、それこそ朝鮮民衆の休戚及半島經濟に及ぼす影響の極めて大なるを想はしむるのである。加之、外米輸入に對する方針の如何は、內地の穀倉たる朝鮮の産米を減ぜしめ、惹いては內地の食糧問題をして危殆に導くものである。既に內地に於て農業を保護すべき幾多の重要なる理由あることを述べたるが、朝鮮に於ても別個の意味に於て農業を保護せざる可らざる有力な理由があるのである。依つて朝鮮農業保護の爲の米作助成、米價の維持向上、且つは從來實施し來りたる輸入關稅の持續、輸入許可制度の存續等を必要とするのである。徒らに南方資源に醉ひ、食糧をも亦之を自由に輸入せんとするが如き重商主義的思想は之を戒め、同時に物質的に派手なる鑛工業に心醉して地味なる農業を疎んずるの擧に出づることなき樣注意せねばならぬ。斯くして外米に依存することなく隆々たる帝國の食糧をして自給體制の堅壘を築き得しむれば以て國家の爲慶すべきことである。

（完）

半島地下資源の重要性

信原　聖

大東亞戰爭開始以來皇軍の嚮ふ所敵なく到る處赫々たる戰捷を收め、短時日にして旣に大東亞に於ける敵の要衝は悉くを覆滅し、今や遠く印度洋及濠洲方面も亦我制壓の下に入り、茲に大東亞共榮圈確立の基礎を築き、三千年來培ひ來つた退しき皇國の威力は、全世界を驚倒せしむるに至つたのであります。斯る世界戰史上比類なき赫々たる大戰果は、偏に御稜威の下莞爾として國に殉ずる皇軍將兵の忠勇武烈の精神と、勇猛果敢なる奮鬪の賜でありまして、一億國民齊しく敬仰し衷心感激に堪へない所であります。

然しながら、眞の戰は是からであります。緖戰に於て敗れたりとは言へ、敵は惡質老獪極まりなき米英であり、其の唯一の力と恃む富を武器に國內の混亂を糊塗しつつ、反擊の機を窺ひ執拗なる長期戰を繼續するの擧に出づることは必至であります。

申上ぐる迄もなく今次の大東亞戰爭は帝國の存立と權威とを擁護し、進んで大東亞永遠の平和を確立せんとする曠古の大事業であり、此の聖戰にこそ我が帝國の興亡、大東亞の盛衰が懸つて居るのでありまして、其の責務の重大と使命の宏遠なるとに鑑み、我々は總ゆる困苦に堪へ、此の聖戰を完遂せねばなりませぬ。之には一億國民鐵石の決意を固くし、國家の總力を擧げて戰爭目的に結集することが絕對必要であります。

就中生產力擴充の强化は最も緊要缺ぐべからざることに屬するものと信ずるものであります。

東條總理大臣は今次第七十九帝國議會に於て凡そ戰は三つの要素より成り立つて居る。其の第一は人間であり、第二は訓練、第三は物であると言明せられました。正しく其の通り、勝敗の岐るる最大の要件は人の精神力と技能とにあることは、大東亞戰爭勃發以來各方面の戰鬪に於て皇軍將兵に依り、餘りにも明白に之を立證せられたのであります。精神力こそは世界に比類なき我が國獨得傳統のものであり、訓練に付ては數十年來培ひ來れる猛訓練に依り正に鐵壁でありまして、是等は孰れも忠勇無比なる皇軍將兵に絕對信賴する所でありますが、物の部面に在りては未だ必ずしも充分な域に達し得たとは言ひ難ひものもありまして、殊に國防軍需產業の基礎を爲しまする鑛物資源の增產確保と云ふことは愈々急を要する問題であります。大東亞戰爭開始以來皇軍の赫々たる戰果は我々に早くも南方地域に於ける豐富なる資源の獲得に付陸續として朗かなニユースを齎らしました。即ち此の南方經濟處理方策の大要は今度の衆議院豫算總會に於て、東條總理大臣及鈴木企劃院總裁の答辯に依り其の全貌が發表せられたのであります。即ち「當面の對策の根本方針は第一に資源獲得、特に戰爭遂行上緊要なる資源の獲得、第二は南方資源の敵性國家に對する流出防止、第三は作戰軍の現地自給確保、第四は在來企業の我方に對する協力誘導の四點とするものであるが大東亞共榮圈に於ける經濟處理の問題は、其の前提として日滿支が根幹となり之に南方地域を併せ計畫を立てるものである」と申して居られます。即ちどこまでも內鮮滿支が中軸であり、南方はその培養劑又は添加劑の役目を勸めしむべきでありませう。

此の政府の施策に依り、南方地域に於て豊富なる資源特に石油、錫、銅、タングステン、ニツケル、ボーキサイド、燐鑛の地下資源の開發は、我が國防産業の基礎を鞏固ならしむるに至ることは必然であり、所謂肥りつつ戰ひ、戰ひつつ建設を進める爲、我々は之を思ひのままに處理し得る日の、一日も速かならむことを期待して已まない所でありますが、如何に資源が豊富にありましても、之を獲得し現實に活用することはそれ程容易に之を爲し得るものではありません。卽ち之を開發し所要量を確保するには、今後相當の日時を要する計でなく、假令資材や努力等に於て解決せられても船舶に依る長距離輸送を要する關係もあり、短時日の間に是等の資源の圓滑なる國内流入は期し難いのみならず、戰は現に續行中であり然も緒戰に過ぎません我々は此の際徒らに遠い南方に眩惑され脚元を見ることを忘れてはならないのであります。玆に於て我が朝鮮の負荷する重要性に付ては、既に屢々各方面より發表强調せられた所でありますが、私は此の機會に於て朝鮮の地下資源開發は内地に對する地理的條件よりするも、他の地域に優るのみならず、豊富なる勞力と電力とを保有し、而かも未だ開發途上に在るものが多く、其の發展は寧ろ今後に期待すべきものであり、其の前途は實に洋々たるものであることを再認識、再確認せらるることを更めて强調したいのであります。卽ち朝鮮に包藏せらるる地下資源は、其の種類實に多種多様であつて、而かも現實に包藏せられ其の王座を占むる金鑛の如きは、廣く全鮮に亙り散在し殆んど之を産せざる道なく、經濟的の地位も牢固たるものがあり其の産額も亦内地、臺灣を遙かに凌駕する盛況を示して居るのであります。又鐵鑛石に於ては其の埋藏量を世界に誇る茂山鑛山を初め有望なるものが各地に散在し尙新規開發の鑛山も續々登場しつゝあるのであります。石

炭亦然りでありまして無煙炭の如きは廣く全鮮に分布し、其の埋藏量も豐富で大規模な炭田を爲して居るものが多く、其の產額も亦年々增加し鮮內消費の外、尙多量の內地供出を爲しつゝあるのであります。又特殊鑛物に付て之を見まするに先づ華々しい戰果を擧ぐるに缺くべからざる軍需資材に不可缺の特殊鋼用としてのタングステン鑛、水鉛鑛を初め坩堝、電極の製造原料たる鱗狀黑鉛、電池減磨劑等に用ひらるゝ土狀黑鉛製鋼用並にアルミニウム製造用の螢石、電氣絕緣體として不可缺なる雲母、硫安製造原料たる硫化鐵其の他鉛、亞鉛鐵等の重要鑛物の產額は、最近に於て飛躍的增加を示し又特殊合金用に供せらるゝニッケル鑛、特殊合金並に人造石油製造の觸媒に用ひらるゝコバルト鑛、ペイント、人絹乃至爆藥製造用に供せらるゝ重晶石、各種汽罐、發動機、建築材料等に對する保溫、耐熱、防火等の用に供せらるゝ石綿、製鋼用のマンガン鑛、アルミニウム或は加里肥料製造原料たる明礬石等に於ても最近に至り有望なるものが相次いで發見せられ、急速に之が合理的開發を行ふべく計畫中であり、近き將來に於て是等鑛業の著しい發展が豫想せらるゝ次第であります。尙銅鑛に付ては金鑛に隨伴するもの多く、極力增產督勵中であり、鱗酸肥料原料たる鱗灰石、耐火材料として用途廣きマグネサイトに付ては夫々特殊會社に於て之が大規模なる開發を擔當し、近き將來に於て本格的操業開始の曉には其の成果の見るべきものがあると存じます。更に又特殊合金、眞空管、探照燈の發光體用其の他特殊なる用途に向けらるゝ綠柱石、セル石、褐簾石等所謂、稀有元素鑛物、アルミニウム製造用としての霞石、高級耐火物製造原料として貴重なる藍晶石、紅柱石、硅線石等も亦最近相次いで發見せられつゝあるのでありますが、かく數へ來れば殆んど枚擧に暇なき程の多彩豐富なる各種鑛物は內地等に於ては全く產出なきか、或は產出するも其の量極めて少量である鑛物が多く、之等は何れも日本の科學のメスに依て精製せられ、直接又は間接に軍需に供せられ華々しい成果を齎しつゝあるのであります。南

方地域資源獲得も亦直に可能ならざる今日に於ては、朝鮮に於ける此等必需鑛物の急速なる開發増産は正に喫緊の要務であると申さねばなりません。以上の如く朝鮮に於ける地下資源の重要性に鑑みまして本府に於ては第一次生産力擴充計畫の期間に於て、極力生産力の増强に努むると共に、各種奬勵助長の方策を講じ鑛業法令の改正を行ひ、或は増産强調の運動を起す等、鋭意之が増産に努め來つた次第であります。而して本計畫は昭和十六年度を以て最終年度に達し、概ね所期の目的を達成し得たのでありますが、本年即ち十七年度よりは更に第二次生産力擴充計畫を樹立し、愈々之が増産に拍車を掛けることゝ相成つて居るのでありまして、奬勵助長の諸施設に付ても今後機に臨み變に應じて工夫研究を重ね、積極的に諸種の施策を講じ、眞に官民一體總力を發揮致したいと存じて居ります。

尚金増産計畫に付ては去る十三年より開始し、十七年度を以て最終目標として樹立せられたのでありますが、他の鑛物と同樣更に第二次擴充計畫を樹立することゝ相成つた次第であります。扨て金鑛業に付ては兎角疑念を持つ向あるやに聞き及びまするので、此の機會に重ねて一言申述たいと存じます。今次大東亞戰爭の勃發に依り巷間動もすれば金の重要性に疑念を抱くが如き言動を弄する向あるやに聞くのでありますが、金の重要性に付ては此度の帝國議會に於て爲されたる大藏、商工兩大臣の演説又は答辯に依り、其の謬れることが指摘せられ從て産金政策も一定不變であることが明かにされて居るのであります。然も朝鮮の金山は銅、鉛亞鉛、コバルト等時局下緊急不可缺の軍需鑛物を隨伴する特性より見て、産金事業の重要性は更に累加せられ、其の開發は大東亞戰爭完遂上極めて重大なる意義を持つて居るのであります。今假りに金、銅、鉛、亞鉛を中心とする大東亞共榮圏完遂の將來に眼を轉じて考へまするに、金に付ては依然我國を主産地として將來の對策を講ずることが何よりも賢明な策でありまして、他の地域には必ずしも大なる期待を掛ける

ことは困難なる實情であり、東亞共榮圏內の產金は歐洲、米洲、ソ聯等の他のブロックに之を比較するならば、非常な遜色があるのでありまして、東亞共榮の實を擧げる爲に必要とする通貨の維持と國外貿易の調整準備として、金は將來益々其の重要性を增すとも斷じて輕減せらるゝことなく、東亞の中核の指導力を以て任ずる帝國の地位を考へれば、先づ國內の增產に愈々拍車を加へ此の弱體を補ふ必要があり朝鮮の地位は將來益々其の比重を加ふるものと存じます。此の樣にして金の重要性は現在に於ても依然として保持せられ其の上に銅、鉛、亞鉛は目前の戰爭目的達成に緊要なるのみならず、各種產業及國防の整備を强靱ならしむる爲絕對不可缺であります。由來朝鮮の鑛山は概ね極めて若い靑年期に在るものが多く、而も金の如きは銅、鉛、亞鉛等が隨伴して產出さるゝ特性を有する關係上金の增產は當然銅、鉛、亞鉛等の增產となり銅、鉛、亞鉛等の增產は、又金の開發ともなると云ふ極めて緊密なる關聯性を有し、多角的の效果がある譯でありますので、本府に於ては從來の獎勵制度に何等の變更をも加へず、愈々積極的に諸般の施策を講じたいと存じて居る次第であります。

右を要しまするに大東亞戰爭遂行中の現段階に於て生產力擴充の强化、就中地下資源を開發增產し之を確保することの極めて緊要であり、而も是等各種資源の包藏に於て重要なる地位に在る我が朝鮮の負荷する使命は洵に重大なりと申さねばなりません。

米、英兩國との戰は我國有史以來未曾有の試練であります。然も輝かしき希望に滿ちた前途を望みつゝ戰つて居るのであります。之が爲には米英は蛇の生殺しではいけません。トコトンまで叩きのめして再び起つ能はざる所まで徹底的に擊滅せねば止まぬ覺悟が肝要であります。卽ち我々は敢然として立ち第一線將兵の心を心とし、大東亞共榮圈の確立と世界平和の爲擧國一致銃後の職域奉公に邁進しなければならぬと考へます。

（放送原稿）

朝鮮同胞の大東亞戰爭觀

徐　椿

我が國との戰爭相手である米、英、蔣、蘭の面積人口を我が日本のそれと比較するに、敵方の總面積は我日本の面積の五十倍であり、敵方の總人口は我日本のそれのざつと十倍である。面積からいへば七十六萬五千平方粁を以て三千八百三十萬平方粁を相方に戰ふ勘定であり、人口からいへば僅か一億を以て十億を相手に戰ふ勘定である。若しも孟子の所謂、小は固より以て大に敵す可からず、寡は固より以て衆に敵す可からずといふのが戰爭の勝敗を決する鐵則であるとすれば、斯くも尨大なる面積と數多き人口を同時に敵に廻して戰爭を始めた我が日本は、實に憂ふべき狀態にあるといはなければならぬ。併し斷じてさうではない。孟子が何んなことをいつて居らうが、又世界が何う見て居らうが『大東亞戰爭に於ける勝利は必ず我方に在り』といふ必勝の信念を持つて敢然と起つたのである。然らば其の理由と根據は何處にあるか、此問題に對する卑見を述べて見ようとするのが本篇の目的である。

先づ今回の戰爭の性格を考へて見るに東西何れの戰爭もこれまでの戰爭の樣に割地と賠償だけでは終りさうでないといふことが特徵の一つである。第一次世界大戰といふ二十五年前の彼の戰爭はあれほど規模が大きくあつたし、又五年も續いたけれども結局敗戰國の割地と賠償で終りを告げたのである。崩壞したのは只

オーストリヤ一國であつた。併し今度はさう簡單には行きさうでない。其の理由は一口にから も說明出來る。つまり第一次世界大戰の經驗に依つて一旦降參せんか敗戰國は如何に悲慘な目に遭はなければならぬかといふことを列國が知り盡して居るからである。更にもう一つ大きい理由は獨逸の國力の增大が餘りに早かつたと云ふ事實である。卽ち第一次世界大戰に於て戰勝側聯合諸國が敗戰國獨逸を再起不可能にまで抑へ付ける爲めに土地を奪ひ賠償を課し軍備を極度に制限したのであるが、あれほど縛つて置いた筈の獨逸が僅か四半世紀足らずの歲月の間に英米佛を凌駕する程度に迄强くなつたのである。この事實だけから見ても今度の戰爭は一方の割地、賠償、軍備制限位では終らぬといふことが想像される。

更に今一つの客觀的理由がある。それは交通、科學、兵器の發達に基因する理由である。人類四千年の歷史を按ずるに一國の支配下に置かれる土地の面積は交通、科學、兵器の發達の程度に正比例して益々擴張されて來たのである。逆によしや一時は國土が擴張されても交通、科學、兵器の發達の程度が之に及ばなかつたら其國土は再び收縮される。アレキサンダー大王の國土、羅馬帝國の國土、成吉斯汗、忽必烈の國土、ナポレオンの國土が維持出來なかつたのは各當時の科學、交通、兵器の發達が各當時の廣汎なる國土を維持し得る程度に發達して無かつたからであると說明すべきである。これに對して昔に遡る程小國が多く現代に下れば下る程一國の國土が段々擴大されて來たのは玆にいふ國土對科學、交通、兵器の聯關法則によつて說明されるべきものである。然るに第一次世界大戰後、今度の東西の大戰の起る迄の間、約四半世紀間に於ける科學、交通、兵器の發達は史上未曾有の飛躍的發達であつた。人類四千年の歷史を通觀するに如何なる時代

の二十五個年間の科學、交通、兵器の發達を見ても此四半世紀間に於けるそれの發達に比較すれば遙かに及ばない。優に他の時代に於ける二百年、三百年を要する發達の分を僅か四半世紀に縮めて爲し遂げたやうなものである。科學、交通、兵器の斯かる驚異的發達は一國の支配下に置かれる國土の廣さを今日あるが如き狀態に其儘置く譯には行かぬ。現在の列强の中何れか幾箇國を潰して殘る强國の勢力範圍をもつと擴張せずには居れない。さうする爲めには今度の戰爭で例へば英米を徹底的に潰さねばならぬ。早い話が東京から大阪まで汽車で行つて十一時間、又東京から廣東まで飛行機で行つて同じく十一時間掛るものであれば、東京から見ての距離は大阪も廣東も同じである。斯かる計算で行けば東京から濠洲、蘭印あたり迄を飛行機で飛ぶ時間は北海道から新義州迄を汽車で走る時間よりズット少い勘定になる。大東亞共榮圈確立が可能であるといふ最も確實な客觀的理由はこゝにあると余は斷定するものである。

以上余は(一)第一次世界大戰に於ける獨逸敗戰の經驗(二)其後二十年間に於ける獨逸復興の速さ(三)過去四半世紀間に於ける科學、交通、兵器の驚異的發達の三者を擧げて今度の戰爭は東西何れの戰爭を問はず割地、賠償、敗戰側の軍備制限等の方法に依つて簡單に終りさうで無いとの理由にした。一方の割地、賠償位で終るので無かつたら、それでは何う終るかゞ次に來るべき問題であるが此問題に對する解答は簡單である。曰く、我れも、敵も全國力を傾注して何れか一方が疲弊しきつて崩壞する迄戰ふ。從つて戰は必然的に長期戰にならざるを得ない。つまり此の戰爭は賠償、割地位では終らぬと共に必然的に長期戰になる。この點、今度の戰爭が從來の戰爭とは其性格を異にする所以であると余は考へる。

今度の戰爭は割地、賠償位で簡單に終るべきものでは無い。而も一方の崩壞を見る迄長期に亙つて戰ひ拔かねばならぬ。然るに我が國は面積からいつても、人口からいつても格段の差のある小勢を以て大勢を相手に戰ふ立場にある。然も必勝の信念は斷じて我方にあるといふのは果して何を根據としたことであるか、今から此根據の說明に移る。

第一面積が如何に廣くても、人口が如何に多くてもそれが問題で無いといふことは我が國民は旣に支那事變五箇年の經驗によつて、はつきり分つたのであるから、其理屈を說くのに贅言を費す必要も無いのであらうが玆に敢へて蛇足を加へて見ればかうである。第一、孟子は前段の如きこと（小固不可以敵大、寡固不可以敵衆）をいつてゐるが人類四千年の歷史の實際は正に其逆である。人類四千年の歷史は正に小を以て大に勝つた歷史であり、寡を以て衆を支配した歷史である。歷史以前のことは書かれてないから證據立てる方法は無いが、併しやはりさうであつたに違いない、三千年前の武王は僅か三千の寡兵を以て殷の紂の一億とある大勢を相手に戰つて僅か三箇月で之を打敗つた。要は何れに正義があるかといふのに有るのであつて國土の大小又は兵隊の數の多寡にあるのではない。七百年前の蒙古の成吉思汗、忽必烈は僅か十數萬の無知蒙昧な蒙古族を率ゐて起つて亞細亞大陸の全部を征服し其馬蹄は遙か歐羅巴の匈牙利まで及んだではないか。要は味方の戰鬪精神と訓練、團結の程度如何にあるのであつて、數の多寡にあるのではない。之を要するに人類の歷史は正義に味方して固く團結された少數が、不正不義にして敢鬪の精神に乏しい多數に勝ち且つ之を支配して來た記錄である。前記武王、忽必烈の例はその最も顯著なる例であるが、洋の東西を問はず歷史の

各頁は皆、これの記錄であり、證據である。武王は方百里といふ掌大の土地を以て起ち一擧にして支那四百州に君臨した。其面積は一對五〇の比では無い。何千倍も有る。忽必烈は蒙古族十數萬を率ゐて蒙古の一角から起つて遙か歐羅巴の匈牙利までを其馬蹄下に靡かした。人の數からいつて一對一〇の比ではない。何百倍・何千倍も有る。

然るに今我が日本は大東亞圏内の十億の住民を米英の壓迫、覊絆から解放し各々其所を得せしめんとする聖なる使命を果さんとするのであるから正義は斷然我が日本に有るのであり、不正不義は米英側にあるではないか。比律賓に於いて、馬來に於て皇軍の向ふ所、住民が簞食壺漿を以て皇軍を迎えるのは正義の我方にある何よりもの證據である。次に敢鬪の精神に於て、團結の鞏固さに於いて、我が大日本帝國の國民は斷然世界列國に其比類を見ない程優れて居る。此點米英の國民は到底我が日本國民の足下にもよれないのである。斯の如く我が日本は正義に味方して居るのであり、固く團結されて居るのである。是れ最後の勝利は必ず我が日本に歸せざるを得ない第一の理由であり、證據である。又かう考へて見ても分る。卽、武王が僅か三千を以て、あれだけの事をやり、成吉斯汗、忽必烈が僅か十數萬を以てあれだけの事をやり得た史實を見れば團結の鞏固さに於て、敢鬪の精神に於て、兵器の優秀さに於いて、文明の程度に於て、最も優れて居る我が日本が、而も世界總人口の二十分の一に當る一億臣民を擁する我が日本が彼の米英蔣を倒して大東亞共榮圏を樹立する位のことは不可能事ではない。

併し國民の一部には未だかういふ考へが相當にあるやうである。卽ち『五箇年も續いた支那事變が未だ終

らぬのに新に米英二大國を戰爭相手に加へて戰ふことになつた。事態容易ならぬものがある。幸に緒戰に於いて大戰果を得た。願くば最後まで好運であつて貰いたいものである。』といふ風に考へて居るものが未だ一部には居るやうである。併しこれでは必勝の信念とはいへない。認識が大に不足して居る。

第一、支那事變勃發と同時に我が日本は米英とも戰爭を始めて居つたといふ事實をはつきりと知らなければならぬ。もつとくはしくいへば支那事變以前から既に米英と戰つて居つた。併し事變後のことだけをいつて見ても米英は、蔣介石に多數の軍事顧問を送つた。戰爭資金を借した。武器を提供した。『人の褌で角力を取る』といふことがあるが蔣介石は五箇年間米英の褌で我が日本と角力を取つたのである。之を我が日本の立場から見れば支那事變勃發と同時に米英とも戰つたことになる。然るに此の事は支那事變が何百年續いても同じことであるから蔣介石を徹底的にやつつける爲めには何うしても米英を倒さねばならぬ。この理窟は今始めて悟つたことではない。支那事變當初から分つたことであるが我が日本は必勝の準備が整ふまで隱忍自重五箇年に及んだ譯である。

それは兎も角、支那事變五箇年間に於いて、我が日本は既に戰爭目的の九割以上を達したといふ事實をはつきり認識せねばならぬ。我が日本の立場から見た支那事變に於ける戰爭目的は支那に於ける反日容共の政權を倒して我が日本と堅く提携する政權を樹立するにある。賠償はいらぬ。土地もいらぬ。只これだけである。然るに此の目的は既に立派に達して居るでは無いか、普通云ふ『皇軍が支那に於いて占領して居る地域は主要都市と之を結ぶ鐵道線路だけである。云はゞ點と線に過ぎ無い。主要都市から或は鐵道沿線から三里

も出たら蔣軍或は匪賊が居つて危い。これでは物足らぬ』と。之は或る程度まで事實かも知れぬ。併し之が事實であるとしても斯る論者の其結論は當らぬ。間違つた結論である。例へば牛を制御するのに牛の體全部を縛る必要は無い。必要なきのみならず却つて不便だ。簡單に鼻に鼻木を通せばよい。馬を制御する理法も同じである。支那といふ牛或は馬を制御するのに支那全體を津々浦々まで占領する必要はない。主要都市と鐵道沿線だけを抑へて置けばそれで充分である。これだけで支那は既に鼻木を通されたことになつて居り、轡をはめられたことになつて居る。手綱を握つて居る我が日本の意の儘になる。東に引けば東、西に引けば西自由自在である。之は餘り抽象論に過ぎて分らぬといふのだつたら具體的に實例を擧げて見ることも出來る。中支の上海、南京、杭州の三點を結び付けた三角形の地帶を『デルタ』地帶といふが此デルタ地帶は驚くほど物資の豐富な處である。米だけでも四五千萬石出るといふ話である。然るに此地帶に於ける治安狀態も點と線とを離れたら安全を保し難いのは支那の他の占領地域と同じである。併し南京、杭州の三點をつなぐ防備線を確保することに依つて米は只の一石も蔣介石の方には廻れないのである。かういへば併し其豐富な米が我が日本には一石も入つて來ないのは何ういふ譯かと聞く者が居るかも知らぬが其答は簡單である。曰く聖戰のたてまへから彼方の住民の生活を無視してまで米を日本に持つて來る樣な事をしたく無いからである。之を戰利品扱ひして持つて來ようと思つたら幾何らでも持つて來られる。持つて來られる物を持つて來ない所に聖戰の聖戰たる所以があり、米英流の侵略主義、搾取主義と違ふ所がある。此のデタル地帶の事は例を擧げたまでの話であつて其他の占領區域も皆同じである。過去五箇年間の皇軍の勇戰奮鬪に依つて戰

手目的の九割以上を既に達して居るといふのは此厳たる客觀的事實を根據としていふことである。併し點と線とを三里も離れたら危險であるのも事實では無いかといふものが居るかも知れぬが、これは物の眞相にうとい者の話であるといふの外はない。牛は其角をいぢれば突くに定つて居る。馬は其の後方の方へ近かづけば蹴ることもある。君子危きに近かづかずで危い處は廻らぬのが賢明である。つまり支那で點と線とを離れたら危いといふのは牛馬の例に見る此の位の程度でしかない。

次ぎに支那事變は蔣介石側から見れば戰爭である。酷い戰爭である。併し之を我が日本の立場から見れば實戰的演習といふか、演習的實戰といふか其程度のものであつた。蔣介石は其全力を傾注して、又尙足りない分は英米其他の國の力を借りて戰つたが連戰連敗、遂に國土の半分以上を喪失して四川の一角に逐はれて仕舞つたのである。慘敗といふ言葉があるが蔣介石の敗け方は正に慘敗に當るのである。いくら蔣介石の强辯を以てしてもまさか一方に餘力を殘して置いて戰つたから敗けたのだとはいへない筈である。併し我が日本はどうかといふに我が國は五箇年の間一方蔣介石と戰爭をやつて居りながら他の一方では生產力擴充といふ名目で戰爭準備をやつて居つたのである。此の五箇年の間、我が日本のやつて來たことは蔣介石との戰爭は寧ろ從で戰爭準備の方が主であつたのである。新なる戰爭の準備の方が主であつたから此の五箇年の間我が日本の國力は消耗ところか却つて事變前に比して何十倍も殖えてゐる。徒らに自尊心のみ强くて割合に鈍感な米英には此の事實が分らなかつたのである。御蔭で今日酷い目に遭つてゐる。併し國民生活が稍々窮窟になつたのはどういふ譯かといへば其答は簡單である。曰く民需品の一部を割いて國防力の增强に用ゐたからである。

支那事變を戰爭といへば我が軍は演習程度の戰爭をやつた。なぜならば五個年といふ長い間到る處で連戰

連勝、ほんの僅かな犠牲しか出して無いからである。又支那事變を演習といへば我が軍は實戰其儘の演習をやつた。演習はやつぱり演習で普通の演習をやつてゐたのでは何うしても兵隊は實戰感を持ち得ない。併し支那事變の場合は普通の演習の場合とは違ふ。蔣介石軍の打ち出した鐵砲玉に當つても蓋し死んで仕舞ふことは確實であるから、よしや結果から見て演習程度のものであるにしても之れに當る皇軍將兵は實戰感を持たざるを得ないのである。だから之を實戰其儘の演習であるといふのである。五個年の間、入れかはり入れかはり實戰其儘の演習に參加した將兵の數は決して僅少としない。この一事を見でも直ぐ分る。世界廣しといへども何處に五個年といふ長い間ぶつつづけに實戰其儘の猛訓練を受けた陸海空の將兵〇〇〇〇萬以上を持つ國が又と有るであらうか。斯の如く一方國內に於いては生產力擴充に依つて國力を事變前の何十倍も增强しながら、他の一方に於ては〇〇〇〇萬以上の陸海軍の將兵に對して實戰的猛訓練をさせて置いて 大東亞戰爭を始めたから緒戰に於いて世界を驚愕せしめる程度の大戰果を擧げ得たのである。決して偶然ではない、又一時運がよくて勝てたのでもない。

次に又我々は支那事變五個年に於て他の何物も換へ得ない實に貴重なる經驗を得たことを明かに知つて置く必要が有る。それはこうだ。蔣介石の戰術戰略は支那固有の戰術戰略でも無く、彼獨特の發案による戰術戰略でも無い。米英軍事顧問の指導による戰術戰略であつた。つまり、米英の戰術戰略であつた。だから事變五個年の間連戰連勝したといふのは實は米英の戰術戰略に勝つたことを意味するのである。つまり支那事變を通じて米英の戰術戰略を吟味し其裏をかき必ず之れに勝つ秘訣を我が皇軍が握り得たのである。次に又蔣介石軍の携帶する兵器は陸海空何れの兵器を問はず其の殆んど全部が米英兩國製であつた。之れ又、蔣介石軍から分捕つたもので細大漏らさずに一一解體して研究し、其種類性能が全部分つて仕舞つたのである。

支那事變五個年に於て我が軍は米英の戰術戰略を知りつくした。米英の兵器の種類性能が全部分つた。この經驗は支那事變に於ける他の如何なる戰果よりも高く評價されるべきものである。實に貴い經驗である。孫子の兵法に彼を知り己を知れば百戰百勝とあるが此の貴い經驗を土臺として大東亞戰爭を始めたから緒戰に於てあれだけの大戰果を擧げたのであつて決して偶然の戰果でも無ければ一時運がよかつたせいでも無い。之を彼の米英の立場から見れば米英は援蔣抗日に熱中するの餘り五個年の間、彼の戰術戰略が我が日本に依つて知られ、兵器の種類性能が知られて仕舞ふことに氣が付かないで居つたのである。其の御蔭で米英は今日酷い目に遭つて居る。自分の播いた種とはいへ實に氣の毒なことである。

次に我々は支那事變五個年の戰果に依つて米英擊碎の足場を得たといふ貴重な事實を指摘せねばならぬ。早い話が廣東の占領なくして香港の攻略は容易でない。佛印の進駐なくして馬來の攻擊は容易でない。これだけを考へて見ても支那事變五個年の戰果が大東亞戰爭の爲めに何の位效果的であつたかが分るでは無いか。

この樣に考へて見たら支那事變五個年は米英と戰ふ爲めの準備期であつたことが分ると共に緒戰に於ける大戰果が偶然でなく當然勝つべくして勝つたといふことが分るであらう。之を逆にいへば若し支那事變五個年の戰果竝びに經驗なくして米英を相手に戰爭を始めたとすれば皇軍强しといへども、緒戰に於いてあれだけ大きい戰果はあがり得無かつたかも知れぬ。斯く考へて見るとき八紘一宇の我が肇國理想を顯現する上に於て支那事變五個年の戰果は實に高く評價せられるべきものであることが分る。ここに於てか、一部の人達の懷いてる感想卽『支那事變が五個年も續いたがそれが未だ終らぬのに新に米英二大國を戰爭相手に加へて大東亞戰爭を始めた。事態容易ならぬものがある云々』といふ考へ方は當然修正されなければならぬ。卽ち

『支那事變五個年間に於ける戰果、經驗と國内に於ける準備に依つて米英に對する勝算を確立し準備を整はせて置いて必勝不敗の信念の下に米英を相手に起つたのである。此準備と此經驗があつたから緒戰に於てあれだけの戰果を獲得した。だから此の戰爭はよしや何十年何百年續いても勝利は斷然我方に歸する』といふように修正されなければならぬ。

又米英との戰爭に於ても點と線のことを考へて置かねばならぬ。既に我が國は香港、マニラ、新嘉坡外約三十個所を抑へたのであるが南方廣しといへども何十個所かを抑へて置けば事足りるのであつて、此等の地域の津々浦々までを占領せねばならぬものでは無い。斷じてない。例へば蛇を殺すのに尾から頭のてつぺん迄をこまかく切る必要はない。頭の所だけを抑へて置けばそれで足りるのである。

我に此の準備と此の信念があつて起つたのである。だから斷じて敗ける心配はない。併しそれだからといつて戰勝に醉ふたり、安心したりする樣なことがあつてはならぬ。戰爭はこれからである。勝つて兜の緒を締めることを忘れてはならぬ。

特に北方に强隣あり、徒らに南方にばかり、氣をとられて北方の守りをゆるがせにしてはならぬ。特に此の北方のことは半島に住む二千四百萬の臣民が一手に引受けて此に當るといふ覺悟と決心で行かねばならぬ。内地に於ける七千萬は北方に對する憂なく、安心して南方に當り得るやうにする方途は只これあるのみといふことを忘れてはならぬ。こうすることが人的資源の構成割合から見ても又地理的位置からいつても當然である。

我れに此の信念あつて起つた。併し最後の勝利を獲得する其瞬間迄ゆるみなく一億一心、總力を擧げることを忘れてはならぬ。（昭和十七年三月五日擱筆）

朝鮮燈火史話 三

古朝鮮・樂浪時代の燈器

岸 謙

第一圖 李朝末期の燈火風俗

古朝鮮の燈火

朝鮮の歴史では檀君と云ふ神人が降臨して統治したが、支那から來た箕子（文聖王）に國を讓り、これが四十一代續いて燕の國から來た衛滿の時代となり、今を距る二千五十年前、漢軍に滅ぼされ平壤地方を中心とする樂浪時代になつたと傳へられてゐる。此の頃の燈火としては何をどう云ふ風にして使つてゐたか記錄上確證を得ることが甚だ少いのであるが、箕子や衛滿の所謂「古朝鮮」時代は支那では周・東周・秦及び漢の初期に當るのであるから、原住民の遺物遺跡と其後の歴史の傳へる處とにより多少でもこの方面と交通があつたものとするならば、周時代に用ひた燈火も或る一部には用ひられたものと考へられる。

周禮によれば『凡そ邦の大事には「墳燭」「庭燎」を共す』『凡そ吉凶之事、祖廟の中、盥を沃し、「燭」を執る』『司烜氏、「夫遂」を以て明火を日に取り、「鑒」を以て明水を月に取る……』等の句があるが、「墳燭」とは麻燭、大燭の意味、「庭燎」とは主として庭の臺石上で焚いた「かがり火」のことである。又「夫遂」を以て

第二圖　青銅水火鏡

説明

「夫遂」を以て明火を日に取るとは右圖の如き青銅鏡の中央凹面を水銀で磨くとよく光るのでこれを太陽にかざして焦點を求め艾に火を取り、この火を以て天を祭るものである。又これを明月に對せしめて朝迄置くと月の水が取れると云ふのは淸らかな夜露が澤山附着するのでこれを器に受けてその淸水を以て矢張り天を祭つたもので高麗時代の遺品にも見られる。從つて周時代以後古朝鮮・樂浪・三國時代を經て高麗時代迄もこの習慣が傳へられたことを示すものである。

明火を日に取る」とは銅鏡の凹面を磨いて太陽にかざして焦點を求めその火を艾に取つたことを指すものである。これを私共は水火鏡と呼んでゐる。

「墳燭」とは麻燭の事であると說明せられてあるが、一切經音義巻四、如燎の項に『麻を以て燭となすなり。墳とは大のことなり……』とあるを以て見るも麻の幹のよく乾燥したものの數十本を束にして「たいまつ」の如く燃やしたものと考へられる。然るに現代の朝鮮に於ても咸鏡北道の山間僻地の部落では日常の燈火に麻燭を用ひてゐる。卽ち麻の幹のよく乾燥したものに燕麥や粟の糠を水で練り合はせて塗りつけ適當に乾かし恰も蠟燭の如くなしたもので長さ三尺位もある。これを室內の壁面に穴をあけて略ぼ水平に差し込み尖端に點火するとその「火がら」は下に置いた舟形にくり拔いた溝を持つ木の臺に受けるのであるが、又、寫眞(第三圖)に見られるが如き木臺に鐵製の支柱を持つた燈器を用ふる場合もある。大燭、麻燭又は庭燎に關聯して非常に面白く考へられるのは、京城に於ける經學院の文廟、大成殿前で毎年春秋の兩度、總督・政務總監はじめ文武官參列の上執り行はせられる釋奠に、この庭燎(寫眞第四圖參照)が用ひられることである。卽ち釋奠の開始に當つては必ず先づこの庭燎に點火して式場を照

第三圖　麻燭使用之圖

説明

これは先年、總督府加藤灌覺先生が咸北、某地の舊「女眞」人在家僧部落より將來せられしもので古來同部落民の用ひた麻燭及燈盞兼用燈器である。油が手に入つたときは側方に出てゐる枝に陶製の燈盞を載せて燈油を點ずることも出來る。麻燭を點じた場合の「火がら」は木臺の一部が深く彫り込まれてゐる、これに受ける樣になつてゐる。

明(?)する。初めて見る青少年等には誠に奇異の感じを與へるこの庭燎は大成殿へ入る門の兩側に押し立てられる。それは萩の幹を組んで束にした高さ一丈餘、直徑一尺位の大きな「たいまつ」である。「經學院の沿革及現況」と云ふ冊子に據れば儀式中の燈・火に關する部分は次の通りである。

庭燎　六
照燭　數對
望燎　一
燭　　各一對（各神位・正位・配位・從享位・廡及啓聖祠に於ける禮饌陳設の中）

麻燭と云ひ何れも殆んど三千年來の傳統的行事であつて、殊に釋奠に於ける庭燎の如きは周禮そのまゝの事を思はせるのであり、これが現代の朝鮮に殘つてゐることは誠に興味ある事と云

第四圖　經學院釋奠の庭燎

ふべきである。

樂浪時代の燈器

漢の武帝元封三年、我、開化天皇の五十年、漢軍は古朝鮮を滅ぼし、滿洲系民族の支配してゐた諸小國をも併せて、今の平安南・北道、黃海道、江原道、咸鏡南・北道に亘り樂浪・臨屯・玄菟・眞番の四郡を置き、それを植民地として統治した。郡名や境域には種々の變動があつたが、この樂浪四郡時代は滿洲系の高句麗に滅ぼされる迄約四百二十有餘年も續き其の間支那では漢・魏・晉の三代に亘り所謂漢民族文化の花を咲かせたのである。卽ち支那は周代に於ても既に異常なる文化の發達を示し殊に漢時代には西域、印度に通じて佛敎を將來し安息（今の波斯）月氏國（健陀羅）の影響をも受けて特異の發達を遂げてゐたものである。從つて樂浪郡の文物は全く之等の流れを汲むもので、この時代に續く高句麗・百濟「伽倻」、新羅等の所謂三國時代にかけて之等民族固有の藝術に漢魏六朝時代の影響を加味した朝鮮藝術の發生時代に屬し、十數年前より平壤附近樂浪古墳や平安道內高句麗古墳等の調査によつて多數の遺蹟・遺物が發見せられた。卽ち之等の調査の進捗に連れて從來支那本土に於ても資料の乏しかつたもの迄も發見せられ學者の注目を惹くに至つたものである。例へば漆器の如きは記錄に於ては既に漢代に行はれた事になつてゐるが支那ではその遺物殆んど不明であつたにも不拘、樂浪古墳發掘により、今の四川省に當る蜀の漆工達によつて造られその銘の入つてゐる著しき進歩を遂げた漆器の實物を發見し得た如き、將又、漢代の所謂「綾羅錦繡」の如き詩文にのみ散見せしばかりのものも、樂浪古墳發掘によりその實物の破片などに接することが出來たなど誠に學界に對する偉大なる貢獻である。

これに伴ひ樂浪古墳出土の靑銅燈器も總督府博物館や平壤の樂浪博物館に見られる通り可成り進歩したものが發見せられ從つて、京城電氣の燈火史料室に於ても當代の珍奇なる資料數點を入手することを得てこれを陳列してゐる次第である。

第五圖は樂浪出土品と傳へられる靑銅製秉燭であつて高さ二寸餘、直徑は三寸位で一方に一寸七分の柄がついて居り、一見、鐎斗の如き形をなすも燭座に蠟燭立に用ひたと思ぼしき「心」が突出してゐる。又「延光四年二月造」と銘が入つてゐる。拓本に示す通りである。延光四年は我　景行天皇の五十五年、東漢安帝の十九年、西曆百

第五圖　漢代青銅乘燭

二十五年であるから昭和十七年より見て一千八百十六年前に當る。

第六圖は同じく樂浪古墳出土と傳へられる青銅燭臺であつて陳列品中最優秀なるものゝ一つである。專門家の研究によれば銅六分、錫二分、鉛や銀一分、其他一分を含むと云ふ樂浪青銅獨特の銹色を示し、燭臺を構成する曲線の如きは實に簡單で而も力強き表現を示してゐる。尚特筆すべきは此種燭臺は木製の圓い臺の上に置いたものであるらしく、その木の種類は何であるか甚だしき腐蝕の爲殆ど識別し難いが、これが同時に揃つて出土したことは誠に得難き資料である。この臺の側面に一個の小孔があるが、その目的は不明である。

第七圖は漢代青銅乘燭である。本品は果して樂浪出土品か疑問であるが、その柄の内側に「永光四年造、銅鐙、第二重三斤五兩」との銘がある。鐙は燈に通ずる。永光四年は前漢元帝の九年西曆紀元前四十年であるから昭和十七年から算へて一千九百八十二年前となる。本品は寫眞（第七圖）に見られる通り携帶用で燭臺には同形の蓋があり、柄もぴつたりと合ふ樣に作られてゐる。そしてこれを合せるとその柄の一部

第六圖　漢代青銅燭臺

分が孔狀となりこれに棒か何かを挿し込み紐で縛る樣になつてゐる。

第七圖 漢代青銅乘燭

斯の如き出土品から推察するに、この時代には文獻上又は實物上の確證には乏しいけれども、油を燃したり、今日の蠟燭或はそれと大差のないものが用ひられしものであらう。上記三個の品は何れも申し合せた樣に燭座の小さい割合に盤の大きいことである。高勾麗時代古墳の壁畫中には同樣の品の盤上に火を燃やしてゐること等から推察するにこの燭臺の上では或時は火を燃やしたもの、即ち燈油を入れて燈心を立てるか或は膏のまゝを燃やしたのではあるまいか。古墳の壁畫で盤上に火を燃やしてゐるのは燈火でなく香を焚いてゐるのだとの說があり、これに從へば上記の三品も香爐とならなければなるまいが、仔細に觀ると之等は壁畫のそれとも異る點が多く寧ろ燭臺として取扱ふべきもの、殊に在銘も證據立てる通りである。併し燭座と觀てゐる部分は或は燈心を立てる爲のものかも知れない。

第八圖は同じく樂浪出土と傳へられる漢代金銅燈盞であ

第八圖 漢代金銅燈盞

る。これは明かに燈油を入れて燈心を立てたものである。今迄これと同樣のものが度々出土したが何れも盞と燈心立の筒を缺いてゐた爲、香爐と誤り傳へられてゐるらしく先年內地で頒布された賣立の目錄中にも香爐として說明されてゐた樣に記憶する。尙又或る目錄には右と同形品の燈心立の尖端に相當する部分に鳥形の裝飾が附着せるものを見た。實物を手にとつて見ないので何とも斷定は出來ないが恐らくこれはその說明書通り香爐であつたかも知れない。京城電氣の燈火史料室に陳列せられし品は燈盞より燈心立を引き出すと說明圖

第九圖 (第八圖)の說明圖

(第九圖)にも見られる通り小孔があけてあり、燈心をかき上げるのに都合よく出來てゐることより察するに疑ひもなく燈火に使用せしものと考へてゐる次第である。

樂浪時代若くは漢代の燈油は如何なるものであつたか、支那の文獻に徵するに、漢の武帝は「七月七日」猗蘭殿に生れたが、王母は帝にその誕生を祝して「九華燈」を燃ぜんと申し上げ、又帝は每年七月七日には宮掖の內を掃除して雲錦の帷を張り、「九光九微燈」を燃じたと傳へられる(漢武內傳)洞冥記によれば武帝は「海肺」の膏を求めて燈と爲し、又、閣上には「芳苡燈」を燃じたが、その光は紫色で白鳳や黑冠の黑龍が昇足して宮中に來り戯るゝの趣があつたと傳へてゐる。又、拾遺記には同帝の元封年中に外國より貢する所の「靑櫨之燈」を用ひしに、その靑櫨の木には膏があつて漆の如く浮き出して來る。これを削つて器中に置き蠟を以て之れに和し塗布せば數里に燃燒すと傳へてゐる。漢の武帝の元封年中と云へば恰もその三年には武帝の大軍が既に前年より古朝鮮を水陸兩方面より攻略して遂に滅ぼし樂浪四郡を置いた頃の事で既述の通りである。同じく漢の武帝の時、董偃、寵あり、その延淸の室に臥するや「靈麻の燭」を列したと云ふ。(拾遺記)漢代にも麻燭の用ひられしことが分る。又、洞

冥記によれば漢の武帝は丹豹の髓と白鳳の膏を取り青錫を磨して屑となし淳蘇油を以て之等に和し、神壇を照らすに暴風雨の夜と雖も火光滅せずと記してゐる。史記には秦の始皇は「人魚膏」を以て燭となしたとの記事がある。同じく膏に關しては「庶物異名疏」に漢の武帝が『金彈彈鳥を以て其白光琉璃馬鞍を碎き悔恨すること甚だしかりしとき、李少君は「續膏」を「豨膏」に和して之を接續せしに日に映ずるもその損じたる箇所を見ざるに至つたと云ふが、その續膏とは一名「都膚」と云ひ、形色は櫻桃の如く鞠陵の東に産す。云々』の記事がある。

右の如く油には種々珍奇な原料を用ひ火光強く且つ永く滅せず、又油煙も少い樣な精良品を製出せんとして工夫を凝らしたものであつて、一般大量の使用には今に傳はる胡麻油や牛豚類の膏を用ひたものではあるまいか。之等のことに就ては今少し多くの文獻を引用しなければならず讀物としての興味を殺ぐので本稿に於てはこの程度に止めることゝする。尙又蠟燭に就ても高麗時代に朝鮮産蠟燭の記事が出て來るのでその稿に讓ることゝし、且又漢代燈器の説明で本稿に於て割愛せし多くのものに就ても後日稿を新にして述べんとするのである。

大野政務總監官邸の門扉應召

三月十九日午下り五六人の人夫が來て〃重いぞッ、重いぞッ〃と總監官邸の鐵扉をはづした、いま喧しい金屬回收の協力だが、大和町の高臺に古めかしいあの官邸が建つたのが明治四十三年それから今日まで三十三年の間鐵扉は九代の主人に仕へて家を護つて來た、外界を隔離して一見俳他的に見える鐵柵だか、ペンキのはげた身に錆を泛べてゐるのを見ると忠實に主家に仕へた鐵柵の〃古い良心〃がよく判る、その鐵柵が決戰體制とあればよろこんで應召されてゆくのだ〃重いぞ、重いぞ〃

人夫も一心、鐵柵も一心だ〃家よりも國に生きる〃ことが鐵柵にさへも判つてゐるのか、よいしよッよいしよッと春の陽の中を鐵柵は運ばれていつた、はづされた後には松の白木の格子戸がはめられ、重厚な鐵柵に代つて神ながらの門扉が建つ。

朝鮮馬事會設立要綱發表

（二月十四日）

…設立要綱…

第一　名稱目的及事務所　(一)名稱は朝鮮馬事會と稱し朝鮮に於ける軍用適格馬竝に產業用馬匹資源を充實確保する爲馬事の振興を圖るを以て目的とす。(二)事務所は主たる事務所を京城に從たる事務所(支部)を必要に應じ道に置く

第二　事業　民間における總ての馬事に關する事業の主體として左の事業を行ふものとし從來の馬事奬勵團體(農會等)はこれを支援するものとす。なほ競馬の施行については從來の競馬法人は解散せしめ現行朝鮮競馬令はこれを廢止し新に朝鮮馬事會競馬規則を設け朝鮮馬事會に非ざればこれを行ふことを得ざらしめ、且その施行の公正と穩健なる發達を圖るため適當なる改善を加ふるものとす。

(一)馬の移殖に關する施設(二)馬の生產育成、利用の指導奬勵に關する施設(三)馬の衞生に關する施設(四)競馬の施行(五)馬事に關する調査及研究(六)前各項に揭ぐるものゝ外朝鮮馬事會の目的を達するに必要なる事業。

第三　資產及會計　(一)資產は所有財產及之より生ずる收入、事業及國庫補助金等とし其の管理方法に付ては法令の定むる所に依らしむ(二)會計は每年度認可したる豫算を以て之を經理せしめ年度終了後決算報告を爲さしむ。

第四　監督　團體の特殊性に鑑み法令に依り各種の監督規定を設くるの外監督の周到を期する爲本府關係官中より監理官を任命す。

第五　從來の競馬法人に對する處置　從來の競馬法人(各競馬倶樂部及朝鮮競馬協會)の解散と同時に其の權利義務の一切を擧げて新設團體に承繼せしむ。

…政務總監談…

◇…朝鮮に於ける現行の馬政は國防及產業上必要なる馬資源の充實確保を圖る爲朝鮮馬政擴充計畫竝に軍馬資源確保に關する應急施設計畫を樹て之を中核として諸般の指導奬勵を加へ來つたのでありますが、古來朝鮮に於ける役畜の利用は殆んど畜牛に倚籍しつゝあつた關係上、馬に付ては其の生產利用等の素地が極めて乏しく上記馬政諸般の計畫に基く指導奬勵に付ても本府及國費の助成を受くる地方團體及農會の外には民間に於てこれに協力すべき馬事團體が皆無であるといふ現狀であつて、之に寒心に堪へないものがあつたのであります。

◇…然るに帝國の大陸兵站基地たる朝鮮に於て常に一定數の有能馬を充實して置くことは、單に平時產業上の需要を充す所以であるのみならず、戰時國防上緊要缺くべからざる事項なりと申すべく特に現下の時局に鑑みこれが必行を期するは實に刻下の急務に屬する所であつて、上記馬政諸計畫に基く馬の增殖、目標頭數の充實、竝に確保に付ては萬難を排しこれが完遂を期せなければならぬ所であります。

◇…如上の特殊事情に稽へ此の際本府の馬政に順應して之に協力せしむると共に其の事業の性質上民間團體に委するを得策とする施設を實施せしむる爲特別法人として强力な

る民間馬事團體を設置して民間馬事の中樞機關として其の機能を發揮せしむるの必要を痛感しまして中央政府と交渉中なりし處二月十日閣議に於て決定し十二日を以て勅裁せられたるを以て玆に朝鮮馬事會令を公布して左の要綱に基き朝鮮馬事會なる團體を設立せんとする次第であつて、以て時局下緊急の要務たる半島馬政の運營の進展上一劃期をなさんとするのであります。

恩赦の優詔に總督謹話

（二月十八日）

畏き邊りでは二月十八日、大東亞戰爭のため應召した刑餘者に對し、特別の思召を以て恩赦復權の有難き御沙汰あらせられたので、南朝鮮總督は右恩赦の優詔を拜して本府各檢事、本府各刑務所長、本府各警察官署長に對し左の訓令を發すると同時に謹話を發表した。

……南總督訓令……

玆に大東亞戰爭戰捷第一次の祝賀に際り詔書を發して恩赦の殊典を行はせ給ふ

聖澤宏大臻らざる所なし、臣次郎奉行の任に膺り洵に恐懼感激に勝へず夙夜黽勉以て聖德に奉對せんことを期す。職を司法司獄の府に奉ずる者亦克く聖旨を奉體し復權令に該當する者は其の示す所に循ひ普く惠澤に沾洽せしめ一人の遺漏有らしむべからず、又特別特赦の恩典に浴せしむべき者と否とは別に定むる所の準則に照して愼重に甄別し其の狀ある者は速に稟申して裁を請ふべし而して恩赦の惠澤に浴したる者に對しては具に叡旨の存する所を傳へ懇に曉諭戒告して其の改過自新を扶け又必要に應じ保護の方途を竭し以て聖德の洪大無邊なるを感戴せしめ謹愼法に遵ひ再び刑辟に觸るゝが如きことなく永く忠良なる皇國臣民として義勇奉公以て皇恩の萬一に奉對せんことを期せしむべし

右訓令す

……謹話……

二月十八日大東亞戰爭戰捷第一次の祝賀に際り　畏くも恩赦の大詔を渙發せられ　皇基愈よ固く國運益々隆昌なるを嘉し給ひ御慶を遍く國民に頒たせ給ふの叡慮を拜戴致しましたことは洵に恐懼感激の極であります。今回の恩赦の殊典は特別特赦と復權との二種でありまして十八日公布せられましたる復權令によれば罰金以上の刑の言渡を受けたるため資格を喪失し又は停止せられたる者にして昭和十七年二月十八日前その刑の執行を終り又は執行の免除を得たる者が大東亞戰爭のため應召したる時はその應召の時に於て復權することゝなり既に應召したる者も同樣應召の時に於て復權したことゝ爲るのでありまして既に應召したる者の中には支那事變の爲應召したる者も含むこと勿論であります。但し昭和十七年二月十八日以後に再び罰金以上の刑に處せられたる者は復權しないことになるのであります。又特別特赦は刑の言渡を受けたる者にして一定の基準に該當する者に對し刑の執行を免除せられるのでありますが、此の特別特赦に付ては關係官署に於て審査の上當職より之を上奏することゝ爲つて居るのであります。今や皇國は大東亞の天地から暴戾米英の全勢力を驅逐し輝かしき大東亞共榮圏建設の巨歩を踏み出したのでありまして此の秋に際り叙上の如き未だ前例のなき應召者に對する復權の恩典を垂れさせ給ひ又特別特赦の惠澤を賜りましたる大御心を感戴致しまするときは苟も此の恩典に浴する者は深く聖恩を欽仰し永久にその感激を心肝に銘記し自正自戒再

び刑辟に觸るゝが如きことなきを期すべきは勿論忠良なる皇國臣民としての正道を恪遵し一死殉國の至誠を以て時艱突破に邁進し以て洪大無邊なる皇恩に奉對することを期すべく一般國民亦齊しくこの優渥なる聖旨を奉體して皇國臣民たるの感激を新にすると共に一億一心この恩典に浴したる者に對し懇切に援護策勵してその更生に十分なる光明を與へ相率ゐて熱鐵の團結を愈々鞏固にし聖戰完遂に猪突邁進することが一億國民の聖旨に對へ奉るの途なることを確信する次第であります。

(臺灣、關東州及び南洋群島において犯罪、即決の言渡しをうけたるものもこれに準ず)につきその犯情、行狀、犯罪後の狀況などにかんがみ特に憫諒すべきものを對象とせらるゝ次第でありまして、その罪種は

(イ) 國家總動員法違反の罪にして價格等統制令第二條に違反したるもの(所謂九・一八違反)

(ロ) 政治の革新を企圖しこれが實行をなさむとして犯したる罪にしてその動機專ら忠君愛國の至情に出でたるもの

(ハ) 衆議院議員選擧法違反の罪および法令をもつて組織したる議會の議員の選擧に關し、同法の罰則を準用する法令違反の罪但し衆議院議員選擧法第百十二條の二の罪および法令をもつて組織したる議會の議員の選擧に關し同法條を準用する法令違反の罪を除く

(二) 朝鮮、臺灣、關東州または南洋群島に行はるゝ法令の罪にして(イ)(ロ)および(ハ)本文に揭ぐる罪とその性質を同じくするもの

であります。また復權は昭和十七年二月十八日前罰金以上の刑に處せられたるため資格を喪失し、または停止せられたるものにしてその執行の免除を得たる者、應召したる時は右二月十八日以後の再び罰金以上の刑に處せられた場合を除き當然復歸するのでありまして支那事變勃發當初よりの應召者もまたそれぞれ同樣であります。聖慮の宏遠なる畏き極みでありますが謹みて按ずるに特別特赦にありては(イ)については當該法令の實施當初內外の情勢は變遷甚しく急激でほとんど應接に遑なきほどでありましたのみならず國民はかゝる法規に習熟してゐなかつた關係もありまして犯情に憫諒すべきもの必ずしも尠からず(ロ)については憂國の念慮掬すべきものなしとせず(ハ)については翼賛選擧の明朗化を期するがため、また復權においては出征の榮譽を彰かにし給ふの思召と拜察し奉るのであります。一億國民はこゝにこの聖旨を奉戴するとゝもに層一層緊張各自その本分を守つて奉公の誠を致し、この曠古の重大時局において誓つて宸襟を安んじ奉るの決意を新にすべきでありまして、固より犯罪の如きは自他ともに相戒めてその絕滅を期すべきものと存ずるのであります。

新嘉坡陷落祝賀式

(二月十八日)(本府にて)

東亞の民十億が歡喜に沸き立つ第一次戰捷祝賀日に當る二月十八日總督府では午前十一時二十分から南總督以下三千廳員が正面玄關前に整列嚴肅なるうちにも溢れる喜びを見せてシンガポール陷落祝賀式を擧行した。國民儀禮に次で南總督の戰捷を壽ぐ感激の訓示あり、皇國臣民の誓詞齊誦、最後に南總督の熱誠籠る發聲で萬歲を三唱閉式、一たん散會して各局課において正午の默禱を行ひ、東條首相の發聲に從ひ萬歲を絕叫、冷酒を酌んで聖壽の無窮と皇軍の武運長久を祈念した。當日の南總督訓示左の通り

···南總督訓示···

大東亞戰起つて僅かに二箇月餘の今日、新嘉坡陷落を諸君と共に祝賀致すについて感慨禁じ難きものがあります。周知の如く新嘉坡要塞は大正十一年ワシントン海軍々縮條約調印以來、英國が東洋侵略の據點として巨億の軍費を投じてこれを構築し、世界に最たるものとして難攻不落を誇つた要塞であつて、その竣工式は四年前の二月十四日アメリカ太平洋艦隊をも招聘して示威的にこれを擧行し、他日、英米共同してこれを使用することあるべきを暗示致したことは今猶記憶に新なる所であります。

然るに皇軍の精强の前には假令難攻なりと雖も不落の要塞なく、こゝに彼等の防戰を見事に粉碎して日章旗をマレー最南端の敵砦の上に飜へすに至つたことは洵に痛快の極みと申さねばなりませぬ。而してこのことは世界第一級の敵要塞を攻め落したといふことだけに意義があるのでなくして、次の如く甚大なる多様の意義が存することを認識しなければなりません。

歷史的意義　英國の數世紀に亙るアジヤ侵略の歷史が玆に終りを告げ新しいアジヤの歷史が始まる時機に達したること

軍事的意義　之を以て英國は南洋一帶は無論、印度洋の制海權をも拋棄せざるを得ざるに到り、印度及び東南アフリカと本國との連絡は切斷さるゝの危險に瀕し且つ蘭印に據る反樞軸聯合軍及び蔣政權の抵抗力は相互の間に連絡を失ひ、時の經過に隨つて潰滅すべき運命にあること

經濟的意義　英米はマレー、蘭印等の重要軍需資源を利用し得なくなつたのみならず印度、〃　、等との連絡遮斷は敵側の國防經濟に重大打擊たる反面、我國は逆に廣汎なる南方地帶の新資源を利用するを得て、如何なる長期戰も寧ろ望む所として經濟建設を進むることゝなつたこと

政治的意義　シンガポール陷落は直ちに全世界の戰局及び政局に影響し盟邦獨伊の政戰兩略をして著しく有利ならしめ、世界新秩序の建設が期を劃して前進するに至つたこと

以上の如く新嘉坡の陷落は凡ゆる點に於て重大意義を有するのでありまして、重慶政權の輩や、尙若干殘存する敵國人を除き、大東亞共榮圈內數億の同胞がこの大戰果に對し一齊に歡呼の聲を擧げつゝある樣を想見し、指導的國民として衷心よりの感激を覺ゆる次第であります。然れども固より戰ひはこれを以て終つたのではなくして、之からまだ幾段階かの戰ひを經過しなければ眞の目的を達成することはできませぬ。英米の國民性を見るに、彼等は幾ら敗けても勝利の希望を捨てず「時間」を味方と恃んで最後まで頑張り拔く「粘り」を有つものであることは彼等の過去の戰史が物語つてをります故に我々國民はこの相手の性質を認識し、遙かに彼等に優るべき頑張りを以て何處までも戰つて戰つて戰ひ拔き勝つて勝ち通さねばなりませぬ。

今日迄の緖戰は前衞としての大勝利なりしも眞の本戰爭は今後に在る、我等國民は『勝つて兜の緖を締めよ』との日本古來の誓ひを固く守らねばならぬ。

征戰と朝鮮の愛國赤誠

（國民總力朝鮮聯盟事務局調査）

去る昭和十六年十二月八日感激の宣戰の詔書を拜し、大東亞戰爭の開戰劈頭の緖戰以來皇軍の赫々たる武勳を樹て敵米英軍を擊滅し

皇威を八紘に顯揚しつゝあるは我等國民の感泣して居る所であるが、半島内に於ける愛國熱は物心兩面に亙り極めて熾烈にして國防獻金、飛行機獻納、其他兵器資材の獻納、恤兵慰問、防空監視隊員に對する同情等日々の新聞其他に顯はれつゝある所なるが、彼の昭和十二年七月支那事變勃發當時の半島内の愛國赤誠の盛なる顯はれと今次大東亜戰とを比較すると更に數段の躍進を認むることが出來る。

今之を國防獻金に付て觀るに朝鮮軍愛國部に對するものは左の通りで

期間	金額	備考
自昭和一二、七、七 至同　一六、一二、七	九、七〇一、七六二・一二円	（支那事變當時）
自昭和一六、一二、八 至同　一七、二、一五	六、七〇六、七七八・五四	（大東亜征戰より新嘉坡陷落迄）

即ち支那事變當時の國防獻金は一日平均六千七圓二十八錢なるに比し、大東亜戰に入りては一日平均九萬四千三百八十二圓五十五錢に達し正に前者の百五十七日分に相當する。更に之を恤兵金について觀れば

期間	金額	備考
前　同	一、三〇五、九五六・三七	（支那事變當時）
前　同	三一八、四〇三・六二	（大東亜戰爭より新嘉坡陷落まで）

にして之亦その平均を比照すれば從前の一日平均は八百八圓六十四錢なるに比し、大東亜戰爭に入りては五倍餘に該當する四千五百四十八圓六十二錢を示して居る。

次に海軍關係に就きその一部分たる京城在勤海軍武官府に對する分を觀れば

國防獻金

期間	金額
前　同	一、二九七、九〇二・四三
（一日平均）	八二二・五〇
前　同	五、三二一、〇四四・六七
（一日平均）	七七、一一六・五九

恤兵金

期間	金額
前　同	五一、三九五・〇二
（一日平均）	三二・五七
前　同	二六九、五三九・〇三
（一日平均）	三、九〇六・三六

の數字を示し之亦正に驚異的增加である。

飛行機の獻納狀況は

	朝鮮軍愛國部	在京城海軍武官府
支那事變當時	六一	二三
大東亜戰以來	九七	四四

の數字を示し之亦躍進的增加率を示して居る。而してこの中には個人、又は會社・邑・面の單獨獻納十機を含み至誠は感激的なものである。尙各道・府・郡島聯盟等に於て、獻納運動計畫中のもの多數あり、一道で二十機或は三十機以上も獻納する向あるを以て此等全部が獻納さるれば其數は可なり多數に上ることゝ思ふ。以上の外各種兵器、慰問品等の獻納亦夥しき數に達し、現今の情勢は出征軍人の歡送迎慰問激勵等有形的赤誠を實行することは支那事變初期の如く實現出來ぬ事情もあるが各種獻納運動は、其數量に於ても金額に於ても格段の進步を示し、その實狀に於て内地の愛國熱に劣らざる氣慨を示しつゝあるは洵は朝鮮の特殊性に鑑みて邦家の爲め慶賀に堪えぬところである。併し大東亜戰は一段階を劃したるも、作戰地域は益々擴大され且長期に亙るべきを以て國防資材、並に獻金は今後一層永續せられたく、大陸に、南方各方面に多數出征將兵に對する恤兵慰問金品の獻納に就ては一層の熱誠を披瀝せられたいと思ふ。

馬券稅創設竝に出港稅令改正

……小田財務局長談……

内地におきましては曩に發表せられました直接稅を中心とする增徵案中馬券稅の創設及び織物消費稅の增徵を三月一日より實施することになりましたので朝鮮におきましても之に順應して三月一日より馬券稅を創設致しますると共に內地等に於ける織物消費稅の增徵に對應し朝鮮出港稅令等の改正を致すことに決定し、之に關する制令は今般手續規定と共に二月二十八日附官報を以て公布せられたのであります。

馬券稅　は內地稅法と大體同樣でありますが、唯內地稅法と異ります點は勝馬投票券の發賣に依り得たる金額に對する稅率は內地稅法におきましては百分の七でありますが、朝鮮におきましては馬事思想の普及狀況其の他朝鮮の特殊事情を考慮致しまして百分の五に致したのであります。なほ本稅の稅收入は平年度におきまして四百十四萬六千餘圓となる見込であります。次に

出港稅令　の改正は內地における織物消費稅法の改正に對應するものでありまして、內地においては從來織物に對し一割の消費稅が課せられてゐたのでありますが、今回その稅率が一割五分に引上げられましたので朝鮮より移出せらるゝ織物竝に織物製品に對しても出港稅の稅率を一割五分に引上げ以て內地において生產せらるゝこれ等物品との租稅負擔の均衡を圖つた次第であります。

尙內地におきましては臨時租稅措置法の改正により人造絹織物及び更生糸織物中の特定のもの（概して下級品）竝にベルト地及びホース地に對しては特に織物消費稅を輕減し一割の課稅をなすことゝなりましたので、朝鮮におきましても之に對應し朝鮮臨時租稅措置令を改正致しまして朝鮮より移出せらるゝ之等物品に對する出港稅を一割に輕減即ち從來の增稅をその儘据置くことゝ致したのであります。

滿洲國建國記念日に際し總督談發表　（三月一日）

支那事變、大東亞戰爭の前提戰とも言ふべく又世界新秩序建設の端緒ともなつた滿洲事變は現狀維持國の牙城國際聯盟の執拗なる干渉を斷乎排除して、昭和七年三月一日滿洲國の創建を見、茲に建國十周年記念日を迎へることになつたが、建國直後關東軍司令官の要職にあつて王道樂土滿洲國建設に寄與するところ大なるものがあつた南總督は輝く記念日を迎へるに際して次の如き熱意溢るゝ談話を發表して慶祝の意を表した。

……南總督談……

大東亞戰爭酣なる時、この三月一日を以て滿洲國建國十周年の記念日を迎へ諸種の行事により慶祝の意を表することはその意義洵に深大なるを覺ゆるのである。

我が帝國が滿洲事變の後、國際聯盟の干渉を斷乎排斥し、三千萬民意を援助して昭和七年三月一日滿洲國の創建を見てよりこゝに十周年、その王道治國、民族協和の國綱は御英邁なる、康德皇帝陛下の御盛德の下に大に更張し、その躍進的なる國步の伸展は世界の驚異とするに足るものがある。即ち創政以來、財政・經濟・產業・文化等各部門の關係數字は何れも駸々たる國勢の趨向を物語らざるなく特にその人口が僅に十年にして一千三百萬の

增加を示せる事實は同國繁榮の姿を最も端的に表現せるものであらう。これ蓋し日滿一心不可分一體の國是が庶政の上に具體化し、兩國官民の道義的協力がこの繁榮を結果したるものに外ならず、之を我が國の側より言へば肇國以來一貫せる八紘一宇の理想を滿洲國に依つて實現せるものであり、康德皇帝陛下が我が皇祖神、天照大神を建國神廟に親祀して、國本を惟神の道に奠め、一德一心の範を臣下に示し給ひつゝある事實はこの兩國關係の永久不變を證するものである。鴨・豆二江の水を以て滿洲國と境を接する我が朝鮮としては、日滿一如の一內容としての鮮滿一如の深誼により相結ばれ、既に鴨綠江發電事業、鮮農の邊境開拓事業參加、または最近の鮮滿連絡協議會開催等によつて表徵さるゝ精神を比年政策の上に强化して今に至るのであるが、斯くの如き相互の福祉增進及び共同文化の建設を以て多幸なる將來を翹望することは感激に堪へざる所である。

今や大東亜戰爭の赫々たる戰果に伴ひ、南太平洋に跨る大共榮圏の建設は着々として進みつゝあるが、この形勢に對し東亜北邊の鎭めに任じて共同防衛の重大使命を負ふ朝鮮及滿洲國の一如的提携は彌々緊密を期せなければならぬ。吾人は眞に東亜の大乘的見地より之が必然性を更に强化すべき將來を想ひ今日の滿洲國の光輝ある記念日に對して滿腔慶祝の意を表するものである。

"掘れ、街の鑛脈"

本府から檄

街や家庭に埋もれてゐる金屬類は一日も早く應召させませう——銃後二千四百萬愛國班員の熱誠に應へ總督府では總力聯盟の協力を得て"家庭の街の鑛山を掘れ"——と全鮮に亘り金屬類の特別回收を實施し多大の成果をあげてゐるが、戰爭の長期化に伴ひ金屬類が戰爭資源の生命であることを國民により一層徹底させ、溢れる愛國の熱情をもつて金屬供出に總進軍させやうと總督府企畫部では更に不急並に代替の出來る金屬類は一刻も早く供出して下さいと金屬特別回收運動につき次ぎのやうな檄を發した。

戰爭資源の中樞にして一國生産力の生命たる金屬類の自給自足體制を確立するは現下の喫緊事なるを以て政府は從來の屑鐵に依る製鋼法を銑鋼一貫作業への轉換を期し過渡的措置として昨年勅令を以て金屬類回收令の發布を見たり、畏れ多くも皇室に於かせられては鐵銅製品を多量に回收機關に御下賜相成たる趣國難に對する聖慮の程恐懼に堪へざるところなり、今回の特別回收は現在使用中のものも不急並に代替性ある物件を供出すると共に國內遊休設備の徹底的整理を爲し以て鐵・銅の供出を增加し一日も早く國內の充實を期すべきである。南方資源の入荷に依り金屬回收も不必要となる時期に至る可きを期待し金屬の供出を一日延しとするも差支なしとの心得違ひの者なき樣相戒めると共に各自自發的に金屬供出に相呼應すべきである現下の國內情勢は兵器製造及船舶建造並に之等機械製造の爲設備機材は絶對的のものにして金屬供出の成績不良を傍觀することは時局下認容し難きところなるを以て勸告によりなほつゝ供出をなき場合は國家は命令發動の施措に出づるの已むを得ざる次第なるも國民總力戰の實を擧ぐるため國民齊しく戰爭に參加の心構へを持し金屬の供出に總進軍すべきである。これこそ眞に日本の强さであり銃後奉公の誠を盡す所以である。

日誌

（自昭和十七年一月十六日 至昭和十七年二月十五日）

一月十九日 府令第九號を以て昭和十六年制令第三十二號（酒税等の增徵等に關する件）第六條の規定は昭和十七年二月一日より施行と決定

府令第十號を以て朝鮮通行税令施行規則中改正二月一日より實施す府令第十二號を以て朝鮮國有鐵道建設規程改正即日實施す

一月二十日 府令第十三號を以て昭和十四年府令第百四十七號（金融組合の朝鮮中小商工業資金融通損失補償規定に依る資金の融通に關する件）中改正即日實施す

一月二十八日 府令第十九號を以て昭和十七年度國內資金調査規則公布即日實施す

二月七日 府令第二十八號を以て敵產の管理に關する登記の手續に關する件制定公布即日實施す

二月九日 府令第三十號を以て本府農業土木技術員養成所規定中改正即日實施す

二月十三日 府令第三十二號を以て石炭增產施設奬勵金交付規則中改正即日實施す

二月十四日 制令第一號を以て朝鮮馬事會令公布即日實施す

朝鮮半島の貯蓄頗る好成績

銃後の奉公貯蓄で示せ—と全半島は官民總力をあげてこのところ六億貯蓄に總進軍の形だが、二月末までの貯蓄成績は上乘で早くも目標の六億を突破し半島の底力を遺憾なく發揮したことが總督府の集計によつて判つた。

二月末までの貯蓄額累計は四億七千三百三十一萬六千圓で目標額五億に對し九割四分の達成率を示し、前年の九割一分を凌駕する好成績を現した、これに私人の有價證券投資見込額一億五千萬圓を加へると實に六億二千三百餘萬圓となりこゝに待望の目標額を悠々突破した譯である、金融機關別にこれを示すと生保、簡保、金組、無盡…の順位となり、道別には慶北の一四五%を筆頭に黄海が一三九%、全南が一三八%、忠北の一二一%、全北の一一四%、慶南、忠南の一〇九%、平北の一〇六%、江原の一〇一%…といづれも目標額を突破して好成績を示してゐるが、未だ遲々として成績の擧がらないのを見ると筆頭が京畿道で僅かに六七%、その次が平南の八五%、咸北の八六%などがあり他道の雄躍に較べて遺憾の限りだ、道別貯蓄累計並に同達成率を示すと左の通り。

【單位千圓、割合%】

	貯蓄高（千圓）	達成割合（%）
京畿	一三〇、五〇三	六七
忠北	七、二八〇	一二一
忠南	一四、二七七	一〇九
全北	二〇、六八九	一一四
全南	三五、九九一	一三八
慶北	四〇、一〇九	一四五
慶南	五九、〇九〇	一〇九
黄海	二三、七八四	一三九
平南	三一、五八五	八五
平北	二六、七四二	一〇六
江原	一五、二八四	一〇一
咸南	三四、四二五	九五
咸北	二八、四三六	八六
その他	四、五〇二	
合計	四七三、三一六	九四

編輯を終へて

鮮米問題をとりあげるに當つて、次のやうな諸點が先づ理解されねばならないと思ふ。

卽ち、內地に於ては多くの美田が軍需工場の敷地として潰された上に、農村の中堅勞働力が陸續として都市の軍需工業に吸收されつつあるのである。

○

厚生省の調査によると、工場勞働者數は昭和十年六月末が二百六十四萬人であつたのが昭和十四年二月末には四百六十五萬人に增加してゐる。又鑛山勞働者數は同期間に二十六萬人から五十三萬人に激增してゐるのである。

○

かやうな勞働人口の增加は、大部分農村から轉出したものと考へることができる。應召と軍需工業への轉出とによつて、働き盛りの青年は農村から姿を消すに至つた。內地農村は幼稚園であり且つ養老院であるといふ感が深い。

○

ところが一方、戰時經濟の現段階では、農村に對して基本的食糧農作物の增產を要望すること切なるものがある。兩者の矛盾は如何にして解決されねばならないか。刻下の重要課題たるを失はないのである。

○

この矛盾は、朝鮮農業の占むる地位を一段と高く評價することによつて解決されるものと考へられる。卽ち朝鮮農業は、日本戰時經濟との構造的關聯に於て綜合的、有機的に把握され、從つて戰時計畫經濟運營上の機構的な一環として取上げられなければならないといふことである。

○

又、一方に於ては外米依存問題が云々されてゐる。これが暴論であること石塚米倉社長の玉稿に詳しく書かれてゐるのであるが、かりに鮮米內地供出約九百萬石を、南洋より輸入するとせば、五千噸級の貨物船が約百隻必要とするのである。

○

單に米の輸入のみにかやうな輸送力を必要とすることは、日本經濟にとつては大いなる負擔といふべきであらう。如上の如き觀點に立つて鮮米の重要性を改めて强調したいのである。

昭和十七年二月二十八日印刷
昭和十七年三月一日發行

發行人 朝鮮總督府總督官房文書課長
發行所 朝鮮總督府
印刷所 京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地 朝鮮印刷株式會社
一手賣捌所 京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地 朝鮮印刷株式會社 振替口座京城四〇

朝鮮

四月號

明治四十四年六[illegible]第三種郵便物認可
昭和十七年四月一日發行（毎月一回一日發行）
「朝鮮」第三百二十三號　四月號

朝鮮　四月號　目次　第三百二十三號

上京を前に板垣朝鮮軍司令官から激勵をうける半島の遣兒部隊

靖國神社へ感激の參拜をする遣兒

零細な蓄積によつて報國第七七八京城學童號生る寫眞はその命名式

見事な編隊飛行

東京城慶州間三八二キロを結ぶ京慶線全通す寫眞は慶北安東に於ける全通式典

大東亞の建設と半島の人的資源の重要性

森谷克己

一

大東亞戰爭下の勞働力供給において今後朝鮮は大に內地に協力したいといふことを、先般上京された南總督が各閣僚と懇談の後力强く語つてゐられる（京城日報、昭和十七年三月二十一日附）が、實際朝鮮は今後勞働力の供給において興亞の大業完遂に大なる寄與をなしうるであらうし、又かやうにして極力內地に協力せねばならない。朝鮮が大東亞建設のために內地に協力しうる最大のものは、何と言つても勞働力資源の供給になければならないであらうし、又「內鮮一體」もかやうな協力を通じていよ〳〵その實を發揮しうる。

そも〳〵今日および今後の局面ほど、わが國が各方面において有爲な人的資源を需要することの大なるはないと言つてよい。殊に質の良い勞働力資源を益々多量に必要とせねばならない。この勞働力需要の增大は大體三つの方面から條件づけられてゐると言へやう。すなはち第一は、言ふまでもなく戰爭、乃至大東亞保衞のために必要な戰士である。

大東亞戰爭を完遂して、しかもわが國が大東亞圈保衞の責に任ずるために、多數の人的資源を必要とするといふことは架設を要しないであらう。敗敵英米を打倒するまで、日本は繰返し疾風怒濤の如き上陸作戰を敢行してこれを追擊せねばならぬ。もちろん北邊の守は瞬時と雖忘ることはできない。それらのために多數の忠勇敢爲な人的資源が必要であるといふことは言ふまでもない。しかも戰爭目的完遂の曉には、恐らくわが國の何十倍といふ面積と十倍もの人口とを有する廣大なる地域が新たに日本の保衞下におかれることにならうが、わが國はこの大東亞保衞の責に任ずるためにも多數の人的資源を必要とせねばならぬ。

第二は銃後の產業戰士殊に生產力の擴充に必要な勞働力である。今次事變＝戰爭における動員兵力の數は固より知ることはできず、又臆測も許さないが、兎に角產業界から多數の應召者を出さねばならぬとすれば、已にこれが補充のためにも多數の勞働力を必要とするといふことは自明である。しかもわが國は、當面固より軍需產業を中心に今後益々生產力の一大擴充を强行せねばならぬ。

生產力擴充計畫は周知の如く昭和十三年度において第一次四箇年計畫の設定をみ、鐵鋼、石炭、輕金屬、非鐵金屬、石油等々の增產目標が定められ、謂はゆる重・化學工業の生產力の一大擴充が圖られることゝなり、昭和十六年度を以つて第一次四箇年計畫の完了をみた。そして今や第二次擴充計畫の設定をみやうとしてゐるが、要するに、わが國は、今次戰爭目的を完遂するために、且つ又今後大東亞保衞の責に任じつゝ新秩序建設を遂行するために、益々必要なる生產力の擴充を圖らねばならない。それ故に、殊に鑛・工業において益々多數の勞働力を必要とするといふことは自明である。

第三は、大東亞建設に必要な「拓士」である。既に滿洲への農業移民が國策として實行され來つてゐることは周知のとほりである。すなはちそれは滿洲開拓民と稱し、二十箇年間に合計百萬戸、年平均五萬戸の農業開拓民を滿洲に移植する計畫で實行されてゐる。なほ、それとは別個に、中堅人物を養成するといふ目的で、每年三萬人の青少年義勇軍も送られてゐる。

しかし、大東亞戰爭完遂の曉には、面積にして滿洲の殆んど六倍もある濠洲に至るまでの廣大なる南方圏が皇國の保衞下におかれねばならぬであらう。もちろん北邊の守は益々固められねばならぬ。北邊の建設は忽られ得ない。しかも同時に、南方の開發と建設も緊要でなければならぬ。わが國は、大東亞を建設して皇化を八紘に弘めるために、今後大東亞の諸地域に皇國人口を星羅碁布せしめねばならない。そのためには、言ふまでもなく多數の拓士が必要である。

かやうにわが國は前線に、銃後に、或ひは邊土開拓に今日および今後益々多數の人的資源を必要としてゐる。ところで朝鮮は、施政以來の三十餘年間に大に人口の滋息繁榮をみることができたといふのみならず、それが皇國の人的資源として教化啓導され來つた。わが國が曠古の偉業を遂行しつゝある今日、朝鮮も亦その人的資源を、必要な、適當な方面に供給して偉業の完遂に協力せねばならぬといふことは固より言ふまでもない。

二

そもそも舊時の朝鮮は、水旱災の頻發と永久的饑饉狀態、疫病の流行等のために繰返し人的資源を荒廢さ

れ、産業停滞し諸制度備はらず、自ら人口は長い間停滞をつゞけねばならなかつた。しかるに併合を契機として、半島は庶政を一新され、悪循環を打開して停滞より發展への道に着いた。今や諸制度備はり、産業興り、人口も滋息繁榮をつゞけ得てその急激なる増加をみることゝなつた。

併合以來朝鮮の人口は比類ないほどの激增をなしてゐる。すなはち明治四十三年末現在一千三百三十一萬餘であつた半島の總人口（その内半島人一千三百十二萬）は昭和十四年末現在二千二百八十萬餘（その内半島人二千二百九萬餘）となつてゐる。明治四十三年末現在人口を一〇〇とする指數でこれを示せば昭和十四年末現在一七一である。

右の人口數は每年行はれる戶口調査によるものであるが、最近の國勢調査の結果によると朝鮮の人口は更に大分多い。すなはち昭和十五年十月一日現在を以つて帝國全體につき一齊に行はれた國勢調査の結果によれば朝鮮の人口は實に二千四百三十二萬六千三百二十七人で、帝國の總人口一億五百二十二萬六千百一人の二三・一%を占めてゐる。朝鮮の人口の壓倒的部分が半島人であることは言ふまでもない。

まづ量的にみて、半島の人的資源が重要視されねばならぬ所以は以上でも明らかであるが、更に特に半島人人口が問題となる場合は固より内地在住者および滿洲、支那、ソ聯、布哇、北米等の在外者も無視され得ず、しかもそれらが旣に相當の數に上つてゐる。まづ内地在住の半島人人口は百二十萬内外と稱され、從つて半島在住の内地人人口よりも遙かに多く、後者の殆んど二倍である。在滿半島人の數は百三十萬内外と見られ、その他ソ聯領、支那等に在る者も相當の數に上る。

殊に重要視されねばならぬのは、近年半島人口の謂はゆる自然增加、すなはち出生と死亡との差增の頗る旺盛なることである。昭和十年より同十五年に至る五年間の半島人口の自然增加は百五十九萬五千三百六十六人のは、近年半島人口の流出入關係が一變し、從來流入超過であつたものが近年流出超過に變つたことである。從(本誌、昨年八月號、田中利作氏の論文に據る)すなはち平均一年三十一萬九千七十三人となつてゐる。なほ注目される來は人口の實增加が自然增加よりも多く、從つてつねに謂はゆる來住超過と看做され得たものが、右の五年間は反對に人口の實增加よりも自然增加の方が十六萬八千餘人多く、謂はゆる往々超過を示すに至つたのである。

それは兎に角半島人口の自然增加が平均一年三十一萬餘人とすれば、半島の人的資源の增加は頗る注目される。人的資源の增加に伴ひ、固より勞働力資源も增加してゐるわけである。昭和十年の國勢調査によれば、半島人口の年齡階級構成は十五歲未滿四〇・六%、十五歲以上五十九歲までが五三・四%、そして六十歲以上の老齡階級が六%となつてゐる。そこで假りに十五歲以上五十九歲までの間を生產年齡となし、且つ半島人口は右の割合で增加してゐると假定すれば、最近における年々の生產年齡人口の增加は約十七萬と推定されうる。ところで男女の割合は、從來朝鮮では男の方が多かつたが、近年男女數接近の傾向にあるから、男の生產年齡人口は右の半分、すなはち八萬五千づゝ增加してゐると看做されうる。

かやうに朝鮮の人的資源、殊に勞働力資源はその量において豐富であるが、しかしそれが重要視されるといふのは勿論たゞ單に量的に豐富だからといふだけではない。蓋し、たとひ量において豐富な資源であつても、若しそれが開發活用に適しないやうな、質的に極めて低劣なものであつたならば、それは重要性を認められ得

ないであらう。しかるに半島の人的資源は、開發活用に適しうる質を具へてゐることは勿論、今日その質が大に高められつゝある。

人的資源の質が問題となる場合、一般的には體質、氣質、教育程度等が問題となるとしても、根本的に重要なのは言ふまでもなく皇國臣民の意識でなければならぬが、半島の人的資源は一體にこの點において大に質的に高められてゐるといふことは顯著なる事實である。それといふのも、一つには時局認識、特に大東亞の進路と日本の地位についての認識が民衆に徹底したからでもあらうが、畢竟「内鮮一體」方針に則る諸施策が時局の要請に應じて時宜を得たからに外ならない。

半島人の性格、すなはち體質的、氣質的特性の問題は姑く措き、その教育程度は施政以來の三十餘年間に長足の進歩をなしてゐる。何よりも初等教育の普及狀態が問題でなければならぬが、それは併合以來著大なる發達をなしてゐる。そも〳〵舊時の朝鮮に於いては言ふまでもなく極く少數の子弟が詩書を學習したに過ぎなかつた。それが保護政治時代の明治三十九年初めて普通學校の創設をみ、しかも併合前には初等教育機關の數は官立九校、公立五十一校、私立四十校を數へたに過ぎなかつた。然るに昭和十五年五月末現在では、官立小學校十二校、公立三千三百七十一校、私立百三十四校、その生徒總數實に百四十八萬餘（その内半島人百三十八萬餘）を數へる。かくて昭和十五年八月、朝鮮人の初等學校適齡兒童の就學歩合は四五％に達した。しかも昭和十二年度以來遂行中の初等教育機關倍化擴充計畫が昭和十七年度に於いて完遂された曉は、學齡兒童の就學歩合は六七％に上る見込みと言はれる。そしてその教育は、國體明徵、内鮮一體、忍苦鍛錬の三大綱領に則つて行は

れてゐるのである。それ故に、半島の人的資源の質的向上は大に期待される。

三

かやうに半島の人的資源は、量的にも質的にも重視されうる以上、殊にその勞働力資源が今後大東亞の建設に益々大なる役割をつとめうるであらうことは疑ひを容れない。又、それは新大東亞の建設といふこの曠古の大業完遂の一翼として益々重要な役割をつとめねばならない。それは如何なる方面に充用されるか？　さきに引用した南總督の談話によれば、今後日本の「勞務問題については半島の青年を極力勞力不足の方面及び大東亞の地域にまで送りたいと思ふ」とある。すなはち半島の勞働力資源は銃後の產業戰士として益々活用されるのみならず、大東亞諸地域の建設にも充用されうる。

從來に於いても半島の勞働力資源は內地の勞務動員計畫に於いて重要な役割をつとめてゐたが、今後はそれが一層重要な役割をつとめうるであらう。この大戰爭を遂行しつゝ、わが國は生產力の一大擴充をも圖つてゐるのである。だから內地に於ける勞働力の不足は何ら怪しむに足らない。內地に於いては廣範圍に亙り婦人の就勞が行はれてゐることは勿論、最近では既に勤勞報國隊の動員も行はれ、又勞働力の供給に重點をおいて中小商工業の再編成を促進するといふやうな方策も講ぜられてゐる。勞働力資源を豐富に有する朝鮮としては、この際、內地に不足する勞働力を供給し、かやうにして征戰遂行に協力し內鮮一體の實を發揮せねばならぬことは言ふまでもない、因みに半島に於ける人的資源の質的向上に伴ひ、最近內地に於ける半島人勞務者に對する評

價も自ら大に改められつゝある。勞務管理に關する權威ある見解によれば、從來の半島人勞務者は兎に角、最近に於ける半島人青年勞務者の質的向上は著しいものがあると言はれる（參照、桐原葆見著、戰時勞務管理、一五七頁）

なは從來内地に於ける半島人勞務者の勞働部面は主として土建勞働や鑛山等の純力作業にあつたとすれば、今後は半島人勞務者の質的向上に伴ひ重工業方面に於いても彼らが益々重要なる役割をつとめるであらう。例へば鐵鋼統制會は、先般（四月十一日）勞務委員會を開いて勞務對策を決定し、組織的に半島人勞務者を移入する計畫を決定してゐる。すなはち「一、勞務者確保の問題については新たに移入した半島勞務者の優秀性に鑑み今後も引きつゞき半島から勞務の供給を仰ぐ（このため勞務委員會に專門委員會を新設する）、二、半島人勞務者移入前に現地における共同訓練につき統制會で早急につくる方策を確立するが、差當つては朝鮮の適地を選定して共同訓練施設を設置する」といふのである（大毎、昭和十七年四月十四日）。

もちろん半島内においても、半島の人的資源が、軍需および生産擴充計畫産業を中核とする産業建設において今後益々大なる役割をつとめねばならぬ。半島は言ふまでもなく大陸前進兵站基地であり、殊に北邊における有事の際直接の背後地となる關係上兵站地として必要な一切の産業建設を强行せねばならぬ。のみならず、未開發の水力資源、勞働力資源、諸種の原料資源を豐富に有する朝鮮は、極力これらの産業立地條件を利用して産業建設をすゝめ、大東亞共榮圈の建設に大に寄與せねばならぬ。更に平和克服の後には民生のための産業建設も益々促進されねばならぬであらう。すなはちそれらの半島内における産業建設も亦半島の人的資源の活用に俟たねばならぬのである。

かやうに半島の人的資源は、その質的向上に伴ひ、内地、朝鮮における銃後の產業戰士として今後益々活用され、いよ〳〵大なる役割をつとめねばならぬが、しかし今日ではも早それだけではない。更にそれは、場合によつては直接征戰遂行に協力し、殊に大東亞諸地域の建設と防衛の任務を分擔せねばならぬであらう。

今日半島の人的資源が、支那大陸或ひは南方において直接征戰遂行に如何なる形で協力し、どれだけの役割をつとめてゐるかといふことは固よりわれ〳〵の知るべからざるところである。が兎に角既に志願兵として參加してゐる者の存することは勿論、何らかの形で直接征戰遂行に協力してゐる者が存するであらう。しかも今後は半島の人的資源の質的向上に伴ひ、それらが一層增加せねばならない。

のみならず、大東亞諸地域の拓士としても、半島の人的資源は今後益々大なる役割をつとめねばならぬ。大東亞諸地域の建設と防衛のためには、指導國たる日本の人口が大東亞圏の要所々々に適正に配置されねばならぬ。既に滿洲國に對しては周知の如く內鮮の拓士が計畫的に多數送られつゝあるが、今後は同時に大南方圈も考慮に入らねばならない。かゝる大東亞建設＝保衛の拓士としても、今後半島の人的資源は益々重要な役割をつとめねばならない。

それ故に、半島の人的資源、殊に勞働力資源の開發充用に關しては固より供出力とも充分睨み合せて可及的に企畫化し、萬全を期するやうにせねばならぬと思ふ。

朝鮮の石炭鑛業に於ける勞務者問題

高濱　保

一、炭礦勞務者充足の必要

現在のやうな戰時下に於て石炭の生產力が、各種產業の發展に大きな影響を齎すことは論を俟たないことであつて、少しく極論すれば、大部分の工業が石炭の供給數量によつて、その生產力を制限されてゐる狀態であるとも言ひ得るのである。

而してこの石炭の生產力は主として、鑛業用資材の獲得、勞務者の充足及び海陸輸送の圓滑といふ三點にかゝつてゐることも又周知のことである。

然るに、朝鮮に於ける石炭需給の狀況に就いて言へば、各種の工場、機關車を始め其の他の石炭の總需要に對しては、今日尙供給之に伴はず、業種によつては、相當大巾規正の已むなき現狀になつてゐるのである。從つて、石炭の需要が年と共に增加しつゝある今日、その增產殊に有煙炭の增產は刻下の急務であるので、石炭生產の一大要素である勞務者の充足に就ても、大いに考究さるべきことであり、又炭礦の當務者に於ても、常に眞劍に論議されつゝあるものである。

朝鮮に於ける石炭礦は有煙炭礦として、北鮮地方の鐵道沿線に散在してゐる咸北諸炭礦が主要なもので、外に西鮮方面に沙里院及安州炭礦がある。又無煙炭礦としては、平壤を中心とする平壤の各炭礦、平安南道北部の各炭礦、咸鏡南道の文川及び高原、江原道の寧越及び三陟の各炭礦が主なるものである。

この内、大部分の有煙炭礦に於ては、從來半農半鑛夫とも言ふべき地元鑛夫が多かつたのであるが、幸にして概ね農繁期は石炭の不需要期になつてゐる關係上、自然に石炭需給の調節が出來、全體として農繁期に勞務者の減少することは、炭礦經營にはさほどの痛痒を感じなかつたのである。

然るに、事變以來特に有煙炭の需要は加速度的に膨脹したので、各炭礦とも、その出炭設備の最大限度に對する增產をせねばならない情勢となつたのである。從つて、從來の如き季節による勞務者數の增減は增產上に大きな支障をきたすこと丶なつて、農繁期に歸農する半農勞務者に多くを賴ることは出來難き事情となつた結果、各炭礦は一齊に炭礦勞務者の大量募集に乘り出して來たのである。

又無煙炭礦に於ては、寧越、聞慶、和順などの如く、比較的分離した地域にある炭礦に於ては、農村の地元鑛夫が今尙多いやうであるが、一般には、從來より大部分炭礦勞務者として在籍する者が多かつた關係上以上のやうな現象は少ないものと考へられる。

然しながら何れにしても、現在炭礦勞務者の充足に就いては、各有無煙の炭礦とも、多くの募集費を投じてその獲得に苦心してゐるのであるが、各種の工業が同樣生產增加をなしてをり、又土建事業も旺盛になつてゐる一方、食糧の增產も必要となつて來たので、炭礦勞務者の募集難は益々深刻になりつ丶あるのである。

二、炭礦勞務者の募集

炭礦勞務者の募集は、主として南鮮地方の農村方面から官廳の斡旋によつて募集される斡旋募集と、炭礦自體が許可を得て勞務係員を派し募集する自由募集との二つの方法に依つてゐるのである。

この勞務者募集に就いては、石炭業者の會合に於て度々論ぜられるところであつて、夫等の意見を綜合すれば大體次のやうなものである。

一、官廳の斡旋募集は何れかと言へば、數を集めることに重點を置く傾向があつて、勞務者の質の選定は第二義的になつてゐる。從つて募集後に離散する者が多く、定着率が不良である。然し、募集困難の折柄、官廳の斡旋募集も必要であつて、許す限り持續さるゝことを希望するのであるが、最も効果的であるのは、炭礦自身が自由募集をなして、一應炭礦の事情を說明し、坑內勞働の適不適を調査選拔した後、斡旋募集の形式を採ること卽ち兩者を併用することである。

一、農村から募集する場合が多いのであるが、從來米を常食としてゐた關係上、炭礦に來て雜穀を配給したため離散した例があり、一時に多くの勞務者が入り込む場合、道として食糧の配給に支障を來すことのために寧ろ之を歡迎しない傾向があるが、勞務者募集と食糧配給に就いては豫め充分の對策を必要とする。

一、種々治安關係もあることで、實現困難であるかも知れないが、山東勞務者の傭入れの許可が望ましい。之は就業率が非常に良好で、能率がよく、實際の增產に寄與することが大である。炭礦としては、一區劃に居

住せしめ充分之を監督することは出來る。

一、南鮮の農村の子弟を募集して、北鮮又は西鮮に炭礦勞務者として傭入れることは、食糧、勞銀に惠まれ、比較的裕福な條件のよいところから勞働條件の惡いところに募集することになつて、無理が多く効果が尠ない。寧ろ炭礦地方よりもつと條件の惡い地域で今日まであまり手をつけてないとこから募集することにした方が効果的である。之がためには、勞集地域を現在のやうに南鮮の何道といふやうな地域的制限を設けないで、全鮮一圓を募集區域とする。但し募集せんとするところが鑛工業其の他の勞務集散の地で募集許可が出來ない場合は、許可の際に充分取捨選擇して之を取締る必要あるなどの制限を設けて統制を採る必要はある。

などの事項が一應意見として述べられてゐるのある。

右のやうな希望事項は或は當局の方から見れば、種々の事情で實行出來難いこともあり、又最近勞務調整令も公布されたことであるので、今日では、幾分事情も異なつてゐるのであらうと思はれるが、何れにしても募集の實績は決して良好とは言へないので、その定着率は大體募集した人員の二割乃至四割といふところである。

然し、假令歩止りが不良であつても募集は可及的持續すべきは論を俟たないところであつて、離散したものゝ一部が農村に歸農するのみで、他の大部分は、その地域に於ける他の炭礦、鑛山、土木工事などの勞働に從事してゐることが多い實情であるから、結局その地域に於ける勞務者の絶對數は增加して行くものである。

三、炭礦勞務者の移動

朝鮮の炭礦に於ける勞務者の移動は、在籍者の數にもよるのであるが、一般に非常に多く、一年の移動數が在籍人員の二倍にも達するところもある。然し、平均すれば略々在籍人員數と同數の移動があるものと見るべきであらう。換言すれば數字的に見て、年初頭に於て在籍してゐた勞務者は年末までに全部離散し、その間に新たにそれだけの勞務者が傭入れられることになつてゐるのである。

斯くの如く、勞務者の移動（前述の募集された勞務者の步止りも同樣である）が激しいことは種々の原因があることゝ考へられるが、主として勞務者の作業場所が、農業や工事などと異なり暗黑な地下であること、土建や漁場の如き一時的に高率の賃金を支拂ふことが許されない事情にあることとのためで、例へば咸北沿岸に於ける鰯の漁期に於ては、一時に多數の勞務者を比較的高率の賃金で傭入れるがために、炭礦勞務者の在籍勞務者數が著しく減少することは、例年同一の現象を繰り返しつゝあるところであり、又工場建設、道路、鐵道などの工事のために一時に吸收されることもその例に乏しくないのである。

又、一方勞務者自體の共通した心理とでも言ふべき定着性のないこと、即ち徒らに移動する性質が多いことも移動の甚しい原因の一つであつて、幾分でも他の炭礦の賃率がよいといふ風評を聞けば漫然と移動するものが多いのである。

然しながら、又この勞務者の移動率の大きい原因が、全部勞務者側にのみあるといふことは言ひ得ないことで、炭礦經營者側にも尙幾多の考慮すべき事項があるものと考へられる。即ち、炭礦側があまりに勞務者の獲得及移動の防止に對して勞銀のみに賴り過ぎる傾向があるやうであるが、住宅、醫藥、娛樂などの福利施設の

改善が半島人勞務者に對しても移動防止に必要缺くべからざるものと考へられるのである。勿論、石炭の生産も一種の營利事業であるので、採算を度外した高級の勞務者住宅を建設することは困難であらうが、生活程度の低いと考へられる炭礦勞務者にても所謂住みよい住宅は、自然離れ難き心情を起さしむるものと考へられるのであつて、現に平壤某炭礦に於て、比較的設備のよい住宅を提供したため、從來に比し著しく移動率が低下した實例によつても、必ずしも、炭礦勞務者が賃銀のみによつて移動をなし、住宅其の他の福利施設に無關心であるとは言ひ得ないことである。

斯くの如く勞務者に對する內地諸炭礦の福利施設は、最近に至り頗る改善され、之に費やす金額も頗る巨額に達してゐるのである。而して、勞務の事務を擔當する係員には、相當優秀な人物を配置してゐるのであるが、朝鮮に於ては、斯くの如き諸點に對して比較的輕視し過ぎてゐる傾向がないであらうか。勿論內地炭礦と同じく經費を費やして果してそれだけの効果を擧げるものとは考へられないが、勞銀を增すことによつてのみ移動を防止せんとすることは、寧ろ逆効果を生じ、就業率を低下せしめる惧があることも考へなければならないので、現在各炭礦が每年支出してゐる募集費は、頗る巨額に達してゐるのであるから、福利施設に出費をなすことは、結局募集費の節約となるものとも考へらるのである。

又、勞務者住宅の收容力から言へば、家族を有する勞務者は不經濟であるやうに思はれるが、定着することと、就業率が大であることを併せ考ふれば、寧ろ出來る限り有家族の勞務者を歡迎すべきものと考へられる。

四、勞務者の就業率と作業の機械化

炭礦に於ける勞務者の就業率（稼働率）は、在籍人員の約六割乃至七割である。この就業率を向上せしむるは、相當困難のことゝ考へられるが、尙幾多の考究すべき餘地があると思はれる。例へば、朝鮮に於ける大部分の炭礦が、今尙長距離の狹隘な人道を使用してゐるところが多く、殊に傾斜の大なる斜坑を人道とする場合の如きは、現場に到着する迄に多くの時間と精力を浪費する結果となるので、電車又は人車によつて容易に通行出來るやうにするなどの設備をなし、幾分にても就業率と稼働率を向上せしむる要があると思はれる。

又、一方今日の如く勞務者の不足の場合に於ては、勞銀が昂騰し、且つ未熟練勞務者が多くなる結果、全體の作業能率が低下するのであるから、資材入手難の折柄充分の設備は出來ないにしても、出來る限り採炭、運搬其の他の作業に於て之を機械化して人力を省くことも考慮せなければならないのである。

最後に、官民一體として根本的に考究せねばならないことは、朝鮮に於ては尙豐富な勞力を有してゐるのであるから、全鮮に亙りて皆勞運動を徹底化し、剩餘の勞力を生みだすことで、この運動が成功するか否かが、石炭の增産に限らず凡ての工業の增産の鍵を握るものと言ふべきであらう。

時局と米穀增産

乾　明

一

勿體ない話であるが、昭和五年以降約八年間といふもの我國は過剩米穀の處置に苦しんだ。從つて、支那事變勃發當初に於て、我國の食糧自給力につき、樂觀的見解が專ら行はれたとしても、敢て怪しむに足らない。事實、事變勃發後二年間の食糧自給率は百パーセントの好調を示し、我國の戰爭持續力の强靱さを立証した。

ところで、戰爭はその遂行に必要な人や馬を農村から抽出して轉用するし、又農具や肥料の供給を窮屈ならしめるので、それが長期に亙る場合において、農業生產力を低下せしめるのは當然である。これは、農村からの直接戰爭參加人員の極めて少い、又農耕用役畜の大部分を牛に依存する朝鮮にあつても、內地と程度の差こそあれ、同樣な傾向にあるものと考へられる。

戰爭はまた一面において軍需品としての食糧を要求し、軍需工業を膨脹せしめることによつて食糧の消費量も增大せしめる。工業的勃興期にある朝鮮において近年の食糧消費量の增加傾向は特に顯著なものがある。

従つて昭和十四年の旱害による朝鮮米の移出激減を契機として、我國の食糧需給開係が逆轉し、それが今日においては漫性的症狀と化し、迅速に回復しないのは、あながち天候不良に基く減收の繼起によるものとのみ考ふべきではない。

かくて、時局下食糧の增產は軍需物資の生產力擴充と同樣に重要な課題となり、早くも昭和十四年度において內鮮を通じて米穀の應急增產施設の實施をみるに至つた。卽ち一ケ年間に、內地では四百萬石、朝鮮では百二十萬石を增產する目的を以て耕種法改善に關する諸施設が實行された。內地の實績は目標生產量（六千七百萬石）を二百萬石も突破する好結果となつたので、更にひきつゞき昭和十五年度において一ケ年間に四百萬石の增產を企圖したがこれは成功しなかつた。朝鮮の實績については多くを語るを要しない。われわれは昭和十四年といふ年をまるで惡夢のやうにしか想起しえないからである。

內地に對する食糧の補給は、戰時下朝鮮の負荷する數々の使命のうちで最も重要なものである。朝鮮增米計畫は朝鮮自身がかゝる內省の上にたつて獨自に企てた、やゝ大規模な米穀の增產計畫である。

本計畫は重心を耕種法改善に置く六百八十萬石の增產計畫で、昭和十四年度に實施した增產施設や旱害對策並にその効果を計畫中に包攝して昭和十五年度以降實施されて現在におよんでゐる。計畫中異色ありと認められるのは、內地に先行して土地改良事業を內容化した點で、それは產米增殖計畫の中止後といふものはその程度の增產を行ふにしても、耕地の自然的條件が耕種法の改善を阻止するが如き狀態に放置されてゐたからである。

耕種法の改善は農業の集約化である。內地のやうに旣に高度に集約化されてゐる農業を更に極度に集約化して生產力を增大せしめることは、勞力と生產手段(土地は別として)の缺乏する戰時下おいては技術的に困難であるばかりでなく、農產物に對する低價格政策と相俟つて經濟的にもそれを困難ならしめる。增產問題をめぐつて營農規模や小作料の適正化が强調せられつゝある內地の現狀は雄辯にこれをものがたつてゐる。從つて內地において本格的な食糧增產計畫として、五十萬町步の耕地擴張を根幹とする農地開發計畫が樹立され、昭和十六年度以降十ヶ年にわたつて實施されるに至つた所以も亦明瞭である。卽ち、本計畫は旣耕地において困難となつた生產力の增加を農地の外延的擴張によつて可能ならしめんとするものであり、滿洲に對する農家の移住計畫と相俟つて營農規模や小作料の適正化をも促進せしめんとする意圖であらう。とまれ、右計畫は直接的には內地における食糧の自給力を可及的に增强せんとするもので、昭和二十七年の產米を八千二百萬石(昭和十六年の生產目標は七千百萬石)に達せしめんとしてゐる。しかし、完全な自給計畫ではないので、計畫完了後においても外地から一千萬石程度の移入を豫定してゐる。從つて本計畫は當初から外地の增產計畫と綜合的に企畫さるべき性質のものであつたが、急速に實施するを要したため、外地計畫との綜合調整は實施後において實現するに至つた。朝鮮增米計畫の擴充は、內鮮食糧增產計畫綜合化の所產に外ならない。

二

擴充朝鮮增米計畫概要

昭和十五年度以降六箇年（完成八箇年）を第一期とする朝鮮增米計畫は時局の推移と帝國の人口增殖政策に對處し併せて內地に於ける主要食糧生產計畫に順應せしむる爲昭和十七年度以降に於て增產の基礎條件たる土地改良事業を擴充實施せんとす。

一　期　間

昭和十四年度實施の旱害救濟事業に引續き昭和十五年度以降十二箇年（完成十四箇年、農事改良完成十六箇年）

二　增產目標

（一）昭和二十七年度增產數量（中間目標）　五、四三八千石

（二）昭和三十年度增產數量（計畫完成年度）　六、一九六千石

耕種法改善に依る增產數量　五、一八七千石

合　計　一一、三八三千石

總生產量　三四、六三六千石

三　增產方法（土地改良事業に關するもの）

既定計畫の通水利不安全畓の灌漑改善に重點を置くも更に開墾、地目變換、干拓事業等畓の積極的擴張をも併せ行ふものとす。

（一）施行總面積　五七七、〇〇〇町步

（內　昭和十五、十六年度實施面積　四五、七千町步）

昭和十七年度以降實施面積　五三二千町步

內　譯

灌漑改善　三〇七千町步
開墾及地目變換　一二六、七千町步
耕地整理　六六千町步
暗渠排水　二二千町步
小規模事業　二四千町步
干拓事業　三二千町步

(二) 事業施行者

灌漑改善　大地區は營團
開墾及地目變換　小地區は水利組合又は契
耕地整理及暗渠排水　主として既成土地改良事業施行者
小規模事業　契又は個人
干拓事業　營團又は個人

(三) 事業費　七五〇、六九〇千圓

四　農地開發營團

土地改良事業の擴充に伴ひ事業を計畫的に實施する爲大地區灌漑改善事業(開墾、地目變換を含む)及干拓事業の施行者として特殊法人たる朝鮮農地開發營團(資本金一千萬圓)を設立するものとす。

擴充計畫の概要は上記の如くであるが、增産數量は一擧にして千百萬石に引き上げられた。既定計畫に比して約四百六十萬石の增加である。これは朝鮮における米穀の濟費の增加傾向が著しいので、內地への供給力を增强するためには、更に生産量を增加せしめる必要があつたからである。そして增産量の土地改良事業への依存度は急激に增大して五四パーセント(擴充前二五パーセント)となり、産米增殖計畫を凌ぐ大計畫となつた。これは既定增米計畫において土地改良事業を內容化したときに既に露呈してゐるやうに、朝鮮にお

いては農業の集約代の前提として水利施設の完備が絶對に必要だからである。八十餘萬町步——沓全面積の五割强に當る——におよぶ水利不安全沓中五十餘萬町步を占める天水沓の灌漑改善なくしては、生產の安定はありえないし、また耕種法の改善も普及しないのは言をまたない。從つて灌漑改善事業が土地改善事業の中心をなしてゐるのは當然である。開沓(開墾及地目變換)と干拓とは耕地の積極的擴張ではあるが、前者は灌漑改善事業に隨伴せしめるのが得策であり、また後者は朝鮮の自然的條件が有利なるの故を以て企畫されたものであつて、灌漑改善事業に對して補助的乃至は從屬的な地信を占むるにすぎない。從つて土地改良事業への依存度において、內鮮食糧增產計畫がたまたま軌を一にしたとはいへ、それを必要ならしめた原因は決して同一でないことに注意しなければならない。

三

支那事變が大東亞戰爭に發展し、第二次歐洲大戰と完全に結合した今日、われわれは滿洲事變の持つ世界史的意義を充分に理解しうる。陸軍省新聞班によつて「國防の本義とその强化の提唱」なる小册子が頒布され、社會の一部に衝擊を與へたのは、滿洲事變後三年もたつた昭和九年であつたが、その年の五月に、朝鮮をして今日あらしめたところの產米增殖計畫が中止された事實は、何人も感慨なくして想起しえないところである。

しかし、情勢はその後奔流のやうな勢で急變した。今や我國は建國の本義に則り大東亞建設の理想を實現しつゝある。理想に生きる國家は强いし、またその國策の繼續性は疑ふべくもない。だが、しかし、擴充計畫の出發點は快適な走路上にはない。勞力や資材の缺乏、小作料の制限や低減傾向、技術者の吸收困難等超

えがたい障碍物が出發線の直前にゆくてを阻んでゐる。それでも、國策の命ずるところ、朝鮮はその總力を擧げてこれが完遂に邁進しなければならない。といふのは、內地に對して食糧の補給地たる朝鮮の地位を死守することは、聖戰の遂行が壓倒的多數を占める內地からの出征將兵の貴い血によつて行はれつゝあるといふ嚴肅なる事實の前に、朝鮮が負荷する重大な責務として道義的に義務づけられるし、また前線で銃を執ることのできない多數の農民を包容する朝鮮として、彼等を聖戰に參加せしめ得るのはそれによつてのみ可能だからである。最後に一言つけ加へたい。

大御稜威の下、忠勇なる皇軍將兵の勇戰奮鬪によつて、我が南方支配圏は急激に擴大しつゝある。そこには、アンチモニー、錫、ゴム、石油等豐かな資源があつて、われわれの希望を明るくしてくれる。しかし印度と支那に對する關係が決定的なものとならない限り、三百萬噸の米が過剩となるといふ一事は、われわれをして無關心たらしめえない。だが、議會會期中において政府の反覆聲明したところによつて、これらの過剩米が國內の食糧增產計畫を壓迫しはすまいかといふやうなことは、全然懸念するを要しないやうである。支配圏內に巨大な過剩米を持ちつゝしかも國內における增產計畫を實施しやうとする國家の意圖は、輸送關係が圓滑でないといふやうな單純な理由からでないこと勿論である。

ドイツの農業食糧政策の出發點となつてゐるといふ次の二つの事實は、これに對する簡明な解答ともなりえやうか。

一、世界史を見れば自己の農民階級を失つた國民はすべて滅亡した。

二、國家は非常時においても自己の土地によつて十分に食糧を自給しうる場合にのみ政治的に自由である。

專門學校學徒に對する體位錬成案

中澤太郎

一、緒　言

朝鮮總督府の機構改革に伴ふ厚生局の開設は、大日本人口の約四分の一を有する朝鮮に於て、且つまた皇國が大東亞共榮圈の指導者として、人的資源の確保、擴充する上に於て、洵に好適の處置といふべきである。今次の機構改革の趣旨、目的竝びに新機構の運營等に關する根本方針は、旣に總督閣下の訓示竝びに政務總監談によつて示されてをる如く、有史以來未曾有の難局に際會して、各種對策の確立と施設の急速實現を要するものあるに鑑み、之が積極的推進を圖り、以て高度國防國家體制を確立し、聖戰完遂を期し、大陸兵站基地半島の使命を全ふせんとするにあるわけであるが、要は、人的資源の確保と、國民動員の圓滑を期するにあると考へられる。今回厚生局の新設に依りて、昭和十七年三月一日より全鮮一齊に、醫學的立場より體力檢査が實施せられた事は、國家が半島青年約六萬の體力に期待されるところ大なる所以のものであつ

て、大東亞共榮圏の指導者たる皇國に生を享けたる青年の光榮であり、其の責務は誠に重大である。專門學校に於ても、通牒に依り實施する樣になつてゐるが、學徒體位向上の一助として實に慶ぶべき事で、進んで之に應じ、萬遺憾なき樣にせねばならぬ。

由來、專門學校の學徒體位向上に關しては、あまり學校として考慮せられてゐない傾向があつた樣である。と言ふ理由は、學校衞生室の不完備と、體育專門の教官を置かざる學校の多數あるを以ても察知出來ると思ふのである。が故に體力檢査の實施方法に就きても、參考となるべき適切なる何物も見當らない。これは一面から考へると、私の此の方面の見識が淺いのかも知れないが、どうもそうではないと考へてゐる。と言つて此のまゝ其の任に當る一員として目下日本の情勢をみる時、青年學徒體位錬成向上の緊要なるは、明日を待てないであらう。が故に、消極積極兩方面の研究、實施により、益々學徒體位向上に力めなければならないのである。身體發育情況から考察して完成期にある此の時代の青年學徒に於て體位の向上は、目下の緊急なる國家的仕事であると言はなければならない。かゝる意味からして專門學校に於ては、先づ入學試驗に於て、醫學的立場から又技術的方面からの體力檢査を愼重に實施しなければならぬ。而して將來世界の指導者として立つべき心身共に强健なる學徒を入學せしめ、更に之等を鍛錬し、以て國家有用の人材を養成せなければならぬ。昭和十七年三月京城鑛山專門學校入學志願者、六二六名に就き體力檢査、走、跳、投、運、懸に於て、合格者二四六名で他は不合格者であつた。以上の種目中、一種目不合格なるものは、總體的に判定の結果不合格となるのである。人間としては、以上の種目中何れも一定度の合格級の力を保持する必

要があると思ふ。

二、專門學校に於ける體育の方針と目標

學校體育方針の決定に就いては、其の學校の敎育綱領に基かねばならない。學校體育が學徒の身心を鍛錬することは申すまでもないが、特に訓育方面に大なる力を有するものであるから、どうしても此の大綱領に立脚して立案せなければならぬと考へるのである。現に鑛山專門學校では、本校敎育綱領、

敎育勅語ノ聖旨ヲ奉體シ、皇國臣民タルノ本分ヲ恪守スベシ。

身體ヲ鍛錬シ質實剛健ノ氣風ヲ涵養スベシ。

學ヲ修メ技ヲ練リ以テ國家有用ノ人材タラシメンコトヲ期スベシ。

以上の敎育綱領に則りて體育の方針を樹立してゐるのである。更に之より述べんとするところは、積極的、消極的二方面より論じて見たいと考へる。

一、積極的方面としては、先づ青年心理の研究が必要であつて、之に立脚し、適切なる指導をなし、其の發達と傾向を凝視し、身體的竝びに精神的鍛錬に依りて品性を陶冶し、質實剛健の氣風を涵養し、以て生徒心理情態の調和的な發達を期し、國家有用の人材を養成するのである。

二、消極的方面としては、生理衞生、解剖學的立場より、生徒の健康と機能の活動を保護增進すべきである。保護の立場とは、餘りに消極過ぎるの感があるかも知れないが、此の點に關しては、中等學校以上の生

徒に就いては現在まであまりに忘れてゐたのではないかと思われるので、特に保護なる言を附した次第である。

次は體育の目標であるが、青年期は骨格及筋肉卽ち、運動器系統を中心とした發育の充實期である事は左の陸軍省發表に明に現れてゐる。

卽ち、一七歳―二五歳の間に於ける、心身發育の特性竝に之に適應する體育法として、

（一）身體發育の完成期にして、身長、體重、胸圍の增加は急減し、二十五歳頃に至りて概ね終熄す。（身長發育完了は體重に比し早し）。（二）骨の發育は減ずるも、筋肉の發達は急速にして隆起を現し、力量大いに增加す。新なる抵抗力を感じ、忍耐力强盛となる。（三）運動に關する神經機能殆んど完成す。（四）心臟、肺臟の發育强盛となり、激動に堪ふ。（五）神經聯合作用發達繼續す。（六）勇敢、沈着、機敏、持久、判斷力等の精神力發達す。

此の間の體育上着意すべき事項。

（一）身體を健康、否健全にし、動作を敏活ならしむると共に、剛健の精神規律を守り、協同を尙ぶの習慣を養成す。（二）身體發育完成期なるを以て、心身の鍛錬的運動を課すること必要なり。然れども其の初期にあたりて、身體の發育尙繼續するを以て硬直なるが如き筋運動は、却て長骨の發達を阻害す。又諸器管は未だ十分なる抵抗力を有せざるを以て、運動の强度に注意す。適用すべき運動としては、全身筋の强き發育及充實を圖る運動、肺臟、心臟の發育促進及鍛錬の運動、高等の巧緻運動、良好堅實なる運動を採用すべきで

ある。以上の様な發表よりみても、發育を阻害すべきあらゆるもの丶除去に力むると共に、發育の充實完成を期せなければならない。

次は姿勢の矯正であるが、長時間の勉强より來る不良姿勢の除去についても大いに力め、端正なる姿勢を保たしめ、以て內臟諸器能の完全なる發達に導かねばならぬ。衞生的訓練に就いては、我が國民は、外國に比し衞生思想が甚だ幼稚だと言われてゐるので、其の結果死亡率の度、傳染病、性疾病の多數を來してゐる。されば日常衞生思想の涵養に力め、之が良習慣を養成しなければならぬ。特に半島に於ける衞生思想の徹底を期する上に於て、是非とも靑年學徒の此の方面の教育に力を入れる必要があると思ふのである。吾人の日常生活に於て、身體が意志のまゝになる事が必要である。卽ち機敏、正確、巧緻、耐久等の諸力を要するのであつて、今回の戰爭に於て如何に之れ等の事が必要であるかは、新聞紙上に於て見る皇軍將士の働きが證明してゐる事實である。之等の力は筋肉に屢々適當なる神經刺戟を與へると共に、體育運動によりて調齊力を訓練しなければならぬのである。又時局に鑑み、大東亞共榮圈の指導者として立つべき靑年學徒は、鍛錬的教材及課外運動によりて、更に身體を鍛錬し、以て頑健なる身體を作ると同時に、品性の陶冶、卽ち諸德性を涵養し、敎養ある人物を養成せねばならぬ。又一生を通じて體育を行ふ體育愛好の精神を養成せねばならぬと思ふ。現在までの學校體育は、學校のみの體育、學生時代だけの體育で終つてゐたのであるが、此の點、大に考へ直すべきであらう。之については、當面の體育指導者に大部分の責任があるのであつて、將來の學校體操指導法を如何にすべきかに就て考究しなければならぬと思ふ。

次は體育の生活化であるが、此の點に關しては特に訓育上に關係するところ大であるから、校の內外の動作を規律あらしめ、以て家庭と連繫し、注意指導すべきである。此の點學校教練科に於ては、教練の日常化に就て細目を作り、訓育方面を指導してゐるので之と相倚り相助けて指導すればよいと思ふ。體育の生活化の考へ樣では、訓育方面と趣味的方面との二方面と見られるのであつて、かゝる點から考察して、生活化は、一大目標であらう。

三、體操科の教授法に就て

體操科の目的は身體の各部を均齊に發育せしめ、身體を强健ならしめ、姿勢を端正にし、身體の動作を機敏耐久ならしめ、以て快活、剛毅、堅忍持久の精神と規律を守り、協同を尙ぶの習慣を養ふにあるのであるから、心身は常に相離る可からざるものであつて、最も密接な關係を有してゐるので、人の德性上から見ても健康を增進すると言ふことは、根本的に大切な事であると言わねばならぬ。卽ち、調齊力の發達と、全身の健康と、加ふるに人間が個人的にも、社會的にも品性を陶冶するにあるのである、然らば之が指導の方針としては、先づ學徒の身體的情況を熟知しなければならぬ。此の方法としては、身體檢査の結果竝に體力檢査及測定法に依るべきであつて、斯樣にして得た各個人の身體情況を考慮し、其の取扱方法に留意し、指導の方針を確立せねばならぬ。京城鑛專に於ては、以上の方針に依りて體操科指導系統案なるものを作成し、眞に學徒を凝視した指導を行つてゐるが、由來專門學校體操科に就ては、全國統一された教授要目が無い關

係上、之が作成に當つては、各種方面の教材を參考資料とし、立案するのであるが、御參考までに教材選擇に對する一般的な基礎を左に揭げて見ると、

體力の根本を養ふ呼吸器及心臓を發達させ强くする爲に、走跳の運動を選ぶこと。

姿勢を端正ならしめる爲に、身體背面筋の强い努力を要する運動を、其の他伸展的な運動を選ぶこと。

短縮し勝である腹筋、胸筋を伸展する爲に、體を前に反し、又は肩を後に引く運動を選ぶこと。

榮養上最も意義ある腹部内臓の機能を增進する爲に、體の捻轉及屈曲運動を選ぶこと。

運動が身體の一部に偏しない様に留意すること。

日常生活に見なれない様な運動を採用すること。

運動量を高め、身體に强い刺戟を與へるため、大筋簇を作用せしめる様な運動形式を選ぶこと。

生活上必要な運動形式を取り入れること。

興味の多い材料を多く取り入れることは、如何なる場合にも留意すること。之は運動を續行して實行せしめるため、又疲勞を起さしめがたいから、鍛錬を十分行ひ得るためである。

精神訓練の目的を達し、品性を陶冶させる適當な材料。

保健的、矯正的教材の採用。

以上の注意によりて教材を選擇し、月別、學期別、學年別に配當し、指導すべきである。

配當上の注意としては、特に入學當初に於ける、又卒業前に行はせる教材及時間數に注意すると共に、季

節的に注意することが必要である。之等の教材によつて更に具體的な指導法が生れて來るが、其の指導方法としては、主として興味本位に指導して行くべきであつて、相手が專門學校の生徒であるなどと高く買つて指導すると、大失敗に陷ることがある。體育とか體操に關しては、如何なる場合に於ても、子供の境地になり得るものであるから、所謂、體育心理に立脚して指導し、取扱つて行くべきである。如何に料理の材料に立派な、而かも高價なものが使用されてあつても、料理人の腕前が駄目である時は、其の味も半減する樣なのと同じで、指導法の巧拙によりて、體育的効果が如何樣ともなるものである。次は天侯不良なる場合に於ける體操科の指導を如何にすべきかについては、指導者として常に問題になるのであるが此の場合の指導法としては室內指導案を作成し之に依つて、體育衞生に關する講話とか、體育映畫、或は、體育寫眞による講話、體力測定等を行ふ樣にすればよいと思ふ。

四、專門學校學徒の保健衞生

保健衞生の目的なるものは、生理衞生の理法に基き保健衞生に關する知識を高め、體育生活の向上と共に學徒の心身の健全なる發達を促し、兼ねて疾病の豫防、治療に努める點にあるのであるから、此の目的に向つて進まなければならないので、此の點、專門學校に於ける保健衞生に就いては論議の餘地がある樣に思われる。或點までは、學校當局としても又、生徒自體も氣附いては居ながらも、經濟的な事柄に左右されて、中々實行され難いものであると思ふが、何を差控へても此の方面に關しての問題は明日からの緊急なる重大

問題であつて全國各學校に、一日も早く厚生室の設備が出來、一人でも多くの學徒の體位向上を計るべきである。

本表は昭和十四年、十五年、十六年度の鑛山専門學校生徒、總人員六百名に就き調査したる結果である。

課外體育は、全校生徒の精力を善導し、體育愛好の念を養成すると共に、身體鍛錬により健康の増進を計り、兼ねて體育運動による諸德性を練磨し、品性を陶冶し、以て完全なる人格の完成を圖り、皇國臣民としての教養を高めるにあるのであつて、玆に指導者としての重大なる使命があると思ふ。只漫然と遊び半分の

指導は愼しむべきである。之が施設に就いては、放課時間を利用して行ふが、其の利用方法などに就いては、其の學校として研究すべきであつて、學校に卽した樣になすべきがよい。

指導すべき教材としては、保健體操及自校體操等を行ひ、特殊的な運動としては、體育運動會、登山、步行訓練、各種校內對抗競技等である。之が指導に當つては、特に注意を必要とす。

五、專門學校自校體操制定に就て

自校體操に就いて述べて見たいと思ふが、學校に校歌がある如く、自校體操も是非とも學校にはあるべきであつて、校歌と連絡を取り、其の學校の精神を自校體操に織り込んで制定すべきだと考へる。而して、自校體操を見れば校風は勿論、體操を通じて其の學校の訓育までも明確に知る事が出來ると言ふ、獨特の體操でなければならぬ。又其の性質としては大きく言へば、男子の學校ならば男子らしく、女子の學校ならば女子らしく、專門學校ならば專門學校らしくあらねばならない。然かも、夫々の學校に於ても校歌に特徵が發揮される樣に、作られる體操に其の學校の校風なり、精神なりが現れなければならない。斯う言つて見ると、果して實際上そんな理想的な體操が出來るかどうかは頗るあやしくなつて來る。校歌ならば色々の字句や曲によつて各種の歌風が生じ易いが、四肢と胴體に頭があるだけの人間で、それ程變つた體操が生れるかどうか深い疑問があるわけだ。而かも現在の體育指導者の實狀に於て、果して多くの佳作的作品が望まれるかどうかである。自校體操は、自分の學校のみに適用する體操であるから、色々の條件に制限を受けるわけ

である。前の學校の種別の條件の外に、其の學校の運動場の廣さとか、體操敎員の組織情態だとか、生徒の體操的發達の程度だとか、服裝だとか、學校長の好みだとか、色々な條件がある。是等の條件が織り込まれて自校體操の特質が表現されるのであるから、場合によつては、一聯の體操としては低い程度、若しくば不十分なものが出來るかも知れない。それでも、それが其の學校としては適切であることもあり得るのである。つまり身分相應の衣裝としての作品なのである。餘程の桁外れの體操か、好奇的な考案でなければ容易に駄目だと言へるものではないと思つてゐる。

自校體操作成の條件としては、大體次の通りである。

(一)本體操は一學校に就き一種目とし、全校生徒同時に實施せしむるもの。

(二)一聯の徒手とし、全體を實施するに要する時間は五分間以内を適當とす。

(三)本體操の立案に際しては、徒に新奇を求むることなく、克く學校體操の本質に則り、其の學校の實情に鑑み最も適切妥當なるものたること。

(四)身體各部運動が本質的に考案されると共に、全體として藝術的まとまりを以て居ること。

(五)體操は日進月步に進步して居るから、此の動向をよく察知して組織すること。

(六)凡て體操は力あり、品位あるもの。

(七)緊張、弛緩十分工夫して立案すること。

(八)體重の移動に關し、明瞭なる方針を有すること。

(九) 運動の强弱と運動形式が、全體として變化あり調和しなければならぬ。
(十) 動作と呼間との關係は、運動の形式を調るに變化を與ふるものである。此の點十分留意すること。
(十一) 運動間の移行に當つて、運動の準備姿勢は、最後の動作で次の準備姿勢をとる場合と、運動の始めの動作と同時に始めの姿勢をとる場合があるから、適當な方法を講ずること。
(十二) 運動の最後に於て手のおさめ方は、運動に變化を伴ひ、又力と氣分に關係するから十分研究の必要がある。
(十三) 體の運動に如何に上下肢を結合するか工夫すること。
(十四) 手の握り方について工夫すること。
(十五) 一運動としての回數竝全體としての呼間を考慮し、レコード使用の場合は、全體を三百二十呼間が便利である。
(十六) 三個又は四個の運動を一鎖として考案し、練習に便ならしむること。
(十七) 自校體操實施の配列は、運動場の廣さ、生徒の數に應じ、最も實施に便なる方法を講ずること。
(十八) 體操の前後に集團的步行訓練を課することは尤も適當である。
(十九) 實施に當り、集合訓練が必要である。

六、結　言

體育を指導する者も實行する者も要は人に在りと考へる。默々として自己のなさねばならぬ道に精進す可きより他に何ものもないと信ずる。

朝鮮少年令施行の感想

高原克己

◇

本年三月は半島司法部にとつて洵に記念すべき月である。朝鮮少年令、朝鮮矯正院令、朝鮮司法保護事業令、朝鮮司法保護委員令等司法保護に關する一聯の重要法令が同月二十三日公布、二十五日から施行せられて玆に多年制定實施を要望せられて來た少年保護制度の確立と一般司法保護事業の制度化を見、曩に昭和十一年から實施せられてゐる思想犯に對する保護觀察制度と合せて半島に於ける司法保護は思想、少年、一般を通じ略制度的に整備せらるゝに至つたのである。これに依つて檢察裁判行刑と竝んで司法の一部門を成す保護が愈々法制的な形を整へて運營せられることゝなり、更に四月一日には此等擴大複雜化するに至つた司法保護關係事務を一元的に統合し之が指導監督に膺る保護課が新に法務局内に設けられ半島司法保護は新制度新機構の下に力强い再出發を遂げたのである。

◇

朝鮮少年令は半島最近に於ける少年犯罪の趨勢と戰時下少年保護の重要性に鑑み制定せられた劃期的な法令で同令を貫くものは刑罰觀念から離れた愛の精神であり規定に現はれたものは保護善導への細心な思遣であ

る。

斯様な高度の文化立法が朝鮮にも實施せられるといふことは無論先にも述べた時局的要請に依るものであるが一面半島の文化的水準の向上と民衆の皇國臣民としての成長を裏書するものとも言へやう。それと共に司法保護制度化の先驅的役割を荷つて實施せられた思想犯に對する保護觀察制度が極めて好成績であり、異常な成果を收めたことが此の法令の實施を促進する一因となつたことも忘れてならない。

此の法令の實施に依つて半島に於ける犯罪少年虞犯少年に對し國家の親心に依る暖かい保護の手が差延べられることゝなつた譯であるが、一體半島に於て犯罪少年として毎年檢擧せられてゐる者は何の位あるか、昭和十一年から昭和十五年迄最近五箇年に於ける統計を拾つて見ると二十歳未滿の少年で檢擧せられた者は毎年二萬四千人乃至二萬九千人を算し、平均二萬六千四百餘人といふことになつてゐる。此の內檢事に依り起訴せられた者は年に依り多少の增減はあるが毎年約三千人に達し警察の卽決處分を受ける者は約一萬二千人に上つて居り其の他の者は起訴猶豫とか警察の訓戒處分とかに依つて放免せられてゐるのである。此の外罪を犯す迄には至らないが其の危險極めて濃厚な所謂虞犯少年は調査の結果に依れば其の數略右犯罪少年に匹敵すると推算せられてゐるのである。

皇國臣民として明日の朝鮮を背負つて立つべき靑少年層より此等多數の人達が時局下總力總進軍の體制から落伍して行き總力體制に暗い翳を投げかけてゐることは到底此の儘看過出來ることではない。

◇

少年が不良化し犯罪に陷るのは多く本人の先天的性格缺陷とか不良な環境の影響に因るもので本人を責める前に先づ其の周圍や社會が反省すべきものなのである。從つて其の道義的責任に於て成年犯罪とは區別せらるべきものであり罪質にも依るが出來る丈け刑事處分を避け之に適當な保護を加へて其の不良性の矯正を圖り忠良な國民に育成して行くと共に刑事手續上に於ても特殊な處遇や行刑が考慮せられるべきものなのである。

朝鮮少年令は斯樣な刑事政策上の要請に應へて之を內容に盛つたもので少年に對する保護處分制度の外(一)犯時十六歲未滿の者に對する特殊犯罪を除く死刑無期刑の廢止 (二)短期と長期とを定めて刑を言渡し刑の終了を短期と長期との範圍內に於て受刑者の改善の程度に依り行刑當局の判斷を以て適時に之を爲す相對的不定期刑の採用 (三)假出獄條件の緩和 (四)假出獄中に於ける刑の終了 (五)勞役場留置言渡の廢止 (六)少年審判所に對する刑事事件の送致 (七)刑事手續に於ける保護處分手續の準用 (八)少年の刑事事件の身柄及手續の分離 (九)少年の被告人被疑者の身柄に對する假處分制度 (十)少年に對する勾留、留置の制限 (十一)少年の被告人被疑者の獨居拘禁 (十二)成年受刑者との隔離 (十三)假出獄少年執行猶豫少年の法定觀察等刑事處分や刑事手續行刑に關し刑法や刑事訴訟法監獄法等の特則を規定したものである。こゝで此等の規定に付ての詳細な叙說は之を避けることゝし唯少年令の眼目とも謂ふべき保護處分に付其の大要を申述べて見度いと思ふ。

◇

朝鮮少年令の保護規定の適用を受ける者つまり保護の對象は原則として十四歲以上二十歲未滿の者で「刑罰法令に觸るゝ行爲を爲し又は刑罰法令に觸るゝ行爲を爲す虞ある少年」である。是等の少年に對しては一部例

外を除き少年審判所の審判を經て保護處分を爲し得る。保護處分は（イ）保護者引渡（ロ）寺院、敎會、保護團體其の他適當なる者への委託（ハ）少年保護司の觀察（ニ）感化院送致（ホ）矯正院送致（ヘ）病院送致又は委託の六種で右處分は事情に依つては二種以上を併科し得るし一旦付した保護處分は（イ）の處分を除き必要に應じ本人が二十五歳に達する迄は其の執行を繼續し又執行の繼續中何時でも之を取消し若は變更し得るのである。此の保護處分は處分といふものゝ其の中には刑罰的意味は毫も含まれてゐない。專ら保護敎養の見地から爲される保護の手段で單にそれが國家機關に依りて爲されると云ふに過ぎない。

保護處分を爲すものは先にも述べた樣に少年審判所である。少年審判所には少年審判官少年保護司等が置かれ審判は少年審判官單獨にて爲される。少年審判所が事件を受理する場合としては（一）裁判所又は檢事から保護處分を相當として事件の送致があつたとき（二）十四歳未滿の少年に付道知事から送致があつたとき（三）少年審判所の審判に付せらるべき者として少年審判所又は其の職員に通告があつたとき（四）少年審判所又は其の職員が保護處分の必要あるものを認知したときである。是等の經路を經て事件が少年審判所に受理せられたならば少年の犯した事件の關係とか少年の性行、境遇、經歷、心身の狀況、敎育程度等一身上の事情が仔細に調査せられる。右調査は審判に付する準備として爲されるもので調査の結果審判を開始する必要があると認めたものに付ては審判期日を定め審判を開始する。審判は之を公開しない。之は本人保護の精神に出たもので本人の親族とか保護事業に從事する者の在席はこの精神に反しないから少年審判所は此等の者に對し在席を許すことが出來る。審理を終つたときは少年審判所は終結處分を爲さねばならない。終結處分は保護處分と檢事送致の

處分で保護處分を相當とするものに付ては本人の保護教養上最適した處分を選擇して保護處分に付し刑事訴追の必要ありと認めた事件に付ては管轄裁判所の檢事に事件を送致することを要する。保護處分を受けた少年に對しては「審判を經たる事件又は之より輕き刑に該るべき事件にして處分前に犯したるもの」に付刑事訴追を爲すことを得ない。此の公訴權の消滅は保護處分の效果として最大きな意義を有するもので保護處分は右の範圍に於ては確定判決に準じ一事不再理の原則が準用せられるのである。

終結處分として保護處分があれば茲に執行として保護が具體的に行はれる。今回の新法令に依つて設けられた矯正院は矯正送送致の保護處分のあつたものを入院せしめて之が矯正善導に膺る所である。此處では社會生活に必要な程度の學科實科が課せられ心身の錬成が行はれる。矯正の目的を達すれば何時でも退院せしめることが出來るし假退院の制度もある。少年審判所は審判を終へることに依つて任務が終了するものではなく此等處分の執行に付ても責任があり從つて執行に付て監督權を有するのである。

◇

以上は保護處分及之が手續の概要であるが保護處分を爲す少年審判所は差當り京城に一箇所のみ設置せられ京城覆審法院管內卽ち京畿道、忠淸北道、忠淸南道（舒川郡を除く）江原道（蔚珍郡を除く）咸鏡南道、咸鏡北道の六道を其の管轄區域とすることゝなつた。從つて少年令中保護處分の實施せられるのは右六道に止まり他の地區には刑事處分や刑事手續の特則は實施せられるが保護處分は實施せられない結果となるのである。保護處分が全鮮に及ばないといふことは洵に遺憾とする所であるが內地が少年法實施の當初東京大阪にのみ少年

審判所を設け三府二縣にのみ保護處分を實施し漸次少年審判所の增設と共に之を全國に及ぼした例もあり國家財政の上から斯る處置も亦已むを得ないのである。將來國家財政と睨合せて許す限り少年審判所を增設し保護處分の實施を全鮮に及ぼすことが切望される。

矯正院も一箇所のみ設けられ京城少年院と稱すること丶なつた。未だ廳舍の新築を見ないが本年十一月頃迄には京城郊外に少年の錬成道場として逞しい姿を現はす筈である。尙少年審判所管內には保護事業に理解熱意を有せらる丶官民有志の方々に對し、少年保護司の事務を囑託すること丶なつてゐるが此の囑託少年保護司は少年保護團體と共に最多く活用を期待せらる丶保護機關として重要な地位を占むるもので、囑託少年保護司及少年保護團體の活躍如何は保護處分運用の成否を握るものと云へるのである。併し少年の保護は此等の機關とか少年審判所矯正院の樣な國家機關のみに依つて其の萬全を期せられるものではなく此等の機關にのみ一任して一般が拱手すべきものでもない。少年保護は社會に科せられた當然の義務であり社會の總ゆる機關は之に協力しなければならない。官民を問はず社會の總ゆる機關が有機的に結ばれて初めて少年保護の目的を達するのである。

今や有史以來の非常時局に際會し一億國民が一つ心となつて征戰遂行に邁進すべき秋國家總力の發揮に一點の障碍なきを期せんとする朝鮮少年令の實施を見たことを衷心欣ぶと共に、社會一般が少年保護事業の國家的重要性と時局的意義に深き理解を持たれ此の理解に基く力强い御協力と御援助とを願つて止まない次第である。

朝鮮燈火史話　四

三國及新羅統一時代の燈器

岸　謙

第一圖　朝鮮燈火風俗

三國時代とは今日の朝鮮半島及び滿洲の一部に亙る地域に、高句麗、百濟及新羅の三主要國が鼎立した時代であつて、就中、高句麗と百濟とは滿洲系の民族とせられ、新羅は南鮮地方に居た辰韓族を基礎とする國とせられてゐる。

高句麗は北方から朝鮮に侵入して、樂浪郡怡を征服しただけあつて、最も早く支那の文化を受入れ其の國力を充實してゐた。百濟はその南にあつて、今の京城の地から南漢山の邊りへかけて都してゐたと傳へられるが、漸次高句麗に壓迫せられて、忠淸南道の公州や扶餘などに遷り、爾來、日本と交通を續けた結果、最後に我が　天智天皇の二年、百濟王豐璋を守る水軍の一部が唐の水軍に敗れ、王族以下多數の百濟人が日本へ歸化する迄の間、その援助を受けてゐたことは多大なものであつた。其後我が　天智天皇の八年、新羅は唐の援兵と共に高句麗を亡ぼし、ここに朝鮮半島に於ける佛教文化

の極盛時代たる新羅の朝鮮半島統一時代を現出したのである。

此の時代の燈火を知るべき資料としては各種の出土燈器類を初め、寺などの遺物として傳はつてゐる石燈籠其他のものの外、高麗時代編纂に係る「三國史記」「三國遺事」の如き或は支那に於ける同時代の書籍中、朝鮮に關する記事其の他燈火に關する史料に據るべきであるが、本稿に於ては主として「三國史記」及び「三國遺事」中の燈火に關する記事によると共に蒐集せられある同時代の燈器に就て若干の觀察をなさんとするものである。

「三記史記、巻第十一、新羅本紀第十一」の中に「景文王六年春正月十五日、皐龍寺に行幸せられて觀燈會を催され、百官に宴を賜ふた。」「眞聖王四年春正月十五日、皐龍寺に幸し看燈。」との兩記事があり、高麗時代の燃燈會の盛大なりし如く必ずや立派な燃燈會の行事があつたであらうことを察せられる。由來、燃燈會は佛教と共に支那から傳へられた盛大な行事であり、その支那に於ける一例を文獻に徵するに「朝野僉載」に『唐の睿宗皇帝先天二年正月十五日と十六日の兩夜、安福門外に高さ二十丈に及ぶ「燈輪」を作り錦や金銀を以て飾り付け「燈盞」五萬個に油を入れて燃じたが、その美しきことは恰も滿開の花をつけた樹の如く、その絶景を觀る爲に集ひ來る數千の宮女達は綺羅錦繡をまとひ珠翠を耀かし、香粉を施し長安の萬年を賀し、又美麗なる揃の衣服を着し花の釵などを押した少女一千人は歌を唱ひながらこの「燈輪」を廻つて三日間歡樂の極を盡した。』との記事がある。又「鄭誨明皇雜錄」にも『上陽宮に影燈を陳し、庭燎を設け、禁中より殿庭に至る蠟炬を連設して晝の如く明るくし、且つ極彩色の燈樓を三十間に亙り高さ百五十六尺に及ぶものを設備しこれに金銀の珠玉を懸け微風一度至れば鏘然として譜を成し燈明の盛なる有樣は龍鳳虎豹の騰躍するに似て誠にこれらは人の力で出來たものではあるまいと思はれる位に結構を極めた次第であつた。』と記してゐる。從つて佛教文化の進歩した新羅最盛時代の燃燈會もかなり盛大を極めたものと察せられるが、「三國史記」の記事のみにては甚だ不十分である。

この「三國史記」は「三國遺事」と共に文獻上ではこの兩書共、燈火に關する記事は甚だ稀であるが、唯一つ「三國遺

事」にはその記事不足を償つて餘りあり、且つ朝鮮燈火史上からも見逃すことの出來ぬ大事な記事を載せてゐる。それは前稿「樂浪時代の燈器」の最後に漢代に使用せられし燈油がどんなものであつたかに關し若干の文獻に就き說明したが、これに續く三國時代に於ける燈油としては普通どんなものが使用されしやを如實に說明するに足る記事である。且又近代に於ける佛前用など、祭祀に必要な燈火に供する淸淨なる燈油は主として胡麻油が用ひられつつあることは私共の常識であるが、これは三國時代に於ても大差なかりし事を實證するに足る有力なる記事である、卽ち「三國遺事、卷第四、義解第五」「善律還生」と題するものが夫れである。

『新羅の望德寺の僧善律は賽錢を集め六百般若を成さんとして力を盡してゐたが、未だ半ばにして病氣となり冥土へ行かねばならなくなつた。然るに善律和尙が冥土で閻魔大王の取調べを受けた際の問答に、「お前は前生に於て何業を營みしや』『貧僧は多年大品經を成就しやうと念願して居りましたが、未だ出來ないうちに御召しになりました」との事があり、これを聞いた閻魔大王は「實はこちらの臺帳ではお前の壽命は旣に盡きたことになつてゐるのであるが、お前の願は甚だ奇特な事であるから、その寶典が完成する迄今一度人間世界に還つて吳れ」とて冥土から此の世へ追ひ返されることになり、折角步いて還る途中、一女子が泣きながら善律和尙にとりすがつて云ふには「和尙樣、貴君は新羅から來られたと御見受けしますが、私は元は新羅の南閻州のものであります。病氣の爲にこの冥土へ來ました處が、生前の私の父母が金剛寺の寺田を一畝ばかり騙取してゐるとて、こちらでも長年ひどく苦しめられて居ります。どうぞ御歸りになりましたならば、父母に御會ひ下さつてその水田を寺へ返す樣に御取計ひを願ひます。尙又、私は生前自分の働きましたうちから胡麻油を求めましてこれを壺に入れて床下に貯へ、私の着て寢てゐました蒲團の中には布が澤山縫ひ込んで貯へてあります。どうぞこれを以て佛前に御燈明を上げ、布を賣つて御經を作る足しに御貰ひ下されば私も冥土で苦しめられずに極樂往生が出來ることになります。」と御願するので、善律和尙は「それは容易いことだが、お前の家は一體、どの邊りか。」と問へば、「私

の家は沙梁部の久遠寺の西南にあるこれ〳〵の處であります」とのことで、この時、和尙は始めて夢から覺めた樣に再びこの世に生命をとり戾したのであつた。實はこの時は和尙が死んでから十日目に當り今の慶州の南山の東村鹿に墓を作つてこれに葬られたあとの事で、和尙は生き還つてからも丁度三日間、棺の中で助け出されるのを待つた。恰もこの邊りへ草刈に來た牧童に塚の中で喚く聲を聞きつけられて本寺へ知らせたので、大勢の僧がかけつけて堀り出したのである。善律和尙は前述の女の話をしてその事實を調べさせた處、その父母は在世して居り水田も金剛寺へ返す事になつたが、何とその女は既に十五年も前に死んだ人であつた。それで女の云つた通り果して蒲團の中の布や床下の胡麻油が貯へてあるか怪しみながらこれを探した處、その言に違はず出て來たので、これを聞いた當時の人は奇異の感に打たれ、大に感激して和尙の事業を助け寶典を完成せしめた。それより數百年後に於てもその經秩は東都の僧司藏に保存され毎年春秋にはこれを披げて禳災の御祭をすることになつてゐる‥‥』と。

この話は以來佛敎者流の譬諭として恰好なものであらうが胡麻油を供へると云ふ一事例だけは、これは信用の置ける當時の風俗であるものとして燈火史料上重要視さるべきものと考へてゐる。

次に三國及新羅統一時代の遺物として今日、京城電氣會社に蒐集されある燈器類の二三に就て觀るに、第二圖及び第三圖は平壤郊外の酒岩里若しくはその附近の高句麗時代の寺址とも覺ぼしき地より出土した石製及粗陶の燭臺である。就中

第二圖 高句麗石製燭臺

石製のものは臺だけが石であつて、その形は內地に於けるものに例へると恰も藤原時代の木製牛糞燈臺に似てゐて、上部は矢張り木製であつたことと思はれる。第二圖に於ても石の臺上に木製の燭座を假想して取附けた次第である。第三圖粗陶の燭臺は同じく平壤方面の出土であるが、これと同一形式のものが高麗時代の青銅製燭臺及び青磁の燭臺にも見られるのであつて、本品が果して高句麗時代のものであり、同一形式が新羅を經て高麗時代に迄も傳へられ青磁や青銅製のものへ進歩したと見るべきものであるか將又、本品そのものも實は高麗時代のものとなすべきかは尙研究の必要があることであらう。

第三圖　粗陶燭臺

元來、高句麗時代の遺物は主として都城の遺址と陵墓とからであるが、都城の址よりは其當時の工藝を見るべき巴瓦や平瓦の類が發見せられ、陵墓の內部玄室の構造や、裝飾やその內部から發見せられた灰色素燒に彩色を以て、蓮花式の文樣を畫いた陶器の破片や、色澤の麗はしい黃綠釉系の陶器の殘缺等によれば、其手法は北魏以前の特徵を示してゐる外、其釉藥の如きも關野博士の朝鮮美術史によれば漢の遺法を傳へ高句麗窯業の發達上、既に著しきものがあつたのであるが惜しいことには之等の遺蹟のすべては、高句麗の滅亡に際して、唐兵共に破壞された結果、主たる副葬品などは概ね盜まれてゐるのであつて、當代の工藝を知るの資料に乏しく、之等の燭臺などは珍品の一つであらうと思はれる。

次に第四圖は新羅時代に使用せられたと思はれる舶載品とも覺ぼしきもので、慶尙南道山淸郡丹城面、斷俗寺址から出

土したと云ふ青銅双頭式の燭臺である。

新羅の統一時代は、太宗武烈王の元年(皇紀一三一四)から敬順王の九年(皇紀一五九五)迄を指すのであつて、武烈王は唐に往つて雄大なるその文化を視察するに及び、盛に唐の制度や文物などを模倣し、佛教及其藝術をも輸入して、總ゆる方面にその文化極盛の時代を現出せしめたのであるが、其當時に於ける唐初の文化は直接間接に南北朝のそれを繼承する一方、印度の「グプタ朝」や。「ペルシヤ」の薩珊朝などの影響を渾化融合せしめて世界的の偉觀を現出せしめた時代であつた。

第四圖 新羅青銅双頭式燭臺

新羅時代の器物を代表するものの中で現代に於て最も多く出土するのは瓦器類であり、大中小の壺類、德利類、水滴、盃、鉢、蓋付の鉢や碗類など多種多様で俗に新羅燒として類奇者の珍重する處であるが、燈器類にも可成り異つた形式のものも見出されるのである。第五圖は四頭式の瓦燈であつて

第五圖 新羅瓦燈

第六圖　新羅瓦燈

今日で云へば「シャンデリヤ」の一種とも稱すべきであらうか。本品は朝鮮古玩蒐集の一權威として知られてゐる大邱の小倉武之助氏が京城電氣燈火史料室に寄贈せられたものであつて、氏の説によれば四箇の燈盞をその底部に於て支へた圓管の部分は中空の管であつて、各燈盞の底部にある小孔を通じて連絡し、どの一つの燈盞に油を注ぐも所謂物理學の「連通器」の如く各燈盞に同量の油を充すことを得る仕掛けで、これに燈芯を入れ火を點じたものである。この　に對して内地方面の學者中、果してこれが燈火用であるか或は盃臺ではないか等の疑問の言葉を遺す人も時々あるのであるが、先年關東州管城子に於て發掘せられた漢式磚墓中より右瓦燈によく似た五燈式の瓦燈が發見せられ、更に樂浪の出土品中には之等兩者によく似た多燈式のものもあるのであつて、尙他日の發掘を俟つて多數の比較研究をなさば正しい結論に到達し得るであらう。

第六圖は素燒の鳥形の燈盞であつて恰も水禽が今しも水の中から上つて來た樣な形狀で珍奇なものである。その胴體は中空で尾部に於て口を開き油を充たしその部分へ燈芯を設らへる仕掛である。新羅時代の素燒の特徴として極めて堅く燒き締められ、鳥の背中に當る部分には窯灰の彩釉化したものを被り極めて美しい光澤を發してゐる。本品は總督府加藤灌覺先生より同じく燈火史料室に寄贈せられしものである。勿論この燈盞は油の滴りを受ける爲に適當な大きさの皿に載せられてあるべきものであらうが、今それを缺いてゐるものと見られる。

彙報

三月中の總督府定例局長會議

―三日―

三日の總督府定例局長會議は午前九時三十分から第三會議室において開催。出席各局部課長よりそれぞれ所管事項の説明あり同十時四十分終了。

鈴川司政局長　大東亞戰爭勃發以來、陸海軍に寄せる半島の熱情は盛なるものがあり、一月末現在までに國防獻金＝一千六十萬五千圓、獻納飛行機＝百十五臺、慰問袋＝四千一百箇、慰問文＝四萬通、煙草＝二萬八千箇、眞鍮食器類＝九萬二千箇。

信原殖產局勅任事務官　一日全鮮水產主務者百八十名參集のもとに內地に呼應して水產新體制の計畫を樹立したが、近く具體化されよう。

深川遞信局管理課長　淸津の第二放送は三月一日から開始した。光州の新設放送局は來る十五日から業務を開始する。浮游機雷の捜査は其の後引續き行つてゐるが去る二月六日の一箇發見以來新發見はない。これは潮流の關係もしくはソ聯側の注意の結果によるものと見られる。

隅田專賣局製造課長　昭和十七年度煙草製產計畫に就き說明。

倉島情報課長　米、英、ソ、並に獨、伊、重慶の最近の動向に就き說明。

伊藤司政局勅任事務官　在滿半島人の指導方針並に開拓民の近況を說明後過般新京で開催された鮮滿連絡會議は滿洲國側官憲は勿論在滿半島人一般より非常な歡迎をうけた。これは鮮、滿の障壁が取除かれたばかりか鮮滿一如の如實な成果である。

岡保健課長　目下全鮮二百七十七ヶ所において施行中の第一回靑年體力檢査の成績は頗る良好である。內地における協和事業視察のため各道選出十九名の視察團を近く派遣する。

―十日―

十日の定例局長會議は午前十時半から同十一時四十分まで開催、次の通り出席各局課長から報告があつた。

鈴川司政局長　大東亞戰以來の全鮮府邑面職員の國防獻金は二十萬圓に達した。なほ別途に陸海軍へ飛行機一機宛十日の陸軍記念日に獻納す。大日本婦人會朝鮮本部發會式は十四日午前十一時から京城府民館に開く。

古川保安課長　半島人勞務者斡旋事務打合會を十七日總督府で開く、出席者は企畫院、厚生、內務、拓務各省關係者。

新貝遞信局長　釜山、福岡間ケーブルは目下故障中で電報は至急のみ、電話は官廳用のみに制限した。二月二十一日から三月四日までに賣出した國債は割當額二百萬圓及び追加額五十三萬五千三十五圓全部を賣盡した。

伊藤勅任事務官　佐藤駐ソ大使は十五日午後二時京城着政務總監と會見、同午後四時五十八分發列車で北上する。

本多學務課長　二月十日から同二十七日まで全鮮各道で開催した學務局、公私立中學校有力國民學校長會議は好成績を以て終了した。

下飯坂糧政課長　叺の製產高は二月中旬までに四千百萬枚を作製、前年同期の一千八百萬枚に比し大いなる進捗ぶりである。

なほ最後に大野總監は最近の火災發生率か

らみた人心の弛緩ぶりを指摘して次の通り戒めた。

最近大火災が各地に頻出してゐることは警戒を要することである。火災の主原因が各自の不注意によることは特に戒心すべきでボイラーの過熱による失火の如き人心の弛緩を證するものと見るべきだ。火災は個人的にも國家的にも大いなる損害であり、その發生は謀略によることも戒心せねばならぬが人心の弛緩から生じてゐるのではないかとの危損を抱かしめることは更に恐るべきである。よろしく官民心を合せて今後一層の緊張を要望してやまない。

—二十四日—

二十四日の總督府定例局長會議は午前九時三十分から第三會議室において開催、各局、部、課長より所管事項の說明、報告あつて同十時三十分終了した。

鈴川司政局長 第六回鮮滿鴨綠江共同技術會議は來る三十日から安東で開催される。

宮本法務局長 司法保護事業令は二十三日公布、二十五日より施行されるが、これは劃期的な法令である。

新見遞信局長 光州放送局は去る二十一日開局式を行つたがこれで全鮮における放送局の數は八ヶ所となつた。內地では來る四月一日より通話料金の値上を通ふが朝鮮でも同時に實施する豫定で目下具體案を作成中である。

諏訪專賣局長 大藏省鹽務官會議出席の狀況報告。

伊藤司政局事務官 滿洲開拓民の十七年度入植計畫は、二千五百戶この中千八百人は春に七千人は秋にそれ〴〵入植することになつてをり、主として入植地は錦州、間島、吉林、北安、黑河の各省で旣に春季の入植は二十四日より開始した。

鹽田企畫部長 昭和十七年度油類の配給に關し安田燃料課長は、目下東上打合中であるが大體本年度需要の硫安輸送に要する油は充分であり、石油その他の油類も略昨年と同樣の消費規正が必要の見込みである。內地に依存度の多い野菜類は船舶の輸送不充分のため相當不足を來してゐる。鮮內の野菜自給策竝に多季間における貯藏方法を講ぜねばならぬ。

石田厚生局長 貸家組合令が二十五日より施行される。靖國神社に二十三日遺兒代表十四君が出發したが、二十八日にも同樣未亡人十七名が出發する。

山澤農林局長 內、外地食糧交流に關する中央との折衝狀況を報告說明。

—三十一日—

三十一日の總督府定例局長會議は午前九時三十分から第三會議室において南總督、大野政務總監以下在城各局、部長出席のもとに開催劈頭南總督より政務奏上の內容竝に政務要路との打合事項につき約一時間二十分に亙る說明、告辭についで次の通り各局、部、課長の所管事項の報告說明あり、同十一時四十五分終了した。

宮本法務局長 四月十六、七兩日を期し朝鮮司法保護協會各種關係團體主催のもとに少年保護運動を實施。朝鮮少年令實施に伴ふ少年保護の重要性を認識させ、その普及徹底を圖る。また一日から法務局內に保護課を新設し、保護事務を執る。全鮮刑務所の囚人一同は作業賃金、賞與金の積立を行つてきたが、三月二十日までに二萬七千四百圓に達したので、四月中に陸、海軍に獻金することになつた。

三橋警務局長 平南におけるキリスト敎會

の鐘の獻納は五百六十敎會中八敎會を除く全部が獻納し、その總重量は八千百貫に及んでをり、轉向後の熱誠が窺はれる。

新貝遞信局長　簡易保險令の一部改正において說明。

信原殖産局勅任事務官　最近全鮮各道において鑛山懇談會を開催したが、各地とも增産に邁進してゐる。淸津の日鐵は熔鑛爐の据付を終り五月十五日火入式を行ふ。

倉島情報課長　北支狀況につき說明報告。

鹽田企畫部長　三月十六日企畫院で開催された戰時輸送委員會の內容を說明。四月一日―六月三十日迄實施する戰時輸送强化週間に順應して朝鮮でも近く行ふ。

林勞務課長　北鮮地方の勞務者の釀出狀況につき報告。

山澤農林局長　咸北に牛疫が發生し目下防疫に努めてゐる。四月三日朝鮮神宮において記念植樹を行ふ。

大野政務總監　來年體力檢査、入試の結果より見てまだ時局に對する認識が徹底していない。第二放送竝に關係機關を動員、時局認識に積極的に努むべきだ。

十五年度の朝鮮工産額增加

殖産局調査＝昭和十五年度における朝鮮工産額は十八億七千三百六十三萬三千五百四十八圓で、前年の十四億九千八百二十七萬七千四百二十六圓に比し、三億七千五百三十五萬六千百二十二圓と二五パーセントの續騰を示し、半島工業の飛躍的前進を遂げてゐる。これを工場生産、家內工業生産の分類內譯を見るに、工場十四億九千三十一萬九千六百十圓で總産額の七九、五パーセント（前年七八パーセント）を示し、家內工業は三億八千三百三十一萬三千九百三十八圓で總産額の二〇、五パーセント（前年二二パーセント）を示し工業部門の大工場集中を如實に物語つてゐる。次に各部門別産額の百分比を示せば左の通りで、第一の化學工業が斷然頭を拔き、食料品紡績がこれに次いでゐる（單位パーセント）

部門	百分比
紡績	一二・四％
金屬	六・九％
機械器具	四・一％
窯業	三・三％
化學	三七・三％
製材及木製品	一・九％
印刷製本	一・〇％
食料品	一九・〇％
瓦斯・電氣	一・五％
その他	一一・七％

なほ過去三ヶ年の生産額は左の通りである。

昭和十二年　九億五千九百三十萬一千圓。
昭和十三年　十一億四千十一萬圓。
昭和十四年　十四億九千八百二十七萬七千四百二十六圓。

朝鮮蠶絲業統制令公布さる

農林局長談

周知の如く蠶絲業は我國の重要なる輸出産業として、外貨獲得に寄與すること尠からず戰時經濟の運營に貢獻する所極めて大なるものがあつたのであるが、國際情勢の變轉竝に我が國防經濟完成の方針に鑑み、從來の輸出依存の狀態を改め、國內實用纖維の補給に重點を移すと同時に、一面輸出にも對應し得るが如く、確固不動の體制を整ふるの要があるので、內地に於ては曩に蠶絲業統制法の制定を見朝鮮に於ても昨年之が管理統制の中樞機

關たるべき使命を以て朝鮮蠶絲株式會社の設立を見たのであるが、本日更に朝鮮に於ける蠶絲統制の法的根據として朝鮮蠶絲業統制令が公布せらるるに至つた。

本令は蠶絲に對する內外の需要に應じ、蠶絲業の統制を行ひ、以てその安定及び發達を圖ると共に、蠶絲業に對する國民經濟上の要求を充足することを目的とするものであるがその內容の大要は次の通りである。

（1）朝鮮總督は每年蠶絲に關する生產計畫を定め當該計畫の實施上必要なる命令をなし得ること （2）蠶種、繭、生絲又は副蠶絲の賣渡又は買入は原則として朝鮮蠶絲統制株式會社を通ずるに非ざれば之をなすことを得ざること （3）蠶絲の價格統制に關し規定したること （4）生絲及び繭は檢査又は檢定を經たるものに非ざれば賣買取引をなすことを得ざること （5）朝鮮蠶絲統制株式會社は朝鮮における蠶絲の價格の安定又は需給の調整を圖るため必要なる事業を營むことを目的とする資本金五百萬圓の國策會社とし蠶種、繭、生絲及副蠶絲の一手買入及び賣渡を爲すと共に本會社の目的達成上必要なる諸事業を營むことを得るものなること （6）朝鮮蠶絲統制株式會社は繭及び生絲の價格の安定を圖る爲繭絲價格安定資金を設定するを要すること （7）其の他の蠶絲業の統制並に統制會社の監督に關し必要なる事項を規定したること。

しかして本令の一部は來月中旬頃施行せらるゝ見込であり、朝鮮蠶絲統制株式會社には現在の朝鮮蠶絲株式會社が指定せらるゝことゝなるのであるが、これを要するに蠶絲の生產配給、價格等に就き一定の計畫の下に必要なる統制が加へられ、蠶絲の需給調整並に價格の統制を圖らんとするにある。

二月中の對內地貿易入超

財務局調査 二月中に於ける朝鮮對內地貿易額は移出七千二百九十三萬圓、移入一億一千五百萬圓合計一億八千七百九十三萬圓、差引入超四千二百七萬圓で前年同月に比し移出五十萬圓（一分）一千八百二十四萬圓（一割九分）合計一千八百七十五萬圓（一割一分）を夫々增大した。

而して一月以降累計額は移出一億三千四百五十六萬圓、移入二億二千七百十二萬圓、合計三億六千百六十九萬圓、差引入超九千二百五十五萬圓を算し之を前年同期に比すれば移出は一千九十一萬圓（八分）の減少移入は二千十七萬圓（一割）の增加合計は九百二十六萬圓（三分）の增進にして出入の均衡に於ては入超增加三千百九萬圓を示せり即ち左の通りである。

◇移出については 米及び籾二百三十六萬圓（一割）の出增を首め鮮乾鹽魚百萬圓（十二割三分）を增加した外大豆、海藻等の出荷好調を示したのに因り繰綿、肥料等に於て各二百餘萬圓、乾海苔、生絲に於て夫々百餘萬圓を減少したに拘らず叙上の如く微增を示した。

◇他方移入に在つては 人絹織物、綿織物、スフ織物、小麥粉、セメント等入減したが絹織物、毛織物、麻織物、漁網、肌衣等の入荷活況を呈し就中絹織物に於て顯著で前年同月比八百萬圓（十七割一分）を激增したのを筆頭に機械類百八十萬圓（一割六分）を膨脹したのに加へ木材石炭、燐寸の入荷旺盛であつた爲移入貿易は叙上の如く增大した。

朝鮮青年體力検査の講評發表

厚生局長談

朝鮮に於きまして劃期的事業とも申すべき朝鮮青年體力検査は三月十日を以て全部終了致したのであります。

結果の詳細な點に就ては未だ判明しませんが各方面の狀況を綜合して觀察すれば成績は大變良好であると言ひ得るのであります。殊に受検者の出席率は甚だ宜しく中には缺席者皆無といふ優良な検査場も相當ある樣であります。無屆缺席者は勿論病氣其他事故不參者も極めて尠く告知洩れの者も進んで續々と申出て検査に參加するなど、明朗な狀況が認められましたのみならず、朝鮮で青年の體力検査が實施せられて居ると傳へ聞いて、態々滿洲國から歸來し、検査官を動かして受檢した者、或は病氣を押して數里の道を徒歩で出頭し、検査官や列席者を感激せしめた者、その他各種の美談佳話を生んで本検査に一層の耀きを添へることが出來たことは、その意義を一入深からしむるに足るものと信ずるとともに、朝鮮青年の熾烈な愛國的熱情の一斑を窺ひ得て時局下皇國のため寔に慶祝に堪へない處であります。

本検査は極めて短期間の準備を以て、急速に實施せられたにも拘らず、このやうに極めて嚴肅且順調に進捗致しまして、優良な成績を擧げて結末を告げることが出來ましたのは直接検査實施に當られた軍關係諸官、醫官、醫師の方々道、府、郡、島、邑、面、職員、警察官各位の不眠不休の活動並に愛國班幹部諸君の獻身的奉仕の賜であることは勿論でありますが、其他各方面に於ける御協力と受検者の理解が與つて大いに力となつたのでありまして、文字通り軍官民一致の實を遺憾なく發揮し得た結果に外ならないと信ずるのであります。玆に謹んで連日連夜に亙る各位の御努力に對し衷心より敬意と感謝の意を表する次第であります。尙今回受検した青年諸君に於かれては本検査が大東亜戰爭の眞只中に於て實施せられ、一層の感銘を覺ゆるものがあつたのであらうと考へますが、諸君を検査した結果が、半島の人的資源活用の貴重な基礎資料たることに思ひを致すとき、諸君の榮譽また甚だ大といふべきであつて、以て各位の誇とするに足るものと信ずるのであります。諸君はこの際検査實施の意義に深く思ひを致し當日の嚴肅な氣持ちと潑剌たる意氣をそのまゝ、日常の業務に活用せられるとともに時局下ます〳〵體力の向上に努力せられ心身ともに健全なる皇國青年として皇國の興隆に寄與せられんことを期待するものであります。

陸軍記念日を迎へ

總督談話發表

大東亜戰下にけふの陸軍記念日を迎へ感懷自ら切なるものがある。今より三十七年前の本月本日、帝國は奉天會戰において日露戰役中最後の快捷を收め、日本海々戰と共に勝敗を一擧に決し去つたのであつて、それは既に世界戰史上の著明なる史實となつてゐるが、この史實と現下の大東亜戰爭との間に大なる關聯の存することを見逃してはならない。

◇…當時東洋の眇たる島帝國が世界第一級の强國を破つたといふ事實は、歐米人をしてこれ迄の白人による世界支配を繼續することの不可能を反省せしむると共に、世界の有色人種に對して無限の鼓舞と希望とを與へ、歐米人はこれを目して世界歷史の一大轉機なりと評した。而して前大戰により我が帝國が東

洋において益々地歩を築くや、英米を主動者とする國家群は日本を既得の國際地位より追ひ落して、東洋分割支配の野望を達するを以て共同の企圖となし、蔣一派を使嗾して對日戰を挑發せしめ、遂にその歸結を大東亜戰爭に求めたのである。

◇…然るに今や奈何、米英は曾て帝政ロシヤが日本の戰力を過小評價して滿鮮併呑を企圖し、全く豫期と反するの結果を收めたと同樣の過失を冒し、同樣の結果を收めんとして居る。而してまた世界の有色人種、特に大東亜の民族同胞は日露戰役以來久しく夢想し來つた東洋人としての自主的境遇を現實に與へられんとして居る。此の間僅に三十七年、國際の波瀾は複雑重疊を極めたと謂つても、日本を中心として見る大東亜の歷史は炳乎として一定の方向を目ざし些の紛淆が無いのである。

◇…此の歷史を推進め、創造する力の根源は我が皇軍に在り、肇國の理念を四海に布き給ふ皇謨の實現を以て建軍の本義となし、傳統相承け無比の精强を隨時隨所に發揮して今に至り、曠古の規模たる大東亜戰爭に於て最も絢爛たる皇軍の精華は發揚せられつゝある我々銃後國民は此の光輝ある皇軍を有する感激を新にし、けふの陸軍記念日を意義づけるべく、國内決戰體制の補强に付内省を遂ぐる所がなければならぬ。

朝鮮貸家組合令實施さる

厚生局長談

時局の要請に鑑み今回朝鮮貸家組合令が制定公布せられ、現下未曾有の住宅難緩和對策の一翼として民間貸家業者、又は貸室業者を打つて一丸とし、貸家組合を結成せしめ、以て職域奉公に邁進せしむるの方途を開くに到りましたことは、時局柄誠に御同慶に堪へざる次第であります。

支那事變勃發以來我が半島に於きましては各種産業が飛躍的發展を遂げ、之に伴ひ各市街地に於ける勞務者及、一般勤勞者の數も著增し、從つて此等の地方の住宅の需要は日々激增を極めたのでありますが、其の反面住宅の供給は事變下諸多の悪條件の爲、右需要に遙に伴はず、住宅の新築は極度に遞減致しまして、益々深刻なる住宅難を現出したのであります。斯の如きは實に國民生活の安定を脅威するのみならず、各種産業、生産力擴充計畫、産業等の遂行にも多大の支障を生ずるが如き實情に立到り、住宅難打開は刻下喫緊の要務と存ぜられるのであります。

本府に於きましては之が根本對策として現存のあらゆる住宅供給機構の總動員を企圖致しまして、一昨年二月には官民合同の本府住宅對策委員會を設けまして、住宅建設供給の根本的具體策を樹立し、之を實行に移すと共に地代家賃統制令を施行して地代家賃の抑制とその適正化を圖り、又昨年七月には國の代行機關として朝鮮住宅營團を設置し、中小住宅の計畫的大量的建設供給を企圖致したのであります。しかし乍ら從來わが國における住宅供給上最も重要なる地位を占むるものは民間の小資本による貸家所有者でありますが、これ等の貸家供給者は從來個々別々に分散しその間何等の組織を有しないために時局柄極めて困難な立場におかれ、建築用資材の取得資金、敷地勞力の獲得等圓滑に進捗せず、從つて民間側の住宅供給は全く停止の狀態に立到り、玆に民間貸家業者による住宅供給力の確保增進と謂ふことが、戰時住宅對策の一つとして要請せられ、今日貸家組合令の制定を見るに到つた次第であります。即ち貸家組合

令によつて、個々の貸家業者を統合組織しこれに特殊法人としての地位を與へ、その組織力を以て貸家の供給を促進し、現下の深刻なる住宅難の打開に貢献せしめんとするのでありまして、組合はその共同施設を通じて建築用資材の取得、資金、敷地、勞力等に就て必要なる便益を享受し以て、貸家供給の圓滑化を期すると共に、他面貸家の經營の適正合理化を圖り、貸家の修繕に要する資材、勞力の入手、家賃その他賃貸條件の合理化、貸家需要者のための斡旋所の設置等、貸家經營上の各般に亙る諸問題の解決を圖らんとするものであります。左に貸家組合の概略を述べて御參考に供したいと思ひます。

一、組合の事務　組合の事業は共同施設を主とし大體左の通りであります。

（１）組合員の貸家の建設に必要な土地及び資材の取得その他貸家の建設に關する共同施設（２）組合員の貸家の賃貸料の取立修繕その他貸家の經營に關する共同施設（３）組合員の貸家に關する斡旋所の設置（４）組合員の貸家の賃貸條件その他貸家の經營に關する統制（５）組合員の貸家の建設、經營に關する指導、研究調査、その他組合の目的を達成するに必要なる事業。

二、組合の設立　原則的には警察署管轄區域單位を以て一組合を設置することになつてをりますが、土地の情況その他の事情によりましては之に關係なき適當な區域を定めて設立することもできます。發起人は組合員たる資格を有する者でありまして、設立趣意書を作成し、道知事の承認を得たる後組合員たる者の同意を得て創立總會を開催し、創立總會に於ては組合の定款、役員の選定豫算の議決をなし、朝鮮總督に設立認可を申請することになりますが認可次第第一回出資の拂込を徴收し、拂込ありたる日より二週間以内に設立の登記をなし初めて組合が成立することになるのであります。

三、組合出資の方法　組合員の出資一口以上をもつことゝなり一口の金額は各組合の定款に之を規定するのでありますが、この出資に依りまして土地、物資の共同購入、貸家の建設其の他組合の經營に資する事になつて居ります。

四、組合員の權利義務　組合員は既述の組合事業を利用することに依つて、種々の利益を受くることになつてゐますが、次の樣な權利義務を有することになります。即ち（１）議決權の行使（２）役員の選擧又は役員に選任せらるゝこと（３）組合總會の請求（４）共同施設の利用（５）組合財産の狀況又は帳簿の閲覽（６）剩餘金の配當を受くること（７）貸家の賃貸條件其の他貸家の經營に關する統制に服從すること等の權利義務を生ずることに相成りますが特に定款を以て出資額の外組合の經營を組合員に分賦することも定め得ることにしてあります。

五、組合の機關　組合の業務を執行致します機關としては總會、總代會、組合長、理事及監事等でありますが此等の組織、機構、選任方法、權限等は一般法人の場合に大同小異であります。

六、組合員の加入及脫退　組合員たる資格を有する者は容易に組合に加入出來るのでありまして組合は正當の事由なくしてはその加入を拒みまたは加入を妨害するやうな條件を附することは許されない。また脫退の場合において組合員は組合の承諾を得たる場合は事業年度の終において脫退することが出來るのであります。

七、組合の解散　組合の解散は行政處分による解散の外（1）總會の議決（2）組合の破産（3）組合の合併によつて解散するのでありますが、解散または合併は朝鮮總督の認可を受けなければその効力が生じません。

八、行政官廳の監督　貸家組合の事業は極めて公益的な性質を有することは既述の通りでありますが故にこれに對して行政官廳が指導監督を行ふことは當然であります。即ち（1）事業および財産の状況報告、檢査、その他監督上必要なる命令處分（2）貸家經營の適正を圖るため特に必要ありと認めたる場合組合員および組合員外有資格者に對し統制命令（3）組合の解散處分（4）總會の決議の取消（5）役員の解任等を行ふことになるのでありますが、之に由て觀るも組合活動の重要性が如何に重視されてゐることかと言ふことが窺はれるのであります。

以上は朝鮮貸家組合令を制定するに到つた經緯並に貸家組合の大要でありますが、都市における貸家所有者は本令の趣旨を十分理解せらるゝと共に、住宅問題の重要性に思を致され、本令の運用に御協力を御願致して已まない次第であります。

直接稅增徵案發表さる

戰時財政の强化と浮動購買力の吸收、消費の抑制を狙ひ悪性インフレの防止に重要な役割を果す直接稅などの增徵は四月一日から實施されることになつたが、とくに人口政策の見地から第三種所得稅などについては扶養家族中に新たに妻を認め、あるひは生命保險料の控除額の引上など輕減免除などの措置が講ぜられてゐることなどは注目に値するものがある。しかしてこの增徵實施による純徵收額は十七年度において三千三百五十五萬圓、平年度三千八百三十七萬圓が見込まれ、このうち臨時軍事費へ相當の繰入が豫定されてゐる。さきに總督府より發表されたものゝうち相續稅の部では家族扶養費の控除額千圓を千五百圓に引上げるなどの改正が行はれてゐるが主なる改正の要領は左の通り。

所得稅　第一種（甲）普通所得、朝鮮に本社を有する法人百分の二十一、朝鮮に本社を有せざる法人百分の二十九（乙）淸算取引百分の二十一。△第二種（甲）國債の利子百分の四、國債以外の公債の利子百分の六その他百分の七（乙）利益もしくは利息の配當百分の十四その他百分の二十（丙）退職所得中二萬圓以下百分の八、二萬圓超百分の十四、十萬圓超百分の二十六。▲第三種、稅率適用の所得階級區分を最低千圓、最高五十萬圓超とし稅率を最低百分の〇・八、最高百分の五十とした。課稅最低限八百圓を五百圓に引下げた。

扶養控除限度については所得三千圓以下のものについてのみ認められてゐたのを全所得者におよぼし新たに妻を認め控除額を一人につき五十圓とした。今回新たに基礎控除の制度を設け扶養家族控除を受ける所得者については一世帶につき二百圓その他の所得者については一世帶百圓を所得金額より控除することゝした。さらに生命保險保險料の控除も限度二百圓を二百四十圓に引上げ人口政策に資することゝした。なほ今回新たに營業にあらざる株式の淸算取引所得にも課稅せられることゝなつたが、この規程は昭和十八年分所得稅から適用される。

特別法人稅　第一種所得稅の增徵に應じ稅率百分の五を百分の一〇・五に改め第一種所

得税の半額の負擔を課することゝした。

地税　現行百分の十五を百分の十七とした。

營業税　大體二割程度の增徵となり湯屋業理髮理容業、兩替業、演劇興行など藝妓置屋業、貸座敷業についても課税されることになつた。

資本利子税　國債の利子百分の五その他百分の六。

電氣瓦斯税　住宅、旅館、料理店、劇場などの消費料金が一ヶ月三圓以上のものには料金の百分の十なほ電氣については定額制の電燈またはラジオの取附數が四箇以下で、その爲總燭光數または總容量が六十四燭光または八十キロワット以下のものおよび瓦斯については孔口數が二箇以下にしてその口徑が八分の三インチ以下で專ら住宅の炊事用に使用するものに對しては一月の料金が三圓以上になつても課税されない。

廣告税　第一種の廣告　(一)新聞、雜誌、書籍などの出版物による廣告　(二)汽車、電車、自動車、汽船などの交通運輸機關などによる廣告　(三)映畫入場券、乘車船券、氣球などによる廣告などに對して廣告料金の百分の十。△第二種の廣告　(一)立看板、掛看板幟旗などによる廣告一箇につき二十錢(廣告の面積一坪を超ゆるものは一箇につき五十錢)　(二)ポスターによる廣告一箇につき十錢、(三)チラシ千箇またはその端數につき二十錢、その他(カレンダー、電話記入表、案內表、繪葉書など)千箇またはその端數につき五十錢、野立看板、額面廣告、緞帳、引幕、廣告塔による廣告は廣告の面積一坪またはその端數につき毎年二圓、なほ公共團體、神社寺院のなす廣告、法令による廣告、軍事援護を目的とする廣告、社會事業のためにする廣告などは課税されない。

第一種の廣告については廣告をなすもの、たとへば新聞社、運輸業者などより、第二種の廣告については作成者より徵收する。

控除に御注意　直接税增徵の結果第三種所得税について課税の引下により新たに納税義務を有するにいたつたものは四月十五日までに所得の申告と同時に扶養家族控除の申請をしなければならぬ。また扶養家族控除の規定の改正により新たに妻について扶養控除を受けることを得るにいたつたものは同樣四月十五日までに控除申請をしなければ恩典に浴することが出來ないから注意が肝要である。

日誌

（自昭和十七年二月十六日
至昭和十七年三月十五日）

二月十七日　府令第三十九號を以て朝鮮馬事會令は昭和十七年二月二十日より實施と決定府令第四十號を以て朝鮮馬事會令施行規則制定公布卽日實施す。

府令第四十一號を以て朝鮮馬事會競馬規則制定公布卽日實施す。

二月二十六日　府令第四十三號を以て獸醫師職業能力申告令施行規則中改正實施す。

府令第四十四號を以て資源調査法第一條第二項の規定に依り朝鮮住宅調査規則制定公布實施す。

二月二十八日　制令第二號を以て朝鮮馬劵稅令制定公布三月一日より實施す。

制令第三號を以て朝鮮出港稅令中改正三月一日より實施す。

府令第四十五號を以て朝鮮馬劵稅令施行規則制定公布三月一日より實施す。

府令第四十六號を以て朝鮮臨時租稅措置令施行規則中改正三月一日より實施す。

府令第五十號を以て外國爲替管理法施行特別規則中改正三月一日より實施す。

府令第五十一號を以て朝鮮戶籍令中改正三月一日より實施す。

府令第五十二號を以て朝鮮馬事會登記取扱規則制定公布卽日實施す。

三月二日　勅令第九十九號を以て港灣運送業等統制令中改正二月二十五日より施行、但し朝鮮、臺灣及樺太に在りては三月二十日より實施す。

三月五日　府令第五十四號を以て俘虜郵便爲替規則改正卽日實施す。

府令第五十五號を以て俘虜郵便規則中改正卽日實施す。

三月七日　制令第四號を以て朝鮮馬籍令制定公布す。

三月十日　府令第九十號（朝鮮人の各變更許可申請の手數料に關する件）は廢止さる。

三月十一日　府令第五十七號を以て會社經理統制令施行規則中改正四月一日より實施す。

編輯を終へて

△從來、勞働力の過剩が問題となつてゐた我が國に於て、今日極度の不足を告げるに至つた理由としては、㈠青壯年者の應召　㈡軍需工業方面に對する勞務者の需要增大　㈢生產力擴充計畫の遂行に伴ふ重化學工業、鑛業部面に於ける基礎產業の擴充　㈣大陸經濟開發に由來する滿洲、北支等への勞務者供給增加等が考へられる。

△從つて、日本經濟の構造的一環である朝鮮が、かやうな活動に影響されない筈はない。現實にひし／＼と私共はそれを體驗してゐる。だが、朝鮮に於ける勞働力問題をとりあげるに當つて、內地とは逼迫の程度が相當ちがつてゐることを理解してかゝらねばならぬと思ふ。

△或る農林問題研究家の言に依ると內地農家一年平均の勞働月數は、二百二十日（一日十時間の勞働時間）といふことだ。これに反して朝鮮は平均百日程度だそうである。

△この數字から見れば、朝鮮には尙ほ一人當り百二十日分の餘剩勞力があるわけだが、內地と朝鮮とは勞働の質に相當の開きがあるのであらうから、數字通りには受け取れぬとしても、餘剩勞力の存在は否定できぬと思ふ。この餘剩勞力の動員、活用が朝鮮では先づ考へらるべきではあるまいか。

△次に問題とさるべきは、女子勞働力の利用であらう。內地の最近の事情をみると、農村は云はずもがな、工場方面に於ても戰前の四倍の增加率で、男子に對し一四％の割合を占めてゐるのであつて、如何に女子が働いてゐるかゞ判る。

△朝鮮もこの點留意を要するところであらう。たゞ、女子勞務利用には、生活の改善が前提となると考へられるやうである。

△中樞院屬正木準章氏著「輝く青丘人」出づ滿蒙北支、中支に生活する朝鮮人同胞の狀況を描寫し、皇國臣民としての誇りを益々高めし感激を綴つたもの、玆に一寸紹介して置く。

昭和十七年三月二十八日印刷
昭和十七年四月　一　日發行

發行人　朝鮮總督府總督官房文書課長
發行所　朝鮮總督府
京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地
印刷人　吉村守雄
京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地
印刷所　朝鮮印刷株式會社

昭和十七年五月一日發行（每月一回一日發行）「朝鮮」第三百二十四號 五月號

總督府に於ける令旨奉讀式

晝のラヂオ體操

徴兵制度準備實施に感激す！

朝鮮神宮奉賛殿廣場に於ける
徴兵制度實施宣誓式參列者

感激をこめての祈願

朝鮮

五月號

第三百二十四號

朝鮮　五月號　目次　第三百二十四號

道知事會議に於ける總督訓示

目次

新年度の頭初に方り道知事會議を開催し施政の機務に關し本職の所信を述べ各位と共に重大時局下の負託を全うせんことを期す。

一、大東亞共榮圏建設と朝鮮の使命

大東亞戰爭勃發して約四箇月皇軍の善謀勇戰による偉大なる戰果竝に崇高雄大なる道義的共榮圏の建設は

世界改造の歴史的機運に先驅するものにして一億國民の俱に感激措かざる所である。

戰局は太平洋及び印度洋を制海し且つ西南太平洋上大小幾百の島嶼を戡定して戰勢勝利の歸趨は既に我にあることを豫斷せらるゝに至れりと雖も米英は其の支配地域の廣大と富力とを恃み長期戰を企圖しあるものゝ如し之に對する帝國の國是は盟邦と呼應して米英兩國を徹底的に屈伏せしむるにあり從つて本戰爭の長期に亙ることは必然の趨勢なり長期戰の要訣は全國民をして必勝不敗の信念に徹せしむるにあり必勝の信念は「正義は必ず勝つ」との信念と日本國民は長期戰を克服し得る充分なる優秀性を有するとの信念を確保せしむるにあり、之が爲には抽象的なる論議や美文麗句の宣傳文書又は說法であつてはならぬ必ずや顯然たる事實に即して一般民衆をして所信に寸毫の疑を挿むの餘地なからしむる事肝要なり。

例へばマレー、比島、ビルマ、蘭印諸島の土着民が到る處に於て皇軍を歡迎し啻に後方兵站線を脅威せざるのみならず却つて到る處に於て皇軍に協力せし事實の如きは多年に亙る米英の不正義なる搾取制覇に對し東亞の平和を建立する爲彼等を救濟する皇國の正義に對する衷情の發露なりと見るを得べし、又日滿華の共同協約に至る迄常に東洋平和の建設に努力せる帝國の正義を見れば「正義は必ず勝つ」の事實を至る處に發見するを得べし。

次に國民的優秀の事實は明治維新以來間斷なき諸外國の壓迫を次から次に排擊し遂に日清、日露兩役に國運を賭して東洋の安定を圖り更に大東亞戰の現在に至る迄東亞諸邦に對する帝國の政治經濟産業文化の友邦

に對する帝國の協力に於て如何に我國民の優秀性を發揮したるかは說明するまでもなき事である。

現下の大東亞戰は我國三千年來に培はれたる皇道精神に基く國民鍛錬の精神文化と米英の富と物と量とを根底とする物質文化の戰爭と見るべきである。而して其の結果が如何なるものでありしかは世界人の等しく認せる事實である又我國の持つ科學能力は既に歐米列國の水準を突破し艦船並に諸機械の建設技術も既に歐米を凌駕し居ることはマレー沖の海戰、ハワイの急襲を初め西南太平洋印度洋等至る處に於て其の能力を發揮せるを始めとし飛行機、戰車、火砲、火藥及び軍用通信機材等の卓越せる性能は科學に於ける我國民の優秀性を立證して餘りあり。

各位は如上の事實に即して大衆を啓導自覺せしめ優秀國民たる矜恃を持たしむるとに依り必勝の信念を根強く培養せしむる事肝要なり然れ共又得て事の壞るゝは得意の絕頂時に在り若し夫れ大東亞戰爭の戰果餘りに大なるに心驕り夜郎自大となりて精神に弛緩を來すが如き事ありとせんか洵に由々しき大事なりと言ふべく所謂油斷大敵之より恐るべきはあらず深く戒心を要す。

尙半島の特殊性に鑑み特に啓導上留意すべき要綱二あり。

其の一　大東亞戰爭の南方に於ける華々しき進展は帝國の北邊に於ける磐石の固めあつて初めて可能なる所以を自覺し朝鮮自體の負荷する國策的重大使命を肝銘すること。

其の二　大東亞共榮圏の建設は緒戰以來の偉大なる戰果に依り基礎構築は既に決定せりと雖も共榮圏內に

於ける後進の民衆を領導すべき帝國の責務は極めて重大にして而も朝鮮同胞は皇國臣民四分の一の構成者として大東亞共榮圏建設の中核的指導者たるの境遇に在る光榮を自覺し忠良なる皇國臣民たるの資質を修養錬成し内鮮一體の信念に徹せしむること。

以上の目的を達成する爲め半島の防空及治安の維持に就き格別の留意を望む。

朝鮮の防空は其の整備大いに强化せられたりと雖も一部民衆の間には戰局の驚異的好況に意を安んじ國土空襲の危險期は既に去れりと輕斷して緊張を缺くの風潮無きにしもあらず又疆内の治安狀況は極めて平穩なりと雖も青年學生層の一部竝に他の部門に於ける不純なる思想動向を輕視し敵國側の思想謀略戰に活動の間隙を與へつゝある事實絶無にあらず、各位は宜しく査察、對策を嚴にして國土防衞及治安の確保に遺憾なきを期せられたし。

二、官場體制の刷新

國防國家體制に伴ひ官場體制を刷新する爲本府は客年十一月司政局、厚生局の新設を初め行政機構の劃機的改正を行ひ時局に卽應すると共に特に經濟、産業統制に關する各種法令の運營に就き萬全を期せり。

改正せられたる新機構竝に新法令は之を運營活用する人の識見に依つて初めて其の效果を發揚し得るものなり、若し當事者たる官公吏の信條、習慣にして依然たる舊態を持しあるに於ては躍進日本の潑剌たる眞體

制に即するの意義を昂揚することは不可能である。申す迄もなく行政の能率、人心の領導は悉く是れ人に發して人に歸するものなり、本職は濫りに少數の事例を以て官公吏全般の素質及心境に關する世評を信ぜんとするものではない然れども擧國體制の樞軸に居るべき全官公吏に對して更に一層積極進取の氣魄を錬成し人格を修養し識見を高邁にし常に率先垂範の實踐あることを切望して已まざるなり。

特に經濟統制の深化に伴ひ國民生活に行政の關與する範圍著しく擴大し民間の營業も物資の配給も一に官公署の認可、指示を要すること益々多きを加へつゝある折柄若し之が處理に任ずる吏僚の心境に一片の陰翳あらんか其の民衆に及ぼす心理的影響は蓋し甚大なるものあらん假りに私情私曲を挿まずとするも態度懇切を缺ぎ不必要の反感を挑發して省みざるに於ては民怨潛み人心瞞屈して惡政の譏りを絕ち得ざるべし。本府が經濟行政に於ける許可認可事項等の速決主義を採れる所以は民業の能率を妨げざるを本旨とするにあり況や產業經濟の戰時編成替を行ふ途上吏僚の謬見により行政に對し民衆の間に疑惧の念を植付け民業を萎縮退嬰に陷るゝが如き事あれば啻に官民間の對立摩擦を誘發するに止まらず國勢の伸展を賊するもの大なりと謂ふべし。

之を要するに官公吏の心構は身を持するに廉潔、謹嚴、民衆に對しては親切、公正、執務に當りては積極進取、處理の敏速精到を期し能く國家の負託と民衆の信賴に應ふるにあり行政廳に幹部たる者は平素身を以て部下を敎養すると共に其の私生活をも指導して公私兩全の域に達せしむべく努めなければならぬ而もなほ

私曲非行を敢して行政の神聖を汚辱する者あるに對しては斷乎たる處分をなすは勿論にして進んで其の監督官の責任をも追及し以て一殺多生を計らざる可からず各位は此方針を管內に通達して一般の戒心奮起を促されたし。

三、產業及經濟の施策

今次の戰爭は一面戰爭、一面建設にして且つ長期戰なり而して之を產業經濟關係に付て見れば國家經濟總力を最高度に發揮し以て軍需並に國民生活の最低限確保に遺憾なきを期せねばならぬ。

本年度の物動計畫は今日の情勢より察するに巷間傳へらるゝが如き南方資源を之に見込む事は未だ其の時期に到達しあらず從つて物資の有效なる使用を企圖する爲各種統制の强化は必至と見なければならない故に本年度物動計畫の實施に當つては一層消費規正、代用品の使用、資源の回收及增產等の努力により國內に於ける自給自足經濟の確立を圖らねばならぬと思ふ而して國內重要生產の增加策に就ては朝鮮の地位は中央政府より極めて高きを豫想せられて居るが就中其の包藏する豐富なる地下資源、電力資源、食糧資源及人的資源の開發利用に依り國防產業及基礎的產業の振興が期待せらるゝのである。

世上或は皇軍の南方諸地域制壓により其の豐富なる資源の國內供給を早急且つ過大に期待し之を以て事足れりとなす謬想の無きに非ず斯の如きは誤解の甚だしきものにして距離、設備、種類、輸送能力及び共榮圈內の需要增大等の諸條件に徵し日滿支を基軸とする北方資源圈の開發增產は倍々其の重要性を加へ朝鮮の負荷亦些かも輕減さるゝ所はないである故に本計畫の實行に當つては深く這間の理由を了知し技術、勞力、資

材、運輸等の諸困難を克服して增產報國の一途を邁進せねばならぬと同時に之等重要產業の伸展に密接の關聯を有する地方廳の協力を期待して已まぬ次第である。

長期戰遂行途上國民食糧を磐石の安きに置くは絕對に必要である故に朝鮮に於ては昨年來食糧用畑作物增產計畫を促進し雜穀の急速なる增產を圖ると共に增米計畫の大擴充を本年度より斷行すること丶致したのである穀倉朝鮮の光榮ある兵站基地的使命が彌々加重せられたる事實を克く官民に周知徹底せしめ食糧增產の一大報國運動を展開せられたいのである而して昭和十六年產米は天候、肥料等諸般の條件稍不良なりしに拘らず二千四百八十八萬石の實收を得良好なる成績を擧げたるは一に官民協力の結果にして同慶とする次第であるが內地に於ては之に反し近年未曾有の減收を示したるを以て斯の事態に即應して食糧管理法を制定し配給制度を確立して對處しつ丶あるが朝鮮としても之に呼應して消費規正並に管理機構を强化し極力供出米の增加を圖つて內地一元の食糧國策完遂を期せんとする方針である各位は宜しく此の方針を體して生產者及消費者の理解に訴へて之が圓滑なる運用を爲し得る樣周到の用意を拂はれんことを望む。

大東亞戰爭下に於ける日滿一體、鮮滿一如の關係は對「ソ」情勢上益々重大性を加ふるに到りしを以て過般來鮮滿間に交互に開催し來れる連絡協議會は更に强化するの要ありて北支に延長するに至れり。

次に朝鮮馬事會設立の趣旨に關しては各位の既の熟知せらる丶所ならんも此の機會に於て特に一言を附加せんとす從來朝鮮の馬政は他の諸行政に比して著しく遜色あり從て其の進展も亦遲々たるものありしが今や大陸前進兵站基地たる使命上國防及產業に馬の有能資源を充實確保することは一日も之を忽せにし得ざる狀勢にあり然るに朝鮮の現狀は單に官の指導奬勵施設のみを以て其の十全を期するを得ない依て曩に朝鮮馬事

會令を制定公布して朝鮮馬事會を設立し以て本府の指導奬勵施設と表裏一體となり朝鮮馬政の一翼たらしむることゝ致したのである。各位は同會設立の趣旨を體し官民一致して馬事思想の普及、馬事の奬勵、馬の保育等馬政の進展に付最善の努力を致さんことを望む。

戰時下に於ける軍需並に生産擴充の諸産業に要する勞務の充足は戰局の擴大に伴ひ益々重大となり今や國民動員たるの實質を帶ぶるに至れり此の秋に當り朝鮮の人的資源が特に重要性を有するに到りしは當然の歸結であるが偶々朝鮮民衆に於ても自發的に勤勞を以て國家に奉仕し内鮮一體の赤誠を表現せんとする志向熾なるものあるは本職の大に衷心より欣快とする處であり内地同胞の欣喜措かざる處である。

蓋し現下の實情に照し半島民衆は其の勞力を以て聖戰に奉公し勞務國策の遂行に寄與すると共に勤勞を通して心身を鍛錬し皇國臣民としての資質を向上せしむるは極めて機宜を得たるものと信ず。

之を要するに大東亞戰爭は本年度に於て決定的勝利の段階に到達し歐洲の戰局亦同盟軍の一大攻勢に依つて痛快なる變貌を生ずるを疑はず即ち世界改造戰の峠たるを意味する此の年に於ける一億國民の總力發揮こそ大勢を制し去つて光榮の歷史を創造する所以をなすのである。本職は玆に天來の鼓舞を感じ各位と共に、大御稜威を奉じて朝鮮施政の伸展に渾身の熱血を傾けて聖戰目的の完遂に邁進し以て、皇運を扶翼し奉らんことを期する次第である。

昭和十七年四月二十日

朝鮮總督　南　次　郎

一新しつゝある法律生活

杉本覺一

一、緒言

支那事變勃發以來我が國は高度國防國家體制の急速なる整備强化の要請に依り、政治經濟思想其の他國内の總凡部面に亙つての劃期的法制を完備しつゝあつた。そして大東亞戰爭勃發を見る迄に殆んど其の國防法制の準備工作を完了し、臨戰體制下の國内治安の確保に就いては、所期の効果を擧げつゝあつた。大東亞戰爭緒戰の大戰果のかげには斯樣な國防法制の完備のあつたことを想起すべきである。

然し乍ら大東亞戰爭が勃發するや、此の大戰の性格よりして、國防法制のより以上の完備を要請されるに至つた。それは此の大戰下に於ては國内治安の確保の必要は從前の比でなく、何時如何なる重大事態が發生しても之に對處し得べき緊急の要請からである。そして應急に「戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律」の制定公布となり其の他の法制も漸次發布施行せらるゝに至り、國防法制も殆んど其の完璧を見たが、それは一般國民に對し日常の法律生活に於いて從來の如き法律に無關心な態度は許され無くなつたことを意味する。

私は此の短い一文に於いて國民生活に最も關係深い法律を展望し、國民の決戰體制下の法律生活が如何に

革新されつゝあるかを述べて見たいと思ふ。

二、戰時法制の展望

戰時下の法制は國家の有する總凡勞力資材資金等人的物的資源の總てを擧げて戰爭目的に奉仕せしめる總動員體制の整備と、敵國の行ふ諜報又は宣傳思想經濟謀略に對する防遏と、國內治安の確保とを目標として整備强化せらるべきものである。卽ち經濟外諜思想及一般治安を對象としての整備强化が最も著しい特色を持つて居り、決戰體制下の法律生活の革新も此の部面に於て最も著しいものがある。

(イ)經濟關係法制

支那事變勃發以來經濟關係法制は專ら經濟統制へと驀進した。平時に於ても經濟統制が全然行はれなかつたのでは無い。殊に第一次歐洲大戰以來幾多の經濟統制法令が發布施行せられて居た。然しそれは自由主義經濟の內部に於ての調整を圖らんとするにあつた關係上我々の身邊に犇々と感ずることは無かつた。然るに支那事變が勃發し我國を環る國際情勢が緊迫の度を加へるに至つて物資の統制は不可缺の措置となつて來たので、先づ輸入困難となる見込多き物資の需給調整を眼目として「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」が制定施行せらるゝに至つた。

此の法律は事變の進展に伴ひ、大いに活用せられ其の後に於ける物資統制法規の中心として効果を擧げて來たことは周知の通りである。

尙右の外國家經濟上必要なる單行の統制法が相當制定せられたのであつたが、支那事變の長期戰化の傾向が明瞭となるや、戰時體制の基本法規の制定が喫緊なる情勢となり、玆に昭和十三年五月國家總動員法が制定せらるゝに到つたのである。爾來經濟統制は此の國家總動員法を中核とし、之と「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」とに基く委任命令に依り重要なる命令が相次いで發布施行せられ現在に至つて居る。

現在朝鮮に施行せられつゝある之等命令を一瞥して見ると、「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」に依るものとして

第一條ニ依ル命令ノ件

この命令は昭和十二年十月十一日から施行せられ、其の後二十餘回改正せられて居るが、其の趣旨は重要物資の輸出入に就いては朝鮮總督の許可を受くべきものとしたものである。

第二條第三條に依る命令

この命令は各種の重要物資の製造配給讓渡使用消費に關し出されて居り、其の命令の內容も區々に亙つて居るが、現在施行せられて居る命令は左の通りである。

奢侈品製造販賣制限規則
朝鮮輸出品用原材料配給統制規則
鐵鋼工作物築造制限ニ關スル件

製鐵ノ設備制限規則

鐵鋼需給統制規則

鐵製品製造制限規則

銅の使用制限ニ關スル件

白金ノ使用制限ニ關スル件

鉛亞鉛錫等ノ使用制限ニ關スル件

鐵屑故銅及故鉛配給統制規則

タングステン鑛及水鉛鑛配給調整規則

雲母配給調整規則

鱗狀黑鉛配給調整規則

朝鮮鑛石配給統制規則

揮發油及重油ノ販賣取締ニ關スル件

朝鮮石炭配給統制規則

石油配給統制規則

朝鮮カーバイト配給統制規則

朝鮮木炭配給統制規則

朝鮮アルコール配給統制規則
瓦斯需給調整規則
綿製品ステープルファイバー等混用ニ關スル件
纖維工業設備ノ制限ニ關スル件
皮革ノ使用制限ニ關スル件
皮革ノ配給統制ニ關スル件
皮ノ販賣制限ニ關スル件
ゴムノ使用制限ニ關スル件
朝鮮產屑ゴム配給統制規則
藁工品需給調整規則
米穀ノ搗粉等ノ使用禁止ニ關スル件
特殊農產物種子需給調整規則
寒天需給調整規則
朝鮮　穀等配給統制規則
大麻需給調整規則
林產物ヲ原料トスル工場設備等ニ關スル件

罐詰販賣制限規則
穀物ノ加工ニ因リ生スル副産物等ノ需給調整ニ關スル件
朝鮮獻骨配給統制規則
朝鮮ソーダ工業藥品配給統制規則
自動車修理用部分品配給統制規則

次に國家總動員法に依る勅令としては重要なるもののみを摘記して左の通りである。

國民徵用令
船員徵用令
國民勤勞報國協力令
學校卒業者使用制限令
賃金統制令
賃金臨時措置令
勞務調整令
電力調整令
陸運統制令
海運統制令

金屬類回收令
港灣運送業等統制令
物資統制令
農業生產統制令
貿易統制令
會社經理統制令
銀行等資金運用令
工場事業管理令
臨時農地等管理令
企業許可令
重要產業團體令
價格等統制令
地代家賃統制令
小作料統制令
宅地建物等價格統制令
臨時農地價格統制令

株式價格統制令

國民職業能力申告令

以上の二大法律に基く命令の外經濟統制に關する法令は單行法として制定せられたものが多數に上り、茲に一々擧げるの煩を避けるが其の中特記すべきものとして

暴利行爲等取締規則

外國爲替管理法

朝鮮産金令

等がある。

經濟統制法令の發表段階を顧みると、物資の統制から人的資源の統制へ、次に社會の統制へと進展し、之が漸次完備せられて刑罰法規の强化に迄進んだことは大いに意義のあることゝ解する。蓋し專ら刑罰に依つて國策を遂行しようとするは、由來政治家の兎角に手段とする處であつたが、又それは失敗を繰返して來た處でもあつた。

我國の非常時政策は其の轍を踏まず、當初の「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」にしても「國家總動員法」にしても其の罰則は非常に輕いものであつた。それは國家の總力を外に向つて發揮せねばならぬ丈けに、內に對しては社會的な整備が完うされねばならぬときであり、徒に刑罰に依り國民を威嚇することは策を得たもので無かつた。然し經濟統制社會の統制に迄進展し、それが完備せられるに從つて、

此の法制が刑罰的に强化せらるゝは必然であり、他の國防法制の整備强化と共に第七十六議會に於いて、前記兩法の罰則を飛躍的に强化した意義を理解すべきである。

(ロ)　外諜及思想關係法制

外諜及思想關係法制として注目に値すべきは、昨年春より施行せられた國防保安法及治安維持法改正法律である。

國際情勢の緊迫に呼應して國防法制の整備强化せらるゝに至ることは自然であらう殊に近代戰の著しい特色としての諜報戰、諜略戰に對抗するが爲めには、我國の從來の國防法制では到底不充分を免れなかつた。

從來、諜報に對處する法制としては刑法第八十五條の間諜罪の規定の外、軍機保護法及軍用資源秘密保護法があるが、それは何れも軍機に關するもの軍用資源の機密に關する取締規定であつた。

然し近代に於ける國家總力戰に對應するには、單に軍事のみではなく政治經濟外交等廣範圍に亙り國家の秘密を保護するの要があり、又外國の諜略に對しても有効なる防遏手段が講せられねばならぬ。斯る要請の下に國防保安法が制定せられ、軍事以外の重要國家機密の漏洩を防ぎ、又我國の外交財政經濟等に關する情報の外國に漏洩するを防ぎ、或は外國の我國に對する治安攪亂經濟混亂を防ぐ爲詳細なる規定を設け之に嚴重なる罰則を附したのである。

又思想犯に對處する法制としての治安維持法も、戰時下の要請に應じ得ざる點があり、之を整備强化する

の緊要なるものがあり、玆に同法改正法律が制定せられた。同改正法律は名は改正であるが其の實は新しい立法と云ふべきで、國體變革の目的を以てする總ゆる諸社に關する規定を整備し、又宗教類似團體に關する規定を新設し、其の他諸社と關係なき個人の國體變革の目的を以てする行爲を總て處罰の對象とし其の罰則も著しく强化した。それと共に私有財産制度を承認することを目的とする犯罪を國體變革目的の犯罪と切り離して規定したのである。

亦朝鮮に於いては、單行法として朝鮮思想犯豫防拘禁令を制定施行して居たが、治安維持法改正法律に於いて豫防拘禁制度に關する規定を設けたので朝鮮思想犯豫防拘禁令は之を廢止した。

此の國防保安法及治安維持法改正法律に於ては、刑事手續規定を設け檢事に廣汎なる强制捜査權を與へ亦控訴の廢止其の他訴訟手續に關する劃期的規定を設けた點は注目に値する處である。

右の外直接外諜又は思想に關する法制では無いが、之と關聯して戰時下の要請に應ずる法制としては、刑法改正法律中の「安寧秩序ニ對スル罪」と「朝鮮臨時保安令第十九條及第二十條」を擧げることが出來る。この規定は流言蜚語に關する規定と、經濟攪亂に關する規定であるが、流言蜚語に關しては從來陸軍刑法第九十九條海軍刑法第百條に依り、軍事に關する造言蜚語に對する罰則を定めあり、其の他政治に關する不穩言動に付ては保安法第七條があり、又警察犯處罰規則に於いて「人ヲ離惑セシムベキ流言浮說又ハ虛報ヲ爲シタル者」の處罰規則があつたが戰時下に於ける各種の不穩言動の取締規定としては不充分を免れなかつた點に鑑みて新設せられたものである。

而して刑法中改正法律に於ては、「人心ヲ惑亂シ又ハ經濟上ノ混亂ヲ誘發スベキ虚報ノ事實」を流布したる者又は「暴利ヲ得ルコトヲ目的トシテ國民經濟ノ運行ヲ著シク阻害スル虞アル行爲ヲ爲シタル者」に對し重き刑罰規定を新設したものであり、朝鮮臨時保安令に於ては第十九條に於て「時局ニ關シ造言蜚語ヲ爲シタル者」第二十條に於て「時局ニ關シ人心ヲ惑亂スベキ事項ヲ流布シタル者」に對し夫々罰則を設けたのである。

斯くして戰時下に於ける總ゆる流言飛語其の他の反時局行爲の取締規定の完備を見たものである。

（ハ）一般國内治安に關する法制

以上述べたるもの丶外、一般國内治安に關する法制は從來の刑法を中心とし、單行法も澤山あり支那事變勃發後に於ても之等法令に依り、國内の治安は確保せられて居たのであるが、刑法は三十有餘年前制定せられたものであり、其の後の人心の趨勢犯罪の情勢殊に現時局下の社會の實情に鑑み、相當改正の要ありたるも之が全面的改正は早急に實現し得なかつた爲め、戰時下の緊要なるもののみに就いて第七十六議會に附議して改正せられたのであり、その中「安寧秩序ニ對スル罪」を設けたることに就ては上に述べた處であり、其の他公の競賣入札の公正を害る爲、並に强制執行を免る丶行爲を處罰する規定を設け、又從來の失火罪公正證書原本不實記載罪及贈收賄罪に關する規定を整備し、其の罰則を强化したに止るが、大東亞戰爭勃發に依る國内治安の必要は一層增大し、到底從來の法制のみにては之が完璧を期し得ざるものあり、殊に大東亞戰爭勃發に依り敵機の空襲其の他人心を動搖せしむべき状態の發生することは當然豫想す

べきであり、斯かる狀況下に於ける犯罪に對する刑罰を加重する要ある爲め、第七十八議會に於いて「戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律」が附議可決せられ昨年十二月二十四日より之が實施を見、朝鮮にも施行せられて居るが、此の法律は「燈火管制中又ハ敵襲ノ危險其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ狀態アル場合」に於いて犯されたる猥褻姦淫及竊盜强盜に關する罪の刑罰を、刑法に比し著しく引上げたのであつたが、此の法律は極めて應急的立法なりし爲め、實體法上に於ても幾多不充分なる點があり、殊に手續法には全然觸れなかつたのであり、更に整備する必要があり內地に於ては去る第七十九議會に戰時刑事特別法及裁判所構成法戰時特例を提出附議し、之が可決を見て本年三月二十四日より施行せられて居り、朝鮮に於ても制令を以て之と略同樣の法令が遠からず制定の機運に到るものと思はれる。

此の戰時刑事特別法及裁判所構成法戰時特例の規定を一瞥して見ると、實體的規定としては戰時犯罪處罰の特例に關する法律に規定せられて居たものをも含み、「燈火管制中又ハ敵襲ノ危險其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ狀態アル場合」に於ける放火、猥褻、姦淫、竊盜、强盜、恐喝及猥褻姦淫竝に强盜の致死兩罪の刑罰を著しく加重して居り、其の他戰時下に於ける國政變亂目的の殺人、騷擾、建造物破壞往來妨害住居侵入飮料水に關する罪等の刑罰を加重し、又新に「防空ニ從事スル公務員ノ職務執行ヲ妨害スル罪」及「業務上不正ノ利益ヲ得ル目的ヲ以テ生活必需品ノ買占又ハ賣惜ヲ爲シタル者」に對する處罰規定を設けた。

又手續規定としては戰爭刑來特別法に規定する罪の外、戰時下重要犯罪に對する第一審判決に對しては、

控訴を許さず上告のみを許すこと丶し、區裁判所事件の上告は控訴院で管轄すること丶した等幾多注目すべき規定を設けたのであり。

三、戰時下一般國民の法律生活の現狀

以上戰時法制の概略を述べたが、朝鮮に於ける之等法令に對する一般國民の現狀は如何であらうか。果して之等法令が遵守せられて居たであらうか、又今後の見透しは如何であらうか。

此の問題につき經濟統制諸法令と、流言蜚語に關する法令に就て考察して見たい。

經濟法令が漸次發布施行せらる丶に伴ひ、朝鮮に於ける之等法令違反が急激に增加し、現在に於ても尙相當多數の違反者を出して居ることは否定し得ない處だ。

而して此の現象は國民の遵法精神が缺けて居たと云ふのみでは無く、從來の自由主義經濟の下に育くまれて來た商工業者が、戰時下の經濟新體制の理念に對する認識が缺けて居つた點を看逃す譯には行かない。

此の點は我國の統制經濟が從來と全く絕緣した形式と內容を持つて忽然現出した譯では無く、唯從來の經濟活動の單位である個人や、企業主體は夫々各自の計算と責任とに於て業を營み生活を樹てることの原則の上に其の營み方や樹て方について新な理念の下に新な方向と樣相が與へられたに過ぎない。卽ち、從來の經濟機構の基幹をなす法律制度、殊に私有財產制度を核心として運營せられ來つたのであり、之れが爲め商工業者は經濟統制法令を目して一般警察取締法規となし來つた關係上、自然に之れが遵守に就ての誠意が足ら

なかつたものと思はれる。

然し經濟統制法令は左樣な警察取締法規では無いのであり、國家總力戰體制を强化して行くには缺ぎ可らざる法令であり、之に違反するものは國家に反逆を企つるものであると謂ふべきであり、最近に於ては斯る認識が大分徹底した樣に認められ、商工業者の自發的の遵法運動を見るに至つたのは悅しいことだ。

尙此の法令の性質の認識の問題の外、一部商工業者又は消費者に於ては、經濟統制法令に無關心であるやに見受けられる點がある。苟も或る商工業に從事する以上、自己の關係事業に對する經濟統制令に無關心ではあり得ないと思はれる。例へば鐵製品の製造販賣をする者は上に揭げた鐵製品に對する各種の統制法令及價格等統制令に無關心で居られる等はないのであり又無關心であつてはならない。

又一般消費者に對しては從來の經濟統制法令の多くは直接關係を有せなかつたのであるが、暴利行爲等取締規則に依る買占は消費者にも適用せられるのであり、之に無關心であれば思はざるの罪責を受くるに到るのであり、其の他日常生活を通じて見ても公定價格、九、一八價格等に無關心では居られない筈である。此の點今後に於ける遵法に期待したい。

次に流言蜚語であるが事變以來陸海軍刑法の造言蜚語罪を犯す者相當多く、又刑法改正法律或は朝鮮臨時保安令中の人心惑亂經濟混亂其後の時局に關する造言蜚語を犯す者も相當の多數に達する。之等の者の中には不用意の中に不必要な言辭を弄した者も相當ある口は禍の種なりとの諺が今日程痛切に感ぜらるゝ秋はない國民一般の切なる自重を望むところである。

四、結　語

大東亞戰爭の下我々國民は飽く迄最後の勝利に向つて邁進せねばならない。

緒戰以來御稜威の下皇軍將兵の殉忠無比の奮鬪に依り敵米英の太平洋艦隊主力を始め敵陸海空軍を擊滅し敵太平洋據點を悉く覆滅し去り、武力戰に依る必勝不敗の地位を確保したりと雖、互敵米英を徹底的に擊滅するに至る迄我國の當面する難局は今後益々其の深みを加へるであらう。

此の秋に當り一億國民に果せられた責任は益々重大であることを思ふ時、國內體制の必勝不敗の地位を確立する者は我々國民の一人々々であることを銘記し戰時下に於ける法令を一段と認識會得し一人の背反者をも出さざらんことを切望して止まない。

「一新せる法律生活」

安田幹太

『普魯西議會は昨日帝國司法省に對し左の如き建議案を提出すべき旨議決した

一、現行獨逸帝國及普魯西國の法律の數は無慮八千の莫大なる數に及べり政府は速かに之等法律の整理統合をなすべく特別の專門委員會を設定せられ度し云々』

昭和六年二月二十三日獨逸伯林市發行某紙の掲ぐる所の記事であつた。

昭和六年、西暦千九百三十一年、夫は戰債の重壓に喘ぐ敗殘獨逸國が米英によつて突落されたる奈落の底より這ひ上らむと最後の力を振しぼりつゝ全國民苦鬪しつゝあつた最後の年であつた。

資本主義制度は米英の世界制覇の牙城である。彼等は資本主義制度によつて全世界を搾取した。而して彼等の搾取に反逆する者は悉く彼等によつて資本主義機構の中に構へられたる蟻地獄の中に突落されるのである。米英と世界の覇權を爭つて勝利の寸前に於て破れたる獨逸は彼等の恐る可き敵手として永久無限に這出る事を能はざる蟻地獄の中に突落されたのである。專制君主米英の彈壓の下米英の爲めに作られたる資本主義體制の下に獨逸が再び立直る事は遂に許されない。敗戰獨逸を起死囘生に導く唯一の殘されたる手段は資本主義の舊機構を突破して新秩序の下に裸と裸の戰を挑む外になかつたのである。

かくてゾチアルデモクラツトは獨政權より退場した。舊體制下に街のデマゴーグと嘲られ彈壓せられたるヒツトラーと其一統に絶望的獨逸が萬一の最後の望を託せられて登場せしめられた。獨逸政權を握つたナチスは舊體制下の凡ゆる制度組織を無暴とも考へらるゝ如き勇敢さを以て爆破した。舊法は朝に廢せられ夕には新法が續々と制定せられた。法令全集は瞬く間に山をなすに至つた。夫は前述の如く普魯西議會が法の氾濫に閉口して其整理統合を建議した年に續く翌々年であつた。正に法令のインフレーションである。行政官は悲鳴を擧げ、司法官は嘆聲を發し、法學者はペンを投じて「獨逸法よ何處へ行く」と唖然たるの外途を知らない有樣であつた。

かゝる混亂の中に新しき獨逸は資本主義の桎梏を脱し新秩序建設へと巨歩を進めたのであつた。山積する新法令は正に舊秩序爆破の爆彈であり新秩序建設のペトンであつた。

……〔〇〕……

ペルリの來航によつて鎖國の扉を開かれた我國は先づ米英資本主義によつて搾取の對象として着目せられたのであつた。併し乍ら此時既に我國の豐富なる金銅等々は米英に一歩を先んじたる西蘭によつて吸出し盡されてゐた。米英の期待は裏切られた。併し乍ら彼等は其代りに正直にして信義に篤く勇武にして精悍なる我國民を操つて彼等資本主義擁護の爲めの忠實なる番犬として利用するの途を見出したのであつた。日清戰爭北淸事變日露戰爭と、彼等は正直にして勇敢なる日本を驅使して彼等の吸血を甘受させる老大支那を斃させ彼等の獲物をねらふ大豪露西亞に立向はしめ更に前大戰に於て彼等が强敵獨逸に危く破らたむとするを救

援せしめたのであつた。然るに開國五十年、大日本は目覺ましく成長した。米英の爲にあらゆる强敵を斃した彼等の良將は今や彼等の脅威として蔑らる可き時を迎へたのであつた。資本主義國家米英の新興の脅威日本に對する壓迫は凡ゆる方面より加へられた。隱忍自重如何にかして彼等と妥協し、資本主等世界秩序の下に存在の餘地を求むとする我日本の極めて控目なる要求は結局彼等によつて却けられた。新興日本が資本主義米英と共存する事は遂に許されない事は、滿洲事變によつて明かとせられた。支那事變大東亞戰と我等日本は生きむが爲めに遂に決然として資本主義の舊殼を爆破して立つに至つたのである。

佛蘭西革命以來一世紀の間に打建てられたる自由主義法制は資本主義社會機構を與ふる筋骨である。自由主義法制は個人意思の自由の美名の下に無產者を永遠の奴隷として資本家の下に繫ぐ。資本國家米英は連衡して自由主義法制を以て全世界を資本主義機構を通じて其掌中に把握してゐるのである。我等は大東亞戰に於て先づ此資本主義機構を爆破せざれば必然的に最後の敗戰を運命づけられてゐる。武力に於て壓倒的であつた獨逸の前大戰に於ける最後の敗北は之を證明する。

資本國家米英を打倒せむとせば先づ資本主義を打破せねばならぬ。資本主義の打破は自由主義法制の廢棄によつてなさるゝ。朝に夕に、日を追ひ月を重ねると共に自由主義法制は陸續として改廢せられて行つた。曩つてナチス政權下獨逸に於て見たる法令の氾濫に驚倒したる日本は今や支那事變の勃發と共に更に夫にも增す法令インフレーションの中に身を投じたのであつた。

舊制度の崩壊に伴ふ混亂と新制度の樹立に先づ混沌とか舊社會より新社會への移行過渡期に於て爲政者と國民とを困惑に陥らしむる事は免かれ難き所である。舊體制より新社會秩序への建設途上の過渡期に於て悲しむべき幾多の不合理が發生する事は已むを得ざる所である。我等は之等の免かれ難き不合理によつて何等かの不利益と損害とを蒙る事があらふとも之を以てよりよき次代建設の爲めの犧牲として甘んじて受くる丈の覺悟を有せねばならぬ。

一億國民は何人と雖も支那事變大東亞戰爭に國の礎として斃れたる名譽の戰死者の如く皇威の發揚皇國の發展次代の興隆の爲めに何時にても笑つて死する覺悟を有する。然るに之等の國民は稍もすれば新興日本建設への過渡期に於ける不可避の現象として現はれたる法令の氾濫法制の混亂に困つて生せしめらるゝ些少な不合理を忍從するの途を忘れ勝であるのではなからふか。

―〔〇〕―

何人と雖も法の不知を以て辯解となすを得ず夫は法適用上の鐵則である。併し乍ら「汝殺す勿れ」「汝欺く勿れ」「汝奪ふ勿れ」等々、舊體制下に於て法令の規定する所の大部分のものは吾人の道德律として吾人の倫理觀念の中に確立せられたる所の内容を反映するものに外ならなかつた。かくして我等は我等の健全なる常識を以て正しく判斷し良心に從つて行動するならば法の不知を以て辯解となすを許されざるの鐵則を怖るゝの必要は多くの場合に存在しなかつたと言ひ得る。

然るに今や事變下幾百千の法令は陸續として施行するに至つた。吾人は此一々の名稱さえも之を記憶する

事を得ない程である。而も其法令の内容たるや吾人の常識とは何等の關係無き全く機械的なる性質のものが大部分を占むるのである。

物の賣買價格は賣主買主の自由なる合意によつて定めらる可しとの事が吾人の常識であつた。然るに近時の法令は之に制限を加ふるに至つた。其事自體が既に吾人の今日迄の常識を以て考ふる事能はざる内容である。更に一歩を進めて之等の法令によつて制限せらるゝ物の制限價格の限度幾何なりやと言ふ如きに至つては、全く機械的問題にして一般人は勿論法律家と雖も各個の法令の各條文に就き檢討するに非ざれば容易に之を知る事能はざる性質を備ふるのである。

今や吾人は朝夕山積する新法令を前にして「何人と雖も法の不知を以て辯解となすを得ず」との鐵則の冷嚴に悩みつゝある。

―（〇）―

或時代或社會には其時代其社會の一般人によつて普く承認せらるゝ一定内容の道德律倫理規範が存在する或國の法令はかくの如き其時代其社會の一般人によつて普く承認せられたる道德律倫理規範を骨子として體系づけらるゝものである。

吾人は此種の道德律倫理規範を其のまゝ内容とする法規を倫理法規と稱する之等と異り國家は國家の統治上の或目的達成の爲めに必要とせらるゝ一定の政策遂行の手段として幾多の法規を制定する。吾人は此種の法規を倫理法規と區別して行政法規と稱する事を得る。行政法規は其時代の道德又は倫理觀念と相反する事

はないが之等のものと直接相關する事無く、其内容は政策的に定めらる丶機械的なるものにして吾人の一般常識を以て推測する事を許さゞる種類のものを常とする。

――〔〇〕――

倫理法規は根本的永久的法として尊嚴視せらる丶に對し行政法規は技術的一時的法として輕視せらる丶の傾が存する。法律學者さえも一時は倫理法規は自然の理法にも等しき萬古不易の自然法なりとして行政法規の政策的なるものとの間に本質的差異有りと考へたる時代もあつたのである。併し乍ら吾人は其誤謬なる事を知るを要する。

理由無く人を殺す、夫は恐る可き罪惡であり、古今東西を通じ萬古不易の倫理觀念であるかの如く考へらる丶。併し乍ら、未開の蠻族の間に於ては殺人を以て罪惡となさゞるのみか却つて勇敢巧智の行爲として談美するものさえある。否、單に蠻族に限らず、戰國亂世に於ては「斬取强盜武士」の慣として殺人は强者の權力行動として是認せられだる時代の存したる事は我國の例にも之を見る事を得るのである。

復讐は今日犯罪として禁遏せられ吾人の倫理觀も漸く之を罪惡視するに至つてゐる。併し乍ら、數百年前迄我等の道德觀は復讐を以て美德としてゐた事實がある。平和數百年、吾人の平和希求の念が漸次復讐を制限したのであるが而も尊屬親の爲めの復讐は最近に至る迄一の美德として奬勵せられてゐた事は吾人の普く知る所である。

右の如く社會の道義觀倫理觀は根本的に變動する。所謂イデオロギーの變化である。資本主義舊體制を脫

却して新秩序の建設に向ふ今日、吾人の舊體制下の倫理觀道義觀は根本的に變動せねばならぬ幾多の點を持つ。

物の價格は賣主と買主との間の自由なる協定によつて定めらる可し、之に干渉するは個人の自由を抑壓する不道徳行爲なり、とは自由主義的體制下の吾等の年輩の者は萬古不易の眞理なるかの如く印象づけられて來た。併し乍ら一度自由主義の舊殼を破つて解放せられたる眼を以て見る時、物の價格が浮動し各個人が之を各別に自由に定め得ると言ふ如きは不可解なる背信行爲を考へらるゝに至るかも知れないのである。更に一を進め、自由主義の下に育まれたる吾等には物の賣買の自由は個人に與へられたる天與の權利なるかの如く教へられ、之を束縛するは甚敷不道徳と考へられる。自由主義を脱却せざる吾人の多くの者は今日の賣買取引に對する幾多の法令の制限は戰時體制下に於ける一時的非常手段としてのみ認容せらるゝと考へてゐるかの如くである。併し乍ら一度自由主義を突破して啓蒙せられたる眼を開く時、國家の資源として天然より與へられたる物資を個人が個人の意思のみを以て自由に賣買移轉すると言ふ事こそ諒解し難き不道徳行爲と考へられるゝに至るかも知れないのである。

新社會に於ける新秩序が如何に形成せられ、其新社會に於ける新倫理觀が如何なる内容のものと變化して行くか、夫は豫測豫言の限りではない、併し乍ら吾人は少く共、今日陸續として立法せらるゝ山の如き法令にして、吾人の道義觀倫理觀を以て理解し難き内容を持つ或種のもの丶中には、右の如き意味に於て、新時代の新倫理觀を反映する倫理法規にして、吾人が舊體制下の舊道徳觀の殼に立籠るの故を以て之を新しき倫

理法規として理解し能はざる如きもの丶存する事を知らねばならぬ。今や吾人は速かに舊體制下に育まれたる資本主義的イデオロギーを拂拭して自由なる啓蒙眼を以て之等の新法令の内容の中より來る可き新時代の新倫理新道德を的確に把握する事に努むるを要する。

——〔〇〕——

既述の如く倫理法規と行政法規とを分別すべき絶對的理論的根據は存在しない。併し乍ら夫は理論の問題であつて、之を實際問題として見る時法を倫理法規と行政法規とに分別する相對的基準と實際的必要とは充分に存在する。學者も又之を認め之を法規違反の方向より見て倫理法規に違反するものを刑法犯又は自然犯と稱し行政法規に違反するものを行政犯又は法定犯と稱するを通常とする。

近時山積する法令の大多數のものが我國の未曾有の非常時を突破する目的の爲めに必要とせらる丶政策目的達成の爲めの行政法規なる事は說述するを待たず明である。新法令の多くのものが吾人の道德觀を以て推知し能はざるものなる理由實に此處に存する。

所で、新法令の大部分が倫理法規に非ず行政法規なるの故に、一般人は稍もすれば之を輕視するに非ざるかの觀無きに非ず。特に新法令が朝夕山積し一般人は之を知るに遑無き狀況を加ふるに至つて其の甚敷を見るを憂ふる。經濟事犯又は其他各種の統制令違反により處罰せられたる者の多くが或は法規の存在を知らざりしの故を以て、或は自己の行爲に就き道義的苛責を感ずる事尠きの故を以て自らの犯せる罪を重視せざるかの印象を受くる事屢々なるは正に再思三省せざる可からざる所と言ふべきであらう。

今日制定せらるゝ幾多の行政法規は皆皇國が大東亞戰に勝たむが爲めの絶對不可避の方策として設けられたるものである。國が戰に勝たむが爲めには數萬の國民の尊き命と幾億の財産を犧牲とせねばならぬ。戰勝目的達成の爲めには生命も財産も擲たれねばならぬ。生命財産の不可侵と言ふ倫理道德律も戰勝目的完遂の爲めには時に之を枉げねばならぬ時さへ存する。然らば戰勝完遂の目的の爲めに制定せられたる幾多の行政法規は戰時非常時に於ては倫理法規よりもより一層重大なる法規として苟くも之を輕視するを許されざる事を知る可きである。

第一線に立つ兵は只指揮官の命のまゝに突進せねばならぬ勝たむが爲めに、理窟もなければ批判も存じない。只まつしぐらに突進せねばならぬ。銃後の國民に於ても理は亦同一である。一億國民は戰に勝たむが爲めに行政法規の命ずるがまゝに凡ゆる理窟と批判を行ふことなく、之に從つて進退するを要する第一線の兵士が指揮官の命を全身を以て注意し一言と雖も之を閑洩することを許されざる如く銃後國民は國家の命令する法令を假令幾千萬と雖も良く注意して苟くも之に違反せざる如く努むるを要す。之こそ戰時下國民の國家に對する最大の義務であり卽ち非常時下に於ける最高の道德である。

――〔〇〕――

行政法規は戰爭完勝なる目的の爲めに捧げらるゝ手段に外ならぬ。從つて行政法規には目的の爲めの手段たる意味のみが存し、其他に理論も體系も存在しない。此點に於て倫理法規と趣を異にする。

倫理法規は其時代の倫理道義觀に立脚して一定の理倫の下に一の體系を整ふるかゝる倫理法規は輕率なる

朝令暮改を許されず、一度之が制定せらるゝや其適用は嚴正なるを要する。然るに之と異つて行政法規は戰爭完勝の目的の爲めの手段たるに過ぎざるを以て其間は根本的理論又は體系と言ふ如きものは存せず。戰爭遂行の程度と諸般の狀況に應じて朝に改め夕に廢して聊かも澁滯無きを期するを以て理想とし、其適に於ても亦臨機應變其目的に照して寬嚴宜しきを得るを要す。

倫理法規と行政法規との間には其立法と其解釋及び適用につき右の如き根本的差異を設く可きである。然るに現時の立法又は執法に携はる大部分の官吏は平時に於ける倫理法規を對象として法律學の薰陶を受け來りたる者なるが故に、屢々右の如き行政法規の特異性を見失ひ、行政法規の立法乃至執法に際し之を倫理法規の夫と同一の態度を採るの誤謬を冒す者尠からざるを見る。

戰爭目的達成の手段たる行政立法には理論もなければ體系をも存じない、只一時も速かに立法せられて其目的に沿ふを要する。然るに立法者は時に行政法規の立法に際して徒らなる理論と體系を上下する事によつて目的達成の爲め一に成要なる時機を失すると言ふ如き弊を見る。倫理法規の違反は一國の綱紀維持の爲めに嚴密に摘發せられ峻嚴に罰せられざる可からず、個々の場合の情狀の如きは社會全般の永遠の綱紀振作の爲めに多くの場合之を無視せざるを得ぬ。然るに此原則を其のまゝ行政法規の適用の場合に及ぼす時執法家は大なる過誤を冒すこととなる。戰勝目的の爲めに制定せられたる行政法規の適用は夫が目的達成の爲めの手段として必要なる限度に於てのみ之を行ふ事を適當とする。若し之と異つて倫理法規の適用の場合の如く苟くも法規違反の存する時必ず之を摘發處罰するの態度に出る時は、之が爲め銃後民心の萎縮を來し、戰勝目

的の爲めに制定せられたる法規を適用して却つて戰勝の目的を妨ぐるの結果となるの慣を存す。然るに從來の行政官司法官の此種法規の適用に就きて斯くの如き點に於て充分なる認識を缺くの嫌有るを見る事屢々なりしは誠に戒心すべき點と言ふ可きであらう。

行政法規の解釋適用に際しては苟くも夫が戰勝目的貫徹の爲めに必要なる時、從來の法規解釋の原則に於て許されざる程度の思切りたり擴張解釋と廣範圍適用を必要とする反面夫が戰勝目的貫徹の爲めに必要ならざる限り可及的に之が違反の摘發を差控え且つ之が處罰を寛恕するを要する。

――〔〇〕――

大東亞戰爭は御稜威の下に赫々たる戰果を納め武力戰に於ける戰勝は既に確定的となつた。併し乍ら武力戰は單に大東亞戰の緒戰に過ぎず。吾等は陸海軍の武力の掩護の下に今後の數年間の經濟戰を戰抜かねばならぬ。此經濟戰に於て米英資本主義の堅陣を爆破する爆彈は實に此種の法令である。吾等は官民共に此爆彈たる法令の性能と用法とを良く理解して戰勝を確保するを要する。（昭和十七年四月二十日稿）。

半島に於ける女子勞務者の指導教化

片岡勉

支那事變は遂にその核心を衝いて米英膺懲の大東亞戰爭に轉じ皇軍作戰行動の地域は海に陸に空に實に高度三千米距離五千哩に及ぶ人類有史以來空前の雄大さであります。然も皇軍の向ふ處敵なく全世界を驚倒唖然たらしめつゝある赫々たる戰果は、神業とでも言ひませうか、國民等しく感激おく能はざる處にして各位既に周知の事實であります。

勝つて兜の緒を締めよとは飽くまで必勝不敗の態勢を整へ、最後の勝利へ向つて突進する事でありまして一は迅速なる戰果の發揚に依つて資源を獲得し、一方銃後に在りては協心戮力國民皆勞の實を以て生産の擴充に當り第一線將兵諸士に絶對不安なからしめると同時に、軍需民需各般に亙つて戰力の重實蓄積に鋭意努力する事であります。老若男女を問はず苟も就業能力を有するものは適在適所を自ら求めて職域奉公の誠を致すべきで、翻つて半島に於ける勤勞の實情を見まするに、朝鮮婦女子の就業率は未だ充分とは申されません宜しく時局を認識して蹶然立つて業に就き、職を奉じ健全なる家庭維持に延いては健全なる國家興隆の一助となるべきであります。

從來朝鮮の婦女子に就ては忍耐力乏しく、物事に飽き易き爲め單純且つ輕位なる仕事には適するも、少し

複雜化した苦勞を伴ふ作業には不適なりとか、個人主義の觀念强く所謂相互扶助の協力心を缺き、我利我慾公德心を辨へず非禮なる爭をも敢て爲すとか、工夫硏究の力なく心構に精根なき爲め一程の限度以上に進步せざる事等操業上の苦情缺點を屢々耳に致しますが、吾々としては公にして例へ如何なる缺點があるにもせよ、惡しきが儘に放却し置くわけには行きません如何に此れを指導敎化し行くかゞ指導者達に果せられたる大なる使命であり責務であると存じます。

私は現在紡績業界に携つて居る關係上、此の方面に就業中の女子勞務者に就て聊か卑見を述べ御參考に供したいと思ひます。

（一）指導上最緊要の事項はお互言語を解する事であります。總ては話せば判る問題でありまして、言語不解の爲め指導者の眞意を解せず聞く者又眞劍味を放失して心を空虛にし居る爲めに、改善はおろか却つて惡結果を來す事もあり、其の及ぼす影響甚だ大なる事は申す迄もありません。最近國語全解運動が提唱され其の實行に入りつゝある事は勞務解決に一大光明を與へるものとして誠に喜ばしき次第にして、少なくとも會社工場多數の人員を收容し居る所では學校敎育の普及と相俟つて其の徹底を期し、一日でも早く精神的に聯繫し得る明朗なる時代を招來せねばなりません。

私の處では朝夕マイクを通じ日常の心得事項を放送して反復々唱せしめ國語の理解と行儀作法の指導を行ひ居りますが結果は至極良好と思はれます。

（二）次に國體訓練に就てゞありますが、現在工場に勤務の婦女子は殆ど大半が無學の者でありまして、朝

鮮舊來の陋習迷信等にとらはれ且つは事實無根の話題を他意なく信じて實に寒心に堪へざる事故を引起す事も屢々であります。彼女等をして善く近代文化の恩惠に浴せしめ統制ある集團生活の實を擧げしむるには、體操或は唱歌遊戯乃至は作業に總ゆる機會を捕へて團體的訓練を爲し、共同の精神を涵養し常識を啓培して舊來の思想を排し無知文盲の域を離脫せしめる事が必要と思ひます。以上は大體形の上からの指導でありますが、要は

（三）心の問題でありまして如何に優秀の機械でも機械は所謂機械にして數字に表はれる丈の力に過ぎません人間なればこそ數的成績以上の成績を揚げ得る事が出來るわけであります。今次大東亞戰爭に於ても御承知の如く香港、マレー、蘭印、ビルマ、フイリツピンに近代科學の粹を集めた米英蘭の機械化軍に對する皇軍の無敵振りは日本人の精神力が如何に偉大なるかを如實に示し居るものであります。

業者としては仕事の如何を問はず魂の入つた操作を希望するのでありまして、半島に於ける勞務者に就て擧げられる數々の缺點を見ては遺憾ながら未だ秘遠き感を抱かざるを得ません。此れは永年の契習に馴らされた環境の影響に依る處大なりと思はれますので、幸ひ將來家庭につき家を守る年頃の婦女子を預る吾々指導者としては、思ひを此處に致し今直ちに希望の成果を擧げ得ずとも、新らしく生れ出ずる子孫に對する大なる期待を以て子女の薫陶養護に不撓不屈懸命の努力を拂ふ事こそ、一は以て鴻大無邊の皇恩に酬ひ奉ると同時に、一は以て朝鮮に職を奉ずる者の責任の一端を果し得るものと信ずるものであります。

我が國には肇國以來家庭道なるものがありまして、畏くも皇室を宗家に仰ぎ奉り家長中心の結合體により

常に國との繋がりに於て生成發展し行くものにして、家庭は忠孝一本の修錬道場であります。從つて歸する處は只一つであつて、各家庭の健否は國民の健否に關はり國家社會生活の構成に大なる影響を及ぼす所以となるのであります。

家庭の生成は勿論父母共に其の責に任ずべきでありますが、子女育成には特に母の責務重大にして昔より偉人傑士の蔭には必ず賢母ありて今正に支那事變に續いて大東亞戰爭にと幾百萬の勇士が只大君に歸一し奉る崇高なる精神の發揚は、其の基因する處決して故なしとは申されません。現在吾々の指導しつゝある婦女子は軈て家庭の母として次代の大東亞を背負ふべき指導者の育成に當るべきもの、希くは眞の日本婦道に立脚した健全なる精神を體得せしめて、時代に則する正鴻なる識見を養成せしめ得たきものと念願する次第であります。

就ては我國體の萬邦無比なる所以を知り皇恩に感謝すると共に、日本人として生を受けたる事の喜びを感じ只管神に仕へ祖先を祀る敬虔なる精神を以てすれば、盡忠報國の精神又自から生れ出ずべきで日常生活の中に嚴肅なる祭祀を行ひ、朝夕感謝の念を以て毎日を送る樣にする事は誠に結構にして、出來得れば歸鄕後と雖も各戶必ず神棚を設けて禮拜を實行せしめる樣致し度きものと思ひます。

尙事に當り機に應じ自律自制實踐躬行の力を培養し日常生活の間に自ら良き習慣を修得せしめる樣御奬め致します。

朝鮮青年體力檢査を終へて

岡久雄

去る三月上旬、全鮮一齊に行はれた朝鮮青年體力檢査は、軍官民各機關一致の協力に依つて、此の劃期的な事業も滯りなく豫期の成果を收めて終了したので其の實施狀況竝に結果の槪要を述べて御參考に供したい。

本檢査實施の趣旨に就いては、當時、新聞ラジオ其の他で屢々闡明された通りであるが、要するに大東亞共榮圈を確立すると言ふことは帝國不動の國是であり、肇國の理想に根源する未曾有の聖業である。これを完遂しなければ皇國悠遠の興隆はこれを期すべくもなく、又萬邦各々その所を得て共存共榮の實はこれを擧ぐべくもない。從て帝國としては此の聖業完遂の爲には、如何なる犧牲を拂つても又如何なる障碍にぶつつかつても臥薪嘗膽斷乎として邁進の一途あるのみである。大東亞戰爭の眞義は茲に存する。これが爲に內地人たる青壯年は殆ど直接第一線に銃を執り、或は產業勞務動員に挺身奉公の赤誠を捧げてゐるのである。

朝鮮としては兵站基地として或は諸般の生產擴充に依り或は勞務の供出により又一般大衆は或は志願兵の應募に、或は國防器材の獻納に幾多愛國の赤誠を披瀝しつゝ戰へる皇國に大きな貢獻を爲してゐるのである

が、國運を賭して世界新秩序確立めざして敢然として起つてゐる皇國の爲に更に一層强力に寄與するの途は何か。すなはち我國人口の二割四分を占める恵まれた人的資源を有效適正に動員することこれが殘されたる最も大きく且つ力强き貢獻の方途でなくて何であらう。而も施政三十餘年の苦心の結晶たる今日の朝鮮の實狀は爲せば爲し得る狀態に旣に達してゐる。その方途はいくらもあるであらう。然しながら之が爲めには半島の中堅青壯年層の心身の實情其他の狀況を審かにし其の實體を把握しておく事が、將來豫想さるべき志願兵制度の擴充に或は産業勞務動員に、其他如何なる方面に如何なる程度に適材を動員し得るかを知悉する爲に必要不可缺の措置であるが今日迄その確實な資料が殆どないすなはち將來内外の事態に卽應して諸般の計畫を樹立するにあたり據つて以つて基礎とすべき青年層身體の狀況に關する確實な資料を得る爲實施したのが今回の朝鮮青年體力檢査である。

さて今回の體力檢査は叙上のやうな時局下極めて重要な意義を持つて滿十八歳以上滿二十歳未滿（以下單に十八歳、十九歳と稱す）の朝鮮人青年全部に就て行ふことになつたのであるが何しろ檢査に從事する者のみでも、醫師八百餘人、補助員三千數百人と言ふやうな相當膨大な事業であり、而も初めての試みであるに拘らず、別に據るべき法令を設けないでやることになつた爲に專ら大方の理解と協力に待つ外はなかつた。從て受檢者は勿論一般民衆に本檢査の趣旨を周知徹底せしめること特に青年の愛國的熱情に愬へることが先決問題であつた。ところが一面に於ては色々の事情から早急實施を必要とした爲に、準備期間が極めて短かかつた關係もあつてその結果に對しては尠からず危惧の念を伴はざるを得なかつたが同時にそれは半島に於

ける愛國的氣運を忖度し得る一つのバロメーターとして非常な關心を持つた。

ところが蓋を開けて見ると色々の心配は全く杞憂に終り、第一出席率に於ても年齡該當者見込數の八三二％餘、告知した者の九七％と言ふ良好な成績を擧げた。年齡該當者全部に對して告知することが出來なかつたのは遺憾であるが、居住登錄別記の現狀を以てしては洵に已むを得ない次第である。告知を受けた者の内缺席した三％の者も病氣其の他已むを得ず屆出の上缺席した者が八割餘を占め無屆缺席者は極めて少數に過ぎなかつたことは關係者一同の不眠不休の活動と軍官民、協力一致の賜であると同時に半島民衆の時局下朝鮮の使命を克く認識せる結果のあらはれであることを思ふとき寔に御同慶に堪へない。

此の事實は本檢查實施に當り地方民間諸團體並個人の積極的協力の狀況、受檢者の涙ぐましきまでに眞劍な熱意がよく物語つてゐる。即ち直接本檢查に關係せられた醫師や愛國班幹部は申す迄もないが、全鮮の交通事業者・電氣事業者・其の他會社・銀行・工場・事業場、或は在鄕軍人會・婦人會・靑年隊・其の他各種の團體から宿屋・理髮業者・湯屋業者等各種の營業者に至る迄各々其の分野に於て積極的に協力援助を惜まなかつた。更に近隣の者は受檢者に衣類を調達して之を與へ、病人は之を脊負ひ或は車に積み互に勵まし合つて受檢せしめる等隣保公助のうるはしき情景は數々あつた。

受檢者側に於ても、全般的に極めて積極的熱意の狀況が窺はれるのであつて、自發的に出頭した者も多數あつたが、中には年齡該當者でないにもかゝはらず、受檢方を懇願し、或は病氣負傷不具者等出席甚だ困難な狀況であるのに五里・十里の道を遠しとせず父兄に脊負はれ、近隣の者に援けられて車に托し强ひて出席

し、或は父母妻子の死に直面して敢て之を秘して受檢し、或は傳へ聞いて遙々滿洲より歸來し受檢を懇願した等眞に感激すべき美談佳話も尠くない。これ等の事實は半島に於ける民心の傾向を如實に物語るものであつて、內鮮一體を目ざして拮据經營せられた朝鮮統治三十餘年を回顧するとき轉た感慨深いものがある。

體格等位の概略を職業別に見ると水產業に從事してゐる者が斷然良好であることはうなづけるが、これに續くものが學生其の他であつて受檢者の六五%を占める農業從事者が餘り良くないのは一考を要する。その結果は都會地と田舍とを比較して見ても次の表のやうに明瞭にあらはれる。

地域別＼體格		身長（平均）	體重（平均）	胸圍（平均）
府	十八歲	一六一・三cm	五四・三kg	八三・七cm
	十九歲	一六二・六	五五・七	八四・七
郡	十八歲	一五八・九	五三・七	八三・〇
	十九歲	一六一・七	五四・三	八三・七
（參考）內地	十八歲	一五九・〇	五一・六	八〇・一
	十九歲	一六一・〇	五三・二	八一・四

（府の胸圍中京城府の平均は誤謬と認めたので除外した。）

尤も都會地は病氣も多く結核に於て平均〇・九五%、田舍は〇・六二%、性病に於て都會地は十八歲が〇・一九%、十九歲が〇・四五%、田舍は十八歲が〇・〇七、十九歲が〇・一一%、トラホームに於て都會地が

平均二・八三%、田舍が平均二・〇九%の率を示し餘り名擧は發見困難な節もあらうし、性病罹患者の如きは出席を忌避に存在すると見るのが當然である。

體格を道別に觀ると身長に於ては十九歲の平均が一六一・いて平南の一六三・四、平北の一六二・九、咸南の一六二・八・九である。十八歲の平均は一五九・三であるが平均の最六二・五、平南の一六二・三、平北の一六一・八で最小はやである。體重に於ては十九歲の平均が五四・五であるが其の黃海道の五六・〇平南・平北・京畿道の五五・二で、最小は十八歲の平均は五三・八であるが其の最大はやはり咸南の五三、平南の五三・八、平北江原道の五三・一である。最小はの五一・八となつてゐる。胸圍に於ては十九歲の平均は八三黃海道の八五・五、咸南の八四・八、平北・咸北の八四・五八二・一である。十八歲の平均は八一・九であるが其の最大南の八三・八、平南の八三・六、平北の八三・二で最小は全一・二、慶北の八一・三、全北の八一・六と言ふ順序になつ

て、全羅道方面は小型の人間が多いのは面白い傾向である

次に學力の情況は何うなつてゐるか。十九歳に就て觀れば、中等學校卒業者以上の者は平均二・四％であるが最大は京畿道の六・八％が斷然頭角を現はし續いて平南の二・七％、全北の二・六％、平北の二・三％、慶南の二・〇％で、最小は江原道の〇・八％、次が全南の〇・九％である。中等程度の各種學校卒業者は京畿及咸北の一・五％が最大で江原道の〇・二％が最小である。補習學校の卒業者は咸北の一・四％が最大で次が慶南の一・一％、最少が忠北の〇・〇八％であつて補習學校以上の卒業者を合計して見ると、京畿道の一〇・〇％を筆頭に咸北の四・六％、慶南の四・〇％、平南の三・五％、全北の三・三％がこれに續き、江原道の一・五％、慶北の一・九％、全南の二・〇％が低位である。尋常小學校卒業者は京畿道の四〇・三％を筆頭に咸北の三七・一％、平南の三五・九％、咸南の三〇・一％が優位で慶北の一九・二％、全南の二〇・〇％、江原道の二〇・一％、全北の二〇・七％が低位になる。不就學者の數はこれに逆比例して慶北の六八・四％が筆頭で京畿道の三六・五％が最低で全鮮五五・一％の平均になつてゐる。十八歳に於ても道別傾向は大體同樣であるから省略するが年齢の關係から中等學校の卒業者は十九歳に比し〇・二％少いが小學校の卒業者は十九歳の二七％に比し三一・五％と増加し、從て不就學者は五〇・〇％に減少してゐる。

國語解否の狀況は、自由に會話を爲し得る者が、十九歳に於て二四・七％、十八歳に於て二八・六％、自用を辨じ得る程度の者が十九歳に於て二〇・五％、十八歳に於て二二・〇％で全く解しない者が十九歳に於て五四・八％、十八歳に於て四九・四％を占め、大體に於て不就學者の數と一致する。

最後に從來早婚の弊害が相當唱へられ漸次自覺せられつゝありと謂はれる既婚率の狀況に一瞥を與へやう。十九歲に於ては平均三六%が既婚者であるが最も多いのが平北の五〇・八%で續いて黃海道の四九・六%忠北の四六・六%、江原道の四五・五%、平南の四三・〇%で最も少いのが慶南の二四・六%次いで咸北の二七・六%、京畿道の二七・八%、全北の二九・七%、全南の二九・八%と言ふところ、十八歲に於ては平均二五・一%の既婚率であるが地方別の傾向は同樣で、平北の四〇・二%が最高位で黃海道の三五・七%、忠北・江原道の三三・八%、平南の三二・二%が之に續き、最少はやはり慶南の一五・一%、京畿道の一六・七%、咸北の一七・〇%、全北の一八・四%、全南の二六・六%となつて居り西鮮地方が例外なく早婚で南鮮がおそいと言ふことが言へる。尙咸北の低いのも注目に値しやう。

以上は統計に現はれた主要にして一寸面白いものだけを拾つて見たのであるが勿論數字の發表に考慮を要する部分が多いので物足りない感があるが此の點は御諒承を願ひたい。

朝鮮燈火史話　五

新羅時代の長明燈

——石燈籠の起原に因む奇談など——

岸　謙

第一圖　朝鮮燈火風俗

朝鮮に於ける古蹟の調査は總督府の古蹟調査委員故關野博士、藤島亥治郎博士等權威者を中心として行はれたことは一般によく知られてゐる。殊にこの一行に參加されてゐる小川敬吉氏は就中、朝鮮の古い石燈籠の研究に於て第一人者であると、同じく博物館の野守健氏は語られてゐる。未だ御示教を仰ぐ機會を得ないのは殘念であるが、本稿に於ては加藤灌覺氏の御示しにより支那古籍中の奇談が偶々、石燈の起原を暗示してゐるものではないかとの御説を紹介し、次で右を裏書する樣な實物が高麗時代に屬する某寺石塔中より發見せられ、伊東槇雄氏の所有に歸してゐるものを寫眞により示し、尚又、古來、天を祭り神佛を祭る際の燈火の變遷等より類推した石燈籠の起源に及び、更に朝鮮古蹟圖譜などに紹介せられし新羅時代の長明燈（石燈籠）に就て二三寫眞説明を試みんとするのである。

勿論學問的な調査研究でもなく寧ろ唯單に一千數百年前新羅時代の素朴な中にも雅趣ある石燈を通じて當代の文物や石燈の起原などを偲ばんとする程度に外ならぬことを御斷はりして置きたい。

淵鑑類函と云ふ書物の燈部「長明燈」の條に「山堂肆考」を引いて「江寧縣の寺に晉の時の長明燈あり、隋の陳を平ぐるに至るも猶滅せず」との記事がある。江寧縣は今の南京であり、晉は皇紀九百二十五年（昭和十七年より一六七六年前）に國を建て東晉になる迄五十一年間續いてゐたが、其頃南京にあつた或る寺の長明燈（佛前の燈）は皇紀一千二百四十九年に隋の文帝が陳を滅ぼす頃迄約三百年間も晝夜絶やすこともなく點じ續けられてゐたと云ふ意味である。而もこの年には新羅からは圓光法師が陳に留學して佛法を研究したり、隋の戰艦が濟州島に漂着し且又、百濟からは隋に使を遣はして陳を平げたことの祝詞を述べさせた等のことが記錄に殘されてゐる。高麗太祖卽位の年卽ち皇紀一千五百七十八年（昭和十七年より一〇二三年前）に創建された北漢山の文殊寺（今文殊庵として殘るものか）に關する李藏用の詩の中に同寺の長明燈が年久しく點じ續けられてゐて「其火色正に赤くして血の如し」と詠んだことが益齋集と云ふ高麗時代に出來た書物に載せてあることは前回既述の通りであるが、佛前に長明燈を捧げて永年絶やさず點じ續けたことは支那朝鮮を通じて同樣であり、何れは印度より傳へられた遺風で印度でも非常に古い石燈が遺つてゐるとのことを聞いたことがあるが未だ確めてゐない。

同じく淵鑑類函燈部の紅裳の條に「異聞集」を引いてゐるが、それに據ると『唐の楊稷は昭應寺に於て書を讀み、毎に一紅裳の女子を見る。一日詩を誦して曰く。

金殿秋に勝えず、月斜にして石樓冷やかなり。

誰か是相顧の人、帷を褰げて孤影を弔へ。

と、楊、其姓を問へば曰く、遠祖の名は無忌、姓は宋、十四代の祖なるが釋教を顯揚せるに因りて西平侯に封ぜらる。開元中に臬、楊妃と此の寺を建て、經幡を立てゝ妾を西平夫人と爲し、因つて珊瑚の寶帳を賜はりて之に居る。これにより異生蛾郞復强暴ならずと。後之を驗すれば乃ち經幢中の燈也。』との記事がある。（雜誌京電第二卷一號加藤灌覺氏稿に據る）

唐の時代、楊稷と云ふ學者が、昭應寺の一室を借り受けて

讀書してゐると、毎日の樣に紅色の裳を着けた女が庭の邊りへ出て來てゐたが、或る日、前記の樣な詩を口ずさみながら行き過ぎる有樣が何かわけがありさうなので呼びとめて名前などを尋ねた。女は「妾の遠祖、名は無忌、姓は宋と云ひ、今から十四代前の者でありますが、佛教興隆に盡力した功勞により、西平侯の爵位を賜はりました。然るに唐の開元年間（自皇紀一三七三・一三九年間、昭和十七年より至皇紀一四〇一　一二〇〇―一二二九年前）に、時の玄宗皇帝は楊貴妃と共に此の寺を建立せられた際、經幢（石柱に經文を彫刻せるものを指すべきか）をも立て、妾には西平夫人の號を賜はり、珊瑚の珠で綴つた垂幕を張つてその中に居る樣にして下さつた爲に巽左

第二圖　平北龍川郡邑東面の陀羅尼石幢

（風の神）や蛾郎（火取蟲）に苦しめられずに居るわけです」と答へて去つた。楊穆は不思議に思ひ取調べて見ると、その經幢を利用して堀り込んである燈器の靈の仕業であつた事が分つたとの意味である。

現在朝鮮に遺つてゐる石幢としては開城の善竹（古名を選地橋と呼ぶ）橋の橋材に利用せられありし大佛頂陀羅尼石幢の斷片で六角柱形、長さ五尺二寸餘のもの、平壤府の元巡營里に遺つてゐた長さ一尺六寸、横一尺三寸餘のもの、海州邑の清風里に遺つてゐたもので長さ九尺、各面の幅一尺のものや、平北・龍川郡邑東面東部洞所在、高麗初期の大佛頂陀羅尼石幢、六角形長さ七尺四寸、各面の幅一尺二寸のもの（第二圖參照）等有名であるが、其六角柱の上に燈籠を載せると恰も石燈籠の形を成すものであるが、釣燈籠を置く代りに石幢の上部に火袋を刻み込んだものもあつたことが分るのである。現在、京城府吉野町一丁目所在の南廟（皇紀二三五九年、三四二年前の建立）等にはその本堂の正面に一基の石柱（石燈籠の臺石に似たもの）があるのでよく確めて見るとその正方形の臺上（第三圖參照）の四隅に銅片が固着してゐる。これは青銅製の燈籠が定着されてゐたが、既に大分以前に失

第三圖　南廟の正面と燈籠臺石
(向つて左の高き臺石、右は日時計の臺石)

はれてしまつたとは同廟の李某氏の說明である。東廟にもこの種の臺石があるがこれは昔祭典時にこの上で燎火を點じたものであるとの說明を昭和九年秋寫眞撮影に訪問の際、廟の別室で圍棋などしてゐた老人から聞いたのであつた。之等の兩說明は石燈籠の起原と極めて密接な關係を有する樣に考へられる。卽ち『周禮』に『凡そ邦の大事には墳燭庭燎を供す』と云ひ、魏志の文帝紀には『天地五嶽四瀆に燎祭す』と云ふが如く、周より漢時代にかけて天を祭る際、燎火を供したことが傳へられてゐるが、油類の製造が進步普及して來るに從つて燎火を燃じた臺石などの上に燈籠類を置いて之れに代へる樣になつたものではあるまいかと云ふことは寧ろ極めて自然な考へ方ではあるまいか。

さて、唐代昭應寺石幢の燈火の靈に就ての、物語は甚だ奇怪である

第四圖　石塔中の舍利盒(燈器類似品)

が、朝鮮の某地、某寺の石塔中から現はれた銅函入の燈盞類似品（第四圖参照）は正しく淵鑑類函のこの記事と一脈相通ずるものがあり、よくも昭和の今日迄、燈火の靈が現はれて物語を何

第五圖　石塔中の舍利盒（燈盞類似品）の斷面圖

一つ遺さなかつたものだと寧ろ不思議に感ぜられるのである。

本品が果して石塔或は石鍾中のものか或は又石壙中のものかは不明であるが、何れにせよありふれた土中品でなく、寺の境内にある石塔類の中から出たものであることは事實である由で、銅製圓形の盒は大小二重になつて居り、その中に同じく銅製の小燈盞様のものが入り、更にその燈盞の中には油の代りに銀製の香合の様なものが入つてゐたのである。（第五圖の斷面圖参照）本品は京城府伊東槇雄氏の十數年來の珍藏に係るもので今回特にその御厚意により寫眞を撮らせて頂くことゝしたものである。元來、石塔や石鍾中より出るこの種の盒子は大抵舍利盒であつて、最も鄭重なものは青磁や刷毛目、三島手などの壷に入り更に銅盒も十二、三重ねてあるものすら存在し、その中の舍利盒の如きも銀函の中に黄金製のものが入つてゐたものもある由である。本品もその種の舍利盒と考へられるが、唯こゝに興味深い一事は舍利を入れたらしい銀盒の入つてゐた銅盒が小燈盞の形をしてゐることである。この形は樂浪古墳出土の「カンテラ」とよく似て居り、早くからこの種の燈盞が用ひられたことも判明してゐるし且又、燈盞以外の用途は考へられぬので、舍利塔内に永劫不滅の燈火を供へる意味で特に燈盞と同形の盒子を用ひたものではあるまいかと我田引水的な事を興味本位に述べた次第である。

次に新羅時代の長明燈（古石燈）として傳へられるもの二

三を見るに、元來、佛教文化最盛期なりし爲、高麗時代以降のものに比し甚だしく優れてゐることは定評ある處である。之等の研究に就ては總督府の古蹟調査委員やその關係權威者の報告類をはじめ、先年公刊せられた天沼博士の「石燈籠」にも詳述せられてあるが、こゝには大體その研究により優秀なりとして採録せられし順序に從ひ、先づ法住寺の双獅石燈（第六圖に示す）を擧げやう。同寺は忠清北道報恩郡俗離面の舍乃里にあり、その創立は今から約一千三百九十年前の新羅第二十四代眞興王の十四年と云ひ、或は同じく第三十三代聖德王代（千二百數十年前）と云ひ、又一說には同じく第三十六代惠恭王代（約千百七十年前）とも云はれてゐる、朝鮮古蹟圖譜第四輯によれば、

第六圖　法住寺雙獅石燈

此石燈は捌相殿の後方上學堂の前にあり。地臺蓮座石の上に雙獅ありて後跌を以て對立し、前跌を擧げて中臺石を支ふ其姿勢の奇拔なる、其風貌の雄渾なる、歎賞に値すべし。火袋石大にして蓋石は輕快其年代は新羅の初期を下らざるべし、此種遺物中最も珍異とすべきものに屬す。

と說明せられてゐる。此の石燈は又、朝鮮總督府古蹟名勝天然記念物保存會により寶物に指定（指定番號第二十三號）せられてゐる。元來、此の獅子には尾があり、其の着け根の所から後方へはね上り、屈曲して背中の一部に附着した樣に彫られてゐたものであるが、今日では何れも缺けてしまひ、その痕跡を殘すのみとなつてゐるのは惜しむべきである。これと同形の石燈は昭和五年八月、全南光陽郡玉龍面雲坪里の中興山城內廢寺址より發見せられ昭和七年秋以來、京城の總督府博物館構內に建設せられあることは周知の通りである。尚、同寺の捌相殿とは、一、兜率天より下り　二、託胎　三、出胎　四、出家　五、降魔　六、成佛　七、說法　八、涅槃に入ると云ふ釋迦如來一代記とも稱すべき畫圖を揭げた堂宇であるが、その前には同じく朝鮮の寶物に指定（指定番號第二十四號）せられた、四天王の古石燈がある。（第七圖參照）

朝鮮古蹟圖譜第四輯の說明には、

第七圖 法住寺捌相殿前(四天王石燈)

高さ十三尺火袋大にして竿石長く地覆石及中臺石に刻せる蓮花は豐肥にして雄麗、火袋石に現はせる四天王像亦雄渾の氣象を發揮せり。蓋石は稍輕快の風を帶ぶるも惜むらくは寶珠露盤を失ひたり。此石燈規模既に壯大、新羅石燈中最も傑出せるものに屬す。聖德王重創のものとなすも不當には非ざるが如し。

と説明せられてある。

第八圖は慶北榮州郡浮石面の太白山中にある浮石寺無量壽殿の前にある石燈である。浮石寺も新羅統一時代たる第三十代文武王の十六年(皇紀一三三六年、昭和十七年より一二六五年前)の建立と傳へられてゐる古い寺である。同じく朝鮮古蹟圖譜第四輯の解説によれば、

此の石燈は其無量壽殿の前面にあり。其造、恐らくは當代中期を下らざるべし。火袋石大に、竿石長く、蓋石輕快なり。火袋石は八角にして四面に窓を穿ち、隅面に優雅なる立菩薩像を刻めり。竿石亦八角にして其上下に豐美なる蓮瓣を作る。地覆石は方形にして各面二區の雄健なる格狭間を見はせり。

と説明せられてある。法住寺や慶州の佛國寺にあるものと時代が同じ頃である關係上、形もよく似てゐる。これも前二者と同じく朝鮮の寶物として指定(指定番號第七十九號)せられた。

其他新羅時代の石燈を代表するものとして有名なるものを列擧せば左の通りである。(括弧内は寶物に指定せられたる番號)

○全北南原郡山内面立石里所在の實相寺の石燈(第四八號)
○同寺 百丈庵の石燈(第五三號)

第八圖 浮石寺無量壽殿前の石燈

○全南求禮郡馬山面黄田里所在の華嚴寺覺皇殿前石燈（第六三號）
○同寺、舍利塔前の慈藏像石燈
○江原、鐵原郡北面洪元里古闕洞所在の楓川原石燈（第一一八號）
○全南、潭陽郡南面鶴仙里所在、開仙寺址石燈（第一八二號）
○忠北、報恩郡俗離面舍乃里所在、法住寺拈華堂前の石燈
○同寺、　捌相殿東の石燈
○慶州、博物館構內陳列の石燈殘缺
○慶州、佛國寺大雄殿前の石燈
○慶南、東萊郡北面靑龍里所在、梵魚寺の石燈
○慶北、陜川郡伽倻面緇仁里伽倻山內、海印寺の大寂光殿の四天王石燈
○大邱、桐華寺金堂庭の石燈
○全北、金堤郡水流面所在金山寺大藏殿前の石燈
○慶南、梁山郡下北面芝山里鷲栖山內にある通度寺觀音殿の石燈

等であるが、紙數に限りがあるので寫眞說明を省略する。元來、佛殿前の長明燈を立てることは支那より渡來した事であるのにも拘らず、朝鮮には割合に多く遺存し、本家の支那には山西省大原縣童子寺に一基あるのみで石燈と稱すべきものが一つも遺されてゐない由である。（關野貞博士著朝鮮美術史にある）又、日本內地に於ても奈良・平安時代のものは當麻寺金堂前にあるのみで、其他では東大寺と興福寺とに各一基の銅燈籠が遺るのみと稱せられ、朝鮮に於て斯くも多くの異つた形式の古石燈を一千數百年後の今日に於て見ることが出來るのは石燈の沿革研究上だけでなく文化史研究上全く貴重な材料と云はなければならない。

現代文化の所産と云へば殆んど大都市に集中せられ而もその大都市の大部分はマッチの軸木にも比べられる様な細い柱を組み合はせた建築物から成り立つてゐるかに考へられるが、こんなものが何年先迄遺されるであらうか。現代に於て製作される石燈籠も、その様な影響を免れず、石材を儉約するのか或は形の優美を誇るのか叩けば折れさうな臺石の柱・火袋・蓋石・其他各部分の纖細なる技巧を示す彫刻が施されつゝあるものも多い。私はその工程を眺めながら感じたのであるが、石燈籠は千年でも二千でも屋外の風化に委せて遺さるべきものであり、且つその心構へで製作されなければならぬものである。從つて例へば法住寺の雙獅石燈の尾部の如く細い技巧を弄したものは矢張り早く損傷するが、華嚴寺や法住寺無量壽殿前の石燈の如く雄大な技巧のものは永く原形を失はれないのである。この様な事實から顧みるとき石燈の如き花崗石等を以てする美術品は常に千年の後を考へて雄大なる構想の下に彫刻さるべきではあるまいかと常に考へてゐる次第である。そして現代文化の建設もこの様に太く逞ましくありたいものだとも考へてゐるのである。

彙報

道知事會議に於ける總監訓示

總督御訓示の施政方針に關聯し現下に於ける各般の要務を列擧して各位の留意に資し相共に聖戰目的の完遂に邁進致したいと存じます。

一、軍事援護事業の遂行

軍事援護に關しては昭和十三年十月三日畏くも内閣總理大臣に對し優渥なる御勅語を賜はりたる處にして　聖旨を奉體し本事業の達成上些の遺漏あるを許さゞるは連年本會議に於て強調し來つた次第であります。

過般恩賜財團軍人援護會に於ては特に朝香總裁宮殿下の朝鮮御臺臨を仰ぎ奉り斯業の完璧を期すべき所以を昭示されたる事は洵に恐懼に堪へない所であります。

惟ふに軍事援護事業の要諦は名譽ある帝國軍人及其の遺家族をして其の衿持を持して各々志を遂げしむると共に銃後國民を擧り感謝を以て協力支援せしむるに在りと存じます。

各位は援護會を中心として關係諸團體の協力を促し益々本事業の振張を期する樣一段の努力を拂はれたいのであります。

二、總力運動に就て

國民總力運動が各位の指導宜しきを得て聖戰下の重任を果しつゝあるに對しては深くその勞を多とする所であります而して本運動の推進には上意の透徹を圖る反面、民意の上通に路を開き指導者と民衆の渾然たる一體を爲して初めて其の效果を期する事を得るのであります、而も往々にして總力運動の陷り易き弊害は指導者の命令が歪曲せられて下部に傳達せられ、或は又反對に民衆の實情が上部に反映し難い點にあるのであります。故に中樞部の希求する所を普く下部組織に浸潤透徹せしめ又民衆の實情をして指導者に明かならしめ緩急其の宜しきを制し其の目的を貫徹し得べき組織を整備する事は極めて緊要と存じます。各位は此の點に思を致し更に一段の指導を望む次第であります。

三、滿洲開拓事業の刷新强化

滿洲開拓事業は創始以來日滿兩國官民の努力に依り概ね所期の實績を擧げ來つたのでありますが、時恰も大東亞戰爭勃發し勞務者の需要頓に增加し一面農村に於ける跛行景氣の爲開拓民の送出は漸次困難を告ぐるに至りました然し乍ら戰時下本事業の國防及增産に資する所極めて大なるものあるに鑑み日滿兩政府は開拓政策の不變を宣明し民族協和の達成、國防、增産の基本方針に依り邁進することゝし本府に於ては右情勢に對處し時局に即應せる開拓事務の刷新を圖り本政策の趣旨を一層徹底せしめ特に開拓民の選定、訓練、送出方法に關しては積極的に改善を加へ單に個人の移民の募集に止まらず分村母村の計畫を企圖し移民地に於ける有機的活動を促すと共に母村の整備を行ひ耕地の配分を適正ならしむるの方途を講究し以て團體的移民計畫を實現せむとし又新に朝鮮人滿洲國開拓五箇年計畫を樹立し資質優良なる者を年次計畫を以て送出し開拓事業の圓滑なる進展を期することゝ致した次第であります、各位の特段の協力を希望致します。

四、重要鑛物增産計畫の完遂

戰局の進展に伴ひ早くも廣汎なる南方諸地域が皇軍の占領する所となりましたが、右諸地域には石油、錫、鐵鑛、マンガン、タング

ステン、ボーキサイト、燐鑛等の重要地下資源が豐富に埋藏せられ今後に於ける之等資源の開發は我國の不足資源を補塡して戰時經濟の運營を强固ならしめ長期戰に對處して必勝不敗の態勢を整ふるに至ることは洵に御同慶に堪へない所であります。

之等豐富なる南方資源は特にそれが我が國不足資源たる限り速かに之が開發方策を講ずべきは勿論であり、之に關しては既に政府に於て南方經濟處理方針として發表を見たる所であるが、此の際特に留意すべきは輕忽浮薄なる觀念の下に一途に南方のみを顧念し折角顯著なる進展を示しつゝある日滿支に於ける生產力擴充の現況に對し兎もすれば從來の熱意を冷却し易き空氣の釀成せらるゝことであります。南方資源の開發には今後猶相當の年月を要することを豫想せらるゝのみならず假令資材、勞力等に於て解決せらるゝことあるも船舶に依る長距離輸送を要する關係もあり之等資源の圓滑、豐富なる國內流入を短時日に期すること困難なる事情にあり而も戰は現に續行中であり緒戰に過ぎません。

大東亞共榮圈內に於ける經濟處理の方策は飽く迄日滿支を根幹とし南方諸地域は之が補給地たるの役割に於て之が遂行を期すべきであつて我々は此の際徒らに南方に眩惑され脚下を見ることを忘れてはならないのであります。

我が朝鮮に於ける地下資源の重要性に付ては既に之を强調するの要なく幾年來鋭意之が開發に努めたる結果成果亦見るべきものがあり、今や本邦に於て重要地位を占むるに至つたのであります。而も未だ開發途上のもの多く其の貢獻は寧ろ今後に期待せられ前途洵に洋々たるものがあります。而して大東亞戰爭下經濟運營の現段階に徵し朝鮮に於ける重要鑛物の增產は更に其の重要性を加重せるものと申さねばなりません。

昨年度に於ては朝鮮より內地に對し鐵鑛石の緊急增送を要する事態生じ各位の時宜を得たる措置により圓滑なる實行を期し得たのでありますが、其の後配船の漸減するに伴ひ竟には增產上にも著しき影響を及ぼす虞あるに至りました。然し乍ら右は已むを得ざる事情に由る船腹の減少に基因するものであり、鐵鑛石增產の必要性には何等の變化を見ないのであります。如上の實情に鑑み本年度より開始せらるゝ第二次生產力擴充計畫に於ては愈々重要鑛物の增產に拍車を加へ總力を擧げて目的完遂に邁進することゝ相成つて居る次第であります。之が爲には地方廳に於ける鑛業行政機構をも擴充するの要あるを認め本年度に於ては技術職員若干名を配置することに決定して居り、漸次全般に及ぼすことゝし以て增產上周密なる指導監督を行ふと共に資材、勞力其の他各方面に於ける施策に關し事務の運行に遺憾なきを期したい所存であります。各位は敍上の諸點に留意せられ戰時國策の達成に協力せられんことを切望致す次第であります。

五、部落生產擴充計畫

農山村生產報國指導方針中其の中核的施政をなす部落生產擴充計畫の遂行に付ては各位の啓導宜しきを得て時局下重要農林產物の計畫生產に極めて良好なる成果を收め得たのでありますが、時局の進展に伴ひ農業經濟上必要なる物資は相當不足するものと豫想せられ又一面他部門に對する農村勞力の供出も今後相當增加する情勢にありまして此の間に處し國家の要請に對應する增產を必期する爲には直接農業生產に携はる民衆の心構を一層堅確にし又經營部面に於きましても土地、勞力、

資材等の關係を合理的に調整し其の效率を最高度に發揮せしむる樣措置すること極めて肝要であります。又之が指導に當る關係職員に於ては戰時下食糧增産の重大性に深く思を致し農業生産報國の眞義に徹して奉公の誠を竭し以て本計畫の完全なる遂行に當る樣希望して已まない次第であります。

六、農地開發の促進

土地改良事業は重大時局の要請と帝國の人口增殖政策に卽應する內外地の綜合主要食糧增産計畫の一環として重要度を加重して參りました。而して本年度以降營農の先驅條件たる本事業を更に擴充實施致すこととなり、增米目標を一千百萬石に改訂し以て帝國食糧政策の根柢を培はんとするものでありますが、本事業の特殊性に鑑み之が計畫實行機關として朝鮮農地開發營團を設立し主として大規模事業の施行に當らしむる方針であります。之が運營に付ては特に地方關係者を誘導し理解と協力とを促して國策の達成を圖られたいのであります。

七、大東亞指導者の錬成

大東亞戰爭の目標たる雄渾、高邁なる國家的大經綸を完遂するには一億國民打ち揃つて其の資質を錬成向上し共榮圏內後進國民、民族に示範すべき指導者たるの重責に耐ゆるの信念、覺悟を要するのであります。換言すれば眞に名實を備へたる皇國臣民のみが斯の偉業實現に推進力となり、指導者的光榮を附與さるべき資格を有する事實に鑑み次代國民の造成を擔當する教學部門の負荷は蓋し大に加重せられたることを自覺せねばなりません。朝鮮教學の刷新振勵には先づ教育者精神を昂揚し動もすれば沈滯の惧ある教育の信條に熱火を點じ教育殉國の氣魄を旺んにして迫力の本源を養ふことが必要であり、而も當面する時局は此の大本强化に絕好の機會を提供致して居るのであります。卽ち學校一體教育的情熱を昂揚して戰時下に於ける學徒訓練を積極化し有事卽應の體制を整備し其の日常生活の指導上特に國語常用は皇國臣民たるの尺度的標徵にして國民意識の顯現なる所以を念ひ之が徹底に嚴乎たる督勵を加へられたく又學校體育の刷新强化を圖つて健全剛毅なる心身を涵養せしめ上級學校進學、職業選擇に關しては適正なる指導を加ふる等凡ゆる角度より國家の總力體制完備に向つて貢獻を期せられたいのであります。

而して初等教育機關擴充今後の目標に關しては第三次擴充計畫及更に進んで義務教育制度の實現を目指して益々國民學校運營の萬全を期し內容の充實を期すると共に教育普及に邁進されたいのであります。

八、國民體力の向上

本府は曩に各位を煩はし朝鮮青年體力檢査を實施致しまして青年體力の趨勢を明瞭ならしむるの措置を講じましたが、之は今後必要に應じ總力戰下人的要素の適正なる動員を爲す上に缺く可らざる基礎資料となるのでありまして他面更に積極的に青年の體育運動を一元的に指導統制して心身共に優秀なる皇國臣民の育成を圖り以て廣義の國防力に培はんことを期して居る次第であります。尙之に關聯し國民體力管理、體力章檢定、花柳病豫防、結核豫防施設等に亙る厚生施設を企圖する方針でありますから各位は之が本旨を體し充分の協力を拂はれたいのであります。

九、勞務動員の遂行

支那事變勃發以來朝鮮に於ける人的資源は直接軍要員として或は又軍需及生産力擴充産業の勞務要員として帝國內外の地に遺憾なく活用せられ高度國防國家體制の確立に多大な

る貢獻を爲しつゝあるのであるが、緊迫せる聖戰の擴大に伴ひ朝鮮民衆の愛國的熱誠は益々高調し勤勞を以て聖業完遂に扶翼の道を致さんとする氣運澎湃として起りつゝありますことは寔に心强き限りであります。蓋し半島現下の實情に照し半島民衆の嚮ふべき大道は正に勤勞報國の精神を昂揚し國民皆勞の實を擧げ以て皇國臣民たるの資質を錬成すると共に肇國未曾有の重大時局下に於ける勞務國策に寄與貢獻するに在りと信ずるのであります各位は克く叙上の趣旨を體し國民皆勞運動の强力なる推進に更に一段の努力を致され以て勞務動員遂行の完璧を期せられたいのであります。

一〇、物資動員計畫の實施

戰時下の物資需給調整に關しては供給力增大のため生産の增加、共榮圈物資の可及的活用、代用品の使用奬勵及資源の回收を必要となし需要に付ては供給力との均衡を保たしむるため極端なる重點主義を採り全面的に消費規正竝に配給統制强化の要あることは既に總督御訓示中に述べられた處でありますが、本年度物資動員計畫は此の見地より目下着々立案せられて居るのであります。之に關し既述の如く重要鑛物を主とする第二次生産擴充計畫の完遂を期して物資供給力の增大を圖る一面特に資源中鐵、銅の回收に就て國民の自覺協力を促し以て再生資源活用の國策を强化することは當面の急務であります。將來潤澤なる消費の可能を確信し眼前一時の不便を忍ぶの心構が大國民として必要なる所以を强調し實績の擧揚に當られんことを望むのであります。

一一、物　價　調　整

物資の需給調整と表裏一體をなすものは物價調整の問題でありますが、時局の現段階に對應し物價政策に於ても從來の低物價策を更に强化し戰時經濟の圓滑なる運營と國民生活の安定とを確保するの要あるは論無き處でありまして曩に施行を見ました物品税の增徴又は鐵道運賃、煙草等特殊物品の値上は決して政府の低物價政策の變更を意味するものではなく寧ろ浮動購買力の吸收と消費の抑制を圖り以て低物價の維持と國民精神の作興を目的とせるに外ならないのであります。

物價統制の實施に關しては各位の異常なる努力に依り著しき進捗を見公定價格を設定せる商品數に付之を見ましても本府に於て取扱つたもの十四萬五千點に上り之を各位の御盡力に依り公定されたる商品數を加ふれば其の數三十萬點に及ぶのでありまして此の結果一般物價が著しく落著きを見せたることは同慶に存ずる所であります。而して一面公定價格制度に於て最も重要なる問題は品質の低下と價格相互の不均衡であります。仍て品質の低下を防ぐ爲法令を以て一定種類又は規格外品の製造禁止或は之に制裁的價格の設定に當り品質、規格、銘柄、生産者名等を表示せしむる様規定する等及ぶ限り品質低下の防止に力めて居るのでありますが、將來は規格の統一化、單純化に一層徹底したる方策を實施したいと存ずる次第であります。又價格相互の不均衡に關しては可及的速かに公定價格の設定を促進し停止價格の不合理を是正すると共に原料價格と製品價格との關係を調整し地域別連絡會議を活用し地域的價格相互の不均衡の是正を圖つて居るのであります。各位に於て取扱はるゝ物品に於ても亦品質の低下、價格相互間の不均衡に付ては極力之を防止し其の是正を期せられたいのであります。

又政府は昨年九月價格等統制令を再度改正し從來統制外に置かれて居た爲に近年著しく

昂騰の傾向にあつた修繕料手間賃等をも抑制し得ることゝ致したのでありますが、此の種料金の中には一般物品の原價を構成する外、國民の日常生活に缺くべからざる財産的給付たるものが多いのでありますから各位は政府の眞意を體し新に統制を加へられたる各種料金等も亦之を輕視することなく綜合的物價政策と觀點より物價騰貴の悪循環防止に努められんことを希望する次第であります。

二、國民貯蓄の奬勵強化

大東亞戰爭の長期化に伴ひ更に增加すべき巨額の戰費を調達し生產力擴充資金の充實を圖ることは緊急差置き難き事項でありまして之が爲國民貯蓄の急速なる增強を期するの要愈々痛切なるものがあります。而して本年度の公債發行豫定額も亦未曾有の多額に達する見込でありまして之が圓滑なる消化を圖ると共に此の撒布資金を急速に貯蓄として吸收し浮動購買力としての潛在性を芟除し以て國民生活の安定と低物價政策の堅持に寄與することは銃後國民に課せられたる最大の義務と申さねばなりません、貯蓄奬勵運動強化以來朝鮮の實績は逐年良好なる成績を擧揚して參つたのでありますが、飜つて考ふるに其の目標は內地に於ては優に一縣又は一市に於て達成し得る程度の額でありまして朝鮮が貯蓄に於て負荷する部面は必ずしも現狀を以て滿足するを得ないのであります。而も昭和十六年度中貯蓄の增勢は從來に比べて著しく鈍化せることは內外諸情勢に鑑み洵に遺憾とする所でありまして本年度は特に國民貯蓄組合の組織を整備強化する等工夫を新にして一層の努力を傾倒せられんことを切望する次第であります。

又朝鮮簡易生命保險事業は啻に民衆の生活安定上緊要なるのみならず敍上國民貯蓄の一部門として之を重視するの要あるに鑑み一層之が普及發達に協力せられたいのであります。

以上、施政の重點に關する總督訓示に附隨して主要の事項を敷衍致しましたが期する所は帝國北邊防護の大任を負ひ大陸前進基地として著しく其の使命を加重し來つた我が朝鮮の地位と實質とを強化する爲に施措の萬全を圖らんとするにあります。恰も此の年こそ世界大變革の歷史過程が決定的契機を藏せる秋であり前途の大光明を直視しつゝ官民一丸驀地に聖戰目的の完遂に邁進することは眞に感激あり張り合ひある年柄と申さなければなりません、各位は挺身力の限りを盡して御奉公の誠を效されんことを期待致す次第であります。

昭和十七年四月二十日

朝鮮總督府政務總監　大野綠一郞

鐵鋼統制規則公布實施す

鐵鋼四月統制會朝鮮支部の設立を機に朝鮮總督府では現下時局の要請に即應し、鐵鋼需給の計畫化の完璧を期するため從來の鐵鋼需給統制規則を廢し新たに物資統制令に基き統制規則を制定、一日附府令をもつて發布即日施行せられることゝなつた、右につき鹽田企畫部長は左の如き談話を發表した。

鹽田企畫部長談

鐵鋼の生產、配給、讓渡、使用及び消費等之が需給調整に關しては昭和十五年七月朝鮮總督府令第百七十八號を以て「昭和十二年法律第九十二號輸出入品等に關する臨時措置法」に基く鐵鋼需給統制規則發布せられ法的統制を行ひ來つたのでありますが鐵鋼需給の計畫化實施に伴ふ切符制度の改訂、在庫鋼材の積極的活用、鐵鋼統制會設立に伴ふ諸般の

事務調整、その他に關し追補修正を必要とし之が爲には現條項の主要諸點につき改正を要するのみならずその根據を國家總動員に基く物資統制令に置かしむるの要あるを以てこの際鐵鋼需給統制規則を廢止し新に物資統制令に基き統制規則を制定し現下時局の要請に卽應し鐵鋼統制の完璧を期する爲、今回四月一日附朝鮮總督府令第百十五號を以て鐵鋼統制規則發布せられ卽日施行せらるゝことゝなつた次第であります、而して鐵鋼需給統制規則に追補修正せられたる主要なる點を擧ぐれば

一、適用すべき鐵鋼の範圍變更

鐵鋼需給統制規則（以下需給規則と稱す）においては燐の含有量一萬分の三以下の銑鐵及び炭素の含有量千分の六乃至八・五の線材は適用を受けおらざるも夫々普通線材と同樣の統制を行ふを妥當とするを以て、本令はこれを適用範圍內におき他面鑄鐵管はこれを第二次製品として取扱ふことゝし適用範圍より除いたのである、なほ軌條その他特殊のものは統制會社による一元的配給統制の範圍外に在りしもこれを改め本令の適用を受くる鐵鋼は總て原則として一元的配給統制を行ふのである。

二、切符制度の改訂

鐵鋼需給の計畫化により需給規則により發行したる鐵鋼割當證明書にして本令施行前に鐵鋼無入手なるものを全部無效とし、なほ需給規則による需給統制機關制度を廢し鐵鋼割當は從來通り官廳においてなし單に鐵鋼割當證明書のみを發行するために新に證明書發行機關を設け新樣式の割當證明書を發行せしめ鐵鋼需給の計畫化の實施を圓滑ならしめることゝしたのである、更に鐵鋼割當證明書は官廳においてまたは證明書發行機關をして發行せしむるもその際鐵鋼統制會作成に係る用紙を使用せしめ切符制度の取締りを嚴重にすることゝなつたのである。

三、鐵鋼の強制買上及計畫的貯藏

不急不要なる鐵鋼を所有する者に對しては之を強制的に統制會社に賣渡さしめ得ることゝし更に緊急需要に應ずる爲鐵鋼の計畫的貯藏を爲し得ることゝしたのである。

四、鐵鋼統制會設立に伴ふ事務調整

1 販賣業者に對する統制機能を一定限度內に於て鐵鋼統制會に認めたのである。

2 鐵鋼統制會々員たる者が本令に依り朝鮮總督に提出すべき書類は凡て鐵鋼統制會を經由して之を爲さしむることゝしたのである。

五、罰　則

本令は國家總動員法に基く物資統制令に根據を置き制定せられたるを以て本令に違反したる場合は同法第三十一條の二及第四十二條の罰則が適用されるのである。

以上申述べました諸點であります。鐵鋼の製造、販賣、需要者その他關係各位は本令發布の趣旨を充分了得せられ鐵鋼統制に一段と協力せられんことを切望する次第であります。

本年度貯蓄獎勵方策決定

昭和十七年度の朝鮮における貯蓄目標額は九億圓と決定したが、これが目標突破のためには官民一體となつての貯蓄運動が要請せられるので、四月十七日貯蓄委員會では左の如き貯蓄獎勵方策を決定、半島の貯蓄目標達成に拍車をかけることゝなつた。

國民の時局認識徹底

今次大東亞戰爭終局の目的貫徹のためには國民は更に長期經濟戰に對する覺悟を固め鐵石の團結を以て難局突破に邁進するを要しこ

の際國民貯蓄の増強は最も緊要なる所以を總ゆる機會を通じて國民各層に知悉せしめ特に左記事項に留意すること

一、常に國民總力運動と密接なる聯繫を保ち町里洞部落聯盟、各種聯盟、愛國班等の機構を總動員して强力なる總力運動を展開すること

二、特に都市方面その他所得の比較的多き向にありては未だ消費の相當旺盛なるものありと認めらるゝに付斯る方面に對する指導啓蒙を强化すること

三、貯蓄增强に支障を來すが如き言動は嚴にこれを取締ると共に貯蓄に對する誤れる思想の發生を未然に防止すること

戰時生活基準の確立

一、貯蓄の勵行に付ては積極的なる勤勞强化に依り生産を增大し國民所得の增加を圖るを要するは勿論なるも他面徹底的に生活樣式を檢討し衣食住全般に亙り時局の要請に卽應する簡素なる生活基準を求めて戰時生活の指針たらしめ一切の無駄を排除し依て以て生ずる剩餘を貯蓄に向けしむる樣指導を加ふること

二、生活の合理化に付ては家庭に於ける主婦の自覺にまつもの不尠に付國民總力運動とも緊密なる連絡を保ち各種婦人團體等を動員して總ゆる機會を通じ時局に對する婦人の覺醒に努め進んで戰時經濟に協力する具體策を講ずること

諸政策との綜合調査

貯蓄奬勵は其の關聯する部門極めて廣く金融政策、物價政策、租税政策、消費規正方策各種の産業政策等とも緊密なる連繫を保持せしむるに非ざれば其の完全なる成果を期し得ざるものなるに付之等諸政策との綜合調整に努め此等各部門の擔當者の積極的なる協力を促進すること

貯蓄組合の整備擴充

一、朝鮮國民貯蓄組合令制度の趣旨並に之が運用の周知徹底を圖り一般の理解ある協力を求め組織未濟及び加入洩れを生ぜざる樣計畫的なる指導を加ふること殊に配給統制組合、商業組合、工業組合其他同業者の組織する團體の構成員を對象としての國民貯蓄組合の急速なる普及を圖ること

二、國民貯蓄組合相互間並に國民貯蓄組合と金融機關との間の連絡を密にし組合員轉出又は脫退の場合における貯蓄繼續、貯蓄組合臺帳の整理諸、屆出および報告の正確化等に付適切なる指導を圖ること

三、國民貯蓄組合における貯蓄推進に付ては總力聯盟常會、愛國班常會に於て申合せ、座談會を行ふ外時宜により集金等をも行ひ團體貯蓄の實效を收むる樣指導する

源泉貯蓄の勵行

一、購買力を成るべく速かに貯蓄に向はしむるため源泉貯蓄の勵行は極めて緊切なりと認むるを以て廣くこれを勵行し俸給、給料、賃銀、賞與等に限らず商工業の收入農林水産物等の販賣に付ても繼續的にこれを實行すること

二、近時勞働者等の賃銀は著しく騰貴したために却つて勞働能率の低下を來す傾向あるのみならず一面其の收入は浮動購買力として作用すること不尠と思慮せらるゝを以て勞働の增加を圖ると共に之等に對する源泉貯蓄を特に强力に勵行すること

三、土地の賣却代金等臨時收入ある場合に於ては代金の支拂の際力めて源泉貯蓄を行ふこと

貯蓄目標額の適正化

一、道は府、邑、面をして道の貯蓄增加目標

額に對應する樣夫々貯蓄增加目標額を樹立せしむると共に道內各種金融機關別に資金吸收目標額を樹立せしむること

二、府、邑、面に於ては其の割當られたる目標額を基礎として更に適正なる個別目標額を設定し其の貯蓄實績を速かに捕捉するの方途を講じ以て貯蓄の推進に資すること

三、貯蓄組合に於て達成せしむべき目標額は組合員の個別目標額を勘案の上其の實情に應じ可及的多くの部分を組合の貯蓄として達成せしむるべく設定することゝし貯蓄標準率は概ね左記に依ること

（イ）地域組合に在りては其の構成員各自の經濟的諸事情を斟酌し各自の能力に最も適應せる標準率を定むること

（ロ）職域組合の貯蓄標準は本府設定の國民貯蓄組合規約例別表に示せる貯蓄率に對比し之より低率なるものは力めて其の程度に引上げしむること

（ハ）同業者の組織する所謂產業團體組合に在りては成るべく其の收入額を基準とし夫々の利益率に應ずる貯蓄標準を定めその利益の算出困難なるものに在りては組合費出資金等を參酌して各自の能力に應ずる標準率を設定すること

（ニ）その他の貯蓄組合の貯蓄標準は各組合の性質に鑑み適當にこれを定むること

（ホ）二以上の貯蓄組合に加入し得る者の貯蓄標準は主たる收入の生ずる地域又は職域組合に於て高率なる貯蓄をなしたるときはその他の組合における標準率は適宜斟酌すること

金融機關の活動促進

一、各種金融機關における本年度貯蓄增加目標額の達成に付ては總ゆる方策を講じその實現を期するやう督勵するとともに道內各種金融機關相互の連絡協調に遺憾なからしむるやう適當なる指導をなすこと

二、金融機關が預金を吸收するためには預金者に對して充分便宜供與の措置を考究し出張集金、特定期間における預金取扱時間延長、簡易店舗の設置その他特別の施設を講ずるとともに一般に對し充分之を周知せしむる方途を講ずること

三、各種金融機關にありては時宜により國民貯蓄組合係等を設け進んで國民貯蓄組合の普及育成に協力せしむるの措置を講ずること

四、貯蓄方法に付ては常に創意を凝し一般民衆をして興味を以て之に協力せしむるやう新規なる貯蓄方法の考究に努めしむること

本年度貯蓄額九億圓と決定

各道貯蓄割當額

道名	目標額
京畿	二六一、〇〇〇
忠北	九、〇〇〇
忠南	二〇、〇〇〇
全北	二七、〇〇〇
全南	四〇、〇〇〇
慶北	四二、〇〇〇
慶南	七六、〇〇〇
黃海	二四、〇〇〇
平南	五一、〇〇〇
平北	三六、〇〇〇
江原	二二、〇〇〇
咸南	四八、〇〇〇
咸北	四四、〇〇〇
直接有價證券投資	二〇〇、〇〇〇
合計	九〇〇、〇〇〇

十七年度貯蓄奬勵方策要綱

一、國民の時局認識徹底
二、戰時生活基準の確立
三、他の諸政策との綜合調整
四、國民貯蓄組合の整備擴充
五、源泉貯蓄の勵行
六、貯蓄目標額の適正化
七、金融機關の活動促進

目標額達成に就て

水田財務局長談

本年度における朝鮮の貯蓄增加目標額は十七日開催されました貯蓄奬勵委員會の答申に基きまして九億圓と決定され各道に對しては其の割當額を夫々通知したのであります、尤も九億圓の內には社債とか株式の如き有價證券に直接投資されます額を二億圓と見込んでゐますので各道で達成して頂きます、額は差引七億圓であります、九億圓と申しますと昨年の目標額六億圓に較べて三億圓、即ち五割增加となつてをりますので、これを達成するためには從來に倍した努力が必要であります。

御承知の通り我國は今や樞軸國の輿望を擔つて世界の敵米、英覆滅に夜を日について戰つてゐます、陸に、海に、空に皇軍は世界史上未だ曾て見ざる赫々たる大戰果を收め東亞における敵の據點は悉く潰へ去つてゐるのでありまして吾等一億同胞は皇國に生れた者の喜びを今更ながら有難く感ぜずには居られません。

この感謝の氣持をソツクリその儘貯蓄に示して頂き度い、今後吾が國がこの大東亞戰に勝ち拔き我が不動の國是たる大東亞共榮圈を打樹てるには前途尚遠いものがありそのためには國債消化資金、生產力擴充資金は益々多額を必要とするのでありますが、これが資金の供給の確保は一に國民の蓄積に俟たなければならぬことは申す迄もありません、この資金の供給が圓滑に出來ない即ち經濟戰に負けるが如きは斷じてあつてはならないのであり、その責任はお互一人々々が背負つてゐるのであります、今年の國防費豫算の實行その他によつて多額の資金撒布が豫想せられますがこれを素早く金融機關へ吸收致しませんと其處に物の亂費物價の騰貴を伴ひ國內經濟運營の車が滑らかに廻らなくなり延いては戰爭の遂行にも大なる支障を來す事になるのであります、どうしても「國民の一人々々は皆銃後における經濟戰の戰士である」この精神に一層透徹することが必要であると思ひます、吾々は國民皆勞の精神に則り勤勞の倍加によつて所得の增大を圖る一面、どこまでも生活を合理化し簡易化して決戰即應の態勢に引直し一切の無駄を除いて出來るだけ貯蓄に努める即ち一、皆勞 二、節約 三、貯蓄の戰時國民三守則の徹底を期したいと存ずるのであります、重ねて申します。

今年度の目標額は九億圓であります、昨年度に比べて五割の引上げであります、この目標九億圓は半島の經濟力等を考へ合せて定められたものでありますので敢て過少とは申しませんが內鮮二千四百餘萬人のお互同胞の力でこの位の貯蓄も出來ないとあつては眞に面目ないと申さねばなりません、今年度は更に夫々貯蓄額の引上を行つてこの大東亞戰に勝ち拔く決意を貯蓄の實踐に示される樣各位の熱意ある御協力を切望する次第であります。

鮮滿連絡會議開催さる

南方の赫々たる大戰果に呼應して銃後日本の兵站部門に大きく貢獻せんとする第二回鮮滿連絡協議會は四月二十七日午前十時から總督府第一會議室における總會を以て開かれ

た。

總督府側大野總監以下各局部長、官房各課長、審議室碓井首席、信原殖產、伊藤司政兩勅任事務官、各關係課長、職員等百六十餘名、滿洲側古海總務廳次長以下三十餘名出席の下に會議の成果を期する熱誠籠めて國民儀禮を行ひ續いて大野總監の別項の如き挨拶があり、これに對し古海總務廳次長は別項の如き答辭に代へて挨拶を述べた、次いで渡部文書課長から分科會の說明あつて同十時四十分終了、各部門別に協議會に移つた資源開發によつて皇國に報ゆるゝとともに大東亞共榮圏に寄與せんとの熱誠を藏する第二囘鮮滿連絡協議會の主眼をなすものと思はれるものに次の諸點がある、卽ち

△物資關係　新京における第一囘協議會において未決定のものを決定に至らしめ、決定濟のものについては最後の仕上を行はんとする

△開拓關係　本問題に關しては鮮滿兩當事者間で既に數次の打合せを了してゐることではあり、今囘はその總括的結論に達せんとする

△電力關係　鮮滿鴨綠江の電源開發はその利害において鮮滿兩者とも一致してゐるが、第二次建設は新たに本格的工事として起案されるものであり、その資材、資金、技術、施工などの諸重要問題を打合せることゝなるはずで本問題こそは第二囘協議會を通じての最重要懸案であらねばならない。

△國土計畫關係　本問題は電力開發と共にその重要性において鮮滿兩當局とも最も愼重なる態度を持してをり、今囘は資料の交換意見の提出に終るであらうが、電力開發と相竝んで第三、第四鮮滿連絡協議會の主題となるべき重要問題である。

大野政務總監挨拶要旨

大東亞戰爭も皇軍の勇戰奮鬪に依り赫々たる戰果を收め、大東亞共榮圏の基礎は略順調にその緒に着きつゝあるが、米、英等におきましてもその傳統と經濟力を恃み反擊の機を窺つて居り愈よ長期戰に入り我國と致しては一面建設一面戰爭の努力を拂ふの要益々緊切を加へ來つたこの秋に當り盟邦滿洲國は眞に日滿一體を如實に顯現して一德一心に邁進致して居ることは心强き限りである、朝鮮、滿洲は北邊の守を磐石の安きに置き我が南方經營を容易ならしめ聖戰目的の完遂に資さねばならぬと痛感する、之が爲鮮滿は各其の民衆を指導し大東亞共榮圏確立の熱意を發揚せしむると共に能ふ限り急速に其の資源を開發利用し大戰下祖國內地に貢獻すると共に厄介な負擔をかけないやう自治自足を企圖するの要ありと存ずる、朝鮮に於ては總督就任以來今日の如き事態の生ずることあるべきを達觀し且は日滿不可分の國是に基き鮮滿關係一如たらざるべからざるを强調され、五大政綱の一にも之を揭げられたのであつて此の大方針は昭和十一年總督及關東軍司令官の所謂圖們會談以來數次の會談經過を經て漸次具體化せられ掃匪、架橋、交通通信、國境電力開發、食糧問題、敎育問題、開拓農民送出其の他產業經濟貿易等各般に涉り着々成果を擧げ來つたのであるが、更に大東亞戰爭勃發せるに及んで本協議會の成立を見鮮滿關係者一堂に會し恰も同一國內の問題を處理する如く隔意なく談笑の裡に諸般の案件を面議商量することゝなり、兩者の關係の緊密化は、愈急速に深まり當今の重大時局に寄與し得ることゝなつたのであつて私の眞に欣快に堪へない所である、殊に今囘は特に北鮮視察の計畫をも加へられたのであつて本府としては此の際朝鮮の

認識を深めて頂く絶好の機會と存じ欣幸とする所である、北鮮は滿洲國としてもその東玄關に相當すると存ずるので詳さに現地の狀況を御視察の上色々施設上の御意見を承りたく又現地官民の希望をも充分御聽取願ひたい、本回の會議に提出されました鮮滿双方の議題は

1 開拓民關係
2 物資交流關係
3 電力關係
4 國土計畫關係

の四項目に大別されいづれも鮮滿間に深い關係を有する重要事項で御手許に差上げてある日程及議事方法に依り御協議を願ふことゝ致し度い、尚分科會の各主査は夫々三十日の總會においてその經過竝に結果の要領を御報告願ひたい

古海總務廳次長答辭

本日第二回鮮滿連絡協議會開催せられ、われ等關係者多數罷り出で親しく關係各位と協議することゝあり、殊に朝鮮總督府首腦の方々より種々御抱負御高見を拜聽し且つ親しく風物に接して一段と朝鮮認識を得る機會を與へられたことを衷心より感謝すると共に併せてこの機會に常日頃滿洲國に與へられた御好誼に對しても深謝する次第である、滿洲は本年を以て建國十周年を迎ふることゝなつたが、今日ほど朝鮮を身近に感じたることなし、只今も政務總監閣下より鮮滿關係につきお話ありまた殊に現南總督閣下着任せられて以來五大政綱の一として鮮滿一如を掲げられ、滿洲側としてもこの點常に感謝しをると共にまた趨ふべく目標を指示せられたるものと謝し居る次第なり、從來滿洲國側においては鮮滿協力に努力し來りたるも兎角國內における各般の關係より强行軍驅定をしをるため朝鮮を充分に認識するの遑なく相互完全なる理解に到達し得ざる譏を受けても已むを得ぬ狀態にあつたが、最近においては兩者の關係はいよいよ緊密の度を加へ今日の如く各般の事項に亙り親しく協議を行ひ得るやうになり、寔に御同慶に堪へず、大東亞戰爭勃發以來皇軍の赫々たる武威を慶祝しつゝ滿洲國は北邊の大任を果し、大日本帝國後顧の憂を斷つと共に對日寄與の增大に努めてをるは既に御承知の通りなるが、畏くも昨年十二月八日　天皇陛下米英に對し宣戰の御詔勅を渙發せらるゝや滿洲國皇帝陛下におかせられても直に時局に關する詔書を渙發せられ『死生存亡斷じて分攜せず』と日滿一體の關係を明かにせられると共に我々國民に對し『官民一心萬邦一志、國人を擧げて奉公の誠を盡し國力を擧げて盟邦の戰ひを援けよ』と仰せ出たされ、更に建國十周年たる本年の建國節に當りては、滿洲國の今日が、天照大神の神庥天皇陛下の御補佑に賴る旨を明徵せられ、然も國民は身を大東亞征戰に獻し、親邦の天業を奉翼せよと宣示し給ふ、かくて滿洲の日本に對する關係は友邦より盟邦、更に親邦と、皇帝陛下御自ら仰出たされ、この變遷よりみても滿洲國の性格なり對日關係なりが充分に諒承せられたことゝ存ず、現在滿洲國が如何なる覺悟を以て北邊の鎭護に當り極力對日寄與の增大に精進しつゝあるは推察し得る所ならん、今日は正に滿鮮一致協力し共同の目的遂行を圖り大東亞戰爭の完遂を期すべき絶好の機會なりと信ず、切に朝鮮側の御好誼、御協力を願ひあく、なほ日頃朝鮮施政の跡をみてわれ〳〵は幾多兄事すべきものありと存するが、殊に農產物增産、植林、水力電氣開發電氣化學工業等朝鮮側の御指導御援助を仰ぎ度きこと多きが幸ひにして今般興南その他北鮮視察の機會

を與へられ、幸甚に存ずる次第なり、先程政務總監閣下の御挨拶にもありたる北鮮の價値に關しては十二分に承知し居る所なるも更に親しく視察しいよ〱われ〱の確信を固うする機會を得たこともまた深謝に堪へず、最後に臨み鮮滿一體となり、戰爭の完遂竝に新秩序建設に向ひ最大の協力をなしたき決意を重ねて申し述べ朝鮮側より充分なる御援助を期し政務總監閣下の御挨拶に應ふる次第なり。

金屬回收に協力要請

回收機關の使命に就て　金屬特別回收に當り回收に赴いた回收機關に對し我々は、國家に賣却するので屑屋に賣るのでないとして供出を澁る向があるといふ事を屢々聞くのであるが、特別回收の如きことは國家機關たる行政官廳自ら回收を爲すのが本當であるが、特別回收は極めて廣範圍の困難な仕事であり、官廳の人員を以てしては到底不可能であり一方既存業者の經驗を利用する建前から、之等民間業者に委託して回收機關として指定し、國家の充分な監督の下に回收しつゝあるのであるから、回收條件は其の回收機關の任意に處分するものでなく凡て國家の指導に基くものであるといふことを良く認識して頂きたい、回收機關は統制株式會社と、その指定商で、これは法令により指定せられたものである、大體屑の回收は發生者――買出人（蒐集業者(――問屋)指定商――廢品統制株式會社）の順で蒐集してゐるのであるがこの組織を活かしてこれ等の中資力、信用共に充分と認めらるゝ者を指定したものであつて實際回收に赴く者は回收機關（統制會社は直接回收に當らない）自身が又は人手、回收地域の都合によりその代行人（蒐集業者の內資力、信用ある者）である一般各位に於かれてもこの點を諒とせられ國家に直接賣却すると同じ心持を以て協力して頂き度いのである。

回收價格と回收機關の利潤に就て　回收物件の賣却價格は既に御存知の通り法令（昭和十六年本府告示第二〇九二號）に依り定められて居り、鐵屑の公定價格の發生者販賣價格と同一である、回收された物件は供出者――回收機關(指定商其の代行人を含む)――回收機關廢品統制會社の順路を經て集中されるのであるが、回收價格も公定價格に依る事になつてゐる、即ち最も代表的な普通屑一瓲が供出された場合を例にして考へて見ると回收機關は之を八〇圓で買取り、廢品統制會社へ一〇〇圓で賣却することになるのであるが、回收機關はその得たる差額二十圓の中より、其の代行人に對し鐵屑公定價格の定める處に依り十四圓を手渡すことゝなるのであつて、更に統制會社は十圓の差額を得て、最終需要者に販賣するのであるが、これ等の差額の內容を說明すれば、代行人の得る差額十四圓の內十圓乃至十二圓程度は、回收物件の運搬賃に要するものであり（このため十五粁以上の距離にある回收物件には瓲當五圓を補助してゐる）運搬中の目減りを考慮すれば、三圓程度の口錢に過ぎず、又回收機關たる指定商の得る差額六圓の內二圓程度は自分の倉庫より最寄驛迄の運賃に要しその他蒐集されたものゝ選別）荷造費に三圓乃至四圓を要するので口錢は極めて少額となるのでありまた統制會社の得る差額十圓の內需要者のところまでの運賃に四圓乃至五圓を要し運送途中の目減り、事務費等を考慮すればその口錢もまだ四圓程度のものであつて回收機關が中間で暴利を貪つて居るといふやうなことは毛頭ないのである。

供出せらるゝ鐵銅の使途に就て　特別回收

は現在使用可能のものを回收するのであり、特に永年愛用してゐる備品類を供出せらるゝ人はこの回收された物件が何處へ行つて御役に立つかといつた問題に關しては多少不安をもたれる方があると思はれる、然し特別回收の趣旨より見て回收せられた物件が不要、不急の方面に流れる事は絶對にない事であり、萬一斯ることありとせば、當局としても誠に申譯ない次第であるので、この點に對しては警務局の應援のもとに充分監督してゐる回收物件は回收機關たる蒐集者より（製品は蒐集業者が他に轉用し得ない樣破壞して供出する事は夙にお願してある通り）必らず、回收機關たる統制會社に集中される、若し蒐集業者が統制會社に賣却しない場合は法令に依つて處罰せらるゝ事となつてをり、又供出者から買上ぐる際の傳票は統制會社に於て整理され之に依つて監督される事になつてゐる、統制會社に集中せられた回收物件は如何に處分せられるか之は當局の指示に依り夫々緊要を要する部面に配給せられる、卽ち大部分は製鐵所に送られ平爐に投ぜられ鋼鐵となり彈丸、戰車等の兵器は素より軍艦の建造資材となり又特に十七年度に於ける船腹の不足に鑑み造船用として相當量使用される事になつてゐる、然し回收せられたもの全部が製鐵所に送られるとは限らない、一部に機械製造業者の電氣爐に入り、各種機械の部分品となり、鑛山開發、電源開發等生產力擴充の不可缺の要素となり戰力充實の礎となるのである、又銅は線として或は板として引延し又は機械の部分品として加工され戰鬪用資材として更生するのみならず一例を擧げれば特に電氣を多量に必要とするアルミニューム工場等の電氣設備に使用されて航空機の材料たるアルミニュームの生產に貢獻する事となるのである又銅合金（一般家庭に多量にある食器類は朝鮮に於ては最もよい例である）は特殊の工場に於て銅と亞鉛等に分解せられ前述の用途に使用する豫定である。（企畫部長）

三月中の對內地貿易額

本年度一月以降の累計額と三月中に於ける對內地貿易額を財務局より左の如く發表された。

三月中の朝鮮對內地貿易額は移出七千二百五十八萬圓、移入一億五百一萬圓、合計一億七千七百五十九萬圓、入超三千二百四十二萬圓にして之を前年同月に比すると移出一千百四十一萬圓（一割四分）移入一千百八十七萬圓（一割）合計二千三百二十九萬圓（一割二分）を夫々減少、而して一月以降累計額は左の通りである、移出二億七百十七萬圓、移入三億三千百八十四萬圓、合計五億三千九百二萬圓差引入超一億二千四萬六十六萬圓を算し前年同期に比して移出は二千二百三十萬圓（一割）の減少、移入は八百萬圓（二分）の增加合計は一千四百二十九萬圓（三分）の減少を示し出入の均衡に於ては前年同樣入超にして入超增加三千三十一萬圓（三割二分）を示した次に本月中主要貿易品の消長を見るに、移出にありては、年初來出荷好調を示せる米及び籾に於て一千八十六萬圓（四割四分）を激增したるを初め鮮乾鹽魚、石炭等亦前年同月に比し出增したりと雖も綿絲二百九十五萬圓（九割九分）生糸二百七十二萬圓（八割八分）、肥料百八十九萬圓五割八分乾海苔百餘萬圓を減少したる外セメントストーチの出荷不振のため移出貿易は叙上の如く減退した他方移入に在りては絹織物、毛織物、肋衣等衣料品の入荷活況を呈し之等に於ては百

萬圓を入増したる外石炭漁網等相當見るべきものありたるが他面人絹織物四百二十五圓（六割）機械類三百二十八萬圓（二割四分）の入減に加へ小麥粉、燐寸、釘類、セメント、綿織物、スフ織物、砂糖等の入荷不振を極め其の他の諸品に於ても減退せるもの多かつたゝめ移入貿易は叙上の如く減少せした。

鐵道貨物運賃値上斷行す

鐵道局では、貨物運賃並に取扱ひ制度の改正を斷行五月一日から實施されるが改正新貨物賃率の設定に當つて鐵道局は旅客の場合と異り、經濟情勢に波及するところ深きものがあることを考慮し、戰時政策との完全な融合に努め、生活必需、生産擴充等の貨物と物品稅關係、不要不急物資等とその重要性に應じて等級表を改正、鐵道省、滿鐵等關係機關との等級一元化を行ひ、また基本的改正たる六百五十キロ以上の遠距離遞減制を廢止による輸送合理化の實施とにらみ合せ、大量輸送たる車扱ひについては、負擔力高き高級品たる一級は一割の値上をみたが、二級三級の如き重要物資關係は据置かれた、小口扱ひは輸送合理化を促進せしめる意味で車扱化をねらひとし、これと均衡せしめるべく調査し、一級は一割、二、三級は据置その小口勞銀高を主因とする經費増を補塡するため三級を通じた發着手數料を現行六錢程度を二十錢程度に引上げた、半島産業政策上基本物資なる車扱ひ三級品（石灰、鑛石、セメント、肥料、木材、穀類等）においては、僅かに六百五十キロ以上に及ぶ遠距離輸送の場合のみ僅少なる引上を受けるほか現行通りである、而してこれらの事情を加へて局鐵は、割引政策の全面的整理を行ひ、調整することゝなつたが同時に、これが改正に伴ふ運送規則及び、運輸規程を改正、こゝに戰時統制輸送に裏付ける修正賃率が成つた、かくて幾分の引上となつた、貨物賃率の改正は平均的に引下げを來した昭和五年、同十三年の等級整理に伴ふ小改正を除いて、大正九年來二十二年ぶりの改正である、その主なる要旨は次の通りである。

改正理由竝に要點

貨物運賃　（イ）車扱に就ては高級貨物に對し約一割の引上を行つたが生活必需品、生産力擴充物資等の重要貨物に對しては現行通り据置としたので運賃引上による影響は極めて僅少である。

（ロ）小口扱貨物の積卸は鐵道の負擔であるが勞銀の昂騰により經費は著しく膨脹を來したのでこれを補塡するとゝもに車扱運賃との均衡を考慮し可及的小口貨物の車扱化を圖るやう運賃調整を行ひ輸送力の増强に資することゝした。

（ハ）宅地貨物は鐵道において集貨配達を行ふものであるが勞銀の昂騰により集配作業費の支出増加を來したので之を補塡し得る程度の賃率に引上げ是正した。

（ニ）遠距離遞減率の是正　貨物運賃は遠距離遞減法を採用してゐるが鐵道輸送力の逼迫せる現狀においては遠距離貨物に對する遞減率大いに失し不自然なる遠距離輸送を誘發し一般輸送力に支障を來すのでかゝる輸送を防止するため六百五十一粁以上の遠距離遞減を廢止することゝした、因に最近における鐵道局の貨物平均輸送粁は約二百三十粁である。

（ホ）貨物等級表は豫て日滿支主要鐵道間において協定した日滿支統一等級表を採用しその分類及び編成方を全面的に改正したがこれに伴ふ些少の等級變更と社會經濟情勢

の變化とに伴ふ小部分の等級是正を行つたが全般的等級の改正を行つてゐない、なほ本改正により日滿支各鐵道の等級表は總て統一されることゝなつた。

（ニ）諸料金については貨物引取りの促進、取扱の簡易化、勞銀昂騰等の諸事情を併せ考慮し貨物保管料および貨物留置料の計算時間を短縮し指圖手數料を改め、再配達料、接續料および車扱貨物積卸料（北鮮還元區間のみ）を是正した。

貨物運送規則および同補則　貨物引取りの促進の貨車運用効率の昂上、場從事員の取扱事務の簡捷、規定の簡易化等現下の情勢に對處して輸送能率增進の見地より貨物運送規則および同補則の全面的改正を行つた、その要點は左の如くである。

（イ）車扱貨物の積卸時間および引取時間を四時間に短縮すると共に十二時間の搬出時間を認め貨車使用効率の昂上と構內の輻輳緩和に資することゝした。

（ロ）小運送能力逼迫の現狀に鑑み配達引渡に支障多き宅扱貨物の運賃料金著拂および貨物の引換證の請求には應じないことゝした。

（ハ）現場從事員の能率增進に資するため標準數量取扱貨物の品目追加、砲賓特約條件の改廢、指圖處理方の簡明等取扱事務の簡捷と規定の簡易化を圖つた。

小荷物運賃および制度の改正（イ）小荷物は一箇の長さ二米容積〇、五立方米または重量三十瓩以內に制限する。

（ロ）運賃は左表の通りで、滿鐵線方面と連絡運送をなす場合は五割增とする、また貴重品、動物、嵩高品等に對しては左表運賃の二倍とし食料品に對しては距離に應じそれぞれ三割乃至五割を低減する。

	百粁迄	二百粁迄	四百粁迄	六百粁迄	千粁迄	以上四百粁迄を增す每に
五瓩迄	二五錢	三五	四〇	四五	六五	二〇
以上五瓩迄を增す每に	一〇	一五	二〇	二五	三五	一〇

統治狀況奏上模樣を報告

南總督は四月三十一日行はれた定例局長會議の席上に於て過般東上中親しく天皇陛下に拜謁を仰付けられ半島における統治狀況就中勞力供出問題、在內地朝鮮人の取扱ひ等委曲奏上して御前を退下するまで　陛下にはいとも御熟心に御聽取遊ばされ殊のほか半島の統治狀況に大御心を注がれ給ひし御模樣を次の如く詳さに報告、各部長に深い感激を與へた。

一、統治狀況の奏上

三月十六日午前十時宮中に參內　天皇陛下に拜謁を仰付けられ、半島の統治狀況、特に大東亞戰爭勃發後における民心の動向、即ち皇國臣民としての赤誠の披瀝、內鮮一體、大東亞共榮圏に中核たるの自覺に徹しつゝある實情、竝に國民總力運動の近況、生產力擴充計畫の概要、朝鮮勞務動員體制、食糧對策、鮮滿一如の具現等に亙る諸施策に付奏上したる處　陛下には約一時間に亙り終始御熟心に御聽取遊ばされ、畏くも半島民心の動向と志願兵制進展情勢及び防空施設等に付數々の有難き御下問を賜り、委曲奉答申上げたる處殊の外御滿悅の御模樣に拜せられ恐懼感激して御前を退下した次第である。

聖上陛下が常々半島民草の上に注がせ給ふ大御心の程を拜し我々二千四百萬半島官民は一層の赤誠を披瀝して大御心に副ひ奉らんことを期せねばならぬ。

二、政府との打合事項其他

イ、內地における食糧問題は相當深刻なるが

如く傳へられつゝあるが、物資は必ずしも缺乏に非ずして偏在しあるものゝ如し、又大都市における食糧の蒐集方法竝にその配給制度において尚改善、是正を要する點あるものゝ如し、特に輸送力の不足は重大原因である、政府は半島の供出米に期待する所極めて大なるものがあつたから內地の要望に應ずる爲約八百萬石を供出することを約した、之に代ふるに雜穀及び外米の移入に付ては政府に於ても其の約束を履行すべきことを確言した之が爲政府は輸送方法に非常手段を講じ、關係當局においてはこれが實施につき萬全の措置を採ることゝなり、內外地協力もつて本問題を解決する方針である、但し半島官民は內地の食糧不自由甚だしきを想ひ雜食勵行と節米とに自制大いに努めねばならぬ

ロ、勞力供出問題　大東亞戰爭下に於ては壯丁の第一線出動、戰時産業の擴大等に依り內地の勞力が不足を見つゝあるは當然にして、勞力資源に於て比較的豐富なる半島が勞力供出により國に報ずるは內鮮一體の本旨上當然の使命である、既に內地及び南洋方面に供出せる半島勞務者の成績は良好にして各方面より異口同音に謝意を表せられた處なるが、今後の情勢進展に伴ひ政府の半島に對する勞力供出の期待は彌々大となるべきを以て之が對策に付ては周到なる用意と準備とを必要とす、本府當局者は十分の研究調査をなすべし。

ハ、北方安定の重要性　大東亞戰爭における皇軍の赫々たる戰果と有史以來未曾有の情勢激變とは國民の視聽をして動もすれば南方のみに眩惑せしめ來りしが南方の進展は一に北邊の固め鞏固なるに依存すること漸く一般の認識する處となり、半島及び滿洲に對する注意喚起せられつゝあり、半島官民は南方の絢爛たる戰果の反面に、北方の質實なる任務の重大なることを自覺し、默々としてその使命の達成に邁進しなければならぬ。

ニ、英米人俘虜の半島への收容　英米人俘虜の一部を朝鮮に收容することにつき陸軍大臣參謀總長に面接し打合せを遂げ、近く實現の豫定である。

三、在內地朝鮮人の取扱に就て

三月二十日首相官邸に於て首相以下各閣僚竝に內閣三長官に對し說明しその諒承を得たるものゝ、在內地朝鮮人の取扱に關する部分は次の如くである、卽ち

半島統治の根本方針は韓國併合の詔書及び大正八年の詔書により明瞭なり、依つて過去三十年一視同仁の聖旨を奉戴し　陛下の赤子卽ち忠良なる皇國臣民化を統治の大方針となし來れり、而も內鮮一體の有終の美を見るには前途尚努力を要するもの多し。

抑も皇道精神に基づく半島の統治は政府の根本方針にして、隨つて內地における朝鮮人の取扱ひは朝鮮統治の方針と呼應して施設せらるべきものとす、その有力なる施設の一として政府が曩に內地の道、府、縣內鮮協和事業を認めて朝鮮人の內地同化を促進せしむる精神、竝に凡ゆる朝鮮人關係の諸問題を組織立つて取扱はるゝに至りしは國策上、重要なる施設にして朝鮮として洵に感謝に堪へざるなり、現下時局における生産擴充が國策上重要となるに從ひ多數朝鮮人の移入を特に企畫せらるゝに至り協和事業の擴充強化亦益々必要となれり、この際特に官民協力して朝鮮人を監督指導し以て皇國臣民たるの資質を涵養せしむるは絶好の機會なり、目下內地留學の

中等學生以上の朝鮮人學生は一萬六千餘あり、これが善導は內鮮一體の完成上重大要素なるを以て文部省の深甚なる留意と適切なる指導を切望する次第である、本府の奬學會は將來大いに中央協和會とも協力せしむる筈なり、政府は將來大東亞圏內の支那、泰、ビルマ、印度、フイリッピン、東印度等の日本留學生を多數收容するに就ては根本的に研究せられつゝあるを確信す、此の秋に當り特に先づ模範を朝鮮人學生の成果に依つて示すことは我等の責務なりと確信すまた多數の朝鮮人を使用する工場等は內地人の勞務者その他の從業員に朝鮮人取扱心得を敎育するを要するものと思考す尚その他雜事に於ては

イ、供出勞務者の好成績　徵用令により南方に供出したる朝鮮人勞務者はその成績極めて良好なり、而してその根本義は勞務者取扱者と半島官憲及び家庭との緊密なる連給にあり

ロ、內地農家へ援助　過去數年間半島農村靑年をして農繁期における九州、中國地方各縣出征軍人家庭に約一箇月間勤勞奉仕をなさしめたるがその成績は極めて良好にして內地側は眞面目にして從順なる半島靑年の態度を稱揚感謝し、半島人側は內地家庭の良俗を習得し內鮮一體の具現に顯著なる成績を收めたり

ハ、北方の固め　南方の進展は北方の安定の爲なり、本件は內外地人識者間にともによく理解せられるもこれを擴大認識せしめ以て國民指導の重要指針とせられたしこれを要するに今回の上京は、陸海軍首腦者、政府要路に對し親しく半島二千四百萬を代表して大東亞戰爭の赫々たる戰勝の祝詞を述べ隔意なき懇談を遂げたることゝ、兵站基地たる半島の內地への協力に對し厚き謝意を寄せられたることゝの交錯であつて洵に意義深きものがあづたなほまた滿洲國謝恩使節たる張景惠總理、その他オットー獨逸大使、滿洲國駐日阮振澤大使、中華民國徐良大使等ともそれぞれ交驩、大東亞共榮圈の建設に付隔意なき意見の交換を遂げ得たるは朝鮮のためにも有益であつた。

朝鮮人軍屬志願者殺到す

米英人俘虜の監視に半島人靑年數千名を採用するとの朗報は全半島の靑年層を沸かせた、暴戾米英人の根性を半島靑年の手で徹底的に叩き直す絕好の機會だと軍屬採用の日を胸をふるはせて待機したが希望の日二十五日その第一回銓衡試驗が京城府民館中講堂で京城府社會課係員の手で行はれた、集つた靑年の數は豫定員の二倍以上といふ壯觀に係員の方がその赤誠に壓倒され勝ち、午前八時口頭試問に始まる『希望條件は？』『御家族は』係員の前に整然と並んだ志願靑年の顏は明るく希望に滿ち胸を張つた姿勢に皇國民の誇りがみちみちてゐる、强健な體軀と巧な國語といふ審査員のカンどころこぴしぴしと痛い程に觸れて天晴れ軍屬候補はどれもこれも張切つて、傲慢不遜なる彼等に日本國民の優秀性を認識せしめようとの大きい使命に氣負ひたつてゐる午後六時終了月末體格檢査が行はれる。

（自昭和十七年三月十六日　至昭和十七年四月十五日）

三月十七日　府令第五十八號を以て港灣運送業統制令規則中改正三月二十日より實施す

三月十八日　制令第五號を以て昭和十六年制令第三十五號（朝鮮に於ける戰時犯罪處罰の特例に關する件）中改正三月二十一日より實施す

三月二十三日　制令第六號を以て朝鮮少年令公布三月二十五日より施行す

制令第七號を以て朝鮮矯正院令公布三月二十五日より實施す

制令第八號を以て朝鮮感化令中改正二十五日より實施す

制令第九號を以て朝鮮司法保護事業令公布二十五日より實施す

制令第十號を以て朝鮮貸家組合令公布す

府令第六十一號を以て朝鮮總督府少年審判所が京城府に設置さる

府令第六十二號を以て朝鮮總督府矯正院が京畿道高陽郡恩平面に設置さる

三月二十四日　制令第十一號を以て朝鮮所得税令中改正四月一日より實施す

制令第十二號を以て朝鮮特別法人税令の第九條中「百分の五」を「百分の十五」に改正昭和十七年一月一日實施す

制令第十三號を以て地税令の第三條中「千分の十五」を「千分の十七」に改正昭和十七年分地税より適用す

制令第十四號を以て朝鮮營業税令中改正四月一日より施行す

制令第十五號を以て朝鮮資本利子税令中改正四月一日より實施す

制令第十六號を以て朝鮮相續令中改正四月一日より實施す

制令第十七號を以て朝鮮臨時利得税令中改正四月一日より實施す

制令第十八號を以て朝鮮物品税令中改正四月一日より實施す

制令第十九號を以て朝鮮電氣瓦斯税令公布四月一日より實施す

制令第二十號を以て朝鮮廣告税令公布四月一日より實施す

制令第二十一號を以て朝鮮臨時租税措置令中改正四月一日より實施す

制令第二十二號を以て戰時災害國税減免令公布即日實施す

府令第六十四號を以て朝鮮映寫機操作取締規則公布即日實施す

府令第六十五號を以て朝鮮貸家組合令は昭和十七年三月二十五日より施行と決定す

府令第六十六號を以て朝鮮貸家組合令施行規則公布三月二十五日より實施す

府令第六十七號を以て朝鮮貸家組合及貸屋組合登記取扱規則制令公布三月二十五日より實施す

三月二十五日　制令第二十四號を以て朝鮮蠶絲業統制令公布す

府令第七十號を以て朝鮮總督府林業技術員養成所規程制定公布四月一日より實施す

府令第七十一號を以て朝鮮司法保護規則公布即日實施す

府令第七十二號を以て醫藥品及衞生材料生產配給統制規則公布即日實施す

三月二十七日　勅令第百八十八を以て朝鮮總督府少年審判所官制公布三月二十五日より實施す

勅令第百八十九號を以て朝鮮總督府矯正院

官制公布三月二十五日より實施す
勅令第百九十三號を以て朝鮮司法保護委員令公布三月二十五日より實施す

三月二十八日　勅令第二百六號を以て戰爭保險臨時措置法は第八條の規定を除くの外之を朝鮮臺灣樺太に四月二十五日より施行さる
府令第七十五號を以て戰爭保險臨時措置法施行規則公布四月二十五日より實施す

三月三十日　制令第二十五號を以て朝鮮簡易生命保險令中改正四月一日より實施
府令第八十四を以て朝鮮所得稅令施行規則中改正四月一日より實施す
府令第八十六號を以て朝鮮臨時利得稅令施行規則中改正四月一日より實施す
府令第八十七號を以て朝鮮電氣瓦斯稅令施行規則制定公布四月一日より實施す
府令第八十八號を以て朝鮮廣告稅令施行規則公布四月一日より實施す
府令第八十九號を以て朝鮮臨時租稅措置令施行規則改正公布四月一日より實施す

四月一日　勅令第二百二十一號を以て臨時家族手當給與令公布即日實施す
昭和十七年度朝鮮總督府豫算經常部臨時部合計十億一千四百九十四萬二千五百七圓と發表

四月十日　府令第百二十一號を以て朝鮮無線通信機器取締規則制定公布五月一日より施行す

四月十一日　勅令第三百七十二號を以て朝鮮總督府生糸檢査所官制公布即日實施す

四月十三日　府令第百二十四號を以て朝鮮農地作付統制規則公布即日實施す

街の天使二百名を　汕甘學園に送る

街の天使更生の門出——さきに京畿道が京城府内の浮浪兒たちを收容教化する樂園として仁川沖汕甘島に建設中の汕甘學園が設備萬端整つたので、いよ〳〵第一回として二百名の浮浪兒を五月二十九日學園に送つた、當日拂曉を期し京畿道警察部では府内各警察署の協力を求め、本町、鍾路、龍山等盛り場に巢喰ふチンピラを一齊檢索その内選ばれた(?)浮浪兒二百名をバスで一先づ永登浦京電車庫前に集合させ、京畿道野田社會課長、各警察署係員汗だくでこれの整理に當り、更に仁川までバスで送られ、藤井副園長の出迎へを受け、船で汕甘島に向つた、街のチンピラたちは、永登浦仁川間はじめての公然たるドライブに大喜び狹いバスの中で歌を唄ふ、足を踏み鳴らす、喧嘩をする、大へんな騷ぎ、中には刑務所にでも入れられるのではないかと虎視たんたん逃亡の機會を狙ふものも居り、係員をてこずらせた、なほ學園に入園した浮浪兒は、十家庭に分宿させ、職員の温い庇護のもとで「愛と勤勞の生活」を行ひ、立派な一人前の人間に仕立上げ、再び世の中に送り出される。

編輯を終へて

戰爭は凡ゆる分野の生活内容を一新せしめずには置かない。本月號は一新しつゝある法律生活を取りあげ、それに重點を置いて編輯を試みた。

○

法律生活がしかく一新しつゝあること、また、從つて、一新せねばならぬものとされつゝあることは、ひとり、わが國の現下においてのみしかることではない。それは、今世界を通じてのことである。

○

洋の東西を論ぜず、すべての國は單にその傳統を守ることに因つては、その國を保持することができない。世界の國々は、不幸にもさし當り相爭はねばならぬ運命にあるのであり、持てる國、持たざる國も、國家としての獨立を主張し、民族としての發展を考ふる限り、それ〴〵の惱みを免れない。

○

この惱みから脱却するために、今國防といふことがすべての政策の基本として考へられねばならない。かくして、凡ての國は互にその全力をあげて國防に努めつゝある。さうして、それにつれて、法律組織が面目を一新し、從つて法律の理念が重大なる變革を進めつゝあると解する。

○

過去一世紀餘の間、個人の權利を尊重しその自由を保障し、かくして、政治上に於ては自由主義が支配的思想となり、經濟上に於ては資本主義が高度化し、國家權力の發動を最少限度に制限し、法律は、その制限の最も忠實な番犬の役目を果し、そこから、前世紀の絢爛たる文化の發達があつた。

○

私共は、その歴史的功績は充分に認めねばならぬが、いま、それ等の歴史的役割は完全に果し盡され、こゝに飛躍と轉回との段階に達してゐると考へられる。朝鮮はその飛躍のテンポが内地とくらべて稍緩慢であることは止むを得まい。

昭和十七年四月二十八日印刷
昭和十七年五月　一日發行

發行人　朝鮮總督府總督官房文書課長
發行所　朝鮮總督府
京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地
印刷人　吉村守雄
京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地
印刷所　朝鮮印刷株式會社

朝鮮

六月號

昭和十七年六
（毎月一回一日發行）
「朝鮮」第三百二十五號 六月號

前南總督・前大野總監萬歲の歡呼に送られて離鮮す

朝鮮

六月號

第三百二十五號

朝鮮　六月號　目次　第三百二十五號

〰表紙〰　帶湖亭（鮮展入選）　鶴山以堂氏（參與）

口繪

□前總督・總監離鮮す
□鮮展入選作品

戰時生活と朝鮮美術

矢鍋永三郎

（一）

この課題に對して答へる爲に、一應、この課題の提出された意味を分析してみることにしよう。第一の理由は、六月に、朝鮮美術展覽會が開催されるといふことに因むものであるといふことであるが、第二の理由は、極めて制限せられたこの戰時生活の中に於て美術が占める意義を再檢討すべきであるといふにあらうと思ふ。何故なら、戰爭と共に、直接戰爭に役立つ生產方面の事業は極度に高められてゐるのであるが、平生閑日月と共にある樣に考へられてゐた諸藝術は、この激しい戰爭の前には殆ど逼塞してゐるべきであるといふ樣に考へられ勝だからである。從つてこの問題に對する解答が、この小文に於て試みられることを要求されてゐると考へてよいのであらう。

既に、現實はあらゆる生活の部面に對して極めて嚴肅に然も極めて嚴然と、制限せられたる生活を營むべ

きことを規定したのである。生活に於けるあらゆる奢侈贅澤品は或は禁制品となり或は規格統制によつて、我々の生活から消失したのである。生活必需品さへが、國家戰力の增强の前には、極めて强固な統制をうけ配給制となつて漸くその最底の必要を滿さうとしてゐるに過ぎないのである。この狀勢に於て、所謂美術品が、それは從來たしかに裝飾用として一種の贅澤品であると一般には考へられてゐたのであるが、その美術品なるものが、最底の生活必需品配給による戰時生活の中に、その存在を得惜くゝなつたといふことは事實である。このことは、二つの意義をもつてゐるのであるが、戰時生活に於ける生活必需品配給といふのは、生活に於ける經濟的部面の制限を意味するのであるから、一般民衆の生活の中に高價な、或は、直接生活手段に必要と考へられない美術への購買力は、この樣な抑制せられた生活態度の中では、たしかに不活潑になるのである。美術品の需用が減ずるといふことは、直ちに、美術品の製作にも影響を與へるであらうと思はれる。美術は單なる物としての商品とは性質を異にするのであるから、需用の遞減が直ちに生產の抑制となるとはいへないけれども、さうした影響は必然的に生ずるであらう。從つて、美術家の積極的な活動といふものは社會の表面に顯現して來なくなるのである。この樣な生活必需品の配給と共に行はれる戰時購買力の規正は、美術の存在を、從前の如き考へ方では次第に不可能ならしめつゝある。更にもう一つの問題は、たとへ、美術品の需用にあつたにしても、美術品制作の爲の材料が極めて强度に使用の制限を受けたことである。畫布なり繪具なり、銅なりが、戰爭に於ける軍需品として使用せられる結果、いはゞ贅澤品である美術

への使用は大幅に使用量を減ぜられてゐるのである。これは美術家の活動を絶對的に制限するものである。制作しようにも制作が出來なくなるのである、この二つの事情は、戰時生活に於ける美術の存在に對して、悲觀論を唱へさせる有力な根據をなしてゐるのである。然し、果して、美術は戰時生活の上に不必要であらうか。

人間の生活は、種々の理想によつて導かれてゐる。生活の營は多かれ少かれ、何等かの理想實現として顯現するのである。醉生夢死といふ語があるけれども、これは極端な表現であつて、何等かの意味に於て、一つの理想一つの價値を追求することなしに生活をしてゐるといふことはあり得ないのである。これは文化哲學の立場からの考へ方であつて、この意味に於て、我々人間の生活は文化生活であるといふのであるが、さうした理想の一つに、美しさといふものゝ存在を否定することは出來ないのである。生活の全部がこの美しさに貫かれる場合もあらうし、貫かれ得ぬ場合もあるであらう。普通、我々の生活は、單純に、美一色をもつて貫かれてゐるとは考へられないので、この他に、或は眞實を追求し、或は善を追求し或は法悅を或は正義をといふ樣に色々の理想をもつて、我々の生活を遂行する目標としてゐるのであるが、これらの諸理想と共に、美の理想が我々の生活を導く一つの目標であることは矢張り否定することが出來ないのである。この美の追求が、或は創作の形をとつて現れ、或は享受鑑賞の形をとつて現れるのであつて、この形が、色々の形態を以て我々の生活の中に組込まれてゐるのである。

今こゝに享受鑑賞の方面を考へて見よう。繪畫、彫刻等の鑑賞は第一義的なこの面の作業である。部屋に

軸物を下げたり、額をかけたりして樂しむのは、生産そのものに直接働いてはゐない。けれども、これは我々人間生活の中の可なり重要な部門をなしてゐるのである。美術を樂しむ時間を生産へといふことは、或は强制し得るかも知れない。然し、それは生活の自然なる營みに從つたものとはいひ得ないのであつて、生活そのものゝ中には、美的生活ともいふべき時間の存在が先天的に決定されてゐるのである。普通一般人は美術家ではない。然し、夏目漱石が「草枕」の始めに言つてゐる樣に描かざる畫家としての性格をみな所有してゐるのであつて、自然美を愛し庭園美を愛し、鉢植や活花を愛するのである。この人間の美的性情が消滅せざる限り、美術の制作と供給が戰時狀態の影響を受けて制限を受けようとも、美しさを感せしめる最も第一義的なものとしての美術品の存在を否定することにはならず、依然として、必要性が主張されるわけなのである。

たゞ現實の事態は、戰前の樣に豐富な美術品を然も低廉に入手することが出來なくなつたのである。從つて問題は美術の享受者にとつては、如何にして美術品の配給が合理的に行はれるかといふことにあるのである。これは美術品を雜貨類と同じ樣に考へることになるが、煎じつめるところ、美術品の偏在を調整し、骨董的價格の暴騰を抑制することにあるであらう。かういふ經濟的な問題は別として、戰時生活に於ても美が失はれぬ限り、美術品の存在は當然であつて、然も、これは無用の品ではなく、贅澤品でもないのである。我々の日常生活から、美を取去つた時のことを考へてみるがよいと思ふ。一つの家から、たとへ一幅の繪で

もよい、床間から取去つた時のことを考へてみるがよいのである。無言の中に與へる生活のゆとり、生活へのうるほひ、これが無い生活はまことに砂漠も同様であるといはねばならない。日本の國が強いのは、日本の自然が美しいからだと言ふ論理を否定することが出來ようか。同樣に、一幅の繪畫によつて與へられる國民の強く健かなることの原由を否定することが出來ようか。無用であるのは紛ひもの美術品である。美を失つた美術品である。成金趣味の豪華美術品である。一億の同胞が生命をかけて戰つてゐるとき、かうした無用贅澤なものゝ存在はたしかに否定されてよいであらう。なぜなら、それは生命に對比し得る至醇の美を持たないからである。

（二）

次には、美術の創作の部面について考へてみることにしよう。美術の創作は藝術上の問題であつて、極く幼稚な初步の作家から、極めて偉大な作家に至るまで、その技術と作家精神との上に無數の段階があるとはいへ、戰時といふ特殊事情に對する問題に於ては、恐らくは共通する問題に直面してゐるものであらうと考へられるのである。

創作に於て、先づ技術の問題について言ふなら、これは戰時と平時とを問はず、技術は練磨を怠る樣な考へ方があるとすれば、それは軍需工業に於ていへば就業に對するサボタージュに相當するものであらう。美術家が美術創作の技術を昂めてゆくことは、專門家としての當然の努めであるから、これは多くの言を費す

必要はあるまいと思ふ。次に、素材の問題であるが、これは既に支那事變以來の年數を數へ、その間に考へられ論ぜられたことを振りかへつてみるならば、ほゞ論議は盡くされたことであらうと思ふ。戰爭が始つたとき、第一に議論の中心となつたのは戰爭畫の問題である、洋の東西に於て繪畫の一分野をなすものに、戰爭畫なるものがある。個人と個人との戰鬪形式に中心を置いた從前の戰爭畫は、次第に近代戰と共に集團的な戰鬪を取扱ふ樣になつて來たのであるが、最近の、殊に大東亞戰開始以來は、航空機や戰車の如き機械化部隊に取材する新しい戰爭畫の分野が展かれるであらうといふ樣なことがその主要な論點なのである。朝鮮に於てこの議論が、創作の實際に反映するか否かは不明であるが、こゝに見られる戰爭畫製作の問題は、美術家にとつて大きな問題であらう。戰爭畫が、戰鬪を直接對象とするに反して、銃後の奉仕を畫いたものも戰爭畫の一つの樣式をなすであらう。時局畫と呼ばれる場合もある樣であるが、間接の戰爭畫であるといふことが、總力戰である近代戰の特徴よりして言ひ得るのである。かういふ取材は、從前も存在したであらうと思ふが、恐らく現在は、それが最も戰爭意識を強く反映して製作されてゐるのではないかと考へられるのである。この時局に於て、かゝる時局を反映する銃後取材の繪畫は、たしかに好ましいものゝ一つである。民衆に對する影響の上からも、美術家が、軍人と共に戰爭に働くといふ感激をもつて製作する上からも、これは最も奬勵さるべき題材である。國民生活の總てが戰爭であるのであるから、この樣な素材は無限廣汎であつて、こゝに取材してゆく限り戰爭は美術家の創作活動を決して掣肘するものではないのである。先にも

述べた樣に、生活は美を追求するものであるから、銃後總力戰を戰つてゐる我々の生活の中に、新しく發見される美が必ずあるに違ひないのである。この美の發見は、この時局繪に永遠の生命を與へると言ふことが出來るのである。

銃後に取材することは非常に好ましく重大であるが。決して、從前の素材が總べて不可であつたり、思はしく無かつたりする譯ではないのである。自然や人事に取材して、我々の生活を慰め樂しませてくれる清醇雅正な繪畫がかういふ時局には殊に必要な場合も十分にあるのである。たゞ、この場合注意すべきことは、從前の自由主義的思索に於ける取材を避けなければならぬといふことである。頽廢的なもの、好色的なもの、英米謳歌風なものといふ樣なものは、この際、確かに香しくないと言つて差支ないであらう。戰爭になつて繪が書けぬといふ人が以前は有つたものであるが、若し、それが素材に掣肘を受けてであるとしたならば、それは、取材に對する正確な考へ方を知らなかつた爲であると言つて宜しいのであつて、今はさういふ人は無くなつた樣に思ふのである。

(三)

美術に於ける技術と素材と共に、或はより多く重要性をもつのは、美術の精神の問題である。これは美術の內容の問題となつて作品の上に現はれてくるのである。素材は結局する處、我々の外界に存在する物であつて、この物を美術作品にまで高めるのは、我々人間の精神の問題なのである。卽ち、素材に對して志向す

る作家の精神が、作品の内容を決定すると言ひ得るのである。つまり、作家が素材を驅使して表現するものは一つの内容であるが、この内容は、作家の作家的精神、作家の美術的本質把握の態度によつて導かれるのである。素材は物に過ぎないのであるから、この物に志向する、作家の態度、いはゆる作家の志向性は極めて多様をなすであらう。この志向は勿論美術家としての志向であつて、他の立場のそれを含んでゐるのではないのであるが、美術家と雖も、一人の國民である限りに於て國民的立場を離れ得ないのである。従つて作家の志向は先づ國民的志向性を持つてゐることを前提とすべきである。故に左翼的見地に立つ志向などは、如何なる場合といへども禁遏されねばならないのである。又、今日に於て米英崇拜的なそれも、絶對に防遏されなければならないのである。これらは禁制さるべき消極面についての考へであるが、積極面に於て取上げられることは必然的に日本的であるといふことである。我々が日本國民である限り、これは絶對動くことのない我々の國民的信念であるが、我々の志向は日本的であるといふことである。

この日本的であるといふことは、語を換へていへば、國民的であるといふことであつて、世界的なものと對蹠的な位置に立つものである。こゝでいふ世界的なものといふのは、従前の自由主義思想に言はれた、汎世界論的なものを指すのであつて、國家の墻壁を消失した國際性を中心とする概念によつて構成せられるのであるが、今や、さういふ考へ方がこの地球上に現實に存在し得る可能性を失つてしまつたのであつて、これに代つて、國民性を中心とする概念が新たに登場しつゝあるのである。かういふ考へ方に従つた美術を普通

國民美術と稱してゐるのであるが、國民美術に對して前者は世界美術ともいふことが出來るであらう。文學の上では、世界文學といふ概念と國民文學といふ概念とは明かに對蹠するものとして既に用ひられてゐるのである。

美術に於ける超現實主義、立體主義、野獸主義、といふ樣な美術精神が日本に於ても今まで一應流行してゐたのであるが、さうした精神による志向が果して、現在の美術家にとつて絶對であるか否かといふことは一應考慮を要することであらう。これらの美術思潮が發生し、展開した西歐の事情の檢討は、無批判のまゝ日本に紹介せられ、流行した事實に對して、一つの是正を示唆するであらうと思ふ。

國民的な美術、それは日本人の生活の中に根をもつて居り、日本人の感情の息吹の中に生きてゐる美術である。この美術創造の自覺が、現代に於ける日本の美術精神ではなからうか。さうして、朝鮮に於ても、この理論は正しくそのまゝ妥當すると思ふのである。

いふまでもなく、朝鮮は日本なのである。朝鮮に生育すべき美術が、日本美術でなくして何であらうか。それは内地に於けると共に、同時に、日本の國民美術なのである。この國民美術の範疇から外れて、朝鮮美術は存在しないのである。若し、特別な朝鮮美術といふものが存在すると考へるものがあるとすれば、それは現實の事態に眼を蔽ふてゐるものである。この、意味と異つた朝鮮美術といはるべき特殊な美術は最早過去のものである。それは學者の研究對象となり、骨董好事家の玩賞の對象としては存在してゐるが、今日の

美術としては存在してゐないのである。今日創作され存在するあらゆる美術は、すべてこれ、日本國民の創作する日本藝術なのである。この國民的自覺から出發しない美術は存在の意義を持たないのである。論者は或はいふかも知れないのであるが、朝鮮の美術には朝鮮の風土の影響がある。この風土性が朝鮮美術の特性であるといふ見解である。この見解は確かに一理があるのである。既に古く、テーヌが論じた樣に、藝術の樣式に與へる風土の自然的條件は主張されてゐるのである。然し、この條件は、藝術の精神、國民的志向に打勝つて主張されるべき性質のものではないのである。それは別種の範疇に屬するものであつて、風土の影響が、その風土に適した性格を創ることは勿論であるが、風土が國民性そのものまで飛躍はしないのである。國民性に對する影響は與へるが、このことが、國民性そのものとは爲らないのである。朝鮮の風土は朝鮮の土地に於ける美術の在り方に自然的適性を指示するが、朝鮮美術の性格を全的に規定し去らないのである。朝鮮美術の性格を規定するものは、その風土的自然の影響よりもむしろその美術を産み出した、人間の美術的精神なのである。從つて、朝鮮美術の特性は、その美術性の立場に於て、決して、朝鮮の自然、風俗に捉はれることではない。平易にいへば、朝鮮の自然や風俗が描かれてゐることのみが朝鮮美術であるといふのではないといふことである。朝鮮の風土が作品の取材の上に反映してくることは極く自然なことであつて、我々がこの朝鮮の風土の中に生活してゐる限り、美術の素材がその中から取られるのは當り前の事である。然るに、この段階に於ける作業をもつて、朝鮮美術の意義を見出すものとするならば、それは藝術に對する十分

なる認識を果してゐるものとはいへないであらう。更に一歩前進しなければならないのである。その朝鮮の風土に對して、如何なる美的精神の志向をみるかといふことが、朝鮮美術の在り方に對する根本的な問題なのである。これは上述した樣に、日本美術としての美的精神からでなければならないのである。平たく言へば、日本精神に於て把握せられた素材の表現といふ形で製作せられた朝鮮の美術なのである。そこには、この意味に於て志向せられた朝鮮の自然なり風俗なりは當然出てくるのであるが、この樣な志向によらない過去の朝鮮美術とは、同じ一つの壺を描き、人物を作つても、その根本精神に於て存在の意義を全く異にするのである。この朝鮮の美的傳統の止揚、皇國化こそ、朝鮮美術の刻下の方向なのである、さうして、この方向は美術のみに止まらない。生活の百般に於ける方向である。然して、この皇國化が、美術の上に果して十分に行はれてゐるかどうかといふことは、現實の美術情勢の分析から出發しなければならないのである、たゞ、この方向を語ることによつて、總べての美術關係者がこの方向に向つて力強い前進を起し、一人の落伍者もない樣にあつて欲しいと願ふ次第なのである。かう考へてくれば、本誌の編輯者の課題たる、戰時生活と朝鮮美術といふことへの回答も、これにてほゞ闡明することが出來得たのではないかと思ふのである。

第二十一回鮮展審査員評

力強い表現を希望す

――（第一部）――

川崎隆一

私は十年程前に二度審査に來たことがありますが、當時と比較すれば非常な進歩だ。一般に日本畫界の作風も理解して、東京の展覽會の成績に接近して來て將來の希望がはつきり見えるのは嬉しい。作家に望むところは、技巧は段々と出來て來たから、これからは內容の充實と力强い表現だ。それには作家達が研究會でも創つて寫生、古畫の研究等をして平素の熱意を擧げてもらひたい。

最下水準は上昇す

――（第二部）――

南薰造

鮮展の審査には今度で四回來まして、此前來た時からは六年振になるわけでありますが、其の時から較べると、格段の進歩であり、たとへばどうやら入選する最下水準は非常な上昇であり、又特選候補級の人數の增加も驚くべきものでありますが、此の上級作家達がもう一フンバリされたら鮮展も愈々立派になると思はれます。更に又昨年に較べても出品點數が大分增加したのみか、今日非常な資材難の

時にも不拘意外に大作の數が多かつたことも、鮮展出品作家の努力緊張振の一つの反影でありませう。尙時局の國民の精神の反映として畫題が遊技的なものが影をひそめて、自肅緊張して實際的のものが多い樣に感ぜられる。又は軍事的とか銃後國民生活とか云ふ時局關係のものも可成多數出品せられてゐましたが技術的に不充分のものが多く、從つて澤山の入選を見ることの出來なかつたのは殘念ですがこれも逐年進んで行くことでありませう。

形態と模樣に注意

――（工藝部）――

清水龜藏

今回の工藝部出品點數は一九五點に上り年々增加して隆盛なつて行くことは、誠に慶賀に堪えない次第であります。

就中漆器類は總點數の約過半を占めてゐる。從つて作品中には力作が多い。これは精勵があるからである。然も、技工も餘り熟練一方を傾く作品が大體同一程度に進み、更に竿頭一方を進めた傑作は現はれない恨がある。だから今後は物品の形態と模樣の方面に向つて注意を拂つて貰ひたい。次に染色とか硯其他の部に於ても相當見るべきもの又將來を期待される作品はあるけれども漆器に比較すると、尙向上する餘地があると思ふ。最後に尤も悲觀に堪えない點は多年內地にあつて見聞した陶器類の出品の少いのと金工品の絕無なることとその基因の奈邊にあるかは知らないが今後當局の指導の下にその再考を祈つて止まない。

新らしき胎動を摑め

――（彫塑部）――

內藤伸

彫塑の部は總出品甚だ少なく他の部に比して著しく淋しく見えるのを惜しく思つています。然し石膏など一番重要なる材料が入手難であつたと云ふ事情を承つて、時局柄如何にも已むを得ぬことゝ思ふ。然し全體の作品の傾向内容等は別段に憂ふべき點はないと思ひますが、只一般出品者方達に希望したいことは、半島文化の爲めに特に考慮して戴きたいと思ふことがあります。文展等の一般彫刻の傾向に付て嚴密にして用意ある批判を加へ乍ら、日本人作家としての自覺に基く道を選んで精進して貰ひたいと思ふ。一言註譯を加へるならば現代中央の美術界諸部門に於て、特に彫刻は重大な分岐點に立つて居るので、在來の如くヨーロッパの作品傾向なり藝術鑑賞の角度を其の儘無批判的に追從することを寧ろ恥ぢねばならぬところまで、日本人の意氣と信念は到達してしまつて居るので、彫刻なるが故に只裸體像のみに重點を於て彫刻を學ぶやうな情ない境地から勇躍突破して、裸體以外にも無限に彫刻の分野は開けて居るし、一面また日本の文化の精神的表現に道を求めて來た美術が、最も卑俗なる唯物觀的角度に於て女の裸體を專ら取扱ふことに付て特に重要な考慮を費ひやして貰ひたい。これは必ずしも戰時中である爲めの一時的要求では決してない。元來が崇高なる目標に對して焦點を置いていた我國藝術の過去の道程をふりかへる事に於て自明の事と思ふ。之を第一に考へ乍ら東洋の藝術を高調して、ヨーロッパの今後の文化に對應し乍ら東洋諸民族の神韻飄渺たる藝術境を更に光輝あらしめねばならぬ。重い使命は今後の作家に既に今日課せられているのであると思ふ。

美術朝鮮の今昔

山田新一

施政以前の半島藝術が、餘りに論すべくもないことは、衆知のことかと思ふ。要するに朝鮮の美術界が、鮮展開設によつてはじめて、軌道に乘つたといふのが正に過言でないと斷言出來るのではないであらうか。

實は鮮展開設以前のことを、餘り詳しくは知らないのであるが、先輩に傳え聞いたり、殘された作品に窺ひ見たりによつて、嘗て朝鮮に在住した美術家の中で、日本畫の天草神來氏が一番大きな存在であつたのではないかと思はれる。

天草氏は、岡倉天心門下の錚々たる逸材で、日本美術院の同人中でも、横山大觀氏等に次ぐ立派な弟分であつたのである。天心先生失脚渡米後、色々の事情もあつて、一時朝鮮に渡り、京城の江湖に相當の後援を獲て居たようであるが、生來の豪酒と奇行によつて逸話以上の貧窮を重ねて居たらしく程なく再擧をはかつて上京し、然かも更に不遇を重ねつゝ、遂には其酒盃の中に倒れた模樣である。

◇

油繪では高木背水氏が、相當の足跡を殘し、鮮展開設の帷幄にも參劃したのであるが、どういふものか、不思議な程今日の後進に疎んせられて居る。

其他池邊鈞、前川千帆、鶴田吾郎の諸氏も德富蘇峰社長時代の京城日報に、在勤されたのであるが、いづれも今日

其半島に於ける仕事振の跡や作品を明かにすることが出來ないのは殘念である。

扨又半島出身の美術家の中では、油繪の金觀鎬氏（平壤）が最初の東京美術學校卒業生（大正五年）であるばかりか、最優等卒業生であり、其秋の文展で一躍特選の榮位を捷獲られたのであるが、どんな事情からか其後全く繪筆と絶緣されてゐるのは、黎明期半島美術界の爲に、實に惜しいことであつた。殊に其同期生の中から今日では、寺内萬治郎高間惣七、淸水良雄、曾宮一念、草光信成等の諸大家を生んで居ることを考へ合せるに於てをやである。

一體に半島出身の藝術家は、技術的には非常に優秀性を發揮し、其スタートに於ては、素破らしい素質を謳歌される者が屢々有るのであるが、其精神的方面、特に最後迄の〝努力〟と〝ねばり〟に於て缺ける者が通例とされて居る點は、餘程今後覺醒しなければならないことであつて、當事者のみならず社會の知識層の全般が、各部門に〝大成者〟を生み出す心組でなければならんのでないかと思ふのである。

◇

扨鮮展は目下其第二十一回展覽會を開催中なのである。即ち鮮展の誕生は大正十一年だつたのである。

朝鮮總督府の文化的事業として最初のものであることも特に銘記せられてよいことであり、我國を盟主とする大東亞共榮圏の範圍が擴まれば擴まる程、鮮展過去の業績は、愈々大きくクローズアップされて來ると思ふ。

早い話が、臺灣總督府の臺展は、鮮展に遲れること五六年、其經營方則は全く鮮展を雛型としたものであり、其内容は又いぢらしい位鮮展の弟分なのである。更に又滿洲國の滿展が、全く同じような經緯をもつて、生れ出たばかりなのである。

それだけに、今考へればなんでもなく、そう大したことのように思はれない鮮展も、其誕生に當つては、今日では想像も及ばない程の、期待が掛けられ、同時に又意外の難産陣痛を繰返したものだらうと思はれるのである。

私達は其當時、あらゆる困難を克服して、文字通り産みの親となられた方々、水野錬太郎總監を始めとして、柴田

善三郎學務局長、和田一郎博士等に萬腔の感謝の念を禁じ得ないものである。

實を言ふと私は第三回からの參加なのであつて、開設當時の花形は西洋畫で遠田運雄氏、東洋畫で三戶萬象氏が斷然押えて居たのである。遠田氏が今日尙鮮展の柱石であり參與たるに反して、三戶氏は矢張其豪酒が禍してか、朝鮮に於ける輝かしい畫業を完成すること無くして滿洲へ去られた。

其他日吉守、加藤小林人、李象範の諸氏はいづれも第一回以來の出品者であり、今日も亦參與として、後進指導の重責にある人々であり、三木弘(西洋畫參與)、堅山坦、故松田黎光(いづれも東洋畫參與)あたりは三四回頃からの出品者なのである。

餘談ではあるが、一體鮮展初期の頃は御時世が良かつた――とでも云はうか、諸事のんびりで、作家の氣分も餘程羅漫的で、何かと云へば寄合つて、飲むこと唄ふことが多く、其方では何と言つても三戶萬象氏あたりか壓卷で、多藝多能且つ諸人を抱腹絕倒せしむる珍藝も多々所藏して居つた。

三戶氏に對抗して、西洋畫の方に、數回特選を取つた伊藤秋畝氏なる快男兒が居て、石井漠の舞踊に感激して、實にデタラメにカルカチュア化した、漠の舞踊を演じるのを、特意中の十八番として居たが、其おツムの若くして光彩陸離たるが、文字通りの光彩を放ち、何かにつけて三戶萬象氏と共に忘れ得ざる深い印象を殘してゐる人である。

光彩でなく、鮮展の色彩となつて來た女流作家であるが、初期の頃東洋畫の方では土居彩畝女史が最も實力ある作家であつた。それと足立芝香といはれる佳人が居て、既に新義州の電氣會社の支配人をして居られた方の令夫人ではあつたが、國境警察官の妻に取扱した〃夫は警備に〃といふ傑作によつて一時に聲名を走せたのみならず、仲々濃艶な容姿の人だつたので、一層人氣者となられたが、却つて面白くない結果となり、御主人の逝去を機に東京に去られてより、再び其畫名を聞くことがない。

同じく西洋畫の方でも、初期には、三宅安子、羅薫錫の兩女史が仲々活躍せられたものであるが、いづれも大成は

されなかつた。

其等に較べると、中期頃文展にも數回入選し、鮮展では屢々特選を重ねられた松崎喜美女史(西洋畫)、最近の花形である田中文子(東洋畫)、大塚與志(西洋畫推薦)、有働正子(西洋畫特選)の諸女史が、いづれも鮮展特選のみならず文展や二科會等に優秀な出品をつゞけて居られる點は、鮮展に於る時勢の推移を物語つて欣ばしい限りである。

鮮展の會場も、つい一昨年あたり迄、專賣局だつた永樂町の赤煉瓦の建物(當時は商品陳列館)、現在の倭城臺科學館、同じく南大門通の總督府圖書館、それから舊景福宮内博覧會跡のバラック……等々と幾度か轉々としたのであるが、四年前即第十八回展覧會の時から、今の美術館が完成して、始めて永久的會場を與えられるに至つたわけである。

其間内容的にも、隨分と激しい變遷進歩を成し來つたのであつて、少々卑近な例ではあり過ぎるが、鮮展作家の中から帝展入選者が出たのは、大正十四年(第四回鮮展の年)に私がトップを切り、翌年は遠田運雄氏も入選され、又二科會の方では、昭和三年の三木弘氏を皮切りとして、其後入選者を續々出し、東洋畫の方でも、加藤小林人氏、金殷鎬氏、故松田黎光氏と、中央進出の人が出て來たわけであつて、此數年來に至つては、文展、二科、獨立展等の入選畫歴を有する人々が、文字通り踵を接して現はれ、毎年の特選詮考に當つては、其等實力相伯仲の優秀作品が、ずらりと並んで壯觀を呈し、審査員をして餘程首をヒネらせる現狀なのである。

勿論下位入選者水準も、一方ならず揚つては來てゐるがそれよりも矢張前良優秀級出品者水準の高揚と、頭數の激増には、實際恐嘆させられるものがあつて、言ふ迄もなく其等有能の出品者は、中央に於て美校又は研究所の勉强をよく卒えて來た人々なのである。

これだけでも鮮展進歩の跡は充分立證される筈であるが毎年東京から來られる審査員の先生方が齋しく、鮮展の水準を東都春季展同等と言はれるに至つては、幾分の割引を以て受寶するとしても、欣ばしい限である。

同時に又其將來に對する期待を、大なる希望と緊張とに

よつて掛けなければならないことなのでもある。

それでは、鮮展並に半島美術界に對して、苦言めいたことや、要求めかしいことは一つもないか――と云はれると矢張大いにある。

◇

第一に研究機關の缺如を擧げなければなるまい。

幸ひにして中央で勉强すべきことを勉强し、基礎修養の可成充分出來て來た人は、先づそれで良いのであるが、それでも其後研究を遠ざかるようなことがあつて、大衆迎合の作品にでも手を染めるようになつたとしたら、もうそれ迄の話である。

況してや鮮展出品者の恐らく八割以上を占める人々が、何等整備せられた學校や研究所の課程を經ることなく、變則な成功を收めつゝある人々であるとすれば、其等の行詰りは一層目に見えて早いこと、說明を要しないのであり、變則な成功はどこ迄も變則な成功であつて、斷じて永續性のある研究成功たり得るものでない筈である。

此處に着目せられて、總督府は屢々美術學校設立の準備をせられたとも聞いたし、我々も隨分と其實現を祈つたのであるが、今日尙半島美術人の大半が、其極めて變則不滿の研究を以て、期待し得ざる期待に憧れて居るわけであつて、之はいづれにしても甚だ危險な事實であると言はざるを得ないのである。

もう一つは作家それ自身の團結心缺如を擧げたい。

元々畫家や、文學人は洋の東西を問はず、良きにつけ、惡しきにつけての個人主義者であつたと思ふ。

早い話が、素破らしい傑作を發表して、鮮展の寵兒たり半島美術界の人氣者たらんと考へる熱意は誰しもあるだらうが、其猛烈な勉强を自己一個のものとせず、すべてを鮮展若くは半島美術界の爲に捧げる――氣魄を以て當りつゝある人は尠いやうに思はれる。

今は非常時局であり、更新され淨化せられた世界の黎明が訪れつゝあることは、誰でも知つてゐるであらうが、畫家各自が、如何にかして其新世紀に順應せねばならん自覺に於て、まだ〳〵缺けて居ると思はれるのである。

私達は、もう一度各自の周圍を充分見廻して後、全く新

しい覺悟を持直すべきである――と信じるものである。

◇

最後に今年度鮮展の、それも特に擔當第二部(西洋畫)の注目せられた作品に少しばかり觸れて、此稿を終ることにしたい。

〃縫〃（特選・昌德宮賜賞）
〃甕〃 根津莊一氏

二作共落着いた色彩で、相當大膽に描かれてゐる、〃甕〃の方は女の手が若干大き過ぎたのが缺點といへよう。

〃舞衣を裝ふ〃（特選・朝鮮總督賞）
〃初夏の陽〃 朴泳善氏

〃初夏の陽〃は昨年文展で好評を拍した〃山と京城〃の連作と見られる。〃舞衣を裝ふ〃の方は幾分より寫實的なものであるが、色彩も相當豐麗で、殊に衣服の皺の難關を苦もなく、良い手際で片附けてゐる、現在の勉强を更に續けられるならば、大いに將來の期待される人と思ふ。

〃少女像〃（特選・朝鮮總督賞）
〃R孃〃 有働正子氏

現在鮮展の女流陣では、一番着實な努力家と云はれようが、〃R孃〃の方は帶の模樣等にひかれ過ぎて幾分畫面が硬くなつた。其點〃少女像〃の方が自然に出來上つて居て親しめる。

〃習作〃（特選） 林敏夫氏

ミシンの上の布の模樣で、畫面を生かした意圖には、嘗ての小磯良平氏が想起されるが、兎に角暢達の筆に感嘆させられる。

〃五月の午後〃（特選）
〃老婆座像〃 高橋武氏

屢々特選候補には擧げられて來た人だけに、今回の初特選は欣ばしいものである。〃五月の午後〃は極めて自然な風景畫として推賞出來ると思ふ。右方の大きい樹の梢等少しくぞんざいであつた。

〃老婆像〃（特選） 趙炳悳氏

夜間の燈火らしい光線が、實に柔かく、美しく描かれて居る、非凡の作と言へよう。

〃少女座像〃（特選）

〝自畫像〟 新井淳平氏

いづれもしつとりとした賦彩の美しさと、寫實の確かな點を擧げなければならない。

〝畫室の家族〟（特選）

〝老人〟 山下一彥氏

〝老人〟の方が皮肉な位の迫眞性を持つて居て良いとも思はれる。然し〝畫室の家族〟の大作としての力量が買はれたのが、矢張當然であらう。

〝風景〟（特選） 金鐘夏氏

極めてしつとりと描かれた、美しい風景である。

〝秋日〟（特選） 大平敬次郎氏

裝飾的な畫風であるが、又筆觸の自由さも認められる。

〝華鬘〟〝花〟（參與） 遠田運雄氏

例によつて華麗の色彩の佳作である。

〝春の調〟（推薦） 金仁承氏

鮮展未曾有の大作であり、其努力は驚くべきものであるが、其素描色彩等は惡くないとしても、人物容貌年齡が、みんな同じようで變化に乏しいのは、群像としての必ずしも上乘の成功と言へないと思はれる。

〝草上〟

〝ピアノ〟（推薦） 沈亨求氏

從來の緊張が大分弛んで、當面の隨所に破綻が見へてゐる。これから又大いに踏張つて貰ひたい。

〝婦人座像〟

〝郊外の初夏〟（推薦） 大塚與志氏

矢張り以前程張切つてゐないようである。〝郊外の初夏〟の方が佳作である。

〝五月の池〟

〝りんごの木〟（推薦） 李仁星氏

作風が以前とは變りつゝあるようだ、好轉が望ましい。

〝水邊〟 藤澤俊一氏

手前の子供の足と、其水に映つた陰との關係が殊更にいけなかつた。〝連翹咲く頃〟川原隆夫氏、同じく優秀作の一つではあるが、昨年に比して餘程色彩が生になつて來たことは、注意してよいと思ふ。〝老母〟高島功氏六、イ！ブな寫實に好感が寄せられるのであるが、背景が稍々拙か

つた。〃模型作り〃遠山正治氏、實力も備つて來たし、仲々努力の作であるが、畫面にも一つ渾然たるところが現はれて來ると良いと思はれる。〃黑衣〃目良忠正氏、洋裝の麗人を、座蒲團の上に端座させた作意も、或程度迄成功してゐるし、色感も良い。〃燻香〃金重鉉氏、昨年の傑作に比して畫面が硬い。〃室内〃〃花〃佐伯ノブ子氏、女流の新人として第一に期待のかけられる人と思ふ。特に其女性獨特な色感の美しさが好ましい。〃試合の前〃松崎喜美氏、題材の寫生にとらはれ過ぎて生彩を缺いた。〃中學生〃朝岡寛一郞氏、着實な寫生、〃繪の前の靜物〃金在善氏、色感にも筆觸にも獨特の明快な調子があつて良いと思ふ。〃風景〃孫應星氏、最も異色あり、様式化された風景畫であつた。〃くろうし〃――岡島正元氏、主題になつて居る黑牛は、仲々良く描かれて居た。遠景の赤牛が宙に浮いたのが惜しまれる。〃城門〃朴商玉氏、朝鮮古有の建築物を描いたものゝ中では、出色の作である。〃こぶしと鯉〃櫻田精一氏、東洋的な良い構圖だと思ふ。畫面がいくらか暗過ぎて生彩を缺いた。〃鷄賣りと子供〃安武芳男氏、獨特の童話の世界であり、油繪で描いた俳畫の境地と言へよう。〃石佛のある庭〃金晩炯氏、甘美豐麗だつた頃の氏の作風にもどりたい、寫實に陷るとどうも面白くないようである。〃老婆の像〃岡田淸一氏、いつも通の立派な寫生であるが、背景の色と調子が幾分生硬で、全體を冷いものにしてしまつた。

少年保護相談所新設さる

不良少年少女の保護矯正を目的として設置された京城少年審判所では少年保護の萬全を期すため、今回審判所内に少年保護相談所を新設した。これは往々世間態を恥ぢ保護者が少しも少女の不良化を手に負へなくなるまで放任する傾向を阻止し、少年少女不良化の早期診斷所ともいふべき施設であつて該相談所では祕密嚴守を主義として不良癖の矯正善導、不良化原因の除去および職業の指導斡旋等保護者の相談相手として不良少年少女の處置その他の身の上相談に應ずるものである。

半島美術界の回顧と時局

佐瀬直衛

一

今や國民總力を擧げて、大東亞戰爭完遂に邁進しつゝあるの秋、半島美術界の推移動向に就き考察することの、穴勝ち徒爾ならざるべきを信ずるのである。

抑も美術は、その國の興廢を反映する一種の鏡とも云ふべきもので、美術盛んなればその國興り、美術衰わば國遂に衰亡に臻るべきは、古今東西その例に乏しくないのである。古代布臘の盛時にありては、アテネの文化は實に世界を風靡し、また羅馬の興るや、その時代の美術は世界に冠たるものがあつた。然かも兩國共に衰亡の機運に際會するや、左しも世界を風靡したるその文化その美術も、一朝にして衰微の迹を辿るに至つたのであつた。又隣邦支那に在りては、周代の盛時は文化大いに興り美術盛んに、大唐の盛時所謂唐代の文化は、支那四百餘州は勿論、遠く海を渉りて我が日本にも及び、美術興隆の因をなしたのであつた。朝鮮に於ても、三國時代百濟新羅の盛時には、文化盛んに美術興り、殊に新羅一統時代は、熾んに盛唐の文物を輸入して、諸般の制度よく整ひ、文物典章燦然と光りを放ち、美術工藝の方面も實に長足の進歩發達を見るに至り、半島各時代に類を見ざる絢爛たる文化の華を咲かすに至つた。その時代の藝術的遺物は、併合以來總督府に於て施行し來れる古蹟遺物の調査發掘に因りて、今日半島各地の遺蹟に於て之を見ることを得べく、百濟亡び新羅また衰亡す

るや、兩國盛時に於ける文化美術も亦衰微の一途を辿り、高麗李朝の盛時には、一時文化の興隆を見るに至りしも、國力の萎靡不振と共に、これ又衰退し來りたるは史乘顯著なる事實である。

二

一般に美術といへば、建築彫刻繪畫の三者を指稱するのであるが、今こゝには煩を避け、單に半島に於ける繪畫の變遷を略叙し、現下半島に於ける美術界の動向に付聊か解說を試みんとするのである。

朝鮮の美術は、遠き太古の時代は姑らく之を措き、彼の漢民族の移轉とも見るべき樂浪郡時代は、主として漢民族の文化を輸入し、三國時代より新羅一統時代に至り發達の頂點に達し、高麗時代に入り多少これら衰兆を現はし、朝鮮時代に於て一層衰退の狀態を呈するに至つたのであるが今少しく其の變遷の迹を詳述せんに、樂浪郡時代は主として支那より渡來せる漢民族の文化をその儘踏襲し、朝鮮民族固有の文化の加らざる時代であり、次の三國時代のものは、朝鮮民族固有のものに、漢魏六朝時代の影響の加はつたものと云ふべく、新羅一統時代は、支那に於て文化の黃金時代とも稱すべき盛唐の藝術を盛んに輸入し、此の時代には、半島に於ても頗る優秀なる藝術品を作出し、朝鮮美術の極盛時代とも云ふべきである。次の高麗時代は、新羅時代に於ける藝術を踏襲すると共に宋元文化の感化を受け新羅時代のものに比すれば、聊か纖巧に失する嫌あるも、然かも尙ほ優秀なる藝術品を作出せる時代であり、終りに朝鮮時代に至りては、美術の衰退時代とも云ふべく、その作品は高麗時代の樣式を受け繼げるも、また一方には明時代の影響を受くるに至り、その初期に於ては、相當嘆賞に値すべき作品を作出せるも、後期に入りては、政爭の劇甚なると國家の元氣衰ふるに及び、その作品の稚拙劣惡を見るに至つたが、その間全く半島固有の特質を喪ふに至らざりしは異とすべきである。

朝鮮に於ける美術工藝は、夙に支那文化の影響を受け、早くから異常の發達を遂げ優秀なる作品を遺せるが、佛像塔燈、碑碣類の佛教藝術品は、併合以來總督府の努力に依

り、其の優秀なる作品の随所に發見せられ、古代朝鮮文化の如何に發達せるかの例證を如實に示せるが、單り繪畫の方面は古き時代の作品の今日に遺存するもの殆んどなく、頗る寂寞の觀ありたるが、李朝時代に入りて畫壇にも大家の輩出を見るに至り、その作品の如きも相當遺されあり、先づ朝鮮初期の佛畫ば、麗末の張思恭風の典型を遂ひ相當觀るに足るものありたるが、後期に入りては、技巧餘りありて筆力之に伴はず、遂に衰運を挽回するに至らざりき。佛畫の外には山水花鳥畫最も多く、肖像畫には特殊の發達を示し居り、風俗畫には往々觀るに足るものがあつた。初期に於ける半島の動向は、主として宋元畫壇の餘流を酌み筆力豪宕にして發墨の妙蹟を現はし、當時の支那畫日本畫に追蹤せんとするの趣ありたる如きも、その當時の作品の今日に遺存するもの極めて尠なく、その眞相を探求する資料の乏しきは甚だ遺憾である。後期に入りては、淸朝畫壇の影響を受くることゝなり、南宗畫專ら半島の畫壇を風靡し、一時隆盛を極めたりしが、宣祖の朝前後六年に亙れる壬辰の亂後は、國力の萎靡と政爭の劇甚を惹起するに至り

復た士人に趣味に活き風雅を弄ぶの餘裕を與へしめざると一方畫人を保護すべき富豪官人の乏しかりしため、繪畫は徒らに儒流者輩の餘技に過ぎざるの狀態を招來した。

之を要するに、朝鮮民族は上代に於ては主として漢魏六朝の文化の影響を受け、固有の文化を創造するに至らなかつたが、中世新羅統一の偉業成るに及び、盛んに唐の優れたる文化を輸入し、能くこれを消化して、建築に彫刻に將た繪畫に、洗練せられたる固有の趣味に富める幾多貴重なる藝術品を遺すに至つた。又高麗時代には、陶法の方面に一新紀元を畫し、彼の靑瓷象嵌の如きは、その色の鮮麗と形の齊整、技術の精巧は、他邦にその類を見ざる所のものであり、又李朝の初期にありては、雄大堅實な藝術品を作り出して居り、繪畫の方面に於ても宋元の感化を受け、雄渾卓拔なる畫圖を作成した。

斯の如く、藝術方面にも優れたる天分を有せる民族も、李朝三百年來秕政の結果その天分は蝕ばまれ、權門徒らに政爭これ事とし、互に排濟に勉め目前の利益を逐ふに急にして、藝術の如き優雅の天地に優遊するの餘裕に乏しく、

これがため趣味は次第に下落し、昔日のよく洗練せられたる藝術心の、全く影を潜むるに至りたるは遺憾の極みであつた。

三

朝鮮時代の繪畫は、主として宋、元、明、淸の影響を受け發達し來りたるものなるが故に、これが變遷動向を知るには、勢ひ宋元明淸時代の繪畫の如何なるものたるかを知るの要あるを以て、聊かその梗概を述べて見ようと思ふ。

彼の文化燦然たる唐代に於て人物畫の大成を見、山水畫の獨立するに至りたるも、花鳥畫は漸く萠芽を現はせるに過ぎざりしが、次の宋代に入ると、當初既に花鳥畫の名手と謳はるゝ黃筌、徐熙の二者を出だし、山水畫には董源、李成、范寬の三名手を出だし、山水花鳥共に未曾有の發達を見るに至つた。後の徽宗皇帝は大いに繪畫に趣味を有し親ら好んで花鳥畫を描けるあり繪畫は一般に流行するに至つた。畫院の制度を擴張し、皇室に畫員を置いたのもこの時代であつた。左しも驕奢を極めたる徽宗帝榮華の夢も、金兵の一擊に因りて脆くも破れ、身は五國城の露と消え、こゝに北宋は終りを告げ、その子高宗位を繼ぎ、汴梁即ち開封の都を棄てゝ、臨安即ち今の南京に都を遷せるが南宋である。高宗も父帝と同じく繪畫の趣味深く、兵馬倥偬の間にも畫院を開き繪師を集め彩管を事とした。この南宋畫院は山水畫を主とし、畫院の山水は此の時を以て最盛とするのである。

斯の如く宋代は北宋南宋を通じて繪畫の全盛時代であつて、唐代までは、繪畫は文字と同じく實用視せられた觀のあつたが、宋代に至り全く實用的範疇を脫し去りて、現實的裝飾用として繪畫が重要視せらるゝに至つた。

次代の元は、概して宋代の餘波に過ぬが、此の時代には山水畫には明淸の南宗畫の先驅とも云ふべき高克恭、黃子久、王蒙、倪雲林等の巨手を出し、花鳥畫には、明朝花鳥畫の開山とも云ふべき錢舜擧が出で、又人物畫は、前代までは主として道釋を描きたるものが、歷史畫風俗畫に傾くに至り、謂はゞ此の時代は支那畫界に一轉期を畫したるものと云ふべきである。

元に代つて立てる明は、蒙古族を逐うて支那を統一し、漢文化の復興に力めたれば、學術文藝の盛んなりしは、勿論、繪畫の方面も大いに熾んなるに至つた。元の時代に廢せられたる畫院も復興せられ、宣宗、孝宗の如き繪畫に趣味を有する帝王も出で、宋の徽宗、高宗時代の畫院に匹敵すべき多數名手の集れる畫院を現出した。當時畫院の畫風は、山水畫にありては南宗の畫院、花鳥畫は黃氏體、卽ち北宋の院畫を主とせるが、明の中葉に入ると、山水畫界には沈石田、文徵明等の巨手現はれ、元來四大家の流を酌みたるが、萬曆年代に至り此の派に幾多の畫人輩出し、大いに繪畫の流行を見るに至つた。明末には更らに董其昌等の大家現はれ畫界は空前の殷盛を來たした。董其昌は士大夫畫の大成を以て任じ、繪畫に南北兩宗の區別を樹てた。この派を吳派と稱し、吳派の畫人は概ね文章家たりしが、大いに軍陣を張り、熾んに南畫を禮讃し、北畫卽ち院畫を貶す議論を鬪はし、一世靡然として之に趨きたる觀がある。

次代の淸は大體に於て明の引續きであり、畫號の中心たる山水畫は、董其昌等の系位たる南畫たることは勿論である。彼の有名なる四王吳惲の六名手出で畫界を風靡した。所謂四王とは、王時敏、王鑑、王翬、王原祁であり、孰れも山水畫の大家である。吳惲とは吳歷、惲壽平であり、兩者花鳥畫の巨匠である。當時淸朝の內廷供奉卽ち畫院の畫風は、固より南畫の範疇を脫するものにあらざるも、南畫の陷り易き放恣に墮するの態なく、その描法は頗る精細巧緻を極めてゐた。

飜つて李朝中期以後の半島畫壇の推移を見るに、宣祖の朝前後六年に亙れる壬辰役の餘波を承け、美術方面は頓に衰退を來たせるが、戰亂熄み經濟事情の回復するに及び、繪畫も漸く曙光を見るに至つたのである。此の時代には淸畫の影響濃厚を加ふるに至り、南宗畫專ら畫壇を風靡し、この間にありて半島畫壇の爲に大いに氣焰を吐きたるものに、世に謂ふ三齋なるものがある。その一人たる謙齋、鄭歚は最も山水畫に長じ、朝鮮の眞景を描いて自ら一家をなしてゐた。次の玄齋、沈師正は初め謙齋に師事せるが、後古人の畫跡を究め絕妙の域に達し、最も花卉草蟲翎毛を描くに長じ、特に山水畫に巧みに、その畫風豪放にして然か

も細心、洒脱の妙を得たる近代の巨匠である。終りに競齋金得臣は特に人物翎毛を工みにし、また仇英風の密畫をも描いた。

玄齋と共に李朝後期の畫壇を代表する巨匠として、檀園金弘道を擧げねばならぬ。彼は山水人物花草翎毛を描きて頗る精妙の域に達し、また好んで神仙の圖を寫し風俗畫にも堪能であつた。彼は前人の跡を履まず、南北を合一して夙に一家をなし、大小粗密可ならざる所なく、自由にその巨腕を揮つた。金弘道と同時代に出で、風俗畫に濃艶の筆を振つたものに、蕙園、申潤福がある。彼は市井村落の風俗を描寫してよくその情趣を得、その婉麗なる筆致は、わが浮世繪に髣髴たるものがあり、半島畫壇の特異の存在と云ふべきである。

憲宗、哲宗の朝は國力の陵夷に伴ひ、畫壇も甚だ振はざりしが、その中著名な畫人を擧ぐれば、金正喜、李漢喆、許維、南啓宇、金秀哲、田琦、趙重默等の諸家があり、之等孰れも南宗を主とし、山水、花卉、蟲魚、四君子を描き相當に造詣深きものがあつた。儒流にして詩書畫に秀で、特に著名なものに、前に申緯あり、紫霞と號し詩書畫共に三絶と稱せられ、墨竹に妙を得てゐる。後に有名なるは阮堂、金正喜にして、秋史とも號し屢々支那に遊び學殖深く佛學に精しく、近世の名儒として知られ、その描ける墨蘭山水畫には高逸の氣格を存してゐる。更らに降つて高宗の朝に入れば、張承業、丁學教、閔泳翊、金應元、趙錫晉、安中植の諸氏出でたるが、右の中張承業は吾園と號し、酒を嗜み醉餘筆を揮ひ、墨痕淋漓たるものがある。最も山水人物を描くに秀で、そして遺作も尠くない。園丁閔泳翊、小湖金應元は共に墨蘭に妙を得、小琳趙錫晉、心田安中植は山水其の他各體に長じ、優秀なる作品を遺してゐる。

如上は、近世朝鮮畫壇の推移を略敍したるに過ぎず。主として支那近代畫壇の影響をうけ主として南畫を宗とし、間々南北合流の畫法に出で一家を成せるものありたるも、各々派を立て統一する所なく、また之が指導機關を全く混沌たる有樣であつた。殊に工藝方面に在りては遺憾の點尠からざるものがあつた。

斯ぐの如き半島美術界の現狀に鑑み、總督府に於ては、

美術工藝の改良を圖り之が發達を助成せしむるため、大正十一年一月朝鮮美術展覽會規程を發布し、毎年一回五、六月の交を以て、京城に美術展覽會を開催し、今や本年を以て二十一回を重ぬるに至り、その間昭和七年の第十一回展覽會より、時代の趨勢に順應して、第三部の書及四君子を廢して、第三部を工藝品として内容の充實を圖りたるが、昭和十年開催の第十四回展覽會より、第三部に更らに彫塑を加へ第一部東洋畫、第二部西洋畫、第三部工藝及彫塑の三部とし、開催の都度各部の審査員を内地に於ける斯道の大家に委囑し、愼重審査の上入選を決定發表し、弘く一般の觀覽に供し來れるが、別に又特選制を設け優良なる作品を選奬することゝし、斯道の奬勵に力めてゐる。本施設が如何に半島に於ける美術工藝の進歩發達に貢獻せるかは、出品竝に入選點數の逐年增加の一路を辿り、その技能の年と共に著しき向上を示せるにても瞭かである。

今や戰局は益々擴大し、時局愈々重大なるの秋、苟くも半島畫壇に籍を有する畫人は、その流派の如何に拘らず、徒らに感情に捉はるゝことなく、小異を捐て大同に就き、大東亞圏結成の一員として、須らく國策に順應し、一意專心東洋畫の眞髓を究め、彩管報國に邁進せんことを望んで已まぬ。(終り)

城大醫學部が南方へ挺身

城大醫學部病理學敎授小杉虎一博士は、このほど現地軍當局から『バタビヤ大學附屬醫院の經營をして貰ひたい』との快報を受けとつた、何はともあれ城大醫學部の實力が買はれたのけで同敎授も愼重な態度南方病院經營の構想を練つてゐたが、その陣容も漸く整ひ、不月晴れの壯途に上ることになつた。

小杉敎授を病院長に内科、外科、眼科、皮膚科、産婦人科、小兒科などの若き臨床家十四名を中樞として看護婦二十三名、吉田事務長以外六名計四十三名といふ醫療挺身隊だ、壯擧を前に小杉博士は次のやうに南方醫學建設の辯を語つた。

『南方の現地病院經營に乘り出すのは城大が最初だ、それだけに感激もあれば責任の大きさも感ずる、そんな譯で城大附屬醫院としては相當困るのだが、粒選りの臨床家を集めた、大體今のところでは二年間位で現地醫局員を更迭させようと思つてゐる、ともあれ城大醫學部の面目かけてらんと頑張つて來る』

朝鮮燈火史話　六

高麗時代の燈器

―特に「高麗圖經」中の燈火史料に就て―

岸　謙

（第一圖）朝鮮燈火風俗圖

新羅は、其文化の最高潮に達すると共に文弱に流れ、北邊は渤海國の來攻や內亂が相續き、景明王の卽位二年には、江原道の鐵原附近にあつた泰封國の諸將が、その中に在つて人望を收めてゐた王建（樂浪の遺民と云ふ）を立てゝ高麗王となし、其翌年都を開城に定めた。王建は各地の內亂を平げ、又新羅の敬順王をも降服せしめ、こゝに朝鮮全土（今の咸南及平南の一部、咸北及平北の全部とを除く。）を統一したのであるが、其國號の高麗と云ふのは、三國時代の高句麗の後を亨けた後の高麗と云ふ意味ださうである。

高麗の勃興時代には、最初に新羅の人材を登用して新羅文化の延長であつたが、唐の滅亡した後、宋と交通してゐる一

方、契丹（遼）や女眞族の金國などに臣事してゐて、現今高麗燒と稱して開城を中心にした地方の古墳や遺址などから出土する青磁其他各種の古陶磁器をはじめ、佛像繪畵や銅器などには高麗の土産の外に上記各國から齎らしたものが甚だ多いのである。次で金の滅亡後、元（蒙古）に服事すること百餘年元の滅亡後は明に服して、李氏朝鮮時代に入るのであるが、其初期に於ける高麗の文化には、新羅の文化と宋のそれとの影響が著しく、又、元は西藏國より喇嘛藝術を輸入し、高麗に於ても其影響を受けたと見られるものが多いことは確かである。

　高麗時代の研究資料は李氏朝鮮時代の官選に係る高麗史を初め、高麗時代の文獻として傳へられた三國史記、三國遺事東國李相國集、破閑、補閑の兩集、益齋、稼亭、牧隱、圃隱陶隱の諸集、大覺國師文集、同續集等僅に十數種に過ぎぬとせられてゐるが何れも珍重すべき記事に滿ちてゐる。其他、同時代の各地に於ける遺蹟、金石、土中古もあり、文獻と併せ對照研究の便宜があるが、これと共に日本內地及支那に於ける高麗に關する文獻中にも貴重な資料を遺してゐる。本稿に於ては宋代の支那に於て刊行せられ現代に迄傳はつた「宣和奉使高麗圖經」中の燈火に關する貴重なる記事に就て述べ殊に京電燈火史料室に蒐集されある高麗時代の燈器中、この圖經に說述せられしものと符合する實物に就て其寫眞を示し且つ必要に應じ解說圖をも加へて、高麗王宮に於ける燈燭具の代表的使用法を窺はんとするものである。

　宣和奉使高麗圖經は宋人徐兢が高麗に使して見聞した事を詳記した書である。もと圖畵と文章とで互ひに說明したものであるから圖經と稱したものであるが、圖は間もなく泯び、文卽ち經のみ殘つたのである。徐兢は宋の徽宗皇帝、宣和五年癸卯（高麗仁宗元年、西曆一一二三、皇紀一七八三、八百十八年前）に正使給事中・路允廸、副使中書舍人・傅墨卿の下に提轄官となつて高麗に使し、王都開城に在留すること約一箇月、其間耳目の及ぶところ衆說を博采し、本國の宋と異るものを記して本書を著はしたもので、これを四十卷、二十八門に分ち、更に細別して三百餘條とし、其形あるものは之を圖示し、其事を文を以て說き、高麗の地理、宮殿、人物、風俗、典章、制度、儀式、器皿、往來路等を詳記したのである。徐兢は本書が出來上ると之を

御府に上り副本を家に藏した。それから僅かに三年後の靖康の亂に圖は全く亡びて傳はらざるに至つたが、經の方は四十四年後、南宋の孝宗、乾道三年（高麗明宗二十一年 皇紀一八二七西暦一一六七）に兢の從子蔵が刊刻したので世に傳はるに至つた。（今西龍博士の解説に據る）

支那に於て高麗に關しこの圖經よりも古い文獻として、南唐の章僚が高麗光宗朝に使して著はした「海外使程廣記」（三卷）、宣宗元年、宋よりの使節宋球の「高麗圖紀」（卷數不詳）、肅宗王代、宋よりの使節、王雲の「奉使鷄林志」（三十卷）宋人吳栻の「鷄林記」（二十卷）宋人孫穆の「鷄林類事」（三卷）等が知られてゐる。然るに海外使程廣記は今日傳はらず、その一部は「春秋演繁露」に引用せられてゐる。高麗圖紀も今傳はらず卷數さへ分らない。奉使鷄林志も斷片八箇條が「說郛」に傳へられてゐるのみ、鷄林記も不明とせられ、鷄林類事も同じく「說郛」に傳へられるものゝみ殘り、高麗風俗などに關する記事の外に五百語位の高麗言葉を宋語と對照說明してゐる。

之等の著者が彼等により外國である高麗に就て關心したものは、今日私共が高麗に就て關心するものと同一であり、之等の記述には高麗史等の記事では知ることの出來ない事を說き、實に尊重すべき記事を有してゐる。以下高麗圖經中より燈火に關係ある記事を拔萃し近代のもの及び當代の遺物などと對照說明を加へたい。

▲高麗圖經　卷第二十六　燕禮

燕飮

燕飮の禮、供帳、帟幕の屬、悉く皆光麗にして堂上には錦茵を施し、兩廊籍くに綠席を以てす。

其の酒の味は甘くして色は重く、人を醉はしむる能はず。果蔬豐腆は多く皮核を去る。肴饌に羊豚有りと雖も海錯之れに勝る。卓面は覆ふに紙を以てす。其の潔を取るなり。器皿は多く塗するに金或は銀を以てす。而して靑陶の器を以て貴しと爲す。獻酬之儀は賓主百拜、敢て禮を廢せず。令官、國相、尙書自り以上、殿の東榮に立ちて王の後に在り。餘の官は文武を以て東西兩序に分れて庭中に立つ、中に一表を立てゝ以て時刻を著はす。旁らに綠衣の人を列ねて、搢笏「絳燭籠」を執らしめて百官の前に立たしむ。復、衞軍をして各儀物を執らしめて其後に立たしむ、麗人あ

など云ふのがあり、夜間の行旅に炬火を利用したことが分るのである。

又、夜の宴會に就ても燎を用ひたことの實例が一畵圖として傳へられてゐる。それは今から百九十七年前、李朝第二十

(第八圖)耆老所正堂夜宴圖

一代英祖王の即位二十年に「大臣輔國崇祿大夫領中樞府事致仕奉朝賀李宜顯」以下長壽の廷臣十人を召して宮中の景賢堂で耆老の宴を賜はり、次で耆老所の正殿で耆老の夜宴があつた際の記念帖即ち、今日所謂アルバムで當日の列席者へ下賜されたものと思はれる。これには畵の外に英祖王の御筆をも載せてゐて帖の題名は「耆社慶會帖」と記されてゐる。第八圖はその中の一畵圖即ち耆老所正堂夜宴圖を示すものである。

即ち圖中堂外の左右に各二人、前面に左右各二人、都合八人の白衣の人が巨大な「たいまつ」を捧げて照明してゐるのがそれで、高麗圖經に云ふ所の庭燎と同一のものであらうと考へてゐる。又堂內の中央には官妓が舞をしてゐるが、その稍々左手に二本の大きな燭臺が置かれてあることにも注意せられたい、燭臺を澤山置いて照明すれば「庭燎」の如く煤の出る樣な不便なものはなるべく宴席に遠い處にある方がよいのであらうが、當時としては蠟燭は貴重品であつて澤山點ずるわけに行かなかつたのであらう。その間の消息は同じく高麗圖經に於ける「秉燭」の記事がよく說明してゐる。

▲高麗圖經　卷第二十二　雜俗

秉燭

王府の公會には、舊、燃燭せざりしも、比稍能く造る。大なるものは椽(棒を意味する)の如し。小なるものも長さ二尺に及ぶ。然れ

ども甚だ明快ならず。

會慶、乾德の燕（宴）には庭中に『紅紗の燭籠』を設け、綠衣の人を用ひ搢笏之を執らしむ。之を問ふに曰く。是れ新に入仕の人なりと。舊記に初めて登第したるものと云へるも、今未だ必ずしも一等の流品に非ざることを知るなり

本文は高麗時代の燈火を知るには極めて重要なる記事である。卽ち先の「庭燎」の頃では地方の宴會に「たいまつ」を用ひたとあり、本項では王宮内の會慶殿や乾德殿の宴會に於て「蠟燭」、高麗國産の蠟燭を用ひ出した事が知られるのであつて、而もこの蠟燭は「然れども終に甚だ明快ならず」として粗製で明るくない事を云つてゐる。又、大なるものは棒の如く大きなものもあり、小なるものは二尺と云ふが假りに圖經が周尺を用ひたとせば今の曲尺で一尺二、三寸位になるのではあるまいか。今日の蠟燭に比してその大きさも略々想像出來るのである。又「比稍能造」と云ふのであるから、この圖經の完成した頃卽ち約八百餘年前の高麗國では蠟燭の國産品が漸く出來る樣になつたが、王宮の儀式か宴會位に用ひられた程度で、一般には未だ「燎」が盛に用ひられたものであること迄知られるわけである。又これを捧持する人は初めて文科に登第したものを見習の意味で侍立せしめし事もあるのであらう。酒宴の見習とは可笑しいが、これは今日の如き流行歌程度の生やさしい宴會でなく、王の前に於ける諸種の場合の禮式順序が非常に難しく且又餘興の一つに漢詩でも卽席で作らねばならぬからであつたのであらう。

以上高麗圖經中の燈火に關する記事は何れも夫々重要性を含んでゐて朝鮮に於ける燈火の發達を研究する上に於て貴重な史料となるものである。

王を奉ずるや甚だ嚴にして、燕樂毎に禮を行ふ。所列の官吏、兵衛は烈日、驟雨と雖も屹立不動、亦未だ嘗て容を改めず。其恭肅亦尚む可しと云ふ。

（第二圖）朝鮮紗籠之圖

右の一文は高麗王宮に於ける賜宴の如何に華美結構なものであり禮義正しいものであつたかを寫し得て餘す處なく眼前に髣髴たらしむるものがある。唯一つこんな立派な王宮の宴會でもテーブルクロースの代りに白紙を用ひたものと見える。現今、安價な支那料理などの宴席に見られる圖である。但し食器類は金又は銀色等の彩色が多く用ひ殊に所謂「高麗青磁」の器物を珍重したことも分る。文武の兩班が東西に分れ庭中に列立しその中央に時刻を表はす標（時計臺か）が立てられた。綠衣の人が百官の前に列立し、「絳燭籠」を執つて宴席を照明したのである。この絳燭籠と云ふのは今日でも春秋二季京城に於ける經學院の釋奠や宗廟などの祭典其他一般冠婚葬祭時に用ひられつゝある「紗籠」（第二圖參照）と同一のものと思はれる。李太王壬辰の年の進饌儀軌中、景福宮內康寧殿夜讌之圖（第三圖參照）にも之れを持つて直立せるもの數名が畫かれてある。その燭籠は第四圖に示す通りのものが同書の別の頁に大きく書き出されてある。燭籠は右の進饌儀軌のみならず、肅宗己亥進宴廳儀軌、英祖甲子進宴廳儀軌など李朝中期に近い頃のものにも現はれてゐる由であるが未だ寫眞に撮影する迄に至つてゐない。一千年に垂んとする長年月、同一形式のものが同一の用途に供せられてゐたことを考へると全く感慨なき能はずと云ひたい。

（第三圖）康寧殿夜宴之圖

▲高麗圖經　巻第二十八　供張

光　明　臺

光明臺は燈燭を擎ぐるの具なり。下に三足有り中に一幹を立つ形狀は竹の如し。節を逐ふて相承く。上に一盤有り。中に一甌を置く。甌中に（罩字が入るべきか）有りて以て甌を燃すべし。若し燈を燃ずれば則ち易ふるに銅缸を以てす。油を貯へ炬を立て、鎮するに小白石を以てす。而して絳紗を之れに籠す。高さ四尺五寸。盤面の濶さ一尺五寸、罩の高さ六寸、濶さ五寸、

（第四圖）康寧殿夜宴等使用燭籠之圖

即ち寫眞第五圖及說明第六圖に見らるゝ通り、下方に三足があり、その上に一本の竹節狀の幹を立て、更にその上に一つの盤があり、盤の上に甌を置いて蠟燭を立てる樣になつてゐるが、若し燈を燃ずる際には甌の代りに銅缸を置きかへて油を入れ燈芯を立てこれを鎮めおさへるには小さい白い石を用ひたものである、甌中に何かがあることになつてゐるが本書ではその一字が缺けてゐるので甌なるものゝ全貌を明かに

なし得ないのは甚だ殘念である。この缺字は多分罩のことであらう。罩とは蠟燭を立てる筒籠形のものと考へられるが罩なる筒と考へても差支あるまい。寫眞第五圖は青銅製の光明臺で京電燈火史料室陳列の品である。昭和七年頃開城附近出土に係るものと傳へられてゐる。本品は曲尺で盤の直徑約六寸、光明臺全體の高さ約二尺であるが、高麗圖經の四尺五寸と稱するは行燈の全高を指すものであらうか。或は本品よりも更に大きいものであつたのかも知れぬ。圖經の所謂四尺五寸とは周尺であるか或は他の尺度を用ひしものかは不明なので今日の曲尺との差は未だ明確になし得ないのであるが、形狀は正しく圖經の説明と一致する點に於て甚だ興味深く感ずる次第である。唯本品には銅缸とその銅缸を支へるものと覺ぼしき小さな銅製の六角形の臺が

（第五圖）光明臺

附屬してゐるのみで、絳紗の行燈外廓は勿論のこと甌も附屬してゐない。甌は多分青磁か何かの陶器で第七圖に示す如きものではあるまいかと考へてゐる。中央の筒も勿論青磁製で一體となつてゐるが前記の罩はこんなものであると見立てることは出來まいか。私共はこの圖經の記事を知る迄は、本品はこれで大體完全であると思つてゐたが實はもう一つ大事な附屬品即ち圖經の説明の通りこの光明臺には絳紗即ち絹製の蚊張の如きものを張つた今日の行燈の如きものを被せて使用したものであると云ふ事實である。これは今日或は李朝時代に於ても宮中や寺廟、民間一般に用ひられた所謂朝鮮行燈の中には内地の行燈の如き「かはらけ」を載せる装置がなく、その代りに眞鍮製の燭臺か燈槃かを入れて用ひてゐるものが

（第六圖）光明臺用法説明圖

相當多いのから考へてその由來の斯くも古いものであることを覺えることが出來るのである。

▲高麗圖經　巻第二十二　雜俗

庭燎

麗（高麗）の俗、夜飲を尚ぶ、而して祗待の使人に尤も謹しむ、毎宴常に夜分を侵して罷む。山島州縣郡郊の亭館よりして皆庭中に茇を束して燎を明かにし、散員を以て之れを執らしめ、使者、館に歸らんとせば則ち羅列して前に在り、相比んで而して行く。

（第七圖）高麗青磁燭臺

即ち、高麗の風俗の一つとして支那からの使節等に對しても夜間に宴會することを第一の接待であると心得てゐて、そこへ出仕する接待係の役人等は頗る鄭重な態度で待遇して吳れる。その宴會は眞夜中頃になる迄續けられるが、この樣な習慣は地方に於ける郡縣の役所のある所は勿論のこと支那から高麗王都への道筋にある山村僻地の役所離れ島などに於ても同樣であるが、その宴會の際は柴草か何かを束にした燎を點じ、身分の低い階級の人達がこれを手に執つて會場の隅に立つて照明するわけである。又使節等の一行が宿舍へ歸る際にはこの燎火を持つてゐた人達が行儀よく一行の前に羅列して前方を照らしながら送つたとの意味である、

この習慣は敢て高麗時代のみでなく李朝時代になつても略々同一であつて、東國輿地勝覽、巻十一、高陽郡碧蹄驛の條に明の使節倪謙や祁順等が夜間同驛を通過した時の詩を載せてゐるが、それによると

□路は王京に入つて夜氣寒く、兩行の紅炬征鞍を照らす。
青山過ぎ盡して多少を知り、分明に眼を着して看るを得ず。

□茅屋の鳴鷄四更を報じ、驪駒客を催して漭京に上る。
千夫の奔走雲陣の如く、百炬の縱横火城を訝る。
夾路の好山景辨じ難く、橋を過ぎては流水只聲のみを聞く。
平明に帶び得たり霏微の雨、皇恩の宣播此行に屬す。

第一圖　木浦學院全景

木浦學院

五月のはじめ、私は木浦學院と、永興學院の參觀の旅に出た。旅といふと頗る風流に聞えるが、本誌の本月號に保護事業問題を扱ふことになつたので、見聞かたゞ\その視察記をモノしたかつたからである。尙ほ大和塾の訪問もその日程に加へられたことは當然である。これは別稿にすることにした。だから旅といふ概念とは凡そ縁遠く、資料をかき集めるために始終神經を針にしてゐた。

細雨にけぶつた木浦は合服でも少々寒い位、渡船場への道筋を尋ね\して私は驛前の大通りを歩いてゐた。木浦學院は港外の一孤島にあり、ポン\船が毎日往來すると聞いてゐたものだから、渡船場へ行つて一應電話で連絡して見ようと思つたからである。尤も、電報は立つ前に打つてあつた。だが初めての所だし、それに院長とは面識もなく、たとへ迎へに來て吳れても誰が誰だかお互ひ一寸見當がつかない。電話連絡が一番手取りはやいと思つたのである。

ものゝ五分も歩いたと思つた頃、偶然といふか、天佑といふか、今からお尋ねしようとする木浦學院長の山本さんに會つたわけである。話を聞いて見ると、私の電報を受取つて驛まで急ぐ途中外來者とおぼしき者は誰可を試みられたそうだ。私で丁度三人目とのこと。學院には電話がないので、もし行きちがつたら日程に大分狂ひが來ましたよと云はれる。全く救はれた思ひであつた。

ポン／＼船で約十五分ゆられて高下島についた。白砂青松といつた感じのするところである。風が一寸强いやうだ。木浦からは花見客や魚釣りに大分來ますと山本さんは說明される。都會人の淸遊にはけだしもつて來いのところであらう。本學院の歷史はまだ新らしい。開校は昭和十三年十月一日となつてゐる。その關係か校舍は實に綺麗だ。きちんと整頓されて淸掃も行き屆いてゐる。見たところ要保護少年たちの學んでゐるところとは思はれぬ位である。先生に會へば子供達は遠方からでもお辭儀する。普通の子供とちつとも變つてゐないやうだ。どこが變つてゐるのか。私は山本さんに尋ねて見なければならない。

校長室で私は山本さんと對坐する。話はそれからそれへとつきるところがない。なかの／＼能辯の人である。

現在、收容兒童は五十四名であるが、そのうち、低能者四名、劣等の者十二名、殘りは中の中程度の頭腦の持主だそうである。

年恰好は十歲から十九歲までゝ、十四、五歲どころが約半數を占めてゐる。全南、北兩道產れの兒童が一番多く、無學者が壓倒的だ。保護者なき者が二十七名を占めてゐることはさすがは感化院だなと首肯させる。その他の兒童はみんな呑ん平の親父ばかり持つてゐるかといふに決してさにあらず、なかには宗教心に最も富んだ神學校校長の息子が一人ゐるのには驚いた。蓋し在天の神も父の朝夕の祈りにも拘らずこの息子には御恩寵を賜はらなかつたと見えるその他相當裕福な家庭に育つた者も數人ゐる。この點から見ると、不良兒を出したことは家庭に罪があると見て宜しい。否廣く云へば、社會の罪に歸することもできやう、この點については後で今一度觸れて見たい。

▽

兒童たちは、それ／＼職員と一棟の家に共同生活を營んでゐる。一棟が五室に仕切られ、一室に四人づゝ收容し、職員官舍と廊下つゞきになつてゐるわけである。この建物が五棟あるが、現在一棟は使用されてゐない。

職員と共同生活を營みながら坐臥のうちに感化しやうといふ狙ひである。職員たる方は一擧手、一徒足たりとも疎かにできない。他人の缺點には敏感な少年たちだから、職員の方もなか／＼の氣苦勞と思はれる。だが渾身の愛をもつて感化に當られてゐることをこゝに特筆しなければなら

第二圖　算術の授業　先生は山本夫人

ない。

學課の方はどうかと見るに、大體、國民學校に準じ、これに實科として農業木工、裁縫を敎へてゐる。午前中が學科、午後が實科にわかれ卒業生は補習生として實科を主として授けてゐる。衣服その他必要品は全部支給してゐる。

生徒に時局的關心をもたせる爲か橫型飛行機をつくらしてゐる。昨年九月、木浦帆走滑空倶樂部主催の競技で、一等二名、二等二名、三等一名を本學院生徒より出したと山本さんは大變喜ばれる。こゝの生徒達には注意を集中させる訓練が特に必要ですねえといはれ、それで魚釣りを奬勵してゐるそうだ。これは永興學院でも同樣であつた。

▽

太陽が西山に傾きかけた頃、山本さんは私を少年宿舍食堂、畑、作業場等を一廻り案內された。畑は約三町、水田は一町步位耕作されてゐる。畑には野菜果物類、水

第三圖　自分のはく草履は自分でつくる

田には糯米程度をつくつてゐるが、できたものは學校がすべて買上げる。年末には各自の耕作作業の結果に應じて若干の賞與を給する。彼等は直ちに彼我を比較するので、賞與額について人知れぬ苦心をされるそうだ。

第四圖　耕作作業に餘念なし

山本さんの官舍で一風呂浴びて疲勞をなほし、奥さんの心づくしの賑やかな御膳に舌鼓をうちながら、普通の社會では耳にすることのできない奇談に耳を傾ける。一々こゝに紹介することはどうかと思はれるので、省略するが、感化事業の困難さと、先生達の苦心をひし〳〵と感ずる。學校側より社會に對するいろ〳〵の注文があるが是は永興學院も同樣と思ふので、結論のところで一括して扱ひたいと思ふ。たゞ南鮮地方は比較的、この種の事業を理解して吳れてゐるそうで、現に兒童に對し採用申込があるとのこと。だが學校としては學力の點を懸念して尙ほ愼重な態度でゐる。

第五圖　一心に裁縫を習得す

第六圖・棒倒し競爭

第七圖・少年嬉々として海に遊ぶ

▽

私共は十二時の時計の音を聞いて、急いで寢床のなかにもぐり込んだ。朝五時半に兒童の裸體驅足運動が初まるから是非御覽なさいと云はれる。五時過ぎには否應なしに起きねばならぬと覺悟して、松籟の音を耳にしながら曉方までぐつすり寢込んでしまつた。

五時過ぎには工合よく眼が覺めた。急いで洗面をすまして待つ間もなく、曉方の空にサイレンが響き渡る。若い先生を先頭にして裸體の一群がワッショ〳〵の掛聲も勇しく韋駄天走りで向ふの山かげにかくれる。やがて引き返した裸體群は運動場に圓陣をつくり、乾布摩擦をする。そして點呼といふ順序である。なか〳〵の猛訓練だ。冬でも夏でも一年中これをつゞけるそうだが不思議に風邪にかゝらぬそうだ。

山本さんは、職

第八圖　制服を貰つて他所行きの顔をしてゐるところ

員と生徒とを校舎の裏側に集められた。そして海行かばその他時局の唱歌を二つばかり生徒たちに齊唱させる。別れの挨拶なのであらう。潮風に喉を鍛へたためか、すばらしい美聲の持主もゐる。發音も綺麗だ。

山本さんのお好意によつて、學校所有のポン〳〵船を仕度して與れる。船が動き出すと生徒たちは帽子を高く振りあげて別れを惜しんでくれた。私も船が島にかくれるまで手を振つてこれに應へた。立派な皇國臣民になるやうにと念じつゝ、そして山本御夫妻のお厚意に感謝しつゝ次の日程である永興學院へと、私は再び汽車の人となつたのであつた。

永興學院

晝過ぎ元山驛に降りたつた私は、先づ公衆電話で永興學院の阿部さんに到着の挨拶をした前以て到着の日取りが電報で連絡してあつた關係からか、阿部さんは元山港に學校の船(松田丸)が待つてゐるからそれに乘つてお出なさいと親切に云はれる。そして今晩は泊りなさいよと念を押された。木浦の時といひ、また元山の場合といひ、時間の無駄をせず、すべて都合よく連絡ができたことを私は非常に喜んだ。やがて私は渡船場に行く途中で松田丸の船長とも、うまく落ち合ひ、感じのいゝ小汽船松田丸に乘船した。永興灣を走ること約一時間半で、松田半島の一角に位置する永興學院についた。木浦學院の環境と全く趣きのちがつてゐるのに先づ驚く。木浦はどちらかといへば、自然を小賢しくも人工であしらつたといふ感じだ。いはゞ盆栽の美だ。ところが、永興學院のそれは人間が天然自然に壓倒されてゐる。てんで人工などは

第九圖　神祠を前にしての記念撮影

一歩も寄せつけないといふ風に嚴然としてわれ〳〵に臨んでゐる。私はかつて或る畵伯より金剛山の美にうたれて暫く繪筆をとることができなかつたと聞かされたことがあるが、丁度それに似た威壓を現在うけてゐる感じだ。

「自然の感化力も大きいでせうなあ」とつひ私の口からすべり出す。出迎へて頂いた阿部さんは、

「そうです、私もこゝに來て初めて自然に對して人間の力の餘りにも貧弱なのをひし〳〵と感じました」と答へられる。

少年が、海邊で大きな獲りたての魚を洗つてゐるのを見つけて、

「あれが今晩の御馳走ですよ」と阿部さんは豪快に笑はれる。

阿部さんと私は肩を竝べて櫻樹の下を靜かに歩いてゐた聞けば樹齡三十年も過ぎた吉野櫻が六百餘本もあつて北鮮に於ける唯一の櫻花の名所だそうだ。私共は再び自然對人間の問題にかへる。阿部さんの口から高邁な意見が恰も蠶の口から糸を引き出す如く絢爛と織り出される。この寂々たる環境といひ、問題といひ、そして語る阿部さんの風丰といひ、私は完全に俗塵を脫した思ひである。谷間から流れ出る清水を見つけた私は話のさ中にもかまはず、走りよつて兩手で四度五度と掬つては呑み呑んでは掬つた。冷い清冽なその味！ビールでも冷し。たらと、俗人根生がチラと去來する。「そこが水源地ですよ」と敎へられる。水が良質の關係で、濾過の設備はあるが、全然使はないそうだ。

樹間に囀ずる鳥の聲はひつきりなしに聞える「それ鶯が鳴いてゐます」と注意される。朝鮮で鶯とは珍らしい。故齋藤子爵閣下が、朝鮮總督としてお

第十圖　敎室の一部　立てるには阿部院長

見えになつた時に、こんな景色のよい場所に家を建てゝ住みたいと、おつしやつたそうだが、さこそと首肯されるのである。

蒼丘・綠野・溪流・淸泉・海の幸等々の自然美ゆたかな環境に加へて、いろ〳〵の施設も保護少年たちには勿體ない位立派である。構内總坪數は三萬三千六百餘坪といふ廣大なもの。そのなかに樹間を縫ふて主要建物が美しく點綴してゐるのであるが、主な建物はすべてブロック造りの平屋建瓦葺で、二重の硝子窓をしつらへた堅牢な構へである。それに冬はペーチカ式採煖になつてゐる。

本廳舍や職員官舍の外に消毒室、避病室、收納庫、金工木工場、倉庫、石油庫、農業作業場、家禽舍、醫療部、溫室、發電室、水道機關室、農業作業場、教材園、果樹園、運動具舍など〳〵至れりつくせりの設備である。開校は大正十二年の冬と聞く。だから歷史は木浦學院より大分古い從つて施設も完備してゐるわけだ。

第十一圖　少年の居室

學科の方は木浦學院とほゞ同樣だが、實科に漁業科が加へられてゐるのがちがつてゐる。そして生徒の年齡が平均して木浦より三、四歲多いやうだ。それだけ感化し難い者が混つてゐるそうである。十四歲で人間二人までを殺し放火四十八回といふ豪傑もかつて送られて來たそうだが、これには學院當局も大いに閉口しましたよと阿部さんは述懷される。

私はこゝに感化事業がいかに困難であるかの一例を示さう。

かつて、永興學院には、多年ミツションスクールで愛の

教育奉仕に沒頭してゐたM女史がゐた。M女史は職員中誰も遠く及ばないほどの至誠・信仰・博愛の持主であつた。女史は、幼少の頃繼母の苛酷な扱ひをうけ宗教に依つて自已を慰め且つ救つて來てゐたので、虐げられた薄幸兒の氣持は充分呑み込んでゐる積りであつた。なほ、女史は家庭生活にも惠まれず、別に子供もなく佗しい生活をつゞけてゐたから、女史擔當寮の少年には、眞に我が子の如く感化養育に當つてゐたわけである。ところが、女史の寮が一番成績が惡く、盜食ひ播廻し、學用品の盜難、喧嘩はては女史の金品まで失敬するところまで發展するに至つた。女史の寮生は、寮主が女性であるといふ關係から、學校側では比較的性質の良い少年ばかり選んで擔當さしたのであるがこんなに頻々と問題を起すのは、どうも可笑しいといふので、調査して見ると次のやうなことが判つた。卽ち、女史は、女なので優しい叱らない、盜難事件があつて、噓をいつても別に叱りも責めもしない。そして「皆んながその樣に噓をいつても天の神樣はすべてを照覽なされてゐる」と溫和に訓戒するのみで一向恐しくも怖くもない。それに何度盜んでも鍵もかけないので盜み易い。だから他寮の少年までが遠征して盜みに來る。といふわけなのだ。かやうな出來事に會ふ每に、女史は自已の信仰の尙ほ薄く、愛の足らざるを歎いて懊惱の日を送ること久しく、終ひに强度の神經衰弱症にかゝられ、五十歲を一箇月殘して逝く秋と共に人生の幕を閉じて仕舞つたのである。

阿部さんはM女史に次の如く云はれることもあつたそうだ。

「此處の少年にたいし、以前奉職せられたミッションの生徒に接したと同じ樣に、至誠、信仰、博愛の一點張りで臨んでも決して同じ樣に響かぬであらう。ミッションスクールに居る生徒は、正常少年少女で、永興學院の生徒は所謂異狀少年である。兩者の心の働き方は全くちがつてゐる。貴方は貴方自身の境遇よりして薄倖少年の心情を知つてゐると云はれるが、それは貴方一個の主觀としか思はれない正常少年少女は少しばかりの環境惡では多くの場合不良兒になり得ない。けれども、變質少年や精神薄弱少年は輕微な環境惡でも容易に不良化する」と。卽ちこの事業に當る人は社會の酸いも、甘いも、味ひつくし裏面も、表面にもすべてに通じた人でなければ至難であると思つた。

▽

異狀少年たちに最も强い反響と刺戟とを與へるものは、同僚の社會的進出のやうだ。自分たちはどうせ、こんな處に收容されたものだから、一旦こゝを出ても社會は相手にしてくれないと思ひ込んでゐるものが多い。ところがその同僚のうちから社會的信用を得て、相當の地位にまで進むと非常に發奮するそうだ。現にこゝの卒業生の一人が師範學校を卒業して訓導に任命されその當人が一日母校を尋ねて來たことがあつた。すると一室にかたまつて、熱心に、眞劍に、本人に食ひつきさうな顏つきで一同は聽耳を立てゝゐた。先生たちから訓戒をうける場合とは、その態度がまるきり變つてゐるそうだ。自分たちも勉强してまともの人間になりさへすれば、社會はあんな風に待遇して吳れるのだと覺つたらしく、それ以來、消燈後も勉强する者が一時に殖えて來た。こんなに勉學の風潮が高まつたことはかつて無かつたそうだ。だから學校としては、相當の地位にまで進んだ卒業生が來校の折、つとめて一室で一同に會はしてゐる。だが最後まで頑張り通す者が少ない。そこが異狀少年の異狀少年たる所以で、「まあ、收容者の三分の一感化させれば上々ですね」と阿部さんは笑はれる。

▽

千坪餘の運動場を眼下に見下し、うつそうたる樹林を背負ふた別館に私は案内された。入口には「迎賓館」といふ額が高くかゝつてゐる。家の建て方が料亭といつた感じである。やがて生徒たちが獲つて來た、鰊、なまこ、かき、などの御馳走が竝べられる。阿部さんはなか

第十二圖　木工作業

〳〵の健啖家らしい。その點については私も敢へて人後に落ちないつもりだが阿部さんには完全に兜を脫いだ。『こんな學校では腕力も必要ですよ』と云はれながら、さあ〳〵是も食べて下さい、あれも食べて下さいと督促頗る急である。

しぼり立ての牛乳の美味しかつたことは今だに忘れられない。とう〳〵大きなやかん一つ平げてしまつた位である。口を動かしながら、私は阿部さんのお話に耳を傾ける。私の處では從來、宗教家、教育家乃至は社會事業家などの唱へてゐる至誠、博愛、信仰に基づく說教本位の教育方法はとらない。こゝで、その方法を採用したら彼等はます〳〵異狀な特徴を發揮する機會を摑むことが多いことを喜ぶばかりだ。だから學科教育に全力を注ぐよりはむしろ實科方面の指導に重點を置いて、獨立自營の素地を作り與へることが最も適當であると思ふ。人間をつくるには心身の鍛錬を必要とする。心身の鍛錬には作業教育に如くものはない。職業の指導、勤勞精神の涵養身心の鍛錬、何れも皆作業教育の賜といふべきである。と、大いに作業教育の重要性を强調される。本學院には畑約六町步、水田が少々なか〳〵手が足らないとか。それに木工、裁縫は勿論のこと、水産咸南の名に恥じず漁業まで手を延してゐる。にしん、いわし、かきの漁獲高でも年間大したものである。それに山林からの收入もあり、去年などは三千三百圓の國防獻金をなし、生徒一同は大いに誇りを感じてゐる。尙ほ、乳牛が二頭も飼養され一日平均一斗七升もとれる。私が大いに牛飲した乳もこれだ。炭燒の施設があるのも面白い。炭の必要量は常に賄つて決して不自由をしない。結局日用品に對する自給自足の經濟が曲りなりにも行はれてゐると見て差支へなからう。

性質は我利、我が儘、粗暴で入院當初大半は無學文盲のこれら變質者たちを作業教育で漸次性根を叩き直し、そして如上の樣な成績をあげた、諸先生の勞苦を私は改めてかみしめるのであつた。

廊下傳ひの廣い別室に私の寢床がちやんと敷いてあつた。十一時になると自然に電燈が暗くなつて寂滅した。私はしと〳〵と降り出した静かな雨の音を無責任に聽きながら次第に深い眠りに落ちていつた。

キツ〳〵と闇の底から鳴く鳥の聲で私の夢は破られた。

鳥の聲で眼覺めるとはなか〳〵雅である。風流である。時計をすかして見ると五時を過ぎてゐる。雨は止んでゐるらしい。私は飛び起きて洗面をすまし應接室で阿部さんから頂いた資料に眼を通してゐた。やがて七時になると、運動場に生徒一同を集めて阿部さんの朝の訓話が初まる。終るとすが〳〵しい朝の空氣を腹一ぱい吸ひ込んでの軍歌が元氣よく流れて來る

さて、編輯資料をうんと詰め込んだ私は、今朝、再び松田丸に乗船して元山まで送られる。在院一年餘りで今日退院する生徒と、それを親元まで連れて行かれる先生と同船である。波止場には諸先生、生徒一同が見送りに來られる。生徒同志は聲をはりあげながら互ひに帽子を振つて別れを惜しんでゐる。

私も、阿部さんの御厚情に感謝しつゝ小さく見えるまで帽子をふつた。

第十三圖 裁縫作業

結語

以上によつて、私は兩感化院の視察報告を不充分ながら終へたつもりである。たゞ兩感化院を通じて、共通問題と思はれるのが、二三あるので、これを最後に取りあつかつて見たいと思ふ。

一體、感化院に來るやうな少年は性格的缺陷として、放縦、不節制、自恣、短氣粗暴、輕率浮薄、纖弱卑屈等が著しい。だから兩院とも彼等少年の要求の如何に拘らず、彼等の氣分の如何に拘らず、一定の方針の下に正規的に起居動作せしめ、各自の慾情に對する正しい統制を教へ、自己中心的我儘な感情を統率するやう仕向けてゐる。寒暑風雨の別なく一定方針を以て行作せしむることはどんな辛苦にも耐えさ

せる所以であらう。命令のもとに敬虔な態度をもつて柔順に動作せしめることは、やがて彼等の心中に誠實を養成せしめることであらう。起居動作坐臥進退の一々に關して、正しい動作を敎へ儀禮の一般を敎へて、よくそれに習熟せしめることは、彼等をして對人關係對社會關係について正常の道を歩ましめる手段とならう。かやうなことは規律的生活によつて期待できるのである。

異狀少年を敎養するには、實際的、具體的、實効的なことが必要である。そして彼等の自發的な精神活動を引き出さなねばならない。だから學校では既往の學歴や學業成績(實際は大半無學者であるが)現在の心身狀態、就中智能狀態とから判斷して、適當な敎育過程を定めてゐる。彼等には、また高尙優雅な敎育方針や修身敎育は無用だ。むしろ通俗的卑近な敎材を主とし卽ち作業敎育から社會の實生活に適應せしめることに重點を置いてゐる。これに就て阿部さんは次の如く云はれるのである。

感化救護は個性敎育だといはれる。個性は不用意の間の動作中に遺憾なく現はれる。敎育中心の學科敎育では到底發見することはできない。敎護資料が作業中によく現はれるものだ。仔細に作業中の樣子を見てゐると、久しからずして異狀少年の個性を窺ひ知ることができ、感化敎護の機微をつかむことが尠くない

彼等は大體智能程度が劣り變質者と來てゐるから、何かの過を敢てした時などは、「何故か」「どうして」「何時」「何處で何を」といふ風にぴし〳〵と單刀直入、淡白平明、率直なる質問を發して、平押しに押して行く事が必要だそうだ。所謂紳士的な誘導的訊問はかへつて甘く見られて結果が惡いといふ話しだ。

彼等には一應嚴格な規律的生活を要請してゐるものゝ、彼等も若き血の燃ゆる少年達であるから、枯渇した機械のやうな生活には到底滿足せぬし、心服するものではない。それ故、規則づくめの生活に彈力を與へ潤ひを生ぜしめ、大空を自由に翔けめくる風のやうな轉やかな伸々とした氣持を時々は心ゆくばかり味はせる必要がある。この點について學校としては非常な苦心と細心の注意を拂つてゐる。

また、彼等少年たちは大自然の偉大な景觀に心目を樂しませる餘裕なくて經過して來てゐる。然るに、兩學院の自然的環境では晴れたる蒼空を心ゆくばかり眺め、往き通ふ

雲の形の樣々なるを追ひ求め、花に月に山に海には大原野林野に嬉々として遊ぶ戯れることができるのである。特に私は永興學院の少年達の幸福を思ふものである。

▽

感化事業は社會的政策を有するものだ。決して一部の人の專賣でもない。特志家の獨占慈善行爲でもない。社會の一人々々の連帶責任にて誰もが步調を合せ、スクラムを組んで、一人の不良化の防止に、一人の善導感化に、力を協せなければならない。卽ち一般社會の十分なる理解と協力がなければ、業績を納むることはできないのである。

朝鮮では孤兒院に對しては社會は非常に同情の眼を以て見てゐるが、感化院となると刑務所の別名位に思つてゐるらしい。從つて生徒達も感化院の卒業生たることを恥辱とする位である。感化事業は、防犯ともなり、社會治安の維持や確保ともなるといふ觀點から一般社會の一層の理解が望ましいのである。大體朝鮮で不良化の虞れある少年は、昭和十五年以前五箇年間の平均は一年に四萬四千人にも達してゐる位であるから、社會の本事業に對する協力を私共は一段と要請したいのである。特に歪曲せる少年達の性情を陶冶して、これを良き人の子、これを陛下の赤子として耻ぢなき忠良なる皇國臣民たらしめんとするは、實に至難中の至難事であつて一朝一夕の能くすべきところではない。實に日に夜をついで、積んでは崩し、崩してはまた積む賽の河原の苦しみもかくやと思はる幾多の試練と辛勞とを本事業は經驗せねばならぬ。地味で、しかも緣の下の力持的な仕事だ。私は本事業に關係されてゐる職員各位に深く頭を下げるばかりであると共に社會の協力、理解、同情連絡が、如何に本事業の成果に重大な役割をもつてゐるかを玆に特筆するものである。尙ほ、終りに附け加へたいことは、兩學院合せて約百人位、收容の豫猶があるそうだ。一般の御了知を乞ふ次第である。

新義州大和塾訪問記

沖中守夫

第一圖　大和塾全景

永興感化院の訪問を終へた私は、新義州の大和塾を訪れるため、平元線を利用して元山を發つた。平元線はつひ最近全通を見たのであるが、利用者は非常に多い。有形、無形に沿線住民に大なる利便を與へてゐることであらう。

新義州には夜半の三時過ぎについた。宿屋にまどろむ間もなく、八時には西麻田洞にある大和塾に車を飛ばした。驛を左に見て坂道を上りつめ左右を見渡せば、右方にそれらしきものがあつた。正門を這入つて右手に神祠が祀られてあるのが先づ眼につく。折悪しく竹村保護司は運動場で生徒に體操を教へてゐたところであつたが代りを頼まれて私を保護司住宅に招じた。

大和塾の設立の趣旨や、その活動状況に就ては本誌十六年十月號に現保護課屬高原克己氏より詳細に亙つて紹介されてゐるので、茲では簡單にその内容を述べることゝする。卽ち、大和塾は保護觀察所長を會長に、保護觀察對象者や大和塾の趣旨に賛同し、その事業に奉仕協力せんとするものを會員とするものであつて、皇道精神の振起昂揚と内鮮一體の深化徹底を期し、併せて思想事件關係者を善導保護

することを目的としてゐる法人組織である。そして、その事業としては、思想前歴者を動員して主として國語の普及授産の經營に意を注いでゐる。

かやうなことを熱意のこもつた語調で竹村保護司は語られる。仕事に對してなか〳〵熱のある人だと感ずる。

現在、塾生を十一家族入れてゐる。この塾生は、かつては思想事件に問はれた者で、入塾當初はなか〳〵手剛い者ばかりだつたさうである。別言すれば保護觀察對象者の最右翼級といつてよからう。この人々を轉向さして純良な皇國臣民化しやうといふのである。そのうちの一人をこゝに紹介してみやう。

今は創氏してゐるが假にT君として置かう。T君は明大中途退學者で入塾のはじめから、實に頑固だつたさうだ。竹村保護司とも、全然口をきかうとしない。約二週間位、無言の行がつゞいた。その間、保護司はT君と一所に風呂には入つたり、食事を共にしたりしてT君を自分の生活のなかに自然に溶け込ますやうに努めた。そして時には深更まで保護司宅で對坐したこともあつた。保護司のかやうな人情味豊かな處遇はT君をしてつひに人間の奥底に秘められた琴線にふれしめるに至つた。魂と魂とがぶつつかつた。そこには、朝鮮人とか内地人とかいふケチ臭い民族的觀念はなかつた。在るものは赤裸々の一個の人間對人間の存在のみである。形式的にいへば、内鮮一體はすでに實を結んだといふことができやう。だが、私はこの場合、その表現では云ひつくせない或るものがある。もつと〳〵奥深いものがある。私はかつて讀んだ菊池

第二圖　神祠

寛氏作の『恩讐の彼方へ』を思ひ出す。兩者の内容は勿論大いにちがつてゐる。だが、最後に魂と魂とが觸れ合ふその極致は一致してゐるのではないかと思ふ。T君は完全に轉向しむかしのかたくな思想を綺麗に洗ひ落してしまつた。そして今では塾の教壇に立つて兒童を教へてゐる。

こゝで塾の教育施設について述べて見る。大和塾の實踐第一要項を見るに、それは内鮮一體の强化徹底に置きそのためには『國語の普及』が先決問題であるとして、これには大いに力瘤を入れてゐる。卽ち、塾に二十坪の教場二室を設け、晝夜二回にわたつて國語講習會を開いてゐるのである。大體二箇年で終了することになつてゐるが、この僅かの期間で、國民學校用讀本十二卷全部を終るのである。二箇年間で六箇年の實力をつけやうといふわけだ。國語の外になほ、算術、手工、唱歌、遊戯なども教へてゐる。授業料は一切とらないそして學用品はすべて支給したり或は貸與したりしてゐる。大體、國民學校に入學できなかつたものをとつてゐるが、なかには大和塾で二箇年の過程を終り、國民學校の五年に檢定編入されたものもある。このときの親の喜び方は大したものであつたさうだ。

晝と夜とを合せて兒童は六百六十名の多數にのぼつてゐる。教師は塾生で無報酬である。

そして教師は單に國語を教へるだけではなく國語に盛られた、日本精神を注ぎ込む意氣で教壇に立つてゐる。私は訓導の經驗がないからその氣持はわからぬ。だが、一旦、教壇に立つて無垢の少年、少女を指導する立場になつたら、だれでも彼等の智識の向

第三圖　卒業式、壇上は田中保護觀察所長

上を願ふであらう。日に〳〵向上して行く少年少女を眺めて、心中大いに愉悦を感ずるであらう。塾生たるもの孟子の所謂三樂の一を經驗して、たしかに自己を反省してみるにちがひない。だから兒童に對し悪い思想を注ぎ込むといふことは全く杞憂に過ぎなかつたのである。その上彼等は教壇に立つことによつて、自分自身の皇民化に一層の精進を加へるのである。

私は竹村保護司に案内されて、授業の參觀をする。第一室では丁度算術の時間であつた。が、その教室では、何んでも唱歌を歌つていたゞいた樣に思ふ。兒童の聲の餘りに大きいので耳が聾になりさうだつたのを今でも時々思ひ出すのである。第二室はT君の授業であつた。初學年らしく數の數へ方を熱心に教へてゐた。概してこゝの兒童の元氣なのには驚いた。

第四圖　兒童と卓を圍んで立てるは竹村保護司

なか〳〵きび〳〵してゐる。

私は。また女生徒の舞踊を見せて貰つた。蓄音器のリズムに合せ小旗を兩手にもつて「愛馬行進曲」「三國旗かざして」「愛國行進曲」「隣組」などをいと優しくも踊るのである。私はこの方面に對する眼は餘り肥えてゐない。だが、綺麗な衣裳でもつけさせてどこかの本舞臺で實演さしたら、一層引き立つだらうなあと感心した位だから、讀者には大體の想像はつくと思ふ。私は思はず拍手を送つた。

さて、話しの方向を變へて、塾生たちを如何に指導してゐるかを私は突込んで聞かねばならぬ。こゝでは理論鬪爭は全然行はない。「行」一天張りである。理論鬪爭は何處までも理論鬪爭に發展するであらう。よしこちらが相手を說伏し得たとしても、そこに

は何か割り切れないものが残るであらう。要は相手を皇國臣民化せばいゝのだ。朝鮮同胞が共産主義、或は民族主義的思想に走つた主たる原因は感情に出發してゐるものが多いといふことだ。果して然らば感情から出發した者を理論

第五圖　授産業の狀況（一）

闘爭によつて轉向させやうとしても、それは無理な注文だ。だからこゝでは「情」の生活より出發しつゝ、日本精神を把握させることをモットーとする。十一家族の塾生は竹村保護司の住宅と隣合つて長屋に起居を共にするのである。つまり日常生活を通

第六圖　授産業の狀況（二）

じてお互ひが理解し合ふのである。そして勤勞好愛の精神を植えつける。時には便所の掃除までさせる。上に立つ人の命令には絶對に服從させるやう訓練される。批判は全然許されない。どこか軍隊式に似たところがある。それでゐる

第七圖　授産業の狀況（三）

て命令は文句なしに受け入れられてゐるから不思議だ。保護司に心服してゐる結果からであらう。

次に、大和塾の重要事業の一である授産業にふれて見やう。

これは資金三萬圓を投ぜる折箱、割箸の製造販賣事業で工場は教室に隣接してゐる。塾生の生活の資は全部これに依つて賄はれ、原料である唐檜は新義州營林署の好意によつて拂下げをうけてゐる。事業開始より僅か一年そこ〳〵で一萬圓の收益をあげたといふから素晴らしい成績といつてよからう。注文は次から次へと殺到して來るさうだ。從つて塾生各家族一戸當り月收平均は九十圓から百圓にも達し、經濟生活は非常にゆとりを持つてゐる。かつてはマルクスの所謂唯物史觀的人生觀を信奉してゐたかも知れない塾生諸君

第八圖　授産業の狀況（四）

も、產業部の經營實體を自ら管掌するに至つて、果して現在どんな經濟理論を把持してゐるであらうか。

「衣食足りて禮節を知る」はこれ人情、塾生の思想淳化に大和塾產業部の施設が大いに役立つてゐることを見逃すことはできない。この施設は大和塾の特色であると共に、また、大なる强味でないかと思ふ。自己の經營によつて利潤をあげ、その利潤によつて貧しき朝鮮同胞を敎育する。そこには資本主義的なカラクリは全く存在しない。存在するものは、お互ひの物質的にも精神的にもその生活を向上させんとする熱意あるのみだ。これで感激しない塾生はどうかしてゐる。宜なる哉、竹村保護司の爲には命を投げ出すとまで塾生は考へてゐる由だが、打ち割つたところ僞りない心根であらう。

第九圖 塾生及び家族の宮城遙拜

尙ほ、保護司夫人は塾生の主婦に働きかけ、專ら臺所經濟の指導に當つて居られる。家計簿の記入は勿論のこと、その他こまかい家庭經濟についても親切に敎導し、所謂「家を治める」根本觀念を植ゑつけてゐる。要するに新義州大和塾はいはゞ大家族主義生活といつてよからう。

私が尋ねた當日は、丁度大詔奉戴日だつたので、新義州保護觀察所長、田中誠一氏が來塾され、大詔奉戴式が運動場で擧行された。神祠を前にして「晝間生徒」は全部整列し、田中所長の詔書奉讀、訓示があつて、一人の生徒代表が所長の前に進み出て皇國臣民誓詞を先唱する。

からだは頗る小さいのだが、喉筋を立てながら大きな聲をしぼり出すのである。雛が親鷄の眞似をしてゐるやうだ。式後「元氣な子供ですよ」と田中

所長が教へて呉れる。

「今朝三時過ぎ新義州に着きました」と私がいふと、それは惜しいことをした、今朝六時から塾生たちの軍事教練があつたが、それを見て頂きたかつたといはれる。聞けば田中所長は昨晩大和塾に宿泊されて軍事教練に參加し、今日は晝夜二回の奉戴式にわざ〳〵來塾され擧式に當られるのださうだ。實に御多忙の樣である。だが、塾の仕事に非常に興味をもつてゐられるやうで頗る朗らかである。所長がかやうに熱心なため、下の人々も力の入れ甲斐があることゝ思ふ塾の成績にも大いに影響することであらう。明日は龍岩浦にある家政塾の入塾式を擧行する由である。私も御供することにする。

竹村保護司の御厚意に甘えて塾舍に一泊する。翌朝は六時過ぎ起き、塾生全家族と一所に朝の靈氣を全身にうけ宮城遙拜をする。遙拜後T君と今一人の塾生が、昨日中の出來ごとを軍隊式に大きなキビ〳〵した聲で一々保護司に報告する。終つてラヂオ體操である。塾の一日の生活はこれから活潑に初まる。すでに工場にはボツ〳〵人が集り出した。

第十圖　大和家政塾の講師と生徒一同

私は、ふと、並々ならぬ苦勞を荷ふこの思想保護事業の反面には、轉向させ得たら有能な人士をつくり出せるといふ、大きな歡喜と慰安とがあることを思ふ。

社會一般は大和塾の事業を理解して、物的にも心的にも多大の援助を與へてゐること知つてその前途の多幸を祝するものである。

尙ほ、歸任後、京城大和塾を參觀したのだが、編輯の都

合で、本月號に掲載することの出來なかつたのを遺憾とする。この點齋賀保護司の御諒承を願ふ次第である。

大和家政塾

大和塾の龍岩浦支部の事業となつてゐる大和家政塾參觀のため私は竹村保護司夫妻に御別れをし新義州驛に急いだ。驛で田中所長森觀察所書記兩氏と落ち合ひ、龍岩浦行きに乘る。田中所長より平北道會議員と囑託保護司の肩書をもたれる黃原觀河氏を紹介される氏は龍岩浦に居住してゐるがわざ／＼觀察所長を迎へに來られたとか。大和塾の事業には非常な腰の入れ方で特に家政塾の發展の爲には聲援を惜しまない方である。

第十一圖　生花の授業

車中には、大分、水兵服姿の家政塾生たちが乘車してゐた。田中所長はその乙女たちと愉快さうに話し合つたり、

第十二圖　國語の授業

或はいろ〳〵注意したりしてゐる。所長には、塾生がとても可愛いのであらう。

約一時間にして龍岩浦驛に降り、歩くこと二十分餘で家政塾の門をくゞつた。同塾は建坪約五十坪、敷地四百坪の純内地式建物を黄原觀河氏から無償で貸與をうけこれを使用してゐる。落ちついた感じのする建物だが相當古い代物らしい。何れ適當なところに新築は豫定されてゐる。

私共は客間に通され、塾生から小笠原流か何かの式でお茶を出される。塾生は國民學校卒業の半島の女子で去年の七月一日に四十五名入塾さしてゐるが、今日また四十餘名入塾することになつてゐる。修業年限は一ケ年であるが、卒業成績の優秀なものは研究科に殘る道が開かれてゐる。專任講師としては女學校教諭の資格ある良家の内地人のお孃さん四人がこれに當り、日本婦道、國語作法、裁縫、割烹、體操、生花及茶、書道、育兒衛生、音樂の諸科目を毎週三十一時間教へてゐる。尚ほ、觀察所職員、囑託保護司の方々も、授業の一部を受け持たれる。

第十三圖　作法の授業

家政塾は純日本人的生活様式を塾生の頭にしみ込ませそれから自然に日本人的な物の考へ方や觀方にもつて來ようといふのである。

成る程塾生の手になる晝飯を御馳走になつたが、御膳の出し方、給仕のし方など、全く日本人の家庭そのまゝで、お客さん私共の方がかへつて無作法ぐらゐであつた。

午後一時半から筋向ひの龍岩浦警察署の武道場で新入生の入塾式が擧行された。父兄の顏も見へる。黄原道會議員の祝辭中、起居動作すべて純日本人的になつて貰ひたいと諭すあたり家政塾たる本領を發揮して餘蘊がない。生徒數の少いせいか、どこか溫味のこもつた入塾式であつた。

大和家政塾の訪問で、私のあはたゞしい日程は終了したわけだが次に結論として家政塾に對する二三の感想を書かして頂く。

結　語

新義州大和塾の事業については、如上述べたところで大體お判りのことと思ふが、その事業の一である大和家政塾の開設は、最も意義あるものの一つといふべきであらう。内鮮一體深化運動も全人口の半ばを占める婦人の理解がなければ美しい實は結ばない。特に將來家庭の人となる少女達を對象とした所に大いなる意義を見出す。授業科目のうちで、日本婦道について二時間を割いてゐることは注目してよからう。その他日本人的教養を身につける爲の諸科目が、高等女學校のそれよりも多數の時間が割當てられてゐる。と共に情操の涵養に意を用ひてゐることも見逃せない。そしてまた「作法」の四時間によつて日本人的床しさとか、或は日本的美の感念を植えつけやうとする。

元來、禮儀とか作法とかは、人間が美を要求し、調和に憧れる心的作用が、日頃の生活に現はれて、これが人間文化の進展に伴つて漸次に組織されたものと解する。だから禮儀や作法の趣旨に從つて生活し、行動することが、個人的にも、社會的にも最も美であり調和であつて、私共の生活をして最も好ましく美はしく、且つ幸福ならしめるものだ。禮法の要は和を尊しとすといはれてゐる。故に人々がよく調和して、人生を圓滑にし人に好感を與へることが眼目であらう。したがつて朝鮮女性が、日本人になり切る前提としては禮儀作法の習得によつて日本的美の極致を心奥深く味はなねばならない。これを感得することによつてそこにはすでに内鮮人の區別は存をしないであらう。家政塾はこの方針で進んでゐるのである。

作法には、云ふまでもなく、形式的要素と、精神的方面との二つがあるが、家政塾では先づ形式的要素の方らは入つてゐる。禮儀作法の中心は精神的方面にあるのであるから、この方面に對し關係方面の暖い心配りもすでになされてゐることと思ふ。

尚ほ、ここの塾生を内地人の良家庭に約一箇月間行儀見習や手傳ひに出したそうであるが、各家庭から大變喜ばれたとのことである。家政塾は、今では微々たる存在に過ぎぬであらう。そしてまた創設草創の事であるから歴史も傳統も何もない。だが、將來我が朝鮮に於て半島女性の皇國臣民化運動に相當な役割を演ずることを信じて疑はない。「一粒の麥」が次第に稔つて社會に貢獻することを私共は期待すると共に、古來塾には塾風あり、家政塾の塾風を慕つて半島の乙女達が數多馳參ずる日の近からんことをお祈りする。願くば痴人の夢に終らしむること勿れ。

彙　報

鮮滿間二重課税防止施行規則公布（五月五日）

總督府では鮮滿相互の緊密化に伴ひ、朝鮮と滿洲國との間における課税の重複を防止するため取り敢へず本年三月二十四日附官報をもつて所得税等の日滿二重課税防止に關する件を公布し、必要に應じて課税を輕減若くは免除してきたが、四月末總督府で開かれた鮮滿連絡會議の席上、本件に關する具體的取極めが行はれ、五月五日附官報で施行規定が發布、即日實施せられることになつた、右規定の内容に關する水田財務局長談は次の通り

水田財務局長談

朝鮮に住居を有する個人の場合

（一）一時恩給及び之に類する退職給與＝滿洲國に於て支拂を受くる一時恩給、退職給與等に付ては第三種所得税を課税せざることに致しました

（二）營業及び職業の所得＝第三種所得中に滿洲國に於ける營業或は職業より生ずる所得にして同國に於ける事業所得税を課せらるゝものあるときは其の者の第三種所得税より同國の事業所得税相當額（税率百分の十二相當額以內）を控除することに致しました

（三）法人の利益配當又は剩餘金の分配＝第三種の所得中に滿洲國に本店等を有する法人より受くる利益の配當等にして同國における資本所得税を課せられたるものあるときはその者の第三種所得税より同國の資本所得（税相當額税率千分の六相當額以內）を控除することに致しました

（四）法人利益の處分たる賞與＝第三種所得中に滿洲國に本店等を有する法人より受くる利益處分としての賞與あるときは其の者の第三種所得税より同國の勤務所得（税相當額税率百分の二相當額）を控除することに致しました、而して以上の中（二）乃至（四）に依る控除は第三種所得の申告と同時に其の旨所轄税務署長に申請することを要件と致して居ります、從つて所定の申請を爲さゞる場合はたとへ該當事項がありましても控除を受くることは出來ません

朝鮮に本店を有する法人の場合

（一）資産又は營業の所得＝各事業年度の普通所得中に滿洲國に於ける資産又は營業より生ずる所得あるときは當該所得に付ては臨時租税措置令の規定に拘らず所得税令に規定する税率百分の二十一を百分の九としたる場合の差減額に相當する第一種所得税を輕減することに致しました、而して此の輕減を受けんとする法人は第一種所得の申告と同時に滿洲國に於ける資産又は營業より生ずる所得と其の他の所得とを區別したる計算書を添附しその旨所轄税務署長に申請することを要します

（二）法人の利益配當又は剩餘金の分配＝各事業年度の普通所得中に滿洲國に本店等を有する法人より受くる利益の配當等にして同國に於て資本所得税を課せられたるものあるときはその納付したる資本所得税相當額（その金額が配當金額の百分の六を超ゆるときは百分の六に相當する金額）を當該事業年度の第一種所得税額より控除することに致しました、此の控除も第一所得の申告と同時に申請することを要件と致して居ります

◇…内に滿洲國に住居所を有する個人の朝鮮内より生ずる所得に對する朝鮮における課税關係は從前の通りであります

次にこの施行規定は發布の日より施行せらるゝことになつて居りますがその內第三種所得税に付ては昭和十七年分より、第一種所得税及法人臨時利得税に付ては昭和十七年一月一日以後終了する事業年度分又は同日以後の解散又は合併に因る分より適用せらるゝことになつて居ります

◇…而して昭和十七年分の第三種所得税の申告期は既に經過致しましたから本年に限り控除の申請は本令施行の日より十五日以內に爲すことに致して居ります、又法人にして既に第一種所得の申告期を經過して居りますものゝ輕減又は控除の申請は本令施行の日より三十日以內に爲すことに致して居りますから該當事項ある向にありましては期限內に洩れなく申請し輕減又は免除の恩典に浴するやうせられ度いのであります

十九年度より徵兵制施行と決定（五月九日）

（情報局發表）政府は五月八日の閣議に於て朝鮮同胞に對し徵兵制を施行し昭和十九年度より之を徵集し得る如く準備を進むることに決定せり

（情報局總裁談）朝鮮同胞に對し徵兵制を施行せられんことを念願する要望は議會に對する請願、現地よりの報告等に徵するも甚だ熾烈なるものがあり、曩に昭和十三年勅令第九十五號陸軍特別志願兵令を以て志願に依る現役又は第一補充兵編入の途を拓かれ、銓衡に合格した志願兵は現に陸軍部隊で良好なる成績を擧げ時局下の軍務に從事して居る、又支那事變以來內鮮一體の機運は澎湃として興り特に大東亞戰爭勃發を契機とする朝鮮同胞後奉公の至誠は頓に昂揚して居る實情に鑑み玆に徵兵制施行の準備を進むることに關し閣議決定を見た次第である

徵兵制施行に總督談發表（五月九日）

五月八日の閣議に於て『朝鮮同胞に對し徵兵制を施行し昭和十九年度より之を徵集し得る如く準備を進むること』に關し決定を見たる旨政府發表あり、半島統治上正に劃期的一大進展を示すものとして衷心欣びに堪へない次第である、抑々半島は施政以來玆に三十有三年歷代爲政當局者は克く一視同仁の聖旨を奉戴し半島同胞をして名實共に皇國臣民たらしめ內鮮一體たることを以て統治の根幹となし、産業に文化に教育にその他施政各般にわたりこれが、進展向上に努め來れるが、半島同胞亦克く統治の眞精神を理解するに至り爲政當局者の指導の下皇國臣民たるの實を擧ぐべく只管努力し來れる所である、殊に滿洲事變の勃發は半島同胞の國民的自覺を著るしく向上せしめ支那事變の發生は一層これに拍車を加ふる所あり內鮮一體の皇謨を翼賛し奉らんとする半島同胞の愛國的至情は遂に熾烈なる兵役制度實施の要望となりて結集し、政府に於ても之が興望に應へ曩に昭和十三年度より陸軍特別志願兵制度を實施し半島同胞も亦志願によりて國防の重任を分荷し得るの途を拓くに至りたるはなほ世人の記憶に新なる所である陸軍特別志願兵制度は爾來逐年良好の成績を收め採用者數志願者數共に飛躍的増加を示し、昭和十七年度に於ては採用者數四千五百名之に對する志願者數實に二十五萬を超ゆるの狀況なるがこれ等半島志願兵は軍に從ひては陛下の忠良なる股肱として克く一死報

國の赤誠を捧げ中には既に護國の葬と散りて靖國の神と仰がるゝ者あり、又一度鄕に入りては地方の中堅として克く鄕黨後進の指導誘掖に努め眞に皇軍の一員たるの實を示しつゝあり、今次大東亞戰爭勃發以來半島同胞の愛國の至情は更に一大飛躍を遂げ、或は國防獻金に或は軍用諸器材の獻納に戰前に幾倍する銃後奉公の赤誠を披瀝しつゝありて尙統治の恩澤に酬ゆるの途足らざるを嘆じ、眞に內鮮一體內地人同胞と共に擧げて一身を君國に捧げ奉るべく速に徵兵制度を實施せられんことを翹望する者尠からず名實共に皇國臣民として奉公の至誠を致さんとする機運澎湃として半島に漲りつゝある現狀である、今回政府が半島同胞に對する徵兵制施行の方針を決定せる所以も亦實に如上の事實に照し半島同胞が今や崇高なる兵役に服し得るの域に達したるものなることを確認せる結果と認めらる多年の念願容れられて茲に徵兵制實施の一段階に到達し眞に內鮮一體の道に徹し得るに至れる半島同胞の光榮と其の滿足や完に察するに餘りがある、本職また就任以來一にこの日あるを期待し半島同胞の進むべき途は唯一內鮮一體にあることを強く唱道して統治の進展に努め來れる所にして今此の劃期的吉報に接し其の欣び又譬ふべきものなし昭和十九年度を以て第一回の徵集を實施せんことを目途とせるは之諸般の準備に時日を要する故にして本府に於ても今後一層軍と聯携を密にし關係各局部を督勵して之が準備完了に一意專念すること勿論であるが、半島同胞諸君に於ても克く此の光榮ある制度實施の精神を肝に銘じ愈よ精進努力內鮮一體の眞義に徹すると共に益々國民的資質の錬成向上に努め眞の皇國臣民として國防の大任を完遂し得るの日に備へられん事を切望して已まない

俘虜監視に半島青年數千名採用（五月二十二日）

政府は半島同胞に對し徵兵制を施行し昭和十九年度からこれを徵集し得る如く決定、半島統治上劃期的な榮譽を附與したが更に多數の有爲なる半島青年を軍屬として現地に派遣し大東亞戰爭における皇軍の赫々たる戰果により各地に收容中の米英人俘虜の監視に當らせると同時に傲慢不遜なる彼等に日本國民の優秀性を認識せしめる大いなる使命を負荷することに決定、二十二日總督府情報課から次の如く發表された

（情報課發表）　今般陸軍の要求に基き大東亞戰爭に於ける赫々たる戰果に依り各地に收容中の米英人俘虜の監視に從軍せしむるため半島に於ける有爲なる青年數千人を軍屬として採用せらるゝこととなつた、曩には國民徵用令の發動に依り多數の青年が徵用せられて喫緊な政府の事業に從事し、今回又斯る名譽ある職務を負荷さるゝに至つたことは獨り半島に於ける青年の光榮であるばかりでなくの斯くの如き光榮ある責務を擔ふに足る皇國臣民としての資質が其の有るがまゝに認めらるるに至つた結果として朝鮮の大なる榮譽である採用せられた者の任務は單に米英人俘虜を監視するのみでなく、傲慢不遜の彼等に眞に日本國民の優秀性を認識せしめて衷心より日本帝國に對する尊敬の念を抱かしむるやう指導するに在るのであつて其の使命は重く斯る重要な任務に半島に於ける青年が選ばれて從事することは其の責務彌々重大である、と共に朝鮮に徵兵制度を施行する方針の決定せられた今日其の意義極めて深きものがある、應募者に對して黃海、江原以南の各道廳及び關係府郡廳に於て愼重銓衡し採用せられた者に

對しては軍に於て約二箇月間訓練を施した上主として現地（一部は鮮內）に赴任することになるのであるが、其の處遇についても軍に於て充分なる注意を拂ひ種々優遇の途を講ぜられるのである、採用せられた者はよく叙上の精神の存する所を肝に銘じ愈よ精進努力して眞に皇國臣民たるの實を擧げ以て東亜の盟主たる我が帝國の威容を顯現する立派な働きをなしとげられたい、なほ一般國民は斯る名譽を擔つた者に對し兵士に對すると同樣な誠意を以て後顧の憂なからしめ其の責務の完遂に協力せられんことを希望する次第である

日鐵清津製鐵所の火入式（五月二十五日）

告辭　大東亜聖戰下日本製鐵株式會社清津製鐵所第一鎔鑛爐火入式を擧行せらるゝに至りたるは本職の欣快とするところなり、顧るに之で清津製鐵所の建設は茂山鐵山の開發計畫と共に昭和十一年我國鐵鋼政策遂行上國策として決定せられたるものにして爾來着々起業の準備を進め昭和十四年五月建設工事に着手したり工事着手當時は支那事變勃發後約二箇年を經過しをり資材の入手難輸送の不圓滑等幾多の悪しき條件下にも拘らず僅々三年滿たざる期間內に第一鎔鑛爐の火入式を見るに至る建設當局者各位の而不撓不屈の努力の賜にして深く敬意を表すると共に他面朝鮮軍を初めとし關係各方面の絶大なる御援助に對し深甚の謝意を表する次第である、今や皇威を八紘に躍かしめ大東亜建設の重大の時期に際會し而して大東亜戰爭完遂の爲には銃後にありては生産力の擴充殊に鐵鋼の增産は極めて喫緊の要務なり、この秋に當りて大陸前進兵站基地たる朝鮮における清津製鋼所の使命は洵に重且大なりといふべし、希くば關係者各位におかれては其使命の重大さに想を効され我皇軍の燒くが如き炎暑の下或は酷寒の地において重大任務に從事しつゝある將士の辛苦に想を効され今後益々不撓不屈の努力を以てこの使命達成に邁進せられんことを切望してやまざる次第なり、一言所懷を述べて告辭とす

昭和十七年五月二十五日

朝鮮總督　南　次郎

第二十一回鮮展入選者發表（五月二十六日）

美術の粹を競ふ第二十一回鮮展は五月三十一日から靑葉薫る總督府美術館で豪華絢爛の幕を開かれたが五月二十一日搬入を締切り二十三、四、五の三日間に亘り各關係の權威者よりなる鮮展審査員によつて嚴密な審査が行はれ、二十六日次ぎの如く榮ある入選者を發表したが概況は出品總點數一千二百五十七點中榮ある入選は三百三十六點であつた

第一部（東洋畫）百四十一點、入選六十三點（初十四點）▲第二部（西洋畫）九百二十點、入選百九十四點（初五十七）▲第三部（工藝彫塑）百九十六點、入選七十九點（初四十二）で無鑑査、推選の出品は五十一點でこれを昨年度に比べると總點數において七十二點入選總點數では六十點と何れも增加してゐる、更に各部の比較に見ると第一部、第二部、四十四第三部（工藝）二點とそれぐ\增加し、中第三部中の彫塑は五點の減少を見てゐる

南總督大野政務總監辭任さる

南總督、大野政務總監は半島統治史上大きな業績を遺して今般辭任され、半島官民惜

別の情に送られて六月六日南大將夫妻は離城され、大野緑一郎氏夫妻は六月七日退鮮された。尙ほ左の如き退任に際して左の總督談話を發表された。

着任以來足かけ七年間、時日は必ずしも短くはなかつたが、顧みるにまことに多事多難の七年であつた、これを內政的に申せば昭和十一年前代未聞の大水害が南鮮東海岸を襲ひ、暴風と水害のため人畜の被害、家屋の流失、河川の崩壞、船舶の破損沈沒、田畑の流失など損害は極めて大きく爲に侍從の御差遣を辱うし宸襟を惱まし奉つたことは恐懼の至りであつた、越えて十三年には部分的ではあつたが、再び水害を受け殊に中鮮ら北鮮方面にかけて非常な損害を受けた、十四年には大旱害を受け約千萬石の減收を見、再度侍從の御差遣を辱うし恐懼の至りである以上は天災に基くもので已むを得ないとは申せ私共の不德不敏の至すところであり、まことに恐懼の至りである

然れどもこの困難な天災に對しこれを常に克服し得たのは官民協力一致により禍を轉じて福となすの覺悟を以て各自が職域奉公に邁進努力した結果であり、餓死者も出さず經過し得たことは私の衷心より官民に對し感謝するものである

また外政的には支那事變勃發、十三年張鼓峰事件、十六年十二月の大東亞戰爭など古今未曾有の國難に遭遇したのである、然るに御稜威の下、皇軍は常に連戰連勝、半島二千四百萬民衆また一事變の勃發する度に國民思想の向上を來たし愛國の發露、皇國臣民たるの感激といふが如き精神的方面において極めて順調の進展をなしたことは何といつても半島歷史上未だ嘗て見ざるところの喜ぶべき現象であると同時に半島の兵站基地たる使命をよく理解せられ産業、經濟教育なかんづく地下資源の開發諸工業の勃興など異常の進展をなしたことは官民協力の結果と感謝する所である

特に衷心より私の喜ぶのは半島人が皇民たることを心から認識してゐることで、これは半島人竝に半島のため大いに歡喜すべきことである

皇民たらんとするの精神は日と共に深まりつゝあり、日常生活にも深刻に培養せられ遂に五月九日を以て徵兵令施行が閣議決定、上奏御裁可を得たのは一に半島人の皇民たることを認められたものであるを信じ慶祝するものである、着任以來足かけ七年、一意專念至誠を以て半島統治の根本である內鮮一體を、皇民鍊成に努力したのであるが不敏不德何等業績を擧ぐることが出來ず恥ぢ入つてゐる、內政的には天災あり外政的には事變戰爭あり半島は東亞共榮圈の指導者たる位置を恥かしめずに來たことは御稜威の下半島官民の協力により私の不敏を償つて吳れたものと感謝してゐる

今や更迭の恩命を拜し感慨無量なものがあり深く天恩を感謝すると共に半島各位に御禮を申述べるものである

後任に小磯大將を迎へたことは非常に私の喜ぶところで、半島のためにも幸福であると思ふ、大將は朝鮮軍司令官として三年の永きに亙り職務を盡され半島のことは總て知り盡してゐる、加ふるに大將は平戰兩時においても艱難なる時局を最も有利に切り拔けられた人であり、政治方面でも二回に亙つて拓務大臣として經驗がありゆくところ可ならざるはなしといふ武人であつて政治家である、今や朝鮮全土長期戰に入るに先立つて內容充實、皇民となる半島民の指

導に敢爲な人を要する時にこゝに理想的人物を得たことは私も安心して半島を去り得る次第で、何れにしても喜ばしい次第である、

ことにこの際の更迭に依り人心を新にする要ありと私も感じてゐる故に大將の如き有爲果斷なる人がその職に當られることを何よりも喜ぶものである。

新總督總監情報局より發表さる

南總督大野政務總監の辭任に伴ふ後任總督總監は五月二十九日情報局より左の如く發表された。

陸軍大將正三位勳一等功二級　小磯國昭
任朝鮮總督

正三位勳三等　田中武雄
任朝鮮總督府政務總監

十五年末の鮮內會社動態

殖產局商工課調査＝昭和十五年における鮮內に本店を有する會社の動態は會社總數二千百六十一社公稱資本金（または出資額）二十一億六千五百八十六萬四千圓拂込資本金または出資額十五億九千三百七十萬三千圓で前年同期に比し、社數四百二十七社の減少を示し公稱資本金は九千五百三十七萬四千圓拂込資本金二億千二十八萬四千圓、と前年同期より各增加で、社數が減少してゐるにも拘らず資本金は却つて著增を示してゐることは戰時下資本集中が强化されつゝあることを立證するものとして注目される

同年中の業績をみると利益金一億五千三十萬七千圓、損失金七百九十三萬三千圓にして前年同期に比し利益金三千一萬千圓を增加し損失は百二十九萬圓の減少を示し頗る好調で同期中積立金が二億五百七十九萬三千圓と前年より三千四百六十二萬圓を增加したのと相まつて好景氣浸潤により全面的に內容の充實向上を示してゐる、このほか同期末內地に本店を有し朝鮮に支店を有する社數は百六十八社、公稱資本金（または出資額）二十五億九千九十六萬千圓拂込資金または出資金は十九圓三千六百八十六萬九千圓を示し外國に本店を有し朝鮮に支店を有する社數は十二社公稱資本金圓系五千二百三十萬圓ドル系二千五百萬ドル、拂込資本金二十九百二萬圓二千五百ドルである。なほ鮮內本店會社の道別分布狀況は京畿道の十五億四十五萬七千圓（六・九三％）が斷然他を壓し第一位で咸南、慶南がこれにつぎ忠北の二百七十八圓（〇四・％）が最下位である、さらにこれが業種別公稱資本金內譯を見ると次の如し（單位十圓）

業種	資本金	％
工業	五七三、一一九	二六・五％
電氣	四四〇、八三三	一〇・三
鑛業	三四四、五五二	一五・九
運輸	二二九、五三一	一〇・六
金融	一七二、五八三	八・〇
商業	一六二、九八〇	七・五
農林	一三一、二二五	六・一
水產	一七、三七五	〇・八
保險	五、五〇〇	〇・二
其他	八八、一六二	〇・一
合計	二、一六五、八六四	一〇〇・〇

對內地供出米頗る好調

農林局調査＝四月中の鮮米移出高は百六萬三千四百八十七石にして前月に比し二十四萬四千六百三十四石すなはち二割の著增を示し對內地供出はすこぶる順調であるまた十一月以降移出高累計は三百三十四萬七千五十石に達し本年移出豫定量八百萬石の四割强の移出を完了したわけであるなほ四月中の移出高著增は輸送强調期間中に輸送を米穀その他に重點的に集中したのと機帆船の動員とによる輸送力の增强に原因する

日誌

（自昭和十七年四月十六日　至昭和十七年五月十五日）

四月十七日　府令第百二十七號を以て朝鮮と帝國の占領地香港（九龍を含む）この間に發着する郵便物の取扱に關しては朝鮮と內地、臺灣、樺太、南洋群島及關東州間郵便規則の規定を準用と決定す。

府令第百二十八號を以て、當分の間帝國の占領地たる南方諸地域に在留する帝國臣民に發着する郵便物の取扱に關しては朝鮮と內地、臺灣、樺太、南洋群島及關東州間郵便規則の規定を準用と決定す。

四月二十三日　勅令第四百三十二號を以て朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所官制中改正公布即日實施す。

四月二十七日　府令第百三十一號を以て防空監視隊規則制定公布即日實施す。

府令第百三十二號を以て防空從事者扶助規則公布即日實施す。

五月二日　府令第百三十五號を以て大正十一年府令第三十八號（大正十一年制令第二號に依る指定供託所）中改正即日實施す。

五月五日　府令府令第百三十六號を以て、昭和十七年制令第二十三號（所得稅等の日滿二重課稅防止）施行に關する件制定公布即日實施　。

五月六日　府令第百三十九號を以て、昭和十七年法律第三十四號附則第四條の規定に依り更生すべき扶助料中朝鮮總督の管掌に係るものゝ更生手續制定公布、即日實施す。

五月九日　府令第百四十號を以て臨時家族手當支給規則改正公布。

五月十一日　府令第百四十一號を以て朝鮮映畫令施行規則中改正即日實施す。

五月十五日　勅令第四百八十五號を以て朝鮮總督府家畜衞生研究所官制公布、即日實施す。

中等教員　滑空訓練實施

十五日から五十日間

朝鮮國防航空團本部では學務局、遞信局、後援のもとに六月十四日から五十日間京城飛行場で十七年度第二回鮮內中等學校教員滑空機訓練講習會を開催、航空團本部より赤木航空官ほか二名の講師及び村上一級滑空士ほか五名の教官が指導員となつて毎日午前八時から午後五時まで訓練指導に當るが各中等學校中滑空機教授施設の出來てゐない學校を對象とし主として初心の教員に滑空の知識と技術を吹き込む。

編輯を終へて

國家總力をかたむけての大東亞戰爭中、美術問題をとりあげるのは、どうかと一般からは考へられるかもしれぬが、これに就ては次の樣に考へたい。

○

今次の戰爭は、決して短期間を以て結末を告げるとは思はれぬ。相當長期を覺悟しなければならぬ。從つて日常生活上に於ても窮屈困難が豫想されるのである。

○

戰爭に勝ちながら、銃後の人心が荒れすさんだ爲に、倒れた例は前歐洲大戰にも見られるのである。人心の荒れすさぶほど恐ろしいものはない。人の心は理論だけでは動かない。

○

内面からの潤ひと光とかなければ人の心は本然の働きをしない。こゝに藝術が尊ばれる所以がある。長期戰を豫期してゐる今日、特にその重要性は加重されるのである。

○

私共は更に一歩進んで藝術精神を强調したい。藝術精神とは、物を味ふ心、物を愛する心、物の中からそのよさを發見する心であると解する。

○

そこに生活についての心の落ちつきと、潤ひと、光と、希望とを見出す。苦痛を味ふことによつて、その苦痛を客觀化する。そしてその苦痛を乘りこえて前進させる。窮乏の生活に入るも絶望に追ひこまない。心のゆとりがそこに生ずる。かく觀ずるとき、藝術精神は宗教と同じく人を救ふものだ。

○

矢鍋總力聯盟文化部長より、いつもながら文學的香りの高い玉稿を頂いたことを喜ぶ。「美」に對する人間の本質的欲求から說き起され、朝鮮美術の在り方について示唆されてゐる。

○

審査員評のうちで、彫塑部の内藤伸氏が、歐洲作品の傾向を無批判的に追從すること戒めてゐる點は、特に牢記されねばならない。どの國も、藝術作品に對し、獨自の表現をもたねばならない。若し貧弱な表現しか有たなかつたとするならば、その國民の生活が、それだけ獨立性のないことを告げるものだ。

○

自然は特殊な土地を私共に贈り、特殊な氣候を授け、特殊な歷史を有たせ、特殊な風習を與へた。もし、こゝから獨自のものを產まないならば、それは自然の意志に反すると云へやう。

昭和十七年五月二十八日印刷
昭和十七年六月　一　日發行

發行人　朝鮮總督府總督官房文書課長
發行所　朝鮮總督府
京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地
印刷人　吉村守雄
京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地
印刷所　朝鮮印刷株式會社